



IUK
THE INTERNATIONAL
UNIVERSITY
OF KAGOSHIMA

2019年度

学 生 便 覧

鹿児島国際大学

校 歌

土井 晚 翠 作 詞

岡 野 貞 一 作 曲

♩ = 108

ダイ ナ シュウ ヲ ウ ミ ナ セ ル コ
に は に そ び ゆ ー ャ ャ カ リ ー じ ゅ ー

コ サ ツ ナ ノ ウ マ シ サ ト ナ
か り も う れ し う み の そ と ま

ミ ノ ア ナ タ ニ サ ク ラ ジ マ ク
な び の ま ど の あ け く れ に し

モ ノ カ ナ タ ニ タ カ チ ホ ヲ ナ ガ
こ ん し ょ う さ い き た ー え あ げ や が

ム ー ル サ ト ニ ワ ガ ボ コ ウ
て ー の ゆ う ひ こ こ ろ め む

校 歌

土井 晚 翠 作 詞
岡 野 貞 一 作 曲

一、大南州を産みなせる

ここ薩南の美し郷

波のあなたに桜島

雲のかなたに高千穂を

眺むる郷に我が母校

二、庭に聳ゆるユーカリ樹

ゆかりも嬉し海の外

学びの窓のあけくれに

士魂商才鍛えあげ

やがての雄飛心せむ

三、「天を敬い人を愛ず」

その筆跡を城山に

留めし偉人また歌ふ

「雪に耐へては梅の花

霜に染みては紅葉よ」と

四、不朽の言葉青春の

盛の今に胸にして

日々向上の道の上に

進め進まんああ健児

励め励まんああ健児

目 次

I. 学長あいさつ	1
II. 学 年 暦	2
III. 本学の沿革	4
IV. 津曲学園の沿革	4
V. 鹿児島国際大学の教育方針（3つのポリシー）	6
VI. 学生生活のあんない	
1. 鹿児島国際大学学生心得	19
2. 学生生活関係事務 〔各部局の事務分掌・事務取扱時間〕	21
3. オリエンテーション 〔クラス担任制〕	26
4. 学生証・学生調書・写真登録カード	27
5. 学生に対する伝達	29
6. 各種願出・届出	30
7. 証明書等発行 〔発行証明書の種別・本人, 代理人による証明書発行手続き・証明書自動発行機取扱時間〕	33
8. 学費納入 〔納入方法・滞納・学費等納入金〕	35
9. 通学と旅行 〔通学定期券・学割証・海外への渡航・スクールバス・自動車, バイク通学・車両登録〕	39
10. 奨学金制度 〔日本学生支援機構〕 〔鹿児島国際大学特待生・鹿児島国際大学特別奨学生〕 〔緊急の事情等により修学困難な在学する学生に対する学費等減免制度〕 〔検定資格取得者に対する授業料減免制度〕 〔鹿児島国際大学同窓会奨学財団〕 〔その他の奨学金制度〕	43
11. 学生生活上の相談 〔学生相談室〕 〔留学生支援室〕	46
12. 福利厚生施設 〔ユウカリ会館・大学食堂・オープンカフェ・学生ホール・合宿研修所の案内及び使用上の注意等〕	48
13. 健康管理 〔保健室〕 〔定期健康診断〕 〔在学中の保険：学研災・学研賠・付帯学総〕	52
14. 施設の利用・案内 〔フィールドハウス・附属図書館・地域総合研究所・情報処理センター〕 〔カフェテリア室・教室等・音楽練習室〕	54

15. その他学生生活上の留意事項	59
〔喫煙・飲酒・携帯電話等の使用マナー・研究室等の訪問マナー・諸マナー〕	
〔遺失物と拾得物・盗難被害・アルバイト 他〕	
〔寮・下宿・アパート生活について〕	
VII. 進路（就職等）について	63
VIII. 課外活動	
1. 課外活動とは	67
〔課外活動の目的・意義・課外活動に関する規程と手続き・課外活動の時間等〕	
〔課外活動施設・部屋使用内規・部屋使用心得〕	
2. 学友会について	72
〔学友会の機関・サークル紹介〕	
IX. 大学院生への案内	
1. 奨学金制度	75
X. 教員及び主な担当科目	77
XI. 鹿児島国際大学学則及び諸規程	
1. 鹿児島国際大学学則	89
2. 履修に関する規程	
経済学部履修規程	119
福祉社会学部履修規程	136
国際文化学部履修規程	153
3. 試験に関する規程	
試験施行細則	175
追試験施行細則	177
不正行為に関する処置規程	178
再試験施行細則	179
4. 教職・資格に関する規程	
教職課程履修規程	181
特別支援学校教員養成課程に関する履修規程	213
教職課程履修細則	215
国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する履修規程	220
司書課程に関する履修規程	221
司書教諭課程に関する履修規程	223
社会福祉士国家試験受験資格に関する履修規程	224
ソーシャルワーク実習の実習費に関する規程	226
精神保健福祉士国家試験受験資格に関する履修規程	227
精神保健福祉援助実習の実習費に関する規程	230
介護福祉士養成に関する履修規程	231
保育士養成課程に関する履修規程	235
学芸員の資格課程に関する履修規程	240

日本語教員養成課程に関する履修規程	242
日本語特別プログラムに関する履修規程	244
5. 既修得単位の認定及び単位の授与に関する規程	247
6. 他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する規程	249
7. 鹿児島国際大学における大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	251
8. 単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程	257
9. 転学部・転学科に関する規程	259
10. 科目等履修生に関する規程	261
11. 特別科目等履修生に関する規程	263
12. 聴講生規程	265
13. 鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)に関する協定書	267
14. 「大学地域コンソーシアム鹿児島」に関する協定書	269
15. 鹿児島国際大学外国人留学生規程	271
16. 鹿児島国際大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程	275
17. 学費等減免規程	
HONORS特待生入学試験に関する規程	277
入学試験成績優秀者の学費等減免規程	278
経済的理由等により修学困難な者に対する学費等減免規程	279
経済的理由により修学困難な在学する学生に対する学費等減免の継続に関する細則	281
緊急的事情等により修学困難な在学する学生に対する学費等減免に関する細則	282
検定資格取得者に対する授業料減免規程	283
検定資格取得者に対する授業料減免に関する細則	284
18. 学生生活に関する規程	
特待生に関する規程	285
特別奨学生に関する規程	287
特別奨学生に関する細則	289
特別奨学生(学部留学生)に関する規程	291
特別奨学生(学部留学生)に関する細則	293
鹿児島国際大学学生国外留学規程	294
鹿児島国際大学学生国外留学規程施行細則	296
除籍及び復籍に関する規程	297
再入学に関する規程	299
鹿児島国際大学学生相談室規程	301
鹿児島国際大学におけるハラスメントに関する規程	303
鹿児島国際大学学生懲戒規程	305
鹿児島国際大学附属図書館利用規程	307
鹿児島国際大学情報処理センター利用規則	309
鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設規程	310
鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設規程細則	312
鹿児島国際大学合宿研修所規則	314
ユース会館使用規則	316
女子学生寮規程	317
鹿児島国際大学国際交流会館規程	320

楽器借用規則	324
音楽練習室使用規則	324
音楽学科学生演奏会主催および出演規則	324
鹿児島国際大学学友会会則	325
鹿児島国際大学学友会選挙規則	333
台風等非常時における授業・学期末試験等の取扱いに関する申合せ	335

XII. 鹿児島国際大学大学院学則及び諸規程

1. 鹿児島国際大学大学院学則	337
2. 大学院履修に関する規程	
鹿児島国際大学大学院履修規程	355
鹿児島国際大学大学院学位規程	362
大学院科目等履修生に関する規程	381
大学院聴講生に関する規程	383
大学院研究生に関する規程	385
大学院委託生に関する規程	387
大学院特別聴講学生に関する規程	389
大学院特別研究学生に関する規程	391
鹿児島国際大学大学院長期履修制度に関する規程	393
鹿児島国際大学大学院外国人留学生規程	395
鹿児島国際大学大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程	398
鹿児島国際大学大学院生国外留学規程	399
鹿児島国際大学大学院生国外留学規程施行細則	401
鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会規程	402
3. その他留意事項	
「教育研究倫理審査委員会規程」について	405
大学院履修指導	406
修士学位請求論文の作成および提出について	407
博士学位請求論文の作成および提出について	407
学位論文（修士・博士）審査基準	408

《付 録》

校舎等建物平面略図	409
校舎等建物配置図	429

I . 学長あいさつ

II . 学 年 暦

III . 本 学 の 沿 革

IV . 津曲学園の沿革

V . 鹿児島国際大学の教育方針(3つのポリシー)

I. 学長あいさつ



鹿児島国際大学
学長 大久保 幸 夫

本学は1932年に九州の私学としては初めて設立された経済商業関係の高等教育機関、鹿児島高等商業学校をその前身とし、現在では経済学部、福祉社会学部、国際文化学部の三学部と其々の学部大学院研究科を有する南九州随一の人文系の総合大学です。時代とともに、大学院や学部・学科の構成、講義の内容などは変遷していきませんが、創立以来80年余り一貫して変わらぬ建学の趣旨（理念）は、「国際的感覚を身に付けつつ、地域社会に貢献する人材を育成する」ことです。

交通や情報ネットワークの進展により、地域と世界の距離は急速に縮まっています。外国からの留学生も多数入学している本学では、経験豊富な教員が様々な観点から国際社会で対応できる基礎力の習得に力を注いでいます。一方、どのように国際化が進展しても、地場産業の振興や青少年の育成、社会で助け合うシステムなど地域が解決すべき課題は変わりません。本学では地域社会が必要とする人材、つまり保育から幼児教育・小中高教育に携わる指導者、地域経済を支える経営者・社会人、福祉社会を支える支援者・指導員の養成・育成に努めています。

本学の魅力は県内外に散らばる6万人近い卒業生（短大部を含む）のネットワークと多岐にわたる就職先です。皆さんにとって最も重要である進路設計については、これら先輩たちの導きに加え、入学時よりキャリアデザイン科目を設定し、インターンシップやフィールドワーク、演習（ゼミナール）、進路別指導など、就業力の充実を図っています。

本学のもうひとつの魅力は豊かな学生生活。自然溢れる広々としたキャンパスや豊富な蔵書と寛げるスペースを有する図書館、友との語らいの場となる学食やコミュニケーションスペースは、バラエティあふれる沢山のサークルでの活動と相まって、皆さんの楽しいキャンパスライフを彩ってくれるでしょう。

私たちのモットーは「スチューデントファースト」。学びたいと胸を躍らせ、眼を輝かせて本学の門をくぐる皆さんが求める夢の実現のために何ができるかをつねに一番に考え、全力でサポートに当たります。

Ⅱ. 学 年 暦

2019年度学年暦【学部】

前 期							後 期						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30					27	28	29	30	31		
			1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29	30
						1	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				
30													
	1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30	31				26	27	28	29	30	31	
				1	2	3							1
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31				

記 号

- ☐ オリエンテーション ☐ 祝日・休日(又は振替休日)
☐ 日曜・長期休暇・振替・センター試験等
☐ 学期試験 ☐ 補講日 ☐ 祝日・振替休日の授業日

授業時数

	月	火	水	木	金	土
前期	15	15	15	15	15	15
後期	15	15	15	16(注)	15	15

(注)後期の授業時数は、推薦入試(木曜日予定)に伴う休講日を含む。
 ※補講時間：水曜日の5限(5月22日を除く)、土曜日の3-4限

2019年度学年暦【大学院】

前 期							後 期						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30					27	28	29	30	31		
			1	2	3	4					1	2	
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29	30
						1	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				
30													
	1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30	31				26	27	28	29	30	31	
				1	2	3						1	
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31				

記 号

- ☒ オリエンテーション ☒ 祝日・休日(又は振替休日)
☒ 日曜・長期休暇・振替・センター試験等
☒ 学期試験 ☒ 補講日 ☒ 祝日・振替休日の授業日

授業時数

	月	火	水	木	金	土
前期	15	15	15	15	15	15
後期	15	15	15	16(注)	15	15

(注)後期の授業時数は、推薦入試(木曜日予定)に伴う休講日を含む。

※補講時間：水曜日の5限(5月22日を除く)、土曜日の3-4限

Ⅲ．本学の沿革

本学の前身は津曲学園の創立者故津曲貞助氏が、南九州の実業界を始め各界多年の要望に応じて、昭和7年4月に設立した鹿児島高等商業学校である。当時九州には経済・商業関係の高等教育機関としては官立の九州帝国大学法文学部、長崎高等商業学校、大分高等商業学校があったが、本学園の鹿児島高等商業学校は私学として九州では最初のものである。

その後鹿児島経済専門学校と改称、昭和25年の学制改革にあたり、鹿児島商科短期大学となったが、昭和35年4月地域社会の要請に応え、鹿児島経済大学となり経済学部が設置された。創立50周年を機に昭和57年4月社会学部を増設、平成11年4月大学院経済学研究科（修士課程）を、平成12年4月には国際文化学部を開設すると同時に大学名を鹿児島国際大学と改めた。平成13年4月には社会学部を福祉社会学部、産業社会学科を現代社会学科と改称し、児童学科を増設、大学院福祉社会学研究科（修士課程）・大学院経済学研究科（博士課程）が開設された。平成16年4月に国際文化研究科（修士課程）を開設し、学部全てに大学院が揃うことになり、より高度な教育・研究を行う体制が整った。

更に平成18年4月に経済学部地域創生学科、平成19年4月に大学院福祉社会学研究科（博士課程）・大学院国際文化研究科（博士課程）、平成22年4月に国際文化学部音楽学科を開設した。平成23年4月には経済学部経営学科と地域創生学科を経営学科へ、国際文化学部言語コミュニケーション学科と人間文化学科を国際文化学科として改組し、新たな一歩を踏み出した。

津曲貞助氏は南九州における学園創立の理念を「東西文化の融合」においた。詩人土井晩翠はそれを、「庭に聳（そび）ゆるユーカリ樹 ゆかりも嬉（うれ）し海の外 学びの窓のあけくれに 士魂商才鍛（きた）えあげ やがての雄飛心せむ」と校歌に謳う。本学は、学生たちが時代と地域の課題にいどむ実践的能力を身につけることを、教育の目標にしており、鹿児島高等商業学校からの60,000名を超える卒業生は全国各界で活躍している。

Ⅳ．津曲学園の沿革

大正11年12月	津曲学園建学趣旨発表
12年1月	鹿児島高等女学校設置認可
15年6月	同校専攻科設置認可
昭和3年11月	鹿児島中学校設置認可 財団法人鹿児島津曲学園設置認可
4年2月	鹿児島高等家政女学校設置認可 鹿児島幼稚園設置認可
7年3月	鹿児島高等商業学校設置認可
7年9月	津曲学園本部設置（加治屋町）
13年4月	鹿児島集成工学校設置認可
19年4月	鹿児島集成工学校 生徒募集を中止
19年4月	鹿児島高等商業学校を鹿児島経済専門学校と改称
20年6月	鹿経専、鹿高女、家政女、鹿幼稚園、学園本部戦災により焼失
20年8月	鹿中戦災により焼失
23年4月	学制改革により鹿中、鹿高女、家政女が合併して津曲学園高等学校となる
25年4月	鹿児島経済専門学校が鹿児島商科短期大学に昇格
	津曲学園高等学校を鹿児島高等学校と改称

26年 3月	学校法人津曲学園設置認可（組織変更）
昭和35年 1月	鹿児島経済大学経済学部（経済学科）設置認可
40年 1月	鹿児島経済大学経済学部（経営学科）設置認可
40年11月	鹿児島経済大学新校舎用地を谷山笠松台地に確保，建設に着手
41年 9月	鹿児島経済大学，市内永吉町より新校舎（市内下福元町）に移転 授業開始
42年 1月	鹿児島短期大学（教養科・音楽科）設置認可
43年 4月	鹿児島経済大学経済学部（経済学科・経営学科）定員変更
43年 9月	鹿児島短期大学専攻科（教養専攻・音楽専攻）設置認可
45年 1月	鹿児島短期大学児童教育学科設置認可，教養科を教養学科と改称
45年 3月	鹿児島幼稚園設置認可（鹿児島市下福元町慈眼寺団地）
57年 1月	鹿児島経済大学社会学部（産業社会学科・社会福祉学科）設置認可
57年12月	鹿児島中学校設置認可
平成元年 4月	鹿児島短期大学専攻科（児童教育専攻）設置認可
3年12月	鹿児島経済大学の期間を付した臨時定員増認可
10年12月	鹿児島経済大学大学院経済学研究科（地域経済政策専攻）修士課程設置認可
11年12月	鹿児島経済大学国際文化学部（言語コミュニケーション学科・人間文化学科）設置認可
12年 4月	鹿児島経済大学を鹿児島国際大学と改称
12年 4月	鹿児島短期大学教養学科を情報文化学科と改称
12年 9月	鹿児島国際大学社会学部児童学科設置認可（鹿児島短期大学児童教育学科改組）
12年10月	鹿児島国際大学経済学部（経済学科・経営学科）定員変更認可
12年10月	鹿児島国際大学社会学部（産業社会学科・社会福祉学科）定員変更認可
12年12月	鹿児島国際大学大学院経済学研究科（地域経済政策専攻）博士後期課程設置承認
12年12月	鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科（社会福祉学専攻）修士課程設置認可
13年 4月	鹿児島国際大学社会学部を福祉社会学部，産業社会学科を現代社会学科と改称
13年 4月	鹿児島短期大学を鹿児島国際大学短期大学部と改称（鹿児島国際大学に移転）
15年11月	鹿児島国際大学大学院国際文化研究科（国際文化専攻）修士課程設置認可
17年 7月	鹿児島国際大学経済学部地域創生学科増設を届出 経済学部（経済学科・経営学科）定員変更届出
18年11月	鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科（社会福祉学専攻）博士後期課程課程変更認可 国際文化研究科（国際文化専攻）博士後期課程課程変更認可
21年10月	鹿児島国際大学国際文化学部（音楽学科）設置認可（鹿児島国際大学短期大学部音楽科改組）
22年 4月	鹿児島国際大学国際文化学部（国際文化学科）設置届出（言語コミュニケーション学科と人間文化学科を改組転換） 経済学部（経営学科）定員変更届出（経営学科と地域創生学科を改組転換） 福祉社会学部（現代社会学科・社会福祉学科・児童学科）定員変更届出 鹿児島国際大学短期大学部情報文化学科定員変更届出
23年 4月	鹿児島国際大学経済学部経営学科（経営学科と地域創生学科を改組）再編 国際文化学部国際文化学科（言語コミュニケーション学科と人間文化学科を改組）再編
26年 8月	鹿児島国際大学短期大学部廃止認可



V. 鹿児島国際大学の教育方針(3つのポリシー)

大学全体

鹿児島国際大学の基本理念

本学は、「東西文化の融合」「地域社会への貢献」の建学の精神の下に、次のとおり基本理念を定めています。

- 国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材を育成します。
- 地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材を育成します。

鹿児島国際大学の目的

本学は、鹿児島の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、社会科学及び人文科学に重きを置く学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与する人材を養成することを目的としています。

教学ミッション

本学は、基本理念及び目的を達成するために、教学ミッションとして、「意思形成能力」と「コミュニケーション能力（意思伝達能力）」を向上させる取組みに注力します。

ディプロマ・ポリシー

鹿児島国際大学は、基本理念及び目的を達成するため、教学ミッションに基づいた教育を行い、厳正な成績評価のもと、卒業に必要な所定の単位を修め、各課程教育により、次の能力を備えた学生に学位を授与します。

(知識・技能)

- 専門分野で修得した知識・経験を総合的に応用し、主体的に課題の解決に取り組む能力（課題探求能力と問題解決力）を身に付けている。

(思考・判断・表現)

- 豊かな社会生活、職業生活を送る上で必要な意思形成能力と意思伝達能力を身に付けている。
- 知識や経験を積極的に活用し、的確に判断する能力を身に付けている。

(関心・意欲・態度)

- 新しい知識や経験に積極的な関心を抱き、自ら学び続けようとする意欲がある。
- 幅広い視野に基づいて他者を尊重し、多様な文化を理解することができる。

カリキュラム・ポリシー

鹿児島国際大学は、基本理念、目的及びディプロマ・ポリシーを達成するために次の方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成・実施し、教学ミッションに基づいた教育を行います。

- すべての学生に提供する「共通教育科目」と、各学部学科に設置する「専門教育科目」との接合に力を注ぎ、教養と専門知識・技術とを幅広く身に付けるために、それぞれの学部・学科の教育目的にあわせて科目を体系的に配置します。
- カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。
- 外国語による授業の配置、短期・長期の留学機会の確保、海外でのインターンシップの実施などの方策によって、国際社会で必要な技能・教養を養成します。
- 教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習(ゼミナール)を配置します。
- 学生が地域社会との関わりを通じて成長できるフィールドワークやインターンシップに関する科目やプログラムを設けます。
- 厳正かつ公平な成績評価を保証するためにGPA制度を実施するとともに、履修した科目の学修を確実に進めるように履修登録単位数の上限設定制度を設けます。
- 教育課程の適切性や学生の学修成果についての評価指標を定めるとともに、教育方法等について検証・改善を行います。
- 教職員の教育技能を高める一連のFD・SD活動を行います。
- 多様な学習歴を持つ学生が自立した社会人として自主的に考え学ぶ力を身に付けられるよう、キャリアデザイン教育を充実させるとともに、アクティブ・ラーニングを推進します。

アドミッション・ポリシー

鹿児島国際大学は、基本理念、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。また、そのために志願者の能力と適性を多面的・

総合的に評価する多様な選抜方法を定め、実施します。

(知識・技能)

○大学教育を受けるのに必要な高等学校の教育課程を修得している人。

○高等学校までの「国語」「英語」などの学びを通じて、聞く・話す・読む・書くに関する基礎的内容を身に付けている人。

(思考・判断・表現)

○身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。

○他者を尊重し、豊かな人間関係をつくる意思のある人。

(関心・意欲・態度)

○社会が培ってきた文化や社会の将来に関心のある人。

○チャレンジ精神を持ち、困難なことに取り組む意欲のある人。

○地域社会及び国際社会の発展に寄与する意欲のある人。

経済学部

経済学部の目的

経済学部は、経済及び経営に関する専門的な教育研究を行い、理論だけでなく実践的な知識と技能を備え、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

経済学部では、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

○経済や経営に関する理論、歴史、政策、実践などに関する的確な基本的知識を身に付けている。

○日本経済や国際経済に関する基礎知識を修得し、現代社会を生き抜く力を身に付けている。

(思考・判断・表現)

○経済や経営、地域社会などの出来事や問題における課題を見いだし、その解決方法を提示することができる。

○他人の意見を聞き、自分の考えを適切に表現して他の人に正確に伝え、社会の中で人々と協力しながら、問題を解決することができる。

(関心・意欲・態度)

○経済や経営、地域社会などの出来事や問題に関心を持ち、それらを自らに関係することとして捉えることができる。

カリキュラム・ポリシー

経済学部は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○1～2年次には、専門教育への円滑な移行に必要な基礎学力を強化するために、全学共通の共通教育科目を配置します。新入生ゼミナールでは「大学での学び」について指導し、人文・社会・自然・地域志向の科目や外国語・健康科学の科目では幅広い教養と豊かな人間性を育みます。

○2年次からは専門教育科目を配置します。一部は1年次から履修可能です。基本的な専門科目の修得を前提にして、経済学科では「日本経済」及び「金融・国際経済」の2領域に属する諸科目を配置します。経営学科では「組織マネジメント」と「会計」を2つの柱とし、これに加えて「情報」や「地域ビジネス」などの領域を設け、諸科目を系統的に配置します。

○1年次から4年次の各学年において、教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習（ゼミナール）を配置します。

○現場や地域社会での実践を体験しながら学べる、国内外でのインターンシップやフィールドワークなどの実習科目を設けます。

○卒業後を見据え、キャリアデザイン教育を充実させます。キャリアデザイン科目により、自立した社会人として経済について考え、行動する力を養成します。

アドミッション・ポリシー

経済学部は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

○経済学部の教育を受けるのに必要な高等学校の教育課程を修得している人。

(思考・判断・表現)

○身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。

(関心・意欲・態度)

- 地域・日本・世界における経済社会の動向に関心を持ち、これを専門的に学ぶ意欲のある人。
- 経済や経営に関する知識を身に付け、役立てたいと考えている人。
- 地域に愛着を持ち、地域社会の発展に貢献したいと考えている人。

【経済学科】

経済学科の目的

経済学科は、経済に関する専門的な教育研究を行い、経済情勢の分析能力と総合的な判断力を備え、国際化・情報化が進む現代社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

経済学科は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

- 経済学の理論・歴史・政策について、その基本をマスターしている。
- 日本経済や国際経済に関する基礎知識を修得し、現代社会を生き抜く力を身に付けている。

(思考・判断・表現)

- 経済分析能力を活用して、問題解決方法を提示することができる。

(関心・意欲・態度)

- 経済学の専門性を生かして、社会貢献に役立てることができる。
- 経済社会を的確に認識し、課題の探究や解決に粘り強く取り組むことができる。

カリキュラム・ポリシー

経済学科は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- 共通教育科目により、経済学を学ぶための能力を磨きます。具体的には、人間の社会や自然についての幅広い知識や考え方を学び、外国語を学び、さらに情報処理技術を身に付け、豊かな人間性を育みます。
- 専門教育科目は、主に2年次から配置しています。経済学の柱は理論・歴史・政策です。これらの柱に沿って、全員が経済学の基本を学びます。
- 専門教育の基本科目と並行して、応用科目において、日本経済及び金融・国際経済の理論と実際を学びます。
- 1年次から4年次の各学年において、教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習（ゼミナール）を配置します。
- 実践力を養成するため、経済調査実習などの実習科目を設けます。
- 卒業後を見据え、キャリアデザイン教育を充実させます。キャリアデザイン科目により、自立した社会人として経済について考え、行動する力を養成します。

アドミッション・ポリシー

経済学科は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

- 経済を学ぶための基礎的な能力（読む力、書く力、考える力）を備えている人。

(思考・判断・表現)

- 身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。

(関心・意欲・態度)

- 自分の暮らしている社会の経済に関心のある人。
- 自分の身のまわりの人々の暮らしを良いものにしたいという意欲のある人。
- 経済の仕組みを理解したいという意欲のある人。

【経営学科】

経営学科の目的

経営学科は、経営や地域創生に関する専門的な教育研究を行い、企業経営及び地域再生・活性化に必要な知識、技能、意思決定力、さらに現場での実践力を備えた地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

経営学科は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評

価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

○国際化するビジネスや地域社会について、十分な知識・技能を身に付けている。

(思考・判断・表現)

○身に付けた知識・技能を用いて、思考し、自分で判断し、自分の考えを人々に伝えることができる。

(関心・意欲・態度)

○国際化するビジネスや地域社会が抱える課題に関心を持ち、関わることができる。

カリキュラム・ポリシー

経営学科は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○学生一人一人の個性を伸ばし、ビジネスや地域への探究心を育む教育を最重要視します。これを実践するために、教員一人一人と少人数の学生とが交流しながら学び合うゼミナール形式の授業が、4年間ずっと経営学科のカリキュラムには配置されています。1年次の新入生ゼミナールをはじめ、2年次から始まる演習科目（ゼミナール）では、学生のコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を含む総合的な判断能力を醸成するのはもちろん、教員がサポートしながら、卒業に向けて学生が勉強したいことを卒業研究としてまとめていきます。

○幅広い視野と豊かな人間性を得られる教養と深い思考の土台となる専門性を重視します。経営学科のカリキュラムでは、短期間では習得の両立が難しいこれら2つを学ぶ量のバランスが最適化されています。1年次を中心に共通教育科目で教養を身に付けたあと、2年次からは、経営学や会計学の知識や思考方法の修得のほか、自己の目指す進路に合わせて、マーケティング、統計学、情報処理、観光産業、まちづくり等も専門的に学べます。

○地域志向科目として配置された国内・海外インターンシップやフィールドワークによって現場での意思決定と実践を体験し、国際化する地域ビジネスや地域社会で活躍する能力を養成します。

アドミッション・ポリシー

経営学科は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

○経営学科の教育を受けるのに必要な高等学校の教育課程を修得している人。

○経営を学ぶための基礎的な能力（読む力、書く力、考える力）を備えている人。

(思考・判断・表現)

○身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。

(関心・意欲・態度)

○将来、地域社会やビジネス社会で活躍したいという意欲のある人。

○独立した経営者になることや社会や企業で役立つ資格・技能の取得を目指す人。

○観光について学び、その知識を地域の振興に活かしたい人。

福祉社会学部

福祉社会学部の目的

福祉社会に関する専門的知識を教授し、総合的な人間関係を基に、社会・福祉・教育の分野の理解と分析を身に付けて、時代が求める「福祉社会」実現のために、参画する広い視野を持った人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

福祉社会学部は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

○幅広く深い教養と豊かな人間性を持ち、考える力、コミュニケーション力、チームで働く力を身に付けている。

○所属学科で専攻する社会福祉学、児童学に関する幅広い基礎的専門知識を身に付けている。

(思考・判断・表現)

○修得した知識などを活用して、福祉や教育に関する必要な支援や課題について深く考え、その方策を立案し、考えを明確に表現できる。

(関心・意欲・態度)

○地域社会の問題や社会的な支援を必要とする人々に関心を持ち、改善を目指して福祉や教育に積極的に関わるができる。

カリキュラム・ポリシー

福祉社会学部は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- 各学科では、専門教育科目を体系的に学び、問題の本質把握とその解決方法を修得するために必要な免許・資格科目を効果的に組み合わせカリキュラムを組み立てます。
- 教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習(ゼミナール)を配置します。
- 現場や地域社会での実践を体験しながら学べる実習科目を設けます。

アドミッション・ポリシー

福祉社会学部は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

- 福祉社会学部の教育を受けるのに必要な高等学校の教育課程を修得している人。

(思考・判断・表現)

- 身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。
- 自ら心を開き、周囲の人々と豊かな関係をつくっていきける人。

(関心・意欲・態度)

- 地域社会や生活の課題に関心を持ち、地域社会の未来を切り開いていく夢と情熱を持っている人。
- 自ら考え行動し、福祉や教育に関する専門的知識・技術の修得などに積極的に取り組む意欲のある人。
- 専門職業人として「ともに生きる社会」の実現に貢献したいと考えている人。

【社会福祉学科】

社会福祉学科の目的

社会福祉学科は、福祉に関する専門的知識を教授し、福祉・医療・介護・教育分野の社会福祉全般にわたる幅広い専門知識と技術を学び、福祉社会を実践的に支える人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

社会福祉学科は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

- 幅広く深い教養と豊かな人間性を持ち、社会福祉の専門的な支援をするために必要な知識と対人支援の技能を修得している。

(思考・判断・表現)

- 社会的な支援を必要とする人々にとって必要な支援を考え、支援の方策を立案し、適切に説明することができる。

(関心・意欲・態度)

- 地域社会の問題や社会的な支援を必要とする人々に関心を持ち、改善を目指して個人や社会に働きかける意欲を身に付けている。

カリキュラム・ポリシー

社会福祉学科は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- 学生全員が社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な科目を履修できるようにカリキュラムを編成します。
- 社会福祉士国家試験受験資格取得に加えて、精神保健福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格、教職免許のいずれかを取得できるようにカリキュラムを編成します。
- 教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習(ゼミナール)を配置します。

アドミッション・ポリシー

社会福祉学科は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

- 社会福祉の専門職を目指すのに必要な基礎的な能力(読む力、書く力、考える力)を備えている人。

(思考・判断・表現)

- 人の気持ちや意図を理解し、適切に対応できる人。

(関心・意欲・態度)

- 地域社会や生活の課題に関心を持ち、福祉の専門性を活かして、地域社会や人の役に立ちたいと思っている人。

【児童学科】

児童学科の目的

児童学科は、子どもに関する専門的知識を教授し、子どもたちの未来を創造していける豊かな感性と深い知識をもつ、子どもをめぐる諸問題に積極的に関わる人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

児童学科は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。なお、免許は小学校教諭一種免許及び幼稚園教諭一種免許を、資格は保育士・司書・司書教諭等の資格を取得することができます。

(知識・技能)

○子どもの教育や福祉に関する多様な専門的知識・技術と幅広く深い教養と豊かな人間性を身に付けている。

(思考・判断・表現)

○修得した知識などを活用して、子どもの教育や福祉に関する課題について深く考え、その考えを明確に表現できる。

(関心・意欲・態度)

○子どもに関する課題に対して多大な関心を持ち、地域において子どもの教育や福祉に積極的に関わるることができる。

カリキュラム・ポリシー

児童学科は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○「小学校教諭一種免許」・「幼稚園教諭一種免許」・「保育士資格」の3つの免許・資格の同時取得に必要な多数の科目を、年次配当などに配慮しながら、体系的に配置します。

○必修の専門教育科目として、「総合講義『子ども学』」・「子どもの育ちと文化」・「子どもの人権と福祉」・「鹿児島の教育」を1年次と2年次に配置します。

○教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習(ゼミナール)を配置します。

アドミッション・ポリシー

児童学科は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

○子どもの教育や福祉に関する専門的知識・技術などを修得するために必要な基礎的な能力(読む力、書く力、考える力)を備えている人。

(思考・判断・表現)

○子どもの教育や福祉に関する課題について考え、その考えを表現できる人。

(関心・意欲・態度)

○子どもに関する課題に関心を持ち、子どもの教育や福祉に関する専門的知識・技術の修得などに積極的に取り組む意欲のある人。

国際文化学部

国際文化学部の目的

国際文化学部は、人間考察に関する専門的知識を教授し、国際交流に必要な豊かなコミュニケーション能力と異文化に対する理解を深め、グローバルな視点にたった相互理解を図る真の国際人を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

国際文化学部は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

○異文化理解に必要な教養・姿勢を身に付け、芸術・文化の創造と発展に貢献できる。

(思考・判断・表現)

○より平和で豊かな日本・国際社会の実現に向けて、主体的に行動できる。

(関心・意欲・態度)

○高度なコミュニケーション能力と、グローバルな視点を活かすことによって、地域社会の発展に積極的に関わるることができる。

○国際社会の動向に弾力的・自律的に対応できる自己教育力を身に付けている。

カリキュラム・ポリシー

国際文化学部は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- 国際的な視野に立って情報発信し、世界や地域が培ってきた文化を理解し、現代社会の課題に取り組む力を身に付けるために、言語、文化、芸術に関する科目を組織的に配置します。
- コミュニケーションに必要な能力と、異文化理解のための知識・教養、音楽に関連する専門性を高めるため、共通教育科目、専門教育科目を体系的に配置します。
- 共通教育科目では「大学教育への導入」「キャリア形成支援」「専門教育の基礎形成」を中心として科目編成し、幅広い教養と豊かな人間性を育みます。
- 国際社会で必要とされる実践的な力と応用力を養成するため、外国留学、国内外のインターンシップ、フィールドワーク、公演活動などの科目・プログラムを提供します。
- 個々の学生の個性や目的に合わせ、科目ごとの到達目標を確実に実現するため、徹底した少人数教育を実施します。
- 修得した知識・教養や技術を活かし、自らが直面する問題や課題を発見し、その解決法や対案を創造する能力を養成するため、卒業論文や卒業演奏・卒業作品の指導を丁寧に行います。

アドミッション・ポリシー

国際文化学部は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

- 国際文化学部の教育を受けるのに必要な高等学校の教育課程を修得している人。

(思考・判断・表現)

- 身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。
- 国際社会でも協調できるバランスのとれた思考力・表現力を有する人。

(関心・意欲・態度)

- 国際交流に関心を持ち、異文化との共生を目指す人。
- 多様な文化や芸術を理解し、それらの分野で社会に貢献する意欲のある人。
- 世界やアジア、日本や地域が培ってきた文化の発展に寄与する意思のある人。

【国際文化学科】

国際文化学科の目的

国際文化学科は、異文化理解とコミュニケーション能力を体系的・融合的に身に付け、国際的キャリア形成についての明確なビジョンと人類の福祉に貢献できる資質とを備えた人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

国際文化学科は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

- 異文化理解に必要な自国と他国についての知識と教養を身に付けている。

(思考・判断・表現)

- 修得した知識、能力などを活用して自分の考えを論理的、説得的に述べることができると同時に、他者と対話的に関わることができる。

(関心・意欲・態度)

- 国際的な文化交流、地域と自国の文化に関心を持ち、その活性化に積極的に関わるができる。

カリキュラム・ポリシー

国際文化学科は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- 共通教育科目では「大学教育への導入」「キャリア形成支援」「専門教育の基礎形成」を中心として科目編成し、幅広い教養と豊かな人間性を育みます。
- 1年次から4年次の各学年において、教員と学生あるいは学生同士が交流しながら学べるよう、少人数による演習（ゼミナール）を配置します。
- 地域と世界の言語と文化を学ぶ「日本語・日本文化コース」「アジア言語・文化コース」「英語・欧米文化コース」「考古・歴史コース」の4コースを置き、相互に関連させながら学ぶことで、国際的な視野に立って地域の社会について考察しうる能力を養成します。
- コースに分かれてそれぞれの専門領域の学習を深めると同時に、複数のコースを横断的に学習することで、多角的な視点から自国と他国の言語・文化をとらえる視野を養成します。

○地域社会に積極的に関わり、活性化する能力を育成するため、現地体験学習科目やフィールドワーク科目を設けます。これらの科目により、実践的なコミュニケーション能力や企画力、運営力、構想力、発信力を磨きます。

アドミッション・ポリシー

国際文化学科は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

○異文化理解のために必要な基礎的な能力（読む力、書く力、考える力）を備えている人。

(思考・判断・表現)

○他者と協調できるバランスのとれた人間性を有する人。

(関心・意欲・態度)

○地域と世界の社会、文化の意味と価値を理解して、文化的な交流に意欲のある人。

○国際交流、海外での活動、外国人との外国語・日本語によるコミュニケーションなどに興味のある人。

【音楽学科】

音楽学科の目的

音楽学科は、音楽に関する専門的知識を教授し、高度な技術と幅広い知識並びに豊かな創造性を有する芸術文化を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とします。

ディプロマ・ポリシー

音楽学科は、目的を達成するために、所定の単位を修得したことにより、次のような段階に到達したと評価される学生に学位を授与します。

(知識・技能)

○豊かな知識と技能を有し、音楽文化の創造発展に寄与できる。

(思考・判断・表現)

○地域社会に対する思考力・判断力を有し、地域の教育・文化振興に貢献できる。

(関心・意欲・態度)

○専門技術とコミュニケーション力を有し、国際的に活躍する意欲・関心を身に付けることができる。

カリキュラム・ポリシー

音楽学科は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○共通教育科目では、「大学教育への導入」「キャリア形成支援」「専門教育の基礎形成」を中心として科目編成を行い、幅広い教養と豊かな人間性を育みます。

○音楽学科は、「器楽コース（ピアノ課程・ピアノ演奏家課程・管弦打楽器課程・管弦打楽器演奏家課程）」「声楽コース」「作曲コース」の3コースで構成されています。専門教育科目では、音楽の学習を進めていく上での確固たる土台を築く科目から、それぞれの専門領域でより高度な学習を体系的に行うための科目までを設けます。

○地域社会に積極的に関わりながら芸術文化の促進や地域還元を図るため、現地体験やフィールドワークを重視します。これらの活動を通じて、実践的なコミュニケーション能力や表現力、企画力、運営力、構想力、発信力を磨きます。

アドミッション・ポリシー

音楽学科は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学での学修を目指す次のような人を国内外に広く求めます。

(知識・技能)

○音楽の基礎的・実践的な知識と技術を身に付けるために必要な基礎的な能力（読む力、書く力、考える力）・演奏技術を備えている人。

(思考・判断・表現)

○身近な問題を多面的・論理的に考え説明できる人。

(関心・意欲・態度)

○誠実に音楽と向き合い、努力を惜しまずに挑戦する人。

○音楽を通して地域社会の文化発展に貢献したい人。

○国際レベルでの演奏活動を目指す人。

大 学 院

【経済学研究科】

経済学研究科の目的

経済学研究科は、経済学・経営学に関する深い学識及び卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、経済学・経営学に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的としています。

博士前期課程

博士前期課程の目的

博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

経済学研究科博士前期課程では、目的を達成するために、課程を修了することによって、次の能力を身に付け、学位論文審査に合格した大学院生に修士の学位を授与します。

(知識・技能)

○地域や世界に貢献できる専門的知識や技能を修得している。

(思考・判断・表現)

○高度に専門的な知識を身に付け、問題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。

(関心・意欲・態度)

○地域や世界で現在起こっている、又は将来起こり得る諸問題に関心を持ち、理論的・実践的な問題解決能力を身に付けている。

カリキュラム・ポリシー

経済学研究科博士前期課程は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。

○経済学分野が学べる地域経済系と、経営学分野が学べる経営管理系の2つの柱を設けます。

○カリキュラムの基本となる講義科目（コースワーク）と演習科目（リサーチワーク）を体系的に配置します。

○実践的・応用的な知識・技能を学ぶ機会を担保するため、実業界から講師を招くワークショップ科目を設けます。

アドミッション・ポリシー

経済学研究科博士前期課程は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学の教育を受けるのに必要な知識を有し、向上心を持った、次のような人を国内外から受け入れます。

(知識・技能)

○経済や経営の諸課題についての十分な基礎的な知識を有する人。

(思考・判断・表現)

○経済や経営の諸課題についての考えを持ち、解決に向けた考えを思考し、表現できる人。

(関心・意欲・態度)

○地域経済や経営を幅広い視野で観察することができ、地域経済をより豊かにする情熱を持っている人。

○地域や世界の経済及び経営が抱える諸問題を、修得した専門知識を活かして解決する意欲を持っている人。

○国際社会で活躍できる専門職を目指す人。

博士後期課程

博士後期課程の目的

博士後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

経済学研究科博士後期課程は、目的を達成するために、課程を修了することによって、次の能力を身に付け、学位論文審査に合格した大学院生に博士の学位を授与します。

(知識・技能)

○博士前期課程で身に付けた専門的知識・技能や分析力をさらに向上させ、自立して研究できる能力を身に付けている。

(思考・判断・表現)

○研究の成果にもとづいて、高度な指導力・行動力が発揮できる。

(関心・意欲・態度)

○経済学・経営学に関する科学的・実践的な問題解決能力を身に付け、地域や世界に貢献する意欲がある。

カリキュラム・ポリシー

経済学研究科博士後期課程は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。

○コースワークとして、経済学・経営学の専門分野についての理解をさらに深める特殊研究科目を設けます。

○リサーチワークとして研究指導科目を設け、各自の個別課題についての研究を進め、博士学位論文を作成できる指導体制を確立します。

アドミッション・ポリシー

経済学研究科博士後期課程は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学の教育を受けるのに必要な知識を有する次のような人を国内外から受け入れます。

(知識・技能)

○経済や経営の諸課題について、博士前期課程修了程度の知識及び解決能力を有する人。

(思考・判断・表現)

○修得した専門知識を活かして、地域や世界の経済及び経営が抱える諸問題についての考えを持ち、解決に向けた考えを思考し、表現できる人。

(関心・意欲・態度)

○地域経済や経営を幅広い視野で観察することができ、地域経済をより豊かにする情熱を持っている人。

○博士前期課程で身に付けた知識・能力をさらに深化・発展させる意欲がある人。

○国際社会で活躍できる専門職を目指す人。

【福祉社会学研究科】

福祉社会学研究科の目的

福祉社会学研究科は、福祉社会に関する深い学識及び卓越した能力を養うとともに、それに基づいて高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、福祉社会学に関する研究者として自立した研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的としています。

博士前期課程

博士前期課程の目的

博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

福祉社会学研究科博士前期課程では、目的を達成するために、課程を修了することによって、以下の能力を身に付け、学位論文審査に合格した大学院生に修士の学位を授与します。

(知識・技能)

○社会福祉に関する専門的知識や技能を修得している。

(思考・判断・表現)

○社会福祉に関する事象に高い問題意識を有し、専門的研究により問題解決方法を模索し提示することができる。

(関心・意欲・態度)

○福祉的支援において必要な問題対応能力を身に付け、社会に貢献しようとする熱意がある。

カリキュラム・ポリシー

福祉社会学研究科博士前期課程は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。

○コースワークとして社会福祉臨床実践系、社会福祉制度・政策系、健康福祉・教育系の3つの領域に関する科目を体系的に配置し、これらの領域を有機的に関連させながら研究・教育を行います。

- 福祉臨床・実践に関する専門知識・技術を修得し、福祉の理論との統合化について学ぶ科目を配置します。
- リサーチワークとして、福祉社会学の多様な分野の中から各自が研究課題を定め、これについて研究を進めて修士論文を作成できる指導体制を整えます。

アドミッション・ポリシー

福祉社会学研究科博士前期課程は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学の教育を受けるのに必要な知識を有する次のような人を国内外から受け入れます。

(知識・技能)

- 社会福祉の理論と実践に関する学士課程修了相当以上の学修及び研究に必要な基礎的な知識・技能を有する人。

(思考・判断・表現)

- 広い教養と高い倫理観をもち、社会福祉研究における社会的責任を認識している人。

(関心・意欲・態度)

- 社会福祉に関する理論的・実践的研究とともに、保健医療・福祉・介護・教育・保育などを考究し、問題の解明と援助・支援について主体的に学ぶ意欲を持っている人。

博士後期課程

博士後期課程の目的

博士後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

福祉社会学研究科博士後期課程では、目的を達成するために、課程を修了することによって、次の能力を身に付け、学位論文審査に合格した大学院生に博士の学位を授与します。

(知識・技能)

- 福祉研究の領域において高度な専門的知識を身に付け、自立した研究者として活動できる。

(思考・判断・表現)

- 福祉社会の構築に熱意があり、研究の成果を社会に向けて発信し、問題解決の能力を身に付けている。

(関心・意欲・態度)

- 高度な専門性を有する職業人及び研究者として、国内外で自立した研究活動を継続する意思がある。

カリキュラム・ポリシー

福祉社会学研究科博士後期課程は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。

- カリキュラムは、リサーチワーク（演習（博士論文指導））を中心に編成します。

- コースワークとして制度・政策・生活保障等の諸問題、負担・給付問題、介護問題、福祉臨床、福祉計画、教育・保育課題など、多様な分野で専門研究に取り組める体制を確保します。

- 国際的で豊かな学識と能力を修得し、専門性の高い独創的な学位論文を作成できる指導体制を整えます。

アドミッション・ポリシー

福祉社会学研究科博士後期課程は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学の教育を受けるのに必要な知識を有する次のような人を国内外から受け入れます。

(知識・技能)

- 社会福祉の理論と実践に関する学修及び研究に必要な専門知識・技能を有する人。

(思考・判断・表現)

- 自らが行う研究について、博士学位論文作成までの概要及び計画を説明できる人。

(関心・意欲・態度)

- 社会福祉の諸課題に対応する研究に取り組み、高度な専門的知識を持って国内外の問題解決に貢献していこうとする情熱を持っている人。

【国際文化研究科】

国際文化研究科の目的

国際文化研究科は、国際文化に関する深い学識及び卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、国際文化に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的としています。

博士前期課程

博士前期課程の目的

博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

国際文化研究科博士前期課程では、目的を達成するために、課程を修了することによって、次の能力を身に付け、学位論文審査に合格した大学院生に修士の学位を授与します。

(知識・技能)

○国際社会に対する広い視野と深い人間理解により、多文化社会のリーダーとして活躍できる専門的知識とコミュニケーション能力を身に付けている。

(思考・判断・表現)

○自立して研究できる能力を身に付け、地域や世界の異文化交流などに関する課題に対して、高度の理論的考察により、その解決策を模索し提示することができる。

(関心・意欲・態度)

○実践的応用力を身に付け、地域社会の国際交流事業や国際化教育に指導的役割を果たすことができる。

カリキュラム・ポリシー

国際文化研究科博士前期課程は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

○カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。

○コースワークとして、多様な科目を系統的かつ組織的に配置します。

○専攻分野に言語文化と人間文化の2つの分野を設置し、専門分野に関する豊かな学識を養います。

○それぞれの研究課題について行き届いた指導を受けながら、修士論文を作成できるよう、リサーチワークとして国際文化研究演習を設けます。

○留学生や社会人を含めた多様な文化的背景をもつ大学院生に、きめ細かい指導を行うため、必要に応じて副研究指導教員を配置します。

○実践的・応用的な能力を育成するため、ワークショップ、海外語学研修、実習科目などを設けます。

アドミッション・ポリシー

国際文化研究科博士前期課程は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学の教育を受けるのに必要な知識を有する次のような人を国内外から受け入れます。

(知識・技能)

○国際文化に関する学士課程修了相当以上の学識を有し、国際交流に対する関心と旺盛な向学心のある人。

(思考・判断・表現)

○人類が築き上げてきた様々な文化に関心を持ち、異文化理解や国際社会の平和共存等に関する自らの考えを表現できる人。

(関心・意欲・態度)

○外国語を通じて外国人と交流することに関心を持ち、このことを通じて国際交流に貢献しようという意欲を持っている人。

○日本語や日本文化、アジア近隣諸国の文化研究に関心を持っている人。

博士後期課程

博士後期課程の目的

博士後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

ディプロマ・ポリシー

国際文化研究科博士後期課程では、目的を達成するために、次の能力を身に付け、学位論文審査に合格した大学院生に博士の学位を授与します。

(知識・技能)

○国際文化に関する高度な専門的知識を身に付け、自立した研究者として活動できる。

(思考・判断・表現)

○国際文化に関する豊かな学識を持ち、地域や国際社会の問題点について、その解決方法を考察し提示することができる。

(関心・意欲・態度)

○高度な専門知識を活かして、異文化交流、教育などの分野で活躍できる。

カリキュラム・ポリシー

国際文化研究科博士後期課程は、目的とディプロマ・ポリシーを達成するために、次の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- カリキュラム・マップやナンバリングコードにより、カリキュラムの体系性を可視化します。
- コースワークとしての特殊研究科目を設置し、国際文化に関する豊かな学識を養います。
- 多様な文化的背景をもった大学院生に対応するために、英語を教授用語とする科目を設定し、英語による教育・研究から論文執筆までの一貫した指導体制を整えます。
- 実習科目を設置し、海外研修やインターンシップなどのフィールドワークを通して自立して研究活動を行う力を養います。
- 演習では、リサーチワークとしてのそれぞれの研究課題について行き届いた指導・助言を受けながら、博士論文を作成できるよう指導を行います。

アドミSSION・ポリシー

国際文化研究科博士後期課程は、目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学の教育を受けるのに必要な専門的知識を有する次のような人を国内外から受け入れます。

(知識・技能)

- 国際文化に関する博士前期課程修了相当以上の学識を有し、国際交流に対する強い関心と旺盛な向学心のある人。

(思考・判断・表現)

- 自らが行う研究を在学期間に博士学位論文という成果に結束させるためにどのような準備が必要かを考え、それを説明できる人。

(関心・意欲・態度)

- よりよい社会の実現や、異文化交流の発展のために、実践的知見を踏まえつつ学問的貢献を目指す意欲のある人。

VI. 学生生活のあんない

1. 鹿児島国際大学学生心得

本学学生は、建学の精神を旨とし、自覚と責任をもって、国家・社会に貢献しうるよう努めなければならない。

1 基本原則

学生は、学生らしく行動し、大学の秩序を乱してはならない。

2 服 装

学生は、修学場にふさわしい服装でなければならない。

3 学 生 証

学生証は、常時携帯し、本学教職員より請求があるときは、いつでも提示しなければならない。紛失した時は、ただちに学生課で再交付を受けなければならない。

4 学生調書・写真登録カード

学生は、学年初めに、学生調書（1年次のみ）及び写真登録カード（1年次、留年次のみ）を学生課に提出しなければならない。記載事項に変更が生じたときは、ただちにその旨届け出なければならない。

5 学 費 納 入

学費の納入期日を守らなければならない。

6 指示・伝達

本学の学生への指示・伝達事項等は、すべて掲示あるいはWeb上で行う。

掲示あるいはWeb上に掲載した事項は、周知されたものとみなすので、十分留意しなければならない。

7 長 期 欠 席

学生が長期欠席（1ヵ月以上）する時は、学生課に届け出なければならない。

8 施設・器物の利用

学内の施設や器物は大切にし、許可なくして器物を所定の場所以外に持ち出してはならない。また学内の清潔に努めなければならない。

9 喫煙・飲酒

教室内で喫煙してはならない。喫煙は、灰皿の設備されている場所で行わなければならない。

学内で飲酒してはならない。

10 駐 車 ・ 通 行

学生の自動車・単車・並びに自転車等は、大学所定の場所に駐車しなければならない。なお、特に学内の通行を許可された場合は、いずれも時速20キロメートル以下とする。

11 紛失物・拾得物

学内で物品を紛失または拾得したときは、ただちに学生課に届出なければならない。

12 電話呼び出し

学外からの電話による呼び出し依頼は、原則として受け付けない。

13 団 体 設 立

学生が学友会傘下の団体及びその他の団体を組織するときは、部長（専任教職員）および2名以上の学生責任者を定め、所定の用紙に記載の上、規約（会則）並びに団体会員名簿を添え、学生課に書類を提出し、総務委員会の承認及び代議員会の議決を経なければならない。

団体は、毎年4月末までに名簿を学生課に提出しなければならない。

団体が学外団体に加盟するときは、部長の承認を受け、加盟団体の規約を添え、学生部長の承認を得て、学長の許可を得なければならない。

団体の行為が大学の機能を害し、学内の秩序を乱すと認められた時は、活動停止または解散を命ぜられ

ることがある。集会その他についても同じである。

14 集会・行事

学内において、団体が集会または行事を行うときは、事前に、責任者、目的、時期ならびに人員等を所定の用紙に記載の上、学生課に提出し、学生部長の承認を得て、学長の許可を得なければならない。

団体または個人が学外より指導者、講演者を招へいするときは、学生部長の承認を得て、学長の許可を得なければならない。

15 大会・行事の主管あるいは共催

団体が主管、主催あるいは共催となり大会、その他の行事を行うときは、事前に計画書・収支予算書を学生課に提出し、学生部長の承認を得て、学長の許可を得なければならない。

16 合宿・遠征

団体が対外試合、その他の目的で、合宿または遠征等を行うときは、所定の用紙に記載の上、事前に部長の承認を受け、学生部長の許可を得なければならない。

17 掲 示

学友会、その他の団体または個人が学内に掲示しようとするときは、責任者の氏名を付記し、学生課に提出し、学生部長の許可を得て、所定の場所に掲示しなければならない。

なお、本学の承認している団体が、特に認められている定例的な集会または行事（部会）について掲示しようとするときは、学友会総務委員会の認印を受けて掲示することができる。

18 印 刷 物

学生が印刷物を配布しようとするときは、学生部長の許可を得なければならない。

19 物品販売・募金・興業

団体または個人が物品販売、募金あるいは興業を行うときは、責任者は、所定の用紙に記載の上、事前に部長の承認を受け、学生部長の許可を得なければならない。また、その結果は報告しなければならない。

20 施設使用

学生が学内の施設を使用するときは、責任者は、担当課の許可を得て、学生課へ届けなければならない。

21 懲 戒

学生心得に違反した学生は、学則第41条により懲戒されることがある。

2. 学生生活関係事務

各部局の事務分掌（平成30年4月1日現在）

【総務部 総務課】

1. 式典及びその他諸行事に関する事。
2. 教授会の開催に関する事。
3. 部次長会議，課長会議，補佐会議に関する事。
4. 渉外・接待及び慶弔等の事務に関する事。
5. 構内の環境・整備及び用務に関する事。
6. 学長印及び大学印等公印の取扱に関する事。
7. 教職員の任免・身分及び服務等人事記録に関する事。
8. 教職員の出張及び研修等に関する事。
9. 教職員の保健衛生及び福利厚生に関する事。
10. 私学共済に関する事。
11. 校地，校舎，教室及び諸施設設備の管理使用に関する事。
12. 校内の災害防止及び施設全般の警備・保安に関する事。
13. 補助金（公的研究費を除く）にかかわる事務取扱に関する事。
14. 本学の資料の収集・整理・編集・保管に関する事。
15. 学外研修者選考委員会に関する事。
16. 出版助成選考委員会に関する事。
17. 防火・防災委員会に関する事。
18. 人事委員会に関する事。
19. ハラスメント委員会に関する事。
20. ホスピタリティ向上委員会に関する事。
21. 教育研究倫理審査委員会に関する事。
22. 動物実験委員会に関する事。
23. 事務局組織に関する事。
24. 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事。
25. 公示，掲示及び通達等に関する事。
26. 非常勤教職員の服務に関する事。
27. 超過勤務の縮減に関する事。
28. 職員提案制度に関する事。
29. SDの啓発活動に関する事。
30. 個人情報の保護・管理に関する事。
31. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
32. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
33. 所管事項の広報に関する事。
34. 所管事項の企画・立案に関する事。

【総務部 会計・管理課】

1. 学費その他諸納付金等の徴収及び処理に関する事。
2. 学校会計基準に基づく会計処理及び支払に関する事。
3. 会計に関する帳簿・伝票・書類の保管及び処理に関する事。
4. 福祉社会学部学会費の徴収・保管・支払に関する事。
5. 学友会及び同窓会等の委託による出納事務に関する事。
6. 親和会等の出納事務に関する事。
7. 備品購入管理及び施設設備の営繕に関する事。
8. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
9. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
10. 所管事項の広報に関する事。
11. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
12. 所管事項の企画・立案に関する事。

【総合企画部 企画・国際課】

1. 学長・副学長所管事項の企画・調査に関する事。
2. 大学の中長期ビジョンに関する事。
3. 事業計画に関する事。
4. 大学改革検討委員会に関する事。
5. 大学組織の新設・改組・改編に関する事。
6. 学長・副学長の秘書業務に関する事。
7. 大学運営会議に関する事。
8. 大学評議会，学部長・研究科長等連絡会議に関する事。
9. 自己点検・評価及び認証評価に関する事。
10. 自己点検・評価運営委員会及び自己点検・評価実施部会に関する事。

11. 公的研究費にかかわる通報窓口・内部監査部門等に関する事。
12. 教育情報の公表に関する事。
13. 国際交流の方針に関する事。
14. 国際交流委員会に関する事。
15. 外国大学等との交流協定締結に関する事。
16. 外国大学等との交流促進に関する事。
17. 協定校等との教職員の受入・派遣に関する事。
18. 学生の海外留学に係る企画・調整・実施に関する事。
19. 国際交流の実施及び支援に関する事。
20. 外国人留学生の相談・援助に関する事。
21. 協定校等との学生の受入・派遣に関する事。
22. 国際交流会館の運営及び入居者の生活に関する事。
23. 私費留学生家賃補助に関する事。
24. 学生の国際交流関係行事に関する事。
25. 海外のインターンシップ及びオープンキャンパスに関する事。
26. 若者文化醸成の企画に関する事。
27. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告に関する事。
28. 所管事項の広報に関する事。
29. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
30. 所管事項の企画・立案に関する事。

【総合企画部 入試・広報課】

1. 入学試験の実施要項に関する事。
2. 入学試験の準備・実施に関する事。
3. 入学試験・編入学試験・社会人入学試験・外国人留学生入学試験・帰国子女入学試験に関する事。
4. 入学試験に係る学費等減免制度に関する事。
5. 入試上の通達掲示に関する事。
6. 入学者選抜の委員会に関する事。
7. 国内のオープンキャンパス開催に関する事。
8. 施設見学（高校生・PTA）等に関する事。
9. 学生募集及び広告等に関する事。
10. 大学広報誌の編集・発行・配布に関する事。
11. 地域社会への大学情報の発信に関する事。
12. 大学公式ホームページの更新・管理に関する事。
13. 広報委員会に関する事。
14. 報道機関との対応に関する事。
15. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
16. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
17. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
18. 所管事項の企画・立案に関する事。
19. その他の大学広報及び入試広報に関する事。

【総合企画部 情報処理センター事務局】

1. 教職員・学生のコンピュータの使用に関する事。
2. 大学全体の事務用コンピュータの運用管理に関する事。
3. 職員のコンピュータ研修に関する事。
4. 各種情報システムに関する企画及び管理運営に関する事。
5. コンピュータリテラシーのヘルプデスクに関する事。
6. センター内備品の運用管理に関する事。
7. センター関係諸会議の開催に関する事。
8. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
9. 学内及び学園間ネットワークに関する企画及び管理運営に関する事。
10. 学生情報システム及び連携する情報システムに関する事。
11. 学園本部主管の情報システムに関する企画及び管理運営に関する事。
12. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
13. 所管事項の広報に関する事。
14. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
15. 所管事項の企画・立案に関する事。
16. その他情報処理関係一般に関する事。

【学生総合支援センター 学生部 学生課】

1. 学生及び卒業生の学籍並びに身上に関する事。
2. 学生の休学・退学・再入学・復学・転学・除籍及び復籍に関する事。
3. 学生の人権教育に関する事。
4. 学生の補導・風紀・及び褒章・懲戒に関する事。
5. 学生の事故等に関する事。

6. クラス編成及びオリエンテーション等に関すること。
7. 学生の課外活動及び諸団体に関すること。
8. 学生のボランティア支援に関すること。
9. 障がいのある学生の修学支援に関すること。
10. 学生の通学に関すること。
11. 学生の諸届・願・集会・行事及び掲示・刊行物等に関すること。
12. 学生の部室・合宿所の施設使用に関すること。
13. 学費等減免制度の継続、特待生及び特別奨学生に関すること。
14. 独立行政法人日本学生支援機構及び各種団体等奨学金に関すること。
15. 学生証及び各種証明書等の発行並びに定期券の購入に関すること。
16. 女子学生寮の運営及び入居者の生活に関すること。
17. 学生の福利厚生に関すること。
18. 下宿、アパート及びアルバイトの紹介に関すること。
19. 学生の遺失物及び拾得物に関すること。
20. 学生の健康診断その他健康管理に関すること。
21. 保健室の管理運営及び事務に関すること。
22. 学生の生活相談(カウンセリング)に関すること。
23. 学生相談室の管理運営及び事務に関すること。
24. 学生に対する通達掲示に関すること。
25. 所管事項の各種委員会、会議に関すること。
26. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関すること。
27. 所管事項の自己点検・評価に関すること。
28. 所管事項の広報に関すること。
29. 所管事項の個人情報の保護・管理に関すること。
30. 所管事項の企画・立案に関すること。

【学生総合支援センター 教務部 教務課】

1. 授業時間割の編成及び授業の実施に関すること。
2. カリキュラムの編成及び検証に関すること。
3. 学生の試験(定期試験、追試験、再試験)に関すること。
4. 学業成績及び履修指導に関すること。
5. 教育課程及び資格課程等の履修、実習、単位及び申請に関すること。
6. 他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関すること。
7. 学生の転学部・転学科、科目等履修生、特別科目等履修生及び聴講生の選考・履修に関すること。
8. 学生の語学研修に関すること。
9. 授業出欠記録の管理に関すること。
10. 授業に関する問題解決に向けての取組みに関すること。
11. 学生の卒業及び学位記に関すること。
12. 成績原簿の作成及び整理保管に関すること。
13. 卒業証明書及び各種証明書の発行に関すること。
14. 教務システム及びWebキャリア・ポートフォリオの運用に関すること。
15. SAに関すること。
16. GPAを活用した学生の修学支援及び基礎学力向上の支援に関すること。
17. 大学院授業時間割の編成及び授業の実施に関すること。
18. 大学院カリキュラムの編成及び検証に関すること。
19. 大学院生の学業成績及び履修に関すること。
20. TAに関すること。
21. 大学院の修了証明書及び各種証明書の発行に関すること。
22. 大学院の成績原簿の作成及び整理保管に関すること。
23. 大学院の学位論文に関すること。
24. 大学院生の修了及び学位記に関すること。
25. 大学院学術論集の発行に関すること。
26. 大学院の研究生、科目等履修生、聴講生、委託生の募集・選考・履修に関すること。
27. 認定社会福祉士制度の「研修認証」に関すること。
28. 寄附講座等に関すること。
29. 所管する事項の各種委員会、会議及び学外機関との連携に関すること。
30. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関すること。
31. 所管事項の自己点検・評価に関すること。
32. 所管事項の広報に関すること。
33. 所管事項の個人情報の保護・管理に関すること。
34. 所管事項の企画・立案に関すること。

【学生総合支援センター 教務部 実習支援課】

1. 教職課程及び資格課程の履修・実習及び単位に関すること。
2. 教職、福祉関係及び諸資格取得のための申請に関すること。
3. 教員免許状更新講習及び認定こども園による「特例講座」に関すること。

4. 大学院の教職課程、福祉関係及び資格取得の支援に関する事。
5. 大学院生の教職、福祉関係及び資格取得のための申請に関する事。
6. 所管する事項の各種委員会、会議及び学外機関との連携に関する事。
7. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
8. 教職課程の課程認定に関する事。
9. 教育現場体験に関する事。
10. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
11. 所管事項の広報に関する事。
12. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
13. 所管事項の企画・立案に関する事。

【学生総合支援センター 就職キャリアセンター】

1. 学生の進路支援に関する事。
2. 各種就職支援関係行事の企画・実施に関する事。
3. 各種資格講座の企画・実施に関する事。
4. サポートブックの作成に関する事。
5. 学生の進路登録に関する事。
6. 求人の受付・処理及び学生への求人情報の提供に関する事。
7. 学生の履歴書・エントリーシートの添削及び面接指導に関する事。
8. 来訪者（求人訪問等）の応接に関する事。
9. 企業等訪問、就職開拓に関する事。
10. 就職キャリア委員会及び諸会議に関する事。
11. 就職の資料収集・分析に関する事。
12. 卒業生の進路調査、追跡調査に関する事。
13. 本学卒業企業経営者の会に関する事。
14. 学生のキャリア形成・就業力育成の支援に関する事。
15. 学生のインターンシップ（国内）に関する事。
16. 外国人留学生の進路支援に関する事。
17. 就業力育成に必要な諸施策の企画・立案及び研究・分析に関する事。
18. インターンシップ関係委員会及び諸会議に関する事。
19. 障がいのある学生の進路支援に関する事。
20. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
21. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
22. 所管事項の広報に関する事。
23. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
24. 所管事項の企画・立案に関する事。

【研究教育開発センター事務局】

1. 教育の資質向上に向けた諸施策の企画・立案及び関連する情報の収集・分析・提供に関する事。
2. 教職員の研修、新任教員講習会、講演会等の企画・実施・支援に関する事。
3. 授業公開・参観についての企画・立案・支援に関する事。
4. FDの啓発活動に関する事。
5. 研究支援に関する事。
6. 教育改善の全般的な支援に関する事。
7. 学生による授業評価アンケートと授業へのフィードバックに関する企画・実施に関する事。
8. E-ラーニング教材の作成支援に関する事。
9. 授業に関する問題解決に向けての取組みに関する事。
10. ウォーミングアップ学習に関する事。
11. 公的研究費にかかわる事務取扱に関する事。
12. 教学のIR（教学改善の意思決定に資するデータの情報収集・分析・提供）に関する事。
13. 教員提案制度に関する事。
14. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関する事。
15. 所管事項の自己点検・評価に関する事。
16. 所管事項の広報に関する事。
17. 所管事項の個人情報の保護・管理に関する事。
18. 所管事項の企画・立案に関する事。
19. その他、センターの目的達成のために必要な事項に関する事。

【産学官地域連携センター事務局】

1. 産学官地域連携の企画・調査・研究に関する事。
2. 地方自治体及び民間企業・地域と連携した教育活動の推進に関する事。
3. 地方自治体及び民間企業等との連携協定に関する事。
4. 学生の産学官地域連携への参加・企画・支援等に関する事。
5. 高校生体験学習の実施及び関係する連絡会など高大連携に関する事。
6. 高等教育の質的向上の推進や教育資源の交流促進など大学間連携に関する事。
7. 文部科学省の地（知）の拠点（COC）認定校及び鹿児島大学COC+参加校としての地方創生事業に関する事。

8. 産学官地域連携の関係委員会及び関係協議会に関すること。
9. コミュニティールームの運用管理に関すること。
10. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関すること。
11. 所管事項の自己点検・評価に関すること。
12. 所管事項の広報に関すること。
13. 所管事項の個人情報の保護・管理に関すること。
14. 所管事項の企画・立案に関すること。
15. その他産学官地域連携業務に関すること。

【産学官地域連携センター 生涯学習センター】

1. 生涯学習及び社会教育の企画・調査・研究に関すること。
2. 各種公開講座の開設・運営・奨励に関すること。
3. 地域住民への幅広い学習機会の提供など地域社会貢献に関すること。
4. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関すること。
5. 所管事項の自己点検・評価に関すること。
6. 所管事項の広報に関すること。
7. 所管事項の個人情報の保護・管理に関すること。
8. 所管事項の企画・立案に関すること。
9. その他生涯学習センター業務に関すること。

【地域総合研究所事務室】

1. 地域に関する共同研究プロジェクトを行う為に必要な諸業務に関すること。
2. 調査及び研究に必要な文献、資料、情報等の収集、整理、保存に関すること。
3. 地方公共団体、各種団体、企業等からの調査及び研究の受託に関すること。
4. 諸会議及び研究会の開催に関すること。
5. 調査及び研究に関する刊行、公開に関すること。
6. レファレンスサービスに関すること。
7. 他大学、地方公共団体、各種団体及び企業等との情報交換に関すること。
8. 寄附研究部門に関する調査及び研究に関すること。
9. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関すること。
10. 所管事項の自己点検・評価に関すること。
11. 所管事項の広報に関すること。
12. 所管事項の個人情報の保護・管理に関すること。
13. 所管事項の企画・立案に関すること。
14. その他地域総合研究所一般に関すること。

【図書館事務室】

1. 図書館備品の管理及び施設運用に関すること。
2. 所管事項の文書の起案・接受・発送及び調査・統計・報告等に関すること。
3. 図書及びその他資料の発注・受入並びに収集・整理に関すること。
4. 図書館の経理に関すること。
5. 企画・渉外の事務に関すること。
6. 図書の目録の作成及び整理に関すること。
7. 図書の登録・分類及び台帳作成に関すること。
8. 雑誌・新聞その他逐次刊行物の整理及び資料の製本に関すること。
9. 資料の閲覧及び出納に関すること。
10. レファレンスサービスに関すること。
11. 諸資料の複写及び印刷並びに他大学図書館・外部団体等との相互利用・情報交換に関すること。
12. 図書館の利用教育に関すること。
13. ラーニング・コモンズに関すること。
14. 資料の紹介及び展示に関すること。
15. 資料の選書に関すること。
16. 機関リポジトリに関すること。
17. 図書館ホームページに関すること。
18. 図書館運営委員会及び諸会議に関すること。
19. 司書養成に関すること。
20. 図書館業務の委託に関すること。
21. 所管事項の自己点検・評価に関すること。
22. 所管事項の広報に関すること。
23. 所管事項の個人情報の保護・管理に関すること。
24. 所管事項の企画・立案に関すること。
25. その他図書館関係一般に関すること。

事務取扱時間

- ・平日 — 開講期…… 8:30～18:25
(ただし、16:55で事務取扱を終了する部局もあります。)
【開講期：通常の講義が開講されている期間（補講・定期試験期間を含む。）】
— 上記以外…… 8:30～16:55
【長期休暇・全学休講等】
- ・土曜日 — 8:30～12:30

3. オリエンテーション

学生生活は皆さんが目的を持ち、計画的に組み立てていくことによって充実したものとなっていきます。そこで学生生活をサポートする催しとしてオリエンテーションを行っています。

特に入学してからすぐに行われるオリエンテーションは学修（履修）・資格・厚生補導・学生相談・奨学金・学友会や課外活動・就職に関することなど学生生活を充実させるために不可欠な事柄についての説明が行われます。

また毎年、学年ごとにオリエンテーションが行われます。

オリエンテーションには必ず出席し、日程等をしっかりと確認した上で、手続きのミス等がないように慎重に行動してください。

入学生のオリエンテーション日程等（日時・場所・内容）および入学式当日配付された資料内容については、『平成31年度オリエンテーション日程表』を参照してください。

クラス担任制

本学では、各学部とも学年、クラスごとに担任制度をとっています。

クラス担任制は、皆さんが先生と個人的にふれ合うことを通じて、有益な指導や支援を受けるとともに、豊かな学生生活を送るため設けられています。修学上の問題はもとより、学生生活の問題についても、個人的な相談相手となり、指導助言を受けることができます。

どのような問題でもクラス担任の研究室を訪ねて気軽に相談してください。

なお、クラス担任一覧は、毎年度のオリエンテーション資料に同封しますので、その都度確認してください。

4. 学生証・学生調書・写真登録カード

(1) 学 生 証

学生証は、入学時に学生課から交付されます。この学生証は、皆さんが本学の学生であることを証明するもので学内外を問わず常に携帯し、必要なときには、いつでも提示しなければなりません。特に、次の場合は必要になります。

- ・授業・試験を受けるとき
- ・学割証・通学証明書によって乗車券を購入・使用するとき
- ・図書館を利用するとき
- ・各種証明書を願い出るとき
- ・定期健康診断を受けるとき
- ・大学の施設・備品等を利用借用するとき
- ・その他、特に指示されたとき

<再 交 付>

学生証を紛失（破損・汚損）したときは、学生課に願い出、同時に学生証再発行申込書に所定事項を記入し、学生課に提出してください。その際、別途に再発行手数料がかかります。

交付は、翌日となります。

また、盗難等の被害にあった場合は、悪用されるおそれがありますので、直ちに学生課に届け出てください。

<返 却>

有効期間を経過したとき、または卒業・退学・除籍などによって学籍を失った場合は、直ちに学生課に返却してください。

<学生証裏面シール>

学生証裏面シールに現住所などを記入してください。

学生証に記載されている注意事項を厳守してください。

※ 学籍番号は学籍を記号（数字）で表したものであり、入学してから卒業まで変わらず、在学期間中の諸手続きに氏名と共に必要なものです。

正確に記憶してください。



※ 学籍番号は次のように構成されています。

(例) 19 10 01
 : : :
 イ □ ハ

イ、入学時の西暦年の下位 2桁

□、学科 10～14. 経済学科 15～17. 経営学科
 24～26. 社会福祉学科 27～29. 児童学科
 30～34. 国際文化学科 38～39. 音楽学科

ハ、個人番号

組	番	〒	—
住所			

1. この学生証は常時携帯し、次の場合はこれを提示しなければならない。
 ①本学教職員が請求したとき、②試験を受けるとき、③図書館を利用するとき。
 2. 本証を他人に貸与又は譲渡し、その他不正に使用してはならない。
 3. 本証を紛失又は記載事項に変更を生じたときは、学生課へ届けなければならない。
 4. 本証の有効期間が切れたとき、新たに学生証の交付を受けたとき、卒業(修了)・退学又は除籍により学籍を離れたときは、直ちに学生課へ本証を返却しなければならない。

(2) 学 生 調 書

学生調書は、自己を紹介するもので、大学側が学生に対し、助言指導や連絡をする際の大切な書類です。

1年生は必ず年度はじめの決められた日時に学生課に提出してください。また、**改姓、改名、住所や保証人（保護者）の変更、その他、記載事項に変更があったときは**、直ちに学生課へ届け出てください。届け出を怠っていると、思わぬ手違いを招き、不利益を被ることがあります。

学生調書は、在学中の重要な基礎資料となり、卒業後も永久に保管されます。未提出の場合、証明書等の発行ができません。

記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・住民票どおりに記入する。
- ・本人の現住所は、下宿・アパートの部屋番号まで記入する。また、保証人の住所、電話番号も忘れないように必ず記入する。
- ・家庭状況欄は同居・別居を問わず家族は必ず全員記入する。
- ・本人の性向の自己評価、長所、短所は、保護者や友人などの意見を参考にして簡潔に記入する。また、趣味・特技・友人等も記入する。
- ・その他サークル活動、通学方法欄ももれなく記入する。

(3) 写真登録カード

定期試験等では、学生証の提示が義務づけられ、学生証がなければ受験できません。

そのため、試験当日学生証を忘れた場合、学生証にかわるものとして写真登録カードを学生課で貸し出しています。

なお、このカードは、試験終了後直ちに学生課へ返却しなければなりません（当日のみ有効）。また各学年の前期・後期それぞれ3回まで貸与できます。



写真登録カード		〔経済・福祉社会・国際文化〕学部		学 籍 番 号
学 年 (記入しない)	2019年度入学	学 科	組	番
1	ふりがな			
	氏 名			
	西暦	年	月	日生
				男・女

1. このカードは、定期試験等を受験する際、学生証の代わりに身分を証明するものである。
 2. このカードは、各学年の前期・後期にそれぞれ3回まで貸与する。
 3. このカードは、貸与した当日のみ有効である。
 4. このカードは、貸与を受けた当日、必ず学生課へ返却しなければならない。

本書籍は、定期試験等を受験する際、学生証の代替を利用目的としたものです。記載された個人情報法に基づき学生課にて厳重に管理します。

(写真タテ4cm×ヨコ3cm)

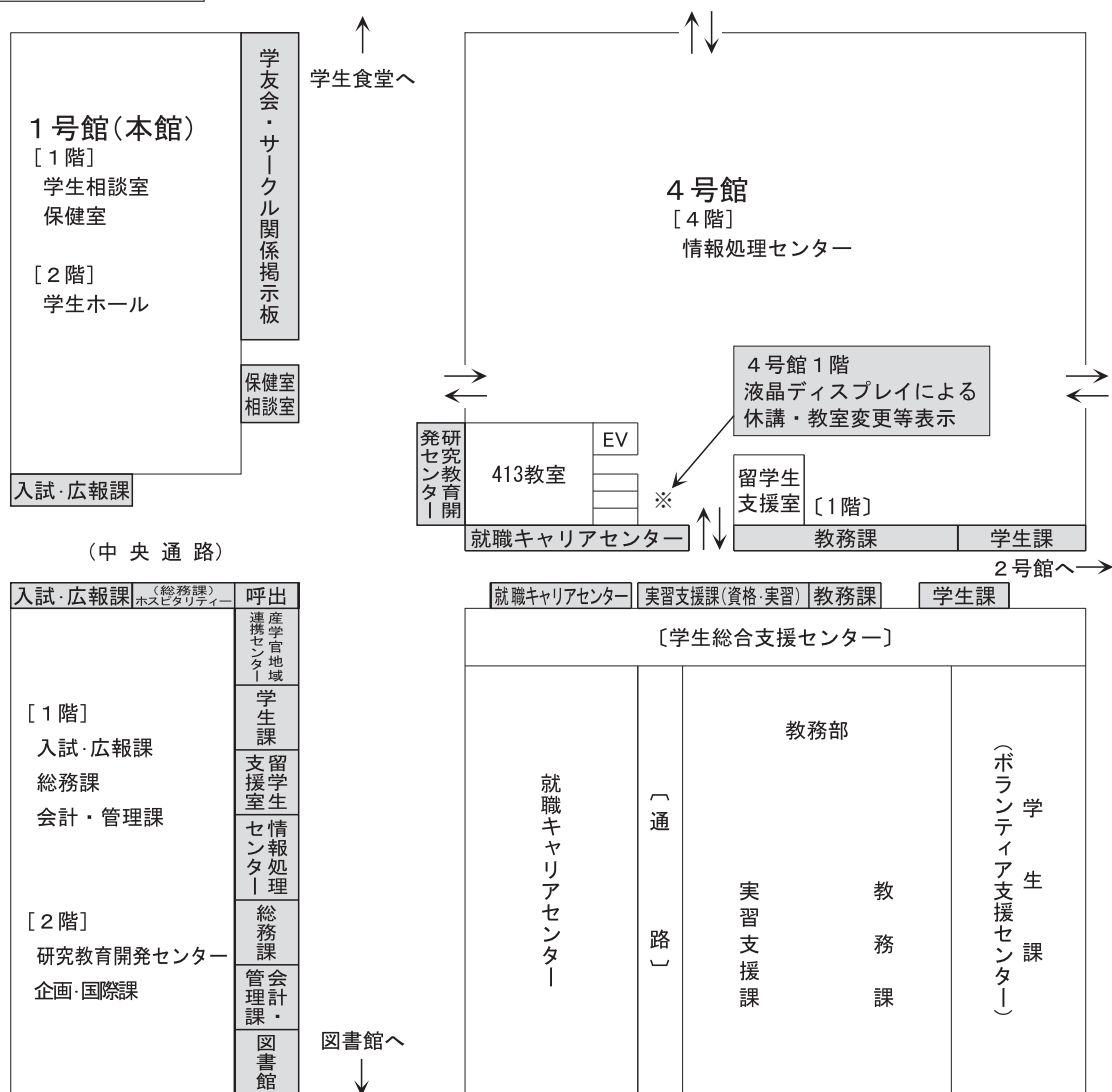
5. 学生に対する伝達

大学では学生に対する各種連絡や通知は掲示あるいはWeb上で行います。

本学では、授業時間割の変更・休講や教室の変更、その他学生に対する一般的な通知や個人的な連絡は学生総合支援センター前、1号館（本館）中央通路等に設置してある掲示板あるいはWeb上で行います。登校した際は**最低でも行き帰り2回**の確認を行ってください。さらに休講については、学内電子掲示板システムを利用して自宅のパソコンや携帯電話でも確認することができます。詳細については教務課（学生総合支援センター内）窓口又は情報処理センター（4号館4階）窓口で確認してください。なお、学外からの学生個人への連絡には応じられませんので、ご承知おきください。学生の住所、電話番号等の個人情報に関わる事項についての問い合わせには応じておりません。この点をあらかじめ承知し、保護者や友人にこの事を伝えておいてください。

掲示によって伝達された事項あるいはWeb上に掲載された事項は、周知されたものとして取り扱いますので、確認を怠らないようにしてください。

掲示板設置場所



6. 各種願出・届出

※皆さんが大学生生活を送るうえでの、いろいろな願出・届出・証明書等については次のとおりです。関係窓
□で相談・手続きをしてください。

	種 別	取 扱 い 窓 口	内 容
学 籍 ・ 身 上 関 係	休 学 願	学 生 課	・ 疾病その他の理由により3ヵ月以上修学できない場合に願出する。 ・ 休学期間は、1ヵ年以内とする。ただし、特に学長の許可を得て、1ヵ年以内に限り延長できる。また、通算して4年(2年次編入学は3年、3年次編入学は2年)を超えることができない。 ・ 学費納期前に手続きをすれば休学期間中の授業料等は、免除される。
	退 学 願	学 生 課	・ 退学しようとするとき願出する。 ・ 学費納期前に手続きをすれば授業料等は免除される。
	復 学 願	学 生 課	・ 休学者で休学の事由が止んだとき願出する。
	復 籍 願	学 生 課	・ 授業料等滞納のため除籍された者が、3週間以内にその授業料等を納入し願出する。
	再 入 学 願	学 生 課	・ 退学、除籍された者で、再入学を希望するとき願出する。 ・ 原則として、同一人について一回しか認めない。 ・ 退学、除籍の理由によっては許可しない場合があるので、学則等を参照のこと。
	欠 席 届	教 務 課	・ 授業を欠席した場合に提出する。
	長 期 欠 席 届	学 生 課	・ 1ヵ月を超えて授業を欠席する場合に届け出る。
	改 姓 (改 名) 届	学 生 課	・ 学生本人が改姓・改名したときに届け出る。
	住 所 変 更 届	学 生 課	・ 学生本人の住所を変更したときに届け出る。
	保 証 人 (保 護 者) 住 所 変 更 届	学 生 課	・ 保証人(保護者)の住所が変更になったときに届け出る。
そ の 他	保 証 人 (保 護 者) 身 上 異 動 に 関 す る 届	学 生 課	・ 保証人(保護者)の身上に異動があったときに届け出る。
	事 故 報 告 書	学 生 課	・ 通学途中、学内および学校行事中等で事故があった場合に届け出る。
	駐 車 場 利 用 許 可 申 請 書	学 生 課	・ 行事や健康上あるいは身体上の理由等で、学生が学内に車を乗り入れる必要がある場合に願出する。
	車 両 (自 動 車 ・ バ イ ク) 登 録 票	学 生 課	・ 自動車、バイク通学の登録許可のある学生は必ず学生駐車場に駐車すること。 ・ 無断で学内乗上げをしたり、大学周辺に路上駐車あるいは、学外の駐車禁止区域に駐車をしないこと。違反者には、厳しい処分を行う。
	追 試 験 願	教 務 課	・ 真にやむを得ない理由により各学期の定期試験期間中に試験を受験できなかった者で、追試験を希望する場合に願出する。

提出時期	手数料	手 続 要 領	備 考
その都度	---	・病気の場合は医師の診断書を添付し、保証人連署の上、学生課に提出する。	・学費納期後に手続きをする場合は願出時の学期分の授業料等を納付していることが必要である。
その都度	---	・退学の理由を付し、保証人連署の上、学生証を添付し、学生課に提出する。	・学費納期後に手続きをする場合は願出時の学期分の授業料等を納付していることが必要である。
復学しようとする 学期前の2月上旬 または8月中旬	---	・病気の場合は完治診断書を添え、所定の用紙に必要事項を記入し、学生課に提出する。	・復学学期のⅠ期分あるいはⅢ期分の授業料等を前納すること。
除籍された日から 3週間以内	3,000円	・滞納分の授業料等を納入の上、所定の用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて学生課に提出する。	・復籍日は、除籍日の翌日となる。
再入学しようとする 学期前の1月上旬～2月下旬 または7月中旬～8月下旬	5,000円	・所定の用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて学生課に提出する。	
その都度	---	・教務課備付けの「欠席届」に必要事項記入の上、欠席した科目の担当教員に提出する。	
事前	---	・病気の場合は、医師の診断書を提出する。	
その都度	---	・所定の用紙に必要事項を記入し、住民票を添えて学生課に提出する。	
その都度	---	・所定の用紙に必要事項を記入し、2週間以内に学生課に提出する。	・電話番号の変更も同様とする。
その都度	---	・所定の用紙に必要事項を記入し、2週間以内に学生課に提出する。	・電話番号の変更も同様とする。
その都度	---	・所定の用紙に必要事項を記入し、学生課に提出する。	
その都度	---	・学生課に事故報告し、指示を受ける。「学生教育研究災害傷害保険」（学生は全員加入）等の請求手続きが必要となる場合がある。	
その都度	---	・所定の用紙に必要事項を記入し、学生課に提出する。	期限の過ぎた学生車両通行許可証は必ず学生課に返却すること。
随 時	---	・所定の登録票に必要事項を記入し、運転免許証を添えて学生課に提出する。これと引き換えに「自動車登録証」(単車はステッカー)を交付する。 ・駐車時は、見えやすいところに提示(貼付)する。	・自動車保険(任意保険)に加入していること。 ・保証人の承諾を必ず得ること。
試験期間中および 試験期間終了後2日以内	---	・病気の場合は医師の診断書、その他の場合はこれを証明するに足る書類を添付し、教務課に提出する。	

	種 別	取 扱 い 窓 口	提 出 時 期	備 考
課 外 活 動 関 係	学 生 団 体 設 立 願	学 生 課	前年度の9月末	・学生が団体を結成する場合は、必ず願 い出ること。
	学 生 団 体 休 部 届	学 生 課	その都度	・団体を休部する場合、届け出ること。
	学 生 団 体 解 散 届	学 生 課	その都度	・団体を解散する場合、届け出ること。
	学 生 団 体 役 員 変 更 届	学 生 課	その都度	
	(開 催 ・ 出 場 ・ 合 宿) 許 可 願	学 生 課	7日前	
	招 へ い 許 可 願	学 生 課	事前	・事前に、許可を受けること。
	備 品 借 用 願	学 生 課	事前	
	施 設 ・ 設 備 使 用 許 可 願 〔 教 室 〕	教 務 課	当日	・土曜日(午後)、日、祝日、休暇中の使 用は、必ず前日までに手続きのこと。 (教室は前日に手続きのこと。)
	施 設 ・ 設 備 使 用 許 可 願 〔フィールドハウス・多目的練習室等〕	学 生 課	事前	
	部 室 ・ 備 品 の 破 損 ・ 盗 難 ・ 紛 失 届	学 生 課	その都度	・施設等の破損、部室等での盗難の場合 は、至急届け出ること。
	立 看 板 設 置 ・ 印 刷 物 配 付 許 可 願	学 生 課	事前	・事前に、許可を受けること。
	部 室 使 用 許 可 願	学 生 課	前年度1月下旬	・提出のない場合は、部室の使用を認め ない。
	部 室 ・ 練 習 室 使 用 延 長 許 可 願	学 生 課	事前	・21時以降22時まで使用の必要がある場 合に提出すること。
	※課外活動関係の場合、上記の他に諸活動に関連して、願出・届出が必要です。 必要に応じ学生課で確認してください。			

7. 証明書等発行

個人情報保護法に基づき、個人データの開示等（含・証明書発行）の請求に関しましては、次のとおり取り扱います。

なお、この取り扱いについては、保護者の皆様も承知されるよう学生本人からそれぞれ連絡してください。

(1) 発行証明書の種別

種 別	取扱い窓口等	交付日	手数料 (1通)	備 考
在 学 証 明 書	証明書自動発行機	即 時	200円	親の被扶養者申請等に必要 (担当：学生課)
学 生 証 再 発 行	学 生 課	翌 日	1,500円	
通 学 証 明 書	学 生 課	即 時	---	
学 割 証	証明書自動発行機	即 時	---	(担当：学生課)
定 期 健 康 診 断 証 明 書	証明書自動発行機	即 時	200円	就職用・実習用として発行 (担当：保健室)
卒 業 見 込 証 明 書	証明書自動発行機	即 時	200円	(担当：教務課)
卒 業 ・ 学 位 証 明 書	教 務 課	当 日	200円	卒業生のみ発行
学 業 成 績 証 明 書	証明書自動発行機	即 時	200円	(担当：教務課)
学 力 に 関 す る 証 明 書	教 務 課	不 定	500円	交付日については、窓口にて連絡
英 文 各 種 証 明 書	教務課・学生課	不 定	500円	交付日については、窓口にて連絡
免 許 状 取 得 見 込 証 明 書	証明書自動発行機	即 時	200円	(担当：教務課)
各 種 資 格 証 明 書	教 務 課	不 定	200円	交付日については、窓口にて連絡
(院)修 了 見 込 証 明 書	教務課大学院分室	不 定	200円	
(院)修 了 ・ 学 位 証 明 書	教務課大学院分室	不 定	200円	修了生のみ発行
(院)学 業 成 績 証 明 書	教務課大学院分室	不 定	200円	
(院)単 位 修 得 証 明 書	教務課大学院分室	不 定	200円	
(院)教職免許状取得見込証明書	教務課大学院分室	不 定	200円	
(院)英文修了見込証明書	教務課大学院分室	不 定	500円	
(院)英文学業成績証明書	教務課大学院分室	不 定	500円	
ネ ッ ト ワ ー ク 利 用 書	証明書自動発行機	即 時	200円	(担当：情報処理センター)
そ の 他 の 証 明 書	教務課・学生課 教務課大学院分室	不 定	200円	交付日については、窓口にて連絡

(2) 本人による証明書発行手続き

- ※証明書自動発行機の場合
- ・設置場所～学生総合支援センター内
 - ・学生証が必要です。
 - ・機械故障等の場合は、事務局職員に連絡してください。

- ※窓 口 発 行 の 場 合
- ・証明書手数料は、証明書自動発行機で申込書を発行し、必ず学生証を提示のうえ申し込みをしてください。
 - ・緊急に必要な場合は、相談に応じます。

(3) 代理人による証明書発行手続き

証明書については本人発行を原則としますが、やむを得ない事情により代理人〔保証人（保護者）等〕が発行を依頼される場合は、次のとおり取り扱います。

- ・ 証明書手数料は、証明書自動発行機（設置場所：学生総合支援センター内）で申込書の発行を受ける。
- ・ 取り扱い（担当）窓口で上記「申込書」及び下記「身分証明書」等を提出（提示）する。
- ・ 申込人（代理人）自身を確認できる写真付の身分証明書および印鑑を持参する。
- ・ 各種証明書申込書（本学備付様式）の必要事項を記入する。
- ・ 本人の委任状（ただし、法定代理人の場合は不要）を提出する。

(4) 証明書自動発行機取扱時間

- ・ 平日 —

開 講 期……	8：30～18：00
【開講期：通常の講義が開講されている期間(補講・定期試験期間を含む)】	
上記以外……	8：30～16：30
【長期休暇・全学休講等】	
- ・ 土曜日 —— 8：30～12：00

※ 上記以外の個人データの開示の求めに関しては、個人情報保護法の定めに従い取り扱います。

8. 学 費 納 入

(1) 納入方法について

学費の納入については、「学費振込案内書・納付書」を保証人様宛に送付しますので、その納付書を使用して、金融機関から本学指定の銀行口座へ振り込んでください。郵便局利用の場合は、所定の「払込取扱票」に記入のうえ、振り込んでください。

なお、大学会計・管理課窓口での取扱いはしてありません。

【納付書送付時期：1年次のⅡ～Ⅳ期分は5月に送付／2年次以降はⅠ～Ⅳ期分まとめて3月に送付】

※ 納入された学費（授業料等）は、返金いたしません。十分に注意して納入してください。

※ 納付書を紛失された場合は再発行しますので、会計・管理課へご連絡ください。

※ 保証人様の住所等が変更になった場合は、必ず学生課へ連絡してください。

(2) 滞納について

学費納入がない場合は、下表の要領で案内します。

納 期	学費納入期限	納入遅延の 連 絡 先	学費納入がない場合の案内	
Ⅰ 期	4月15日 (2年次以降)	会計・管理課	5月 会計・管理課より案内 (保証人様宛送付)	6月納入期限後 学生課より案内 (学生及び保証人様宛送付)
Ⅱ 期	6月25日	学生課		
Ⅲ 期	10月15日	会計・管理課	11月 会計・管理課より案内 (保証人様宛送付)	12月納入期限後 学生課より案内 (学生及び保証人様宛送付)
Ⅳ 期	12月25日	学生課		

※学費納入期限当日が、土・日・祝日の場合、その後の最初の平日が期限日となります。

※ Ⅱ・Ⅳ期納入期限経過後1カ月以内に納入のない場合は、本人に就学の意思がないものと認め、除籍処分になります。

※ 除籍になりますと、各種証明書の発行が停止され、定期試験の受験が無効になります。

※ 特別な理由が生じて、期限までに納入できない場合は、あらかじめ学生課へ連絡してください。

※ 滞納による除籍になり、「復籍」または「再入学」を希望する場合は、学生課へ願い出てください。

(学部)学費等納入金

(単位：円)

学 部 費 目			経 済 学 部	福祉社会学部	国 際 文 化 学 部	
					国際文化学科	音 楽 学 科
学 費	入 学 金		※155,000	※155,000	※155,000	※155,000
	授 業 料		605,000	605,000	605,000	700,000
	教 育 充 実 費		270,000	270,000	270,000	720,000
	計		1,030,000	1,030,000	1,030,000	1,575,000
委 託 徴 収 費	学 友 会 入 会 金		※1,000	※1,000	※1,000	※1,000
	学 友 会 費		8,000	8,000	8,000	8,000
	同 窓 会 入 会 金		※18,000	※18,000	※18,000	※18,000
	学生教育研究災害傷害保険料		※3,300	※3,300	※3,300	※3,300
	学生教育研究賠償責任保険料		※1,360	※1,360	※1,360	※1,360
	学 会 費			※10,000		
	計		31,660	41,660	31,660	31,660
年 額 計		1 年 次	1,061,660	1,071,660	1,061,660	1,606,660
		2年次以降	883,000	883,000	883,000	1,428,000
納 期 毎 金 額	I 期	入学手続時	405,410	415,410	405,410	541,660
		2年次以降	226,750	226,750	226,750	363,000
	II 期		218,750	218,750	218,750	355,000
	III 期		218,750	218,750	218,750	355,000
	IV 期		218,750	218,750	218,750	355,000
納 入 期 限	I 期		4月15日（1年次は入学手続時に納入）			
	II 期		6月25日			
	III 期		10月15日			
	IV 期		12月25日			

(注) 1. ※印の項目は入学手続時のみ必要です。

2. 納入期限当日が、土・日・祝日の場合、その後の最初の平日が期限日となります。

(博士前期課程(修士課程))学費等納入金

(単位：円)

研究科 費目			経済学研究科 博士前期課程(修士課程) 国際文化研究科 博士前期課程(修士課程)		福祉社会学研究科 博士前期課程(修士課程)		
			本学学部卒業者 同一学園卒業者	本学以外の卒業者	本学学部卒業者 同一学園卒業者	本学以外の卒業者	
学費	入学金		※77,500	※155,000	※77,500	※155,000	
	授業料		470,000	470,000	470,000	470,000	
	教育充実費		100,000	100,000	100,000	100,000	
	計		647,500	725,000	647,500	725,000	
委託徴収費	学友会入会金		※1,000	※1,000	※1,000	※1,000	
	学友会費		5,000	5,000	5,000	5,000	
	同窓会入会金		※●	※18,000	※●	※18,000	
	学生教育研究災害傷害保険料		※1,750	※1,750	※1,750	※1,750	
	学生教育研究賠償責任保険料		※680	※680	※680	※680	
	社会福祉学会費				※5,000	※5,000	
	計		8,430	26,430	13,430	31,430	
年額計			1年次	655,930	751,430	660,930	756,430
			2年次	575,000	575,000	575,000	575,000
納期毎金額	Ⅰ期	1年次	228,430	323,930	233,430	328,930	
		2年次	147,500	147,500	147,500	147,500	
	Ⅱ期		142,500	142,500	142,500	142,500	
	Ⅲ期		142,500	142,500	142,500	142,500	
	Ⅳ期		142,500	142,500	142,500	142,500	
納入期限	Ⅰ期		4月15日（1年次は入学手続き時に納入）				
	Ⅱ期		6月25日				
	Ⅲ期		10月15日				
	Ⅳ期		12月25日				

(注) 1. ※印の項目は入学手続き時のみ必要です。

2. ●印の同窓会入会金については、本学学部卒業者は納入の必要はありませんが、同一学園卒業者は必要です。

3. 納入期限当日が、土・日・祝日の場合、その後の最初の平日が期限日となります。

(博士後期課程)学費等納入金

(単位：円)

研究科 費 目			経済学研究科 博士後期課程 国際文化研究科 博士後期課程			福祉社会学研究科 博士後期課程		
			本学学部卒業者 同一学園卒業者	本学博士前期課程 (修士課程)修了者	本学以外の卒業者	本学学部卒業者 同一学園卒業者	本学博士前期課程 (修士課程)修了者	本学以外の卒業者
学 費	入 学 金		※77,500	※▲	※155,000	※77,500	※▲	※155,000
	授 業 料		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000
	教 育 充 実 費		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	計		647,500	570,000	725,000	647,500	570,000	725,000
委 託 徴 収 費	学 友 会 入 会 金		※1,000		※1,000	※1,000		※1,000
	学 友 会 費		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	同 窓 会 入 会 金		※●		※18,000	※●		※18,000
	学生教育研究災害傷害保険料		※2,600	※2,600	※2,600	※2,600	※2,600	※2,600
	学生教育研究賠償責任保険料		※1,020	※1,020	※1,020	※1,020	※1,020	※1,020
	社 会 福 祉 学 会 費					※7,500	※7,500	※7,500
	計		9,620	8,620	27,620	17,120	16,120	35,120
年 額 計		1 年 次	657,120	578,620	752,620	664,620	586,120	760,120
		2 年次以降	575,000	575,000	575,000	575,000	575,000	575,000
納 期 毎 金 額	I 期	1 年 次	229,620	151,120	325,120	237,120	158,620	332,620
		2 年次以降	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500
	II 期		142,500	142,500	142,500	142,500	142,500	142,500
	III 期		142,500	142,500	142,500	142,500	142,500	142,500
	IV 期		142,500	142,500	142,500	142,500	142,500	142,500
納 入 期 限	I 期		4月15日（1年次は入学手続時に納入）					
	II 期		6月25日					
	III 期		10月15日					
	IV 期		12月25日					

(注) 1. ※印の項目は入学手続時のみ必要です。

2. ▲印は本学大学院博士前期課程（修士課程）を修了し、同研究科の博士後期課程に進学する者は不要ですが、本学大学院博士前期課程（修士課程）を修了し、他研究科の博士後期課程に進学する者は77,500円の入学金が加算されます。

3. ●印の同窓会入会金については、本学学部卒業者は納入の必要はありませんが、同一学園卒業者は必要です。

4. 納入期限当日が、土・日・祝日の場合、その後の最初の平日が期限日となります。

9. 通学と旅行

(1) 通学定期券

通学定期券は現住所の最寄りの駅（停留所）から本学の最寄りの駅（停留所）までの区間で**通学を目的とする場合に限り**購入できます。次の証明書を持参し、各交通機関の定期券発売窓口で購入してください。

◦ JR 九州，鹿児島交通，南国交通，いわさきバスネットワーク

……各社所定の申込書に大学の証明が必要となります。学生課窓口で学生証を提示して各社申込書に証明を受けてください。

◦ 鹿児島市交通局（電車・バス），船舶，JR 九州バス，肥薩おれんじ鉄道

……通学定期券を購入する場合は，通学証明書が必要となります。
学生課窓口で学生証を提示して証明を受けてください。

(2) 学 割 証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

長期休暇中などに帰省，旅行，課外活動などで乗車券を購入するときに利用できます。乗車・乗船区間が片道100kmを超える場合に，普通運賃が2割引（JRの場合）となります。申し込みは1回2枚，有効期間は発行日より3ヵ月間となっています。

学割証は証明書自動発行機により発行します。申し込み時には学生証が必要です。（証明書自動発行機設置場所：学生総合支援センター内）

《使用上の注意》

- ① 学割証は本人以外には使用できません。（他人に譲渡してはいけません）
- ② 学割証を使用する場合は必ず学生証を携帯してください。
- ③ 学割証を紛失したり，盗難にあった場合は速やかに学生課に届け出てください。
また，無効になったものは学生課に返却してください。
- ④ 他人名義のものや，期限の切れた学割証を不正に使用した場合は，往復料金の3倍の料金を追徴されます。
- ⑤ 使用にあたっては，学割証裏面の注意事項をよく読んで遵守してください。

《学生団体旅行割引証申込書》

ゼミ旅行や課外活動などで8人以上（運営会社によって人数が異なります）まとまって同一行程を旅行する場合，団体割引の制度があります。学生の場合は普通運賃の5割引（JRバスは2割引）となります。

団体旅行の申し込みは，ユーカー会館内のプレイガイドや各旅行代理店，JRのみどりの窓口で取り扱っていますので，所定の団体旅行割引証用紙をもらい，学生課で証明を受けてください。申し込み受付は旅行開始の6ヵ月前から14日前までです。

なお，課外活動の場合「出場・合宿許可願」を学生課に必ず提出してください。

(3) 海外への渡航について

長期休暇中の海外旅行や，私費での語学研修・留学など，海外へ渡航する際には，事前に学生課へ渡航先・渡航期間・渡航中の連絡先などを届けてください。

海外での行動には充分注意を払い，大いに見聞を広げてください。

(4) スクールバス

学生の通学の便宜を図るために、JR 坂之上駅と大学間でスクールバス（無料）を運行しています。運行については、JR の到着時刻や、大学の授業時間を考慮してダイヤを組んでありますので、できるだけ公共交通機関（JR、バス等）やスクールバスを利用してください。なお、8 時40分頃から 9 時頃にかけては利用者が集中します。混雑緩和のためにも、家を早めに出るなど、余裕をもって坂之上駅に着くように心掛けてください。また、坂之上駅からスクールバス発着所間の歩行については、車両の妨げにならないよう十分に注意してください。

なお、課外活動・図書館利用・ピアノ練習等の学生の便宜を図ることと防犯面を考慮して、19時以降 21時過ぎまで約20分間隔でスクールバスを運行しています（大学→坂之上の片道のみ）。是非ご利用ください。

(5) 自動車・バイク通学について

近年、自動車・バイク通学が増加し、それに伴い本学学生の交通事故も年々増加しています。交通事故は一瞬にして被害者、加害者双方に不幸な結果をもたらします。一人一人がその恐ろしさを自覚し、事故を未然に防ぐよう、安全運転を心掛けてください。万一交通事故に遭ったときは必ず学生課へ連絡するようにしてください。

交通マナーを守る

- 無免許運転、飲酒運転、わき見運転、スピード違反は絶対にしない。
- シートベルト、ヘルメット（アゴひもをする）は必ず着用する。
- 駐車は必ず所定の場所に行い、駐車違反をしない。等

① 学生駐車場

車両（自動車・バイク）登録資格に該当し、自動車・バイク通学を許可された学生は、学生駐車場に駐車してください。学生駐車場以外の駐車は厳禁です。また、学生が大学周辺の路上や駐車場に無断駐車することで、近隣住民の方々から苦情が寄せられることがあります。皆さんも社会の一員であることを自覚し、行動を慎んでください。

学内はもちろんのこと、星和台団地等大学周辺の路上駐車や私有地への駐車は厳禁です。

学生駐車場	開門時間	午前 6 : 45
	閉門時間	午後 9 : 30

※学生駐車場内での事故や盗難については、大学は一切責任が持てませんので、十分注意し、自己防衛に努めてください。

② 自動車保険

自動車・バイク通学をする学生の皆さんは法律で加入が強制されている自動車損害賠償責任保険または責任共済（自賠責保険）に必ず加入してください。また、1 億円以上の対人賠償責任保険にも**必ず加入**してください。他人に与えた損害を賠償する力のない人は自動車を運転する資格はありません。

(6) 車両（自動車・バイク）登録について

車両（自動車・バイク）登録については毎年度更新を行い、「自動車登録証」（バイクはステッカー）の交付を受けてください。毎年度所定の期日に登録してください。希望者は登録を済ませてから学生駐車場の利用ができます。

登録のない者は、学生駐車場の利用はできません。

I. 登録資格等

1. 居住地区に制約はなく、自動車・バイクともに登録できます。
2. 登録できる台数は学生一人につき、自動車とバイクそれぞれ1台ずつです。

II. 登録受付時に必要な書類等

1. **車両登録票**……必要事項を記入し押印すること。

※前提条件

保証人の承諾を必ず得ること。
学生本人に係る「自動車任意保険」に必ず加入すること。

2. **自動車運転免許証**……登録時に確認するのですぐ提示できるようにすること。
3. **登録手数料**……無料とします。

III. 留意事項

「車両登録票」と引き換えに、『自動車登録証』（バイクはステッカー）を交付します。

学生駐車場に駐車中は、この自動車登録証（バイクはステッカー）を確認できる場所に置いてください（ステッカーは貼付）。

- ・自動車は「ダッシュボード上」に置く
- ・バイクは駐車場係員が一見して確認できる場所に貼付する
〔例えば、ハンドルの上・ライトの上・泥よけの前・タンクの上等バイクの前方〕

「学生駐車場」に入場の際は、係員の前で徐行し、自動車登録証（バイクはステッカー）の確認を受けてください。

登録証のない自動車・バイクについては「学生駐車場」の駐車を禁止します。

なお、提出後に変更があったらその都度必ず学生課に届けてください。

自動車・バイク通学生は学生駐車場に駐車し、学内には特別な理由がない限り乗り入れは禁止されています。また、大学周辺の路上に駐車し、住民に迷惑をかけないように心掛けてください。

大学周辺の路上、団地内における不法・迷惑駐車の違反者については厳しい処分をもって臨みます。



■ 車両登録票

2019年度車両登録票 [※ 1.自動車 2.バイク] 提出日(月 日)				
学籍番号 []	学部	年組番	ふりがな 氏名	※ 1.男 2.女
現住所	(TEL) - -			
【ナンバープレート】				
			車名	
			車体の色	
保証人の承諾 ※ 1.有 2.無		自動車任意保険の加入 ※ 1.有 2.無		
※本書類は、学生本人の任意保険の加入確認および駐車指導を目的にしています。車両登録票に記載された個人情報は、法令に基づき学生部で厳重に管理します。				

※はいずれかを○で囲むこと。

■ 自動車登録証

2019年度

自動車登録証

有効期限
2020年3月31日

車両ナンバー

☆裏面の留意事項を必ず読むこと

※ この登録証を使用する際は必ずダッシュボード上に提示すること

■ 車両登録証（バイク用ステッカー）



10. 奨学金制度

健康で学業成績や人物がすぐれ、経済的理由のために修学が困難な学生に対し、学業の継続を目的とした各種の奨学金制度があります。

学生課で取り扱っている奨学金には日本学生支援機構、(公財)鹿児島国際大学同窓会奨学財団、県市町村教育委員会、民間諸団体の各種奨学金制度および特待生制度、特別奨学生制度があります。ただし、いずれの奨学金についても採用者数に限度があり、希望者の全員が採用されるわけではありません。また奨学生に採用されても**学業成績が不良**になったり、修学状況や経済状況などの変動により奨学生として不適格と認められた場合には、**奨学金の廃止・停止**などの処置を受けますので、この点をよく注意して健康に留意し勉学の向上に努めてください。

本学では、現在約1,600名の学生が奨学金の貸与・給費を受けて学生生活を送っています。出願の回数に制限はありませんが、奨学金の種類により金額・返還の有無・応募資格等が異なりますから、自分にもっとも適した奨学金に応募してください。

奨学金に関する業務は学生課で取り扱っています。なお、家庭の事情が急変し、経済的に困難な状況に陥ったときは、学生課で相談に応じています。

＜平成30年度奨学金受給者＞

種 類	人 数	種 類		人 数
特 待 生	2 4名	日本学生支援機構 (貸与・給付)	1 年 次	3 9 8名 (予約採用者を含む)
特 別 奨 学 生	2 4名		2年次以上	1, 0 3 4名
同 窓 会 奨 学 財 団	4名	県 市 町 村 教 育 委 員 会 民 間 諸 団 体 ・ そ の 他		5 2名

(1) **日本学生支援機構**

日本学生支援機構は、優秀で経済的な理由により奨学金を必要とする学生に対し、学資を貸与または給付し、国および社会に有為な人材を育成することを目的として運営されています。

本学では約1,500名（高校時の予約採用含む）の学生が採用されています。

＜平成30年度在学採用状況＞〔貸与型のみ〕

種 別		採用者数	募集時期	決定時期	貸与始期	貸 与 月 額	貸与期間
一次募集	第一種奨学生	34名	4月中旬	7月	4月	(第一種) 自宅 2～4万・5万4千円 自宅外 2～5万・6万4千円 より選択	採用時より卒業までの 最短修業期間
	第二種奨学生	48名			4月～		
臨時募集	第一種奨学生	0名	10月中旬	12月	10月	(第二種) 2～12万円 より選択	
	第二種奨学生	7名			10月～		

奨学金には給付型と貸与型の第一種奨学金と第二種奨学金があります。貸与型の第一種奨学金は無利子奨学金です。第二種奨学金は有利子奨学金で、在学中は無利子、卒業後の返還利率は年上限３％となります。

この他に、家計支持者が失職・破産・倒産・病氣・死亡または火災・風水害により緊急に奨学金が必要となった場合（ただし、事由が発生したときから１年以内）に申込ができる緊急採用（無利子）と応急採用（有利子）があります。

申込資格・手続き等については学生課にご相談ください。

<貸与型奨学金出願資格>

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学困難な者。

<出願手続と提出書類>

出願手続については募集説明会（4月）で詳しい説明をしますので希望者は学生課掲示板にて日時等を確認してください。

なお、願書は説明会出席者のみに交付します。交付を受けた学生は、指定された日時に関係書類を提出してください。

<選考と採否決定>

本学には日本学生支援機構奨学生を選考する委員会があり、奨学金を希望する理由、学業成績、修学状況、生活状況、その他の資料をもとにして、奨学生としての適否を日本学生支援機構の示す推薦基準に基づき審査したうえで学長が日本学生支援機構に推薦します。

採否の決定は日本学生支援機構の選考を経て決定されます。

<適格認定（給付・貸与型共通）>

奨学金受給者は、毎年度「奨学金継続願」をインターネット入力により提出し、その後、入力された継続願の内容と大学での学業成績をもとに、継続か否かの判定を行います。修得単位数とその評価内容について平均水準を下まわる時（進級できない場合も含む）は、「警告」「廃止」の処置がとられますので、平素から学業成績の向上に努めてください。所定の期限内に「奨学金継続願」の手続きをしない場合は、理由の如何を問わず「廃止」となり、奨学金の交付が打ち切られます。

なお、学生生活上不適切な行為（定期試験におけるカンニング行為、その他問題行為）があった場合も、「廃止」となります。

<返還（貸与型）>

日本学生支援機構の奨学金は、学費として貸与されたものであり、卒業後は必ず返還しなければなりません。その返還金は、ただちにその年の奨学資金となって後輩に運用される仕組みになっているので、返還の義務を履行することは後輩のためにも重要なことです。

貸与された奨学金は、貸与終了月の翌月から数えて7カ月を経たときから、1年以内を第1回として、返還日を決め、一定の割賦額で必ず返還しなければなりません。

ただし、奨学金の返還が困難になった場合（災害、傷病等）は、願出によって一定期間返還が猶予されることがあります。

なお、貸与終了時には奨学金返還説明会を開きますので必ず出席してください。

※ 高校在学中日本学生支援機構奨学生であった人は、「在学届」（日本学生支援機構所定用紙）を学生課に提出してください。「在学届」を提出すると大学在学中の奨学金返還が猶予されます。

(2) 鹿児島国際大学特待生

特待生は、人物、学業、健康ともに優秀な学生を対象とした制度です。

毎年後期に、前年次の成績等によって選考されます。ただし、1年次の場合は、前期の成績等を資料として選考されます。

特典……その年度の授業料を免除します。

採用人員……原則として毎年、各学年、各学科1名とします。

決定……11月

(3) 鹿児島国際大学特別奨学生

特別奨学生は、成績優秀でありながら経済的に就学困難な学生、または体育・学術文化活動および社会的活動において優秀な業績をおさめた学生を対象とした制度です。

特 典……その年度の授業料の半額相当が支給されます。
採用人員……原則として毎年16名（学部・学科・学年は問わない。）
決 定……11月

(4) 緊急的事情等により修学困難な在学する学生に対する学費等減免制度

本学では、緊急的事情等で修学困難な学生へ、経済的な支援をするための奨学金制度があります。

対象者については、修学意欲があり、次のいずれかに該当する者で、事由が発生した日から1年を超えない期間内に免除を希望する者に限り申請ができます。ただし、入学者については、原則として入学後に発生した事由からとします。

- ①学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者の失業、破産、事故、病気若しくは死亡等により家計が急変した者
 - ②火災、風水害等の災害を受けた者
 - ③その他やむを得ない事情により、家計が急変した者
- 詳細については、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

(5) 検定資格取得者に対する授業料減免制度 新設（平成30年10月1日施行）

本学に在学する学生で、検定資格分野において、在学中に顕著な業績を修めた学生に対する授業料減免制度があります。制度のポイントは、下記のとおりです。

- ①在学中の検定資格取得に対して、検定資格分野に応じた授業料を減免します。
 - ②より高次の検定資格を取得した場合は、上位の特典の種類に変更することができます。
 - ③減免の期間は、検定資格を取得し、証明書類を提出した学期の翌期から卒業までです。
 - ④申請の受付は、2月、8月です。
- 詳細については、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

(6) 鹿児島国際大学同窓会奨学財団

鹿児島県内の大学に就学する者で、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生を対象とします。

また、奨学金の貸与額は無利息で、返還期間は卒業後10年以内となっています。
詳細については、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

(7) その他の奨学金制度

本学では、日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体および民間団体の奨学金も取り扱っており、多数の人が給・貸与を受けています。

本学が募集を代行している団体の募集時期、内容等の詳細についてはその都度、学生課の奨学金専用掲示板に掲示します。

また、県市町村教育委員会の奨学金の募集は大学を通じて行われるとは限りませんので、希望者は、家族が居住する県市町村の教育委員会およびその他の団体等に直接問い合せてください。

募集の対象が限定され、かつ条件が一樣でないので出願希望者は学生課に相談してください。

※連絡事項および変更等すべてその都度詳細を学生課掲示板に掲示しますので見落としのないように注意してください。

11. 学生生活上の相談

待望の大学生活が始まったばかりで、入学生の皆さんは、心はずむ毎日を送っていることと思います。しかし、時には大学という新しい環境にとまどいを感じることもあるでしょう。入学当初の問題を未解決のまま引きずっていると、勉強やサークル活動に集中できず、本学での出発に乗り遅れることになりかねません。

本学では学生課の職員や保健室の専門の職員が常時、学生生活全般や心身の健康の相談に当たります。また、学生相談室では、専任教員、臨床心理士が学生相談員として相談に応じています。相談員は皆さんと一緒に考え、解決の手助けをしてくれるでしょう。

自分一人で解決しようと思わず、多くの人と話をして適切なアドバイスを受けてください。

<学生相談室について> ☆ ———— たとえば、こんな時に利用してください ———— ☆

- ・意欲がわかず学業にも身がはいらない
- ・どことなく身体の調子がすげれない
- ・家庭の事情で悩んでいる
- ・異性関係で悩んでいる
- ・将来の方針が決まらない
- ・周囲の人とのつきあいがうまくいかない
- ・クラスやサークル等での人間関係に悩んでいる
- ・経済的問題で悩んでいる
- ・アルコール問題で悩んでいる
- ・友達ができないのでつまらない
- ・自分の性格や適性について知りたい
- ・下宿生活で満たされないものがある
- ・ハラスメント(※注)で困っている
- ・自分の「性」(LGBT)について悩んでいる

等々、どのようなことでも結構です。自己の成長および心の健康増進を目指したい方は気軽に学生相談室を利用してください。

(※注) ハラスメントとは…？

1. セクシャル・ハラスメント

- (例) ・単位を落とした学生が、担当教員から「デートをしたら単位をあげるけど」と言われた。
・コンパの時に先輩から卑猥な冗談を聞かされた。

2. アカデミック・ハラスメント

- (例) ・「おまえはバカか」と授業中に罵倒された。
・成績に無関係なことがらを成績に反映するようなことを言われた。

3. パワー・ハラスメント

- (例) ・人前で過剰に叱責された。
・相手によって対応があからさまに違う。

4. その他のハラスメント

上記1～3以外に基本的人権を損なう不適切な言動や態度(「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」など)。

◆本学では、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するために規程を定め、ハラスメントのない環境づくりに努めています。万一、ハラスメントを受けた場合、泣き寝入りしたり、自分を責める必要はありません。悪いのは自分ではなく、ハラスメントをする人です。

◆本学では、ハラスメントに関する相談等に対応するため相談員を置いています。相談員は守秘義務があり、プライバシーを堅く守り対処します。自分が被害にあった時、友人等からの相談を受けた時、相談員へ気軽に相談してください。

◆詳細は、オリエンテーション資料に同封してある「ハラスメント防止に関するリーフレット」または大学のホームページを参照してください。

学生相談室 利用案内 ☆ — 学生相談室はこんなところ です — ☆

- ・学生相談室では、自分の感じていることを自由に発言してください。相談員は、学生と一緒に考えている問題を考えます。
- ・どんな小さなことでも相談に応じます。よろず相談室と心得てください。
- ・個人的な問題の解決を目的にしていますが、問題によっては、幾人かで相談に来ることもできます。
- ・相談の内容については秘密を厳守しますので、安心して気軽に相談室へ来てください。

【相談室を利用したい時は】

- ☐ 直接相談室に来てください。
- ☐ 相談希望連絡票（相談室前に置いてあります）を利用する方法もあります。
※連絡票に必要な事項を記入し、相談室前の備付ポストに投函してください。
- ☐ 電話申し込みも可能です。
- ☐ 保護者や友人が代わりに来室することもできます。
- ☐ 電話相談も利用できます。

学生相談室開室時間：月～金曜日 9：00～17：00

※原則として開講期（平常授業のある日）および補講・定期試験期間中に開室しています。

※相談員の相談時間割については、掲示板等でお知らせします。

場所：1号館（本館）1階（保健室の隣りにあります）

電話：099-263-0695（学生相談室直通）

【上記以外の場合】

- ☐ 学生課に連絡してください。
連絡先：電話【099-261-3211（大学代表） 学生課へ】

〈留学生支援室について〉

海外留学に関する相談や留学生との交流など、国際交流について担当する窓口です。

また、留学生支援室となりの国際交流ルームは主に留学生チューターの活動の場となっていますが、学内の国際交流の場としても利用できますので、詳細は留学生支援室に相談してください。

12. 福利厚生施設

〔ユーカリ会館〕

キャンパス内の一角にあって、学生の憩いのひとときや、学生にとって最も身近な福利厚生のか所として利用されています。

使用規則等を守り、気持ちよく利用してください。



1階 書籍、売店

（株）紀伊國屋書店が教科書をはじめ、辞書、雑誌、各種専門書など書籍全般、文房具など学用品、弁当や飲料などの食料品、衣料品、雑貨、コピーカードなどを取り扱っています。また、FAX、自動車学校、各種検定、各種レンタル用品の受付も行っています。

1階 プレイガイド

「Tsp！ ツーリストサポートプラザ！ 南栄ツーリスト」が様々な旅券（航空券・JR券等）や宿泊、旅行全般の手配・相談などに応じています。

1階 キャッシュ（ATM）コーナー

鹿児島銀行のATMがありますので、利用してください。

利用時間 月～金 8：00～17：00（祝日は利用できません）

1階 ロッカー室

だれでも自由に使用できますが、ロッカーの私物化を防ぐためにも、荷物はその日に必ず持ち帰り、みんなが、気持ちよく使えるように協力してください。

なお、学生会機関棟2階（大学食堂側）に、女子学生専用ロッカー室を設けていますので、女子学生は利用してください。

2階 カフェレストラン

カフェレストラン「Peach Pit」

生パスタが自慢で、「ミート」や「海老とアボカドのチーズクリーム」などメニュー充実。日替わりランチもオススメ。9～11時はモーニングプレートもあります。

営業時間 平日9時から18時まで、土曜日9時から15時まで ※変更になる場合があります。

レストラン「クーガ」

学内で2番目に広い食堂。バイキング形式なので、好きなものを好きなだけ食べられます。

営業時間 平日9時から15時まで、土曜日9時30分から14時まで ※変更になる場合があります。

上記以外に、1階に写真コーナー、2階に自動販売機コーナー、3階に学生用会議室、談話・自習室、同窓会事務室、和室等を設けています。

ユーカリ会館 使用上の注意

ユーカリ会館を使用する場合、次の事項を守ってください。

- (1) 3階の各部屋（同窓会事務室を除く）は、定められた期間および時間内であれば自由に使用できます。
和室・会議室の使用については、前日までに学生課に届け出た場合は、優先して使用できます。
- (2) 掲示については、本学の通常の取り扱いと同様とします。
- (3) 清潔・整頓・美化に心掛けてください。
- (4) 騒音や大声を発したり、周囲の迷惑となる言動は避けてください。
- (5) 施設・設備・備品等は丁寧に取り扱い、さらに備品等は許可なく移動しないでください。（移動の必要がある場合は、学生課に届け出てください。）

使用時間 ◎平日は8時から20時まで、土曜日は8時から17時まで。ただし、業者に委託している場所の営業時間については、各店舗よりお知らせします。

〔大学食堂〕「学食 Vina Vina」

「栄養バランスのとれた安い、うまい」をモットーに、学生へのサービスの充実に力を注いでいます。600席ある広々とした館内では、カフェテリアスタイルで食事がとれるようになっています。バラエティー豊かなメニューはおいしさはもちろん、ボリュームたっぷりで安さが学生、教職員に好評です。

利用の際は、次の点に留意してください。

1. 食堂はセルフサービスとなっているので、各自使用した食器・空ビン・紙コップ等は所定の返却口に返すこと。
2. 食事を終えたら速やかに退出して、談話はなるべくユーカリ会館および学生ホールを利用すること。
3. 利用時間を守り、清潔に気持ちよく利用すること。
4. 大学食堂は全館禁煙です。

営業時間 平日9時から16時まで、土曜日9時30分から14時まで

〔オープンカフェ〕「7号館前／図書館4階／8号館バス停側」

7号館前、図書館4階、8号館バス停側にはオープンカフェがあります。いずれもお昼のランチメニューがそろっています。

〔学生ホール〕

学生の皆さんの自由に使える空間として、1号館2階、5号館1階、8号館4階に学生ホールが設置されています。使用上の注意を守り、互いに気持ちよく利用してください。

学生ホール 使用上の注意

学生ホールを使用する場合、次の事項を守ってください。

- (1) 学生ホールは、定められた期間および時間内であれば自由に使用できます。
なお、クラス・サークル等一定の団体で、学生ホールの全部または一部の貸し切りを希望する場合は、原則として1週間前までに学生課に届けてください。
- (2) 掲示については、本学の通常の取り扱いと同様とします。
- (3) 清潔・整頓・美化に心掛けてください。特に、めん類等の残物については、指定どおり処理してください。

- (4) 騒音や大声を発したり、周囲の迷惑となる言動は避けてください。
- (5) 喫煙は所定の場所（喫煙室）でしてください。
- (6) 施設・設備・備品等は丁寧に取り扱い、さらに備品等は許可なく移動しないでください。（移動等の必要がある場合は、学生課に届けてください。）

〔使用時間等〕

号館	使用（営業）期間	使用（営業）時間
1号館	年中無休 ・天災地変・その他やむを得ない事由により閉館することがあります。	7：00～21：00
5号館	月～土曜日（祝日を除く） ※（ただし、祝日に授業を行う場合は開室） ・天災地変・その他やむを得ない事由により閉館することがあります。	7：00～21：00
8号館	年中無休 ・天災地変・その他やむを得ない事由により閉館することがあります。	7：00～21：00

〔合宿研修所〕

合宿研修所は学友会、体育系・文化系サークルやクラス・ゼミナールの各団体がサークル活動や教育・研究をさらに活性化させ、団体内の良好なコミュニケーションを図るために利用するものです。

施設は2階建てで、厨房、食堂兼談話室、シャワー、浴室、大・中・小の和室研修室をはじめ、障害者用の設備もあります。また、冷暖房も完備し、同時に複数の団体が合宿可能な施設となっています。

利用希望のある団体は、学生課に申し出て所定の手続きをしてください。

和室 1階 収容 30名

2階 収容 35名、8名

鹿児島国際大学合宿研修所使用心得

使用者は、合宿研修所規則に示されているもののほか、次の事項を遵守しなければならない。これに違反した場合は、使用規則第10条により直ちにその使用を禁止する。

（使用責任者心得）

1. 使用許可願提出後、使用予定に変更または取消しの必要が生じた場合は速やかにその旨を学生部長に届け出ること。
2. 使用許可書に記載された目的以外に使用しないこと。
3. 他に転貸しないこと。
4. 使用責任者は、使用開始前日（休日のときは前々日）に学生課にて、係員の指示を受けること。（とくに、入所時間および退所時間については係員の指示に従うこと。）
5. 使用終了後は、後始末（清掃、設備等の整理、戸締り、火の始末、消燈等）を完全に行い学生課の点検を受け、鍵を返却すること。
6. 光熱水道料等の支払いについては使用許可願提出時に納入すること。
7. 合宿研修所の使用について不明な点は、学生課に申し出てその指示に従うこと。

(使用者心得)

1. 使用者は、使用責任者の指示に従い規律ある行動をとること。
2. みだりに騒音等を発し周囲の迷惑となる行動をしてはならない。
3. 清潔、整頓、美化に心掛け、屋内外の清掃、浴室および便所の掃除は、毎日必ず行うこと（板の間は、拭き掃除）。
4. 起床後、すみやかに寝具は所定の場所に整理すること。
5. 火災予防に留意し、特に許可ある場合のほか、火気の使用持込みをしてはならない。
6. 所定の場所以外での喫煙は禁止する。
7. 盗難に注意すること。必要に応じて留守番を置くこと。
8. 施設・設備等はていねいに取り扱い、備品類を許可なく持ち出してはならない。
9. 合宿研修所内では、飲酒、マージャン、かけごと等をしないこと。
10. 許可されない者は宿泊させないこと。
11. 掲示物は学生部長の許可を受け、所定の場所に掲示すること。
12. 使用願に記載した起床、食事、入浴および消燈の時間を厳守すること。
13. 就寝前に、ガスの元栓、戸締りの点検を行うこと。
14. 火災、盗難その他異常を発見したときは、応急措置を講じ、直ちに学生課および守衛に連絡し、その指示に従うこと。

(合宿研修所光熱水道料等の支払い)

規則第7条及び使用責任者心得の第6号光熱水道料等の経費負担については、当分の間次のとおりとする。

合宿研修所	一人一泊100円

備考：光熱水道料等の経費は、原則として使用開始10日前までに学生課を経由のうえ会計・管理課に納入すること。

13. 健康管理

有意義な学生生活を送るためには、健康が第一です。

大学生活の中で、心身の不調は勉強、研究、課外活動にも大きな影響があり、将来の卒業、就職にも不利になるばかりでなく、自分自身にとっても障害となりかねません。

常に「自分の健康は自分で守る」よう心がけ、心身の健康の保持増進に努めてください。

<保健室(1号館1階・8号館4階[休養室])>

保健室では、専門の職員が皆さんの健康管理に留意し、心身の健康に関する相談、学内でのケガや不調などに対応しています。気軽に利用してください。

なお、保健室において処置できない救急・重症者については、本学の校医や医療機関の紹介を行います。(この場合、健康保険証が必要です。)

<定期健康診断>

学校保健安全法に基づき毎年4月に、全学生を対象に定期健康診断(身体計測・内科検診・結核健診)を実施しています。これは、疾病のスクリーニングで皆さんの健康状態・健康課題を把握し、健康づくり支援につなぐことを目的としています。

定期的な健康診断は、自己の健康状態を知り、健康の保持増進を確認するよい機会ですので必ず受診してください。診断結果は、学生ポータル「学生健康診断履歴」で閲覧できます。

なお、定期健康診断未受診の場合は、就職用・実習用の「定期健康診断証明書」の発行はできませんので、留意してください。

定期健康診断の実施については、学生課および保健室掲示板に掲示します。

<学生教育研究災害傷害保険> (略称「学研災」)

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故に備えて、全学生を対象として、(公財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」にすべての在学生(入学年度から4年間適用)が加入しております。万一通学途中、学内および学校行事中等次のような事故があった場合は、すみやかに学生課へ事故報告をし、相談のうえ指示を受けてください。なお、この制度は本人の申請によって適用されるものです。

・保険の対象となる傷害事故

① 正課中

講義、実習、演習、実技等の授業中とそれらに関する研究活動を行っている間の傷害事故

② 学校行事中

入学式、オリエンテーション、卒業式、大学祭等教育活動の一環として大学が主催する各種大学行事中の傷害事故

③ キャンパス内にいる間

授業の休憩中あるいは、昼休み中等の傷害事故

④ 課外活動中

キャンパス内およびキャンパス外(ただし大学に届け出た活動)で行う課外活動中の傷害事故

⑤ 登下校中

通学中における傷害事故

・保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、自殺行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能による傷害、無資格運転、飲酒運転、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの、施設外の課外活動で山岳登山、その他これに類する危険なスポーツを行っている間など。

・保険金の種類と金額

	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中または 学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数 1日目から対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で大学 施設内にいる間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数 4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
大学施設内外で事前に 届出た課外活動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数 14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円
通 学 中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数 4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円

・手続きの方法

事故発生後30日以内に、学生課に届け出、保険金請求は治療した後に速やかに手続きするようになっています。

保険会社連絡先・東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第二部 傷害保険損害サービス第三課

〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング
フリーダイヤル 0120-868-066

＜学研災付帯賠償責任保険＞ 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

本学では教育研究活動中や、通学中に発生した不慮の賠償責任事故の損害補償に備えて、学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）に加入しております。（聴講生・研究生を除く）

保険料（4年間で1,360円）は入学時に学費と一緒に納入してもらうことになっています。

その他ご不明な点につきましては、学生課までご相談ください。

＜学研災付帯学生生活総合保険＞（略称「付帯学総」）学生の任意加入保険

本学では、「学研災」「学研賠」の他に「学研災付帯学生生活総合保険（任意保険）」の紹介をしています。

入学式当日、案内書を保護者の方へ配付していますので、ご検討のうえ**各自加入**してください。

＊例えば、次のような時に適用されます。

学生の扶養者が亡くなった場合に卒業までの学業費用保障や、学生本人の病気の治療費用（通院・入院）、本人の不注意によるケガ、スポーツ、レジャー中の事故、旅行中の事故、その他偶発の事故によるケガ、誤って他人を傷つけたり、他人の財物を壊した場合の賠償事故など学生が直面する危険・災害等。

問い合わせ先 東京海上日動火災保険㈱代理店
アライアンス株式会社
鹿児島市金生町7-8 鹿児島金生町ビル5F
電話 099-216-8880

14. 施設の利用・案内

フィールドハウス (体育館)

昭和47年に建てられたこの体育館は、学生たちの“スポーツ・プラザ”として利用されています。長さ135m幅65mもある壮大な建物は、館内の床が全面タータンになっています。1周300mのトラックのほか、フィールドにはバレー、バスケット、バドミントン、ハンドボール、フットサルなどあらゆる競技に対応する設備を完備。規模だけでなく施設、設備面においても、充実した屋内競技場として、様々な競技大会や体育系サークルの試合・練習に利用されています。



<使用上の諸規則>

(1) 用具の貸出時間

平日 9:00～16:30

土曜日 9:00～12:00

※ 正課体育（体育実技）授業中と、定期試験期間中は、フィールドハウスの使用は原則としてできません。

(2) 使用上の禁止事項

- フィールドハウス内は禁煙
- 運動靴以外の履物の使用
- 飲食物・危険物等の持ち込み

(3) 土曜日の午後、日曜、祝日の使用

所定の手続（使用許可願）をし、許可を得てから、使用しなければなりません。

(4) 用具借用の場合は学生証を提示しなければなりません。

附属図書館

学遊空間（アメニティ・ゆとり）を追求した附属図書館は、地下1階、地上4階、総面積8,000㎡であり、館内はゆとりをもってデザインされています。

2階が正面玄関となっており、カウンターで貸出・返却やレファレンスサービスを行っています。ラーニングコモンズ、検索コーナー、新聞コーナーなど自由に落ち着いた空間が広がり、美術部の絵画なども展示しています。

3階には、図書館所蔵の視聴覚資料を視聴できるAVコーナー、雑誌コーナー、グループ学習室、音声付パソコンおよび点字図書を備えた対面朗読室も兼ねる視覚障がい者閲覧室などがあります。また、図書館サポーター（学生）の常設展示コーナーもあります。

地階と1階は書庫となっており、利用申込みの手続きで書庫資料を利用することができます。

4階には、多目的視聴覚ホールがあり、新入生ガイダンス、各種講演会やミニコンサート等に利用されています。

また、8号館2階オーディオルームには、多種多様な音楽資料が配架してあります。楽譜・音楽理論書の貸出や、CD・DVD・BD等の音楽に関する視聴覚資料を視聴することができます。

1. 開館時間

ア. 図書館

〈通常期〉

月曜日～金曜日 8:30～20:00 土曜日 8:30～16:00

〈試験期〉※試験前2週間～期間終了まで

月曜日～金曜日 8:30～21:00 土曜日 8:30～19:00

〈長期休業期間（春季休業、夏季休業）・通常期の講義がない日〉

月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30

イ. オーディオルーム

〈通常期及び試験期〉

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～12:00

〈長期休業期間（春季休業、夏季休業）・通常期の講義がない日〉

月曜日～金曜日 9:00～16:30 土曜日 9:00～12:00

※講義等の関係で開館時間を変更することがあります。



2. 休館日

日曜日、国民の祝日（ただし、授業の場合を除く）、大学の定める休日。
その他臨時休館をすることがあります。



3. 貸出・返却

ア. 貸出

借りたい本に学生証を添えて、カウンターへ提示してください。

	貸出冊数	貸出期間
学部生	5冊	2週間
大学院生	15冊	2週間

- ・貸出延長は、2回まで可能。（1回につき2週間の延長）
- ・学部生は、卒論・レポート用の場合は10冊まで貸出可能。
- ・夏季及び春季長期休業期間は、長期貸出を実施。

イ. 返却

借りた本は、貸出期間内にカウンター（図書館またはオーディオルーム）へ返却してください。

閉館時には、図書館入口に設置している返却ポストへ返却してください。

ウ. 督促

貸出期間を過ぎて返却されない場合は、督促を行います。督促を受けた本は、速やかに返却してください。

エ. 弁償

図書館の本を汚損又は紛失した場合は、同一本をもつての弁償となります。

ただし、入手が困難な場合には、代価相当額の金額をもつての弁償となります。

オ. 貸出禁止資料

次にあげる資料は、貸出すことはできません。館内で利用してください。

- ・参考資料
- ・視聴覚資料
- ・貴重書
- ・新聞（縮刷版を含む）
- ・未製本雑誌

カ. 視聴覚資料の利用

展示してあるケースに学生証を添えて、カウンターへ提示してください。

ディスクまたはテープとヘッドフォンを貸出しします。視聴を終えたらカウンターへ返却してください。

4. 検索

OPAC, またはオンラインデータベースにより, 本学附属図書館の所蔵資料や学外資料の検索をすることができます。

5. 書庫の利用

書庫（1階・地階）資料の館内での閲覧, 貸出もできます。書庫に入る際は, カウンターで手続きをしてください。

6. 個室の利用

以下の個室を, 貸切利用することができます。いずれも10日前から予約できます。

ア. ラーニングコモンズ(ComoSaka) … 2階: 2室

2名以上でのグループ利用や, ミーティング, イベントスペースとしても利用できます。(2時間以内)

イ. グループ学習室… 2階: 1室, 3階: 2室

4名以上でのグループ学習に利用できます。(2時間以内)

ウ. 研究個室… 3階: 4室

1名での研究・学習に利用できます。

7. 複写サービス

図書館内の資料はコピーすることができます。ただし, 複写サービスの利用には著作権法による制限がありますので, ご注意ください。(不明な点は, カウンターで確認してください。)

・学生証にICチャージが必要です。ICチャージは学生総合支援センターで行ってください。

8. 参考業務・相互利用

ア. レファレンスサービス

学習・研究に必要な情報・資料等を探す支援をします。カウンターへご相談ください。

イ. 訪問利用

他大学の図書館を利用したい場合, 紹介状を発行します。カウンターへ申し込んでください。

ウ. 現物貸借

他の図書館の図書を利用したいときには, 申込票に必要事項を記入し提出してください。

図書を取り寄せることができます。送料は一部自己負担となります。

エ. 文献複写

他の図書館資料の複写が必要なときには, 申込票に必要事項を記入し提出してください。

複写を取り寄せることができます。複写料金と送料は自己負担となります。

9. 図書館でのマナー

下記の事項は館内では禁止となっています。

- ・スマートフォン, 携帯電話等での通話 (館内ではマナーモードにし, 通話は館外ですること。)
- ・飲食 (ただし, キャップのある飲み物は可。食べ物はカバンの中に入れて入館すること。)
- ・喫煙
- ・他の利用者の迷惑となる行為

地域総合研究所（図書館4階）

1968年の開所以来、主に鹿児島・奄美群島および沖縄の総合的研究と南西諸島、特に沖縄関係の諸資料の収集に重点を置いてきました。戦後の沖縄経済、特に占領下の琉球政府時代の経済統計に関する資料は、沖縄県が本土に復帰するとき政府機関にも貸し出されるなど貴重なものが多く、戦後の日本経済を研究する人たちの間で高い評価を得ています。資料は手続きの上閲覧できます。

本研究所では鹿児島に密着した研究を行い、成果は研究所発行の「地域総合研究」で発表し、地域研究の専門家・学会・諸機関に貢献しています。また、2018年度から総合テーマを「鹿児島を支える経済・福祉・文化に関する研究」とする共同研究プロジェクトを立ち上げ所長を含む7名の所員で研究を進めております。

情報処理センター

情報処理センターは、学術研究、情報処理教育及び学内業務のための施設として、本学の4号館4階にあります。

情報処理センターには情報技術を学ぶための数々の施設・教室が整っており、学内のすべてのパソコンは、情報処理センターを中心として構築された鹿児島国際大学情報システム（学内LAN）により、インターネットも自由に利用できます。

また、情報処理センターでは、自主学習を目的とするパソコン室の設置やノート型パソコンの貸出し（期間2週間）も行っています。

詳細については、入学時に配付しています「情報処理センター利用案内」をご覧ください。

〈カフェテリア室1・2〉

学生がパソコンやプリンタを自由に利用できる自習室で、インターネット・電子メール・学生ポータル・e-ラーニングの利用、本学の図書館の図書検索等も行えるようになっています。

また、学生インストラクターが在室（月曜～金曜：9：00～18：00※長期休暇、学年暦の休日等は除く）しており、パソコンの使用方法等を親切、丁寧に教えてくれます。



教室等を使用する場合

教務課（教室関係）

学生課（体育施設・福利厚生施設関係）

- ・教室を使用する場合は当日に（日曜・祝日に使用する場合は前日に）「施設・設備使用許可願」を受け取り、当日の15時（土曜日は11時）までに教務課に提出してください。
- ・体育施設・福利厚生施設（フィールドハウス・多目的練習室等）を使用する場合はその都度（日曜・祝日に使用する場合は前日までに）「施設・設備使用許可願」を受け取ってください。
- ・書類に必要事項を記入してください。

書類提出

【教室関係】

【体育施設・福利厚生施設関係】

教務課

学生課

・検印の上、必要な鍵を受け取ってください。

ただし、8号館の教室については、8号館事務室で鍵を受け取る。

※書類については、担当部局より総務課へ提出
※日曜・祝日に利用する場合は1号館1階警備室で鍵を受け取ってください。

施設使用

施設使用

・使用については、次ページの「使用上の注意」を遵守してください。

[使用上の注意]

- ・使用後は翌日の講義に支障のないよう後片付けをしてください。
- ・使用時間は原則として 平日は21時まで とします。
日曜・祝日・休暇中は 8時30分から17時まで とします。
- ・延長して使用する場合は学生課に願い出てください。
- ・1号館・4号館・5号館・7号館の使用は原則として許可していません。
- ・事務取扱時間以降あるいは日曜・祝日に鍵を返却する場合は1号館1階警備室に返してください。
- ・定期試験期間中は、原則として使用を禁止します。

音楽練習室使用心得

○8号館の音楽練習室（「ピアノ練習室」及び「管弦打楽器などの練習のために使用する教室」）は、「音楽練習室使用規則」に基づいて使用しますが、使用についてはつぎの事項をよく守って利用してください。

- ①練習室使用希望者は、証明書自動発行機で発行された「申込書」を事務室へ提出し、「受領書」を受け取る。
- ②練習室使用時には、「音楽練習室使用許可証」を、速やかに提示できるようにする。
- ③練習室使用学生は、国際文化学部音楽学科・福祉社会学部児童学科とする。
- ④ピアノ練習室使用時間は、7時から21時までとする。ただし、屋外1階ピアノ練習室は、開講期のみ8時30分から17時50分まで、土曜日は8時30分から12時までとする。
（「管弦打楽器などの練習のために使用する教室」は、8時30分から21時までとする。）
- ⑤練習室の利用者割当は当分の間行わないが、モラルを守って使用する。
- ⑥練習室の有効利用のため、場所取りをした学生の持ち物は職員が定期的に見回り撤去する。
- ⑦練習室内では、利用者それぞれが責任をもって清潔にし、飲食・喫煙など厳禁とする。
- ⑧練習室使用料については、当分の間一律前・後期ごとに3,000円とする。

15. その他学生生活上の留意事項

学生の皆さんは、勉学を目的として本学に入学されたわけですが、今までの生活と異なった環境に接し、色々と迷うことと思います。

大学での生活を送っていく間には、思いがけない問題や悩みが生じるものです。一人で考えこまず、何か分からないことや、悩み、問題が起きたら、右記の窓口で気軽に相談してください。

その他、どの窓口へ行ってよいのか分からないときは、学生課窓口を訪ねてください。学生課では、学生の皆さんがより楽しい、有意義な大学生活が送れるよう手助けします。

相 談 内 容	担当部局	連 絡
学友会・サークル活動について	学 生 課	(099)261-3211(代表)
学 生 生 活 に つ い て		
対 人 関 係 に つ い て		
家 庭 の 問 題 に つ い て		
自 分 の 性 格 に つ い て		
下宿でのトラブルについて		
奨 学 金 関 係 に つ い て		
休学・退学・除籍・復籍について		
住所変更等について		
アルバイトについて		
心身の健康相談について	学生相談室	(099)263-0695(直通)
	保 健 室	(099)263-0778(直通)
履 修 ・ 勉 学 に つ い て	教 務 課	(099)263-0706(直通)
成 績 に つ い て		
授業について要望・苦情	教 務 課	(099)263-0706(直通)
	研究教育開発センター	(099)263-0838(直通) E-mail: fd110@ofc.iuk.ac.jp
学費の支払い方法について	会計・管理課	(099)263-0708(直通)
就 職 に つ い て	就職キャリアセンター	(099)263-0722(直通)

<喫煙について>

- ・建物内（喫煙室を除く）は全面禁煙です。
- ・タバコは喫煙室または、灰皿が設置されているところを利用してください。
- ・キャンパス内での歩きタバコ・ポイ捨ては厳禁です。

<飲酒について>

学内全てにおいて禁酒です。学内における行事（大学祭等）・合宿研修所・部室等での飲酒も厳禁です。

入学生の大半が未成年者であり、飲酒は禁止されています。成年であっても、飲酒経験の浅い学生にとって急激なアルコールの多量摂取は危険を伴います。先輩等からすすめられても適量にとどめるよう心掛けてください。

ー アルコールで失敗しないために ー

(1) イッキ飲み、断る勇気を持つ

酒の酔い方には個人差があり、その日の身体のコンディションにより酔い方も違います。飲酒に対し自分をコントロールする自制心を持ってください。

(2) イッキ飲みを強制しない

「サークルの伝統だから」「先輩の命令」「場を盛り上げるため」などで、イッキ飲みを強制することは決してしないでください。

(3) 酒（アルコール）と事故

アルコールの多量摂取やイッキ飲みは急性アルコール中毒を起こす原因になります。また、他大学では、死亡例もあります。

さらに、飲酒が原因で転落事故、交通事故、喧嘩による傷害、熱傷などの事故で入院する例も出ています。

<携帯電話等の使用マナーについて>

一部学生による講義中の呼び出し音やスマートフォンの操作等で、不愉快な思いをしている学生もいるようです。講義中はもちろん、場に応じた使用マナーを心掛けてください。

<研究室等の訪問マナーについて>

クラス・ゼミナール担任等先生に用件や相談がある場合は、下記の研究室を訪ねてください。なお、研究室を訪ねる際は、事前に電話等で先生の都合を聞いてから訪ねてください。

- 経済学部 …… 7号館5階
- 福祉社会学部 …… 5号館3・4階（ただし、児童学科は8号館）
- 国際文化学部 …… 7号館4階（ただし、音楽学科は8号館）

<諸マナーについて>

- ・自分で飲んだジュースのコップ、空缶、パック等は必ず区分どおりに指定のゴミ箱へ捨ててください。
- ・サークル部室、合宿研修所、練習室、女子ホールのゴミは、各自それぞれ区分し、指定されたゴミステーションに捨ててください。粗大ゴミを捨てる場合は事前に学生課へ相談してください（勝手な放置は厳禁です）。
- ・教室やその他の施設を利用する場合は、借用手続きをとってください。なお、使用した後は、責任をもって必ず後片付けをしてください。また、利用した後は、節電のために室内の電灯等は必ず消してください。

<遺失物と拾得物・盗難被害>

日頃から本やノートは勿論のこと、自分の所有物には、必ず氏名を明記するよう心掛けてください。学内で物を紛失したり、拾得したときは学生課に届け出てください。届け出のあった拾得物で所有者が判明したもののについては連絡します。所有者不明の物品については、学生課の拾得物棚に陳列してあります。

学内で盗難被害にあったときは、速やかに学生課へ届け出てください。

また、学生証、キャッシュカード等悪用される恐れのある物については、必ず、警察（坂之上交番）等に届け出てください。

特に、体育の授業中の更衣室、ピアノ等練習室、課外活動中のサークル部室で盗難が起こることがあるため、細心の注意が必要です。貴重品は常に携帯するように心掛けてください。

学生課の拾得物は、年々増加傾向にあり、特に時計・携帯電話や充電器・イヤホン・各電子機器などが多く、落とし主がなかなかあわれられません。

もう一度、あなたの所持品を点検して、学部・学科・名前を書いておいてください。

<アルバイト>

アルバイトについては、健康を損い学業に支障をきたすことのないよう、きちんと計画を立てると共に、学業にふさわしい仕事を選ぶことが大切です。

アルバイトは、社会勉強になる反面、学生であることを尊重しないアルバイト（ブラックバイト）の場合、授業に影響をおよぼしたり、責任やノルマを課されたりするので、注意が必要です。アルバイトは、授業の空き時間や夏季、冬季、春季休暇中に行うことが望ましいです。

やむを得ない事情でアルバイトを希望する学生のため、学生課入口に職種内容等を検討した求人票を掲示してあります。希望者は、求人票で選択し、各自求人先へ問い合わせるようになっていきます。アルバイト先に連絡する際には、大学名・学部・氏名を明確に伝えてください。アルバイト期間中に病気やその他の理由によりやむなく欠勤するときは、必ずアルバイト先に事前に連絡してください。**アルバイトをするときは大学生としての自覚をもち、責任のある行動をとってください。**また、求人票と条件が違った場合は学生課に連絡してください。

ー 好ましくないアルバイトー

- ・危険を伴うもの（自動車・単車の運転、プレス、断裁機、高圧ガス、建物の倒壊作業など）
- ・人体に有害なもの（有害な薬物の取扱い、並びに低温高温のなかでの作業）

- ・法令に違反するもの（労働争議に介入するおそれのあるもの、マルチ・ネズミ講商法など）
- ・教育的に好ましくないもの（風俗関連の営業およびチラシ配り、ポスター貼り、外交販売、夜警、勧誘、選挙運動、金融関連会社での業務）
- ・その他（労働条件が不明確なもの、人命にかかわることが予想される業務）

<キャッチセールス・新興宗教>

学生目当ての商戦や入信勧誘がキャンパス・駐車場付近や、鹿児島中央駅・坂之上駅付近、下宿・アパート先で行われているようです。

この手口は、アンケートと称して言葉巧みに接近し、名前や電話番号を書かせ、まずは電話で言葉巧みに強引に勧誘し、高い商品（例えば、化粧品、家庭用品）を契約させられるというものです。また、新興宗教の入信勧誘にも用心してください。

<マルチ商法>

「すぐくもうかるビジネスの話があるから説明会に行こう」「割のいいアルバイトがあるよ」「絶対に売れるから販売員になりませんか」などと誘われます。さらに、「新入会員、販売員を紹介すればマージンがもらえますよ」といかにももうかりそうな話をします。

しかし、実際は自分だけがリスクを背負ってしまい、人間関係を壊してしまうことになりますので気をつけてください。

<SNSのトラブル>

フェイスブックやツイッター、LINE（ライン）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、無料で使える便利なコミュニケーションツールとして利用されています。

しかし、使い方を誤ると思わぬトラブルに見舞われますので、ネットでのやりとりは、相手の気持ちに配慮するコミュニケーションの基本を忘れず、個人情報や特定できるようような情報の投稿には十分気をつけ、慎重に対応してください。

<危険ドラッグ>

危険ドラッグとは、覚せい剤や大麻によく似た化学成分を含み、これらの薬物と同等かそれ以上の有害性があるとされる薬物です。

危険ドラッグを体内に取り込むと、幻覚や異常な興奮などを引き起こし、交通事故を起こしたり、意識障害、けいれん、呼吸困難などで死亡したりします。危険ドラッグには決して関わってはいけません。

詐欺被害に注意

1. 詐欺被害について

詐欺被害の報告が寄せられることがあります。多くは人の心情に付け込んだ悪質なものであり、特に一人暮らしの学生に被害が多いようです。被害に遭わないために、日頃から注意してください。

以下、詐欺被害の一例を列挙します。

●振り込め詐欺

過去に学生とその家族を狙った振り込め詐欺が発生しました。幸いにも未遂に終わりましたが、被害に遭わないためにも日頃から家族間のコミュニケーションを密にしてください。

●消火器等の訪問販売詐欺

公的機関の職員や販売業者などを装った訪問販売による消火器等の販売詐欺の被害が報告されたことがあ

ります。不審に感じた場合は即警察に通報するなど、対応に注意してください。

●^{すんしやく}寸借（金借り）詐欺

一人暮らしの学生宅を訪問し、諸々の理由を並べ、困っているのでお金を貸してほしいと申し出る寸借詐欺の被害に遭った学生が過去にあります。不審な人物には絶対にお金を貸さないでください。

2. 携帯電話等によるトラブル

携帯電話やインターネットの利用等で身に覚えのない高額な料金請求が本人宛に送りつけられるケースがあります。このような場合、「利用明細書」のないような請求に対しては、応じる必要はなく、不用意に相手先に対して連絡を取ることは、二次的なトラブルを誘発する危険性を助長してしまう恐れがありますので慎重な対応が必要です。

また、暴力団関係を名乗る者から携帯電話へ非通知で連絡があり、脅迫されるケースもあります。非通知電話には応じないなど、十分注意が必要です。

こうした事案については、学生課に相談してください。

寮・下宿・アパート

下宿・アパート一覧を「入学手続きのしおり」に載せてありますので、学生にふさわしい生活を堅持できるかじっくり考えた上で、入居先を決定するようにしてください。入居決定時には、詳細な点まで条件を話し合い、条件に合わない場合は明確に断ってください。なお、不明確な点の多いまま契約をしてしまうと、後から種々のトラブルが起こります。必ず、契約条件をよく理解してから契約を行ってください。

(1) 寮，下宿，アパート生活の注意

- ・外食の場合は、比較的栄養が片寄りがちなので、バランスのとれた食事を心掛けてください。特に朝食は必ず摂るようにしましょう。
- ・夜遅くまで騒いだり、また、頻繁に友人を連れてきて泊めないようにしましょう。
- ・門限や契約規則は必ず厳守しましょう。
- ・自己本位で団体生活のペースからはずれるような行動をとらないようにしましょう。社会生活を行う上でもルールやマナーは必ず守りましょう。
- ・親元には、少なくとも1カ月に1度（定期的）は就学のことなど、学生生活について連絡しましょう。
- ・転居に際しては、部屋代・光熱水費等の精算を行い、家主に転出先を知らせておいてください。

(2) 寮，下宿，アパートでのゴミ出しマナー

本学学生のゴミ出しマナーが悪いと、周辺の地域住民から苦情があります。決められた方法と場所・時間帯を守り、指定曜日に出すようゴミ出しマナーを守ってください。また、引越し等による粗大ゴミ（自転車、机、書架等の大型ゴミ）については、無断放置はできません。

粗大ゴミについては、鹿児島市粗大ゴミ受付窓口に電話申し込み後、指定日に出してください。

鹿児島市粗大ゴミ受付窓口 TEL 099 (813) 5380

※次のような特殊・危険なゴミの申し込みはできません。

ブロック、タイヤ類、ガスボンベ等

VII . 進路（就職等）について

進路（就職等）について

学生の進路・キャリア支援は、就職キャリアセンターが担当しており、学生総合支援センター内にあります。就職キャリアセンターには、就職活動や進学等、様々な進路に関する資料や書籍が揃っています。また、常時スタッフがいますので、気軽に声をかけてください。

1. 大学生活について

大学は、皆さんが社会に旅立つ最後のステップになります。この大学での過ごし方で、自分の将来が大きく左右されるといっても過言ではありません。高校時代までと違い、生活全般（授業や服装等）において、自分で決めなければならないことが増えると同時に、行動する範囲も広がります。つまり、誰にも拘束されずに自由にできることや自由な時間が増えるということです。しかし、自由に自分の判断でできるということは、責任が伴うということ、自分から意識して積極的に行動しなければ、何も得られないということでもあるのです。自由な時間が増える大学時代に何をするのか、どれだけ自分を成長させることができるかが、自分の将来を左右する大きなポイントになります。

2. 将来の目標や目的を持つ

自分の将来のために、大学生活での自由な時間を有効に活用するには、まず将来の目標や目的を持つことが重要になってきます。これは何事にもいえることですが、目標や目的がはっきりしなければ、取り組んだことも長続きしませんし、自由な時間の有効活用もできません。

3. 様々な経験をしよう

明確な将来の目標や目的を持っていないこともあると思います。このような場合は、自由な時間を目標や目的探しのために活用してください。目標や目的を見つけ出すには、様々な経験をするのが有効です。また、多くの経験は幅広い人間関係を作り上げることに有効です。様々なことに興味を持ち、積極的に行動しましょう。例えばゼミナール、サークル、アルバイト、ボランティア、資格取得の勉強、海外留学であったり、長期休業中であればインターンシップ、旅行等が考えられます。

4. 就職活動について

(1) 就職活動の早期取り組みの推進

本格的な就職活動は3年生から始まります。本学の学生は、積極的な就職活動への準備や就職活動の取り組みが遅れる傾向にあります。このため、書類の提出や手続きなども締め切りぎりぎりの駆け込みが少なくありません。充実した就職活動を行うためにも、「自己分析」、「業界・企業研究」、「基礎学力の向上」等に、1・2年生から積極的に取り組む必要があります。

(2) 幅広い情報収集

より多くの機会を求めて挑戦することが大切です。幅広く様々な求人情報を収集して活動してみましょう。

(3) 公務員・教員採用試験

公務員試験が難関であることはいうまでもありません。多くの学生が受験する各県・市町村職員にしても、2年生までに一通り問題集や講座等で実力を養い、3年生には本試験合格をめざすぐらいの心構えと準備がなければ、とても難関突破の見込みはありません。また、教員採用試験についても公務員と同様に早期から実力を養う必要があります。

なお、就職キャリアセンターでは、「公務員受験対策講座」、「教員採用試験対策学内講座」を実施しています。

(4) 社会福祉施設・幼稚園等への就職

社会福祉施設・幼稚園等への就職は企業の求人とは異なり、欠員補充採用が多い様です。早期からゼミの先生や先輩、実習、ボランティア活動等で採用に関する情報収集のネットワークづくりを始めましょう。また、実習だけでなく、ボランティアから採用に結びつくケースがあるので、春季・夏季休業等を利用して、希望する施設があればボランティアにも積極的に参加しましょう。

(5) 資格取得

就職活動では、資格を持っている人が就職に有利になることがあります。まず、自分はどんな仕事をやりたいのかを考えながら、資格に関する情報を収集してみましょう。そのうえで、将来の仕事に活かせる資格取得の勉強を始めてください。就職キャリアセンターでは、資格取得のための各種講座を開講しています。

① F P 技能士 3 級（主な活用先…銀行、証券、保険、郵便局、JA 等の企業への就職）

ファイナンシャル・プランニング技能士 3 級は国家資格であり、金融資産や不動産の運用をはじめ、生活設計や年金、税金、保険、相続関連等、経済や金融に関する幅広い知識を学びます。

② 日商簿記検定 3 級（主な活用先…全ての業種、事務職への就職）

日商簿記 3 級は会計系の学習の入口であり、帳簿を正しく記入する、あるいは帳簿の数字を読み取ることで、経理事務を円滑に行うためだけでなく、会社の中身を知り、経営管理能力を身に付ける基礎技能です。

③ マイクロソフト オフィス スペシャリスト / MOS（主な活用先…全ての業種、事務職への就職）

MOS とは、マイクロソフトが認定する世界共通の資格です。MOS を取得することで、PC のさまざまな機能を効果的に使いこなすスキルが身につく、その実践力を客観的に証明できます。

5. 就職関係行事

就職キャリアセンターで開催する各種就職関係行事には、授業に支障のない限り積極的に参加しましょう。特に 3 年生からは、就職活動に備え、5 月の「就職ガイダンス（スタートアップ）」を皮切りに、6 ～ 9 月には「インターンシップ」、「自己分析受検会」、10 月には「就職活動直前ガイダンス」、「業界・企業研究講座」、3 月には「大学主催合同企業説明会」を開催します。中でも「就職活動直前ガイダンス」では、就職活動に必要な情報を提供するとともに、就職活動への心構えや具体的な活動内容について説明します。併せて、全学生は、今後の進路支援のために活用する「進路登録カード」を、就職キャリアセンターに提出します。

4年間の主な取り組み

●：各年次でのプログラム・講義等 ☆：各年次共通のプログラム等

1 年 次	(1) 学生生活に1日も早く慣れるよう、生活リズムを整えて、勉強を軌道に乗せる。 (2) 新入生ゼミナールやサークル等で、交友関係を広げる。 (3) 卒業後の進路を考えながらアクションプランを立てる。 (4) 適性検査やキャリア相談で、自分の適性・興味・価値観を知る。 ● 新入生ゼミナールでの「キャリアガイダンス」の参加 ● キャリアデザイン科目「コミュニケーション力育成」の受講 ☆ 各種講座（就職試験対策、公務員受験対策、教員採用試験対策、資格・検定等）の受講
2 年 次	(1) 学生生活を1年間過ごし、気持ちにも余裕が出てくる時期なので、多くのことに興味を持ち、新しい分野での交流や体験にチャレンジしてみる。 (2) 基礎学力をチェックし、苦手分野を克服する。 (3) 卒業後の具体的な進路を考え、書き出してみる。過去の自分を振り返り、じっくり自己分析をやってみる。 (4) 適性検査やキャリア相談で、自分の適性・興味・価値観を再検討する。 (5) 就職キャリアセンターの資料をもとに、様々な業種・職種を理解する。 (6) 大学の先輩に就職活動の状況等を聞いたり、周りの社会人に仕事について尋ね、現在の就職環境や仕事について理解する。 ● キャリアデザイン科目「自己分析と文章力育成」「論理的思考と数的処理」の受講 ☆ 各種講座（就職試験対策、公務員受験対策、教員採用試験対策、資格・検定等）の受講
3 年 次	(1) これまでの2年間の単位取得状況を確認し、3年次の履修計画をしっかりと立てる。 (2) アルバイトやインターンシップ等へ参加し、社会経験を積む。 (3) 社会人として必要なスキルやマナーを身につける。 (4) 2年次までの経験をもとに自己分析をし、エントリーシートや履歴書の自己PRや大学時代に打込んだこと等が書けるようにする。 (5) 本格的な就職活動が始まるので、就職キャリアセンターが開催する様々な就職関係行事へ積極的に参加する。 ● 就職活動直前ガイダンス（「進路登録カード」の提出、就職活動サイトへの登録等）の参加 ● 学内外の合同企業説明会の参加 ● 会社訪問・会社説明会・採用試験（筆記・面接等）の就職活動 ☆ 各種講座（就職試験対策、公務員受験対策、教員採用試験対策、資格・検定等）の受講
4 年 次	(1) 就職活動真っ只中。明確な目標を持ち、様々な情報を収集し、積極的な就職活動を心がける。 (2) 卒業できないとせっかく得た内定も取り消される。再度、卒業に必要な分野での単位不足がないか、十分確認する。 (3) 就職活動中は、精神的にも不安定になりがちな時期。1人で思い悩まず、どんなに些細なことでも、ゼミ担や就職キャリアセンターに相談する。 ● 学内外の合同企業説明会の参加 ● 会社訪問・会社説明会・採用試験（筆記・面接等）の就職活動 ☆ 各種講座（就職試験対策、公務員受験対策、教員採用試験対策、資格・検定等）の受講

平成27年度からの文部科学省「地（知）の拠点（COC）」認定事業として、本学は地方創生を一層推進するために独自の取り組み「フィールドワークをベースにした地域が求める人材育成プログラム」を申請し採択されました。そのため平成28年度新入生から「地域人材育成プログラム」を開設しました。この教育プログラムでは学生が地域の課題に取り組み、地域に関心と愛情を持つようになることで、将来地元就職して地域創生の中心となって活躍していくことを目指しており、同時にインターンシップへの参加やコミュニケーション能力の育成も図っていきます。※COCとはCenter of Communityの略です。

詳しくは、履修要項を参照してください。

VIII. 課外活動

1. 課外活動とは

課外活動の目的・意義

学生生活を有意義に送るためには、勉学に励むことはもちろんですが、課外活動も大切な位置を占めています。課外活動は、広い視野を求め、豊かな情操を身につけ、健康な心身を育成して、全人的な成長をはかることを目的としています。

本学には現在、体育、文化系合わせて約60のサークルがあり、在学生の約半数が参加しています。学生生活における課外活動は“人間形成の場”として重要な意義をもっています。充実した4年間の学生生活を送るためにも、しっかりとした目標をもって参加することを勧めます。

自分でチャレンジしたい分野のサークルを積極的に選んで、いきいきとしたキャンパスライフを楽しんでください。

課外活動に関する規程と手続き

(1) 学生団体

①学生団体の設立

学生が学友会に属する団体およびその他の団体を組織しようとするときは、部長（専任教職員）および学生責任者を定め、所定の用紙に記載の上、規約（会則）ならびに団体員名簿（5名以上の活動人員）を添え、学生課に書類を提出し、総務委員会の承認及び代議員会の議決を経なければなりません。

詳細は、学生課に相談してください。

②部員名簿

サークルまたはクラブ等の責任者は、学生課から配付された所定の部員名簿を作成し、在学生分は1月下旬、新入生分は4月下旬までに学生課に提出してください。

なお、部員の異動等、変更があった場合はその都度届け出てください。

③学生団体の解散

団体の行為が大学の機能を害し、学内の秩序を乱すと認められた時は、活動停止または解散を命ぜられることがあります。集会その他についても同じです。

④学生団体の停止・廃止

総務委員会が部・同好会・愛好会の主将・代表者を招集しても何ら連絡がないとき、または活動状況が6カ月以上不明の時は、代議員会の議決を経て、休止扱いとしその部の予算は停止されます。また、同好会・愛好会については総務委員会により警告がなされます。

以後、1年間上記のような状況が継続した場合は、代議員会の議決を経て、会長はその部・同好会・愛好会を廃止することが出来ます。

⑤学生団体の名称変更

所定の用紙に記載の上、学生課に提出してください。

⑥学友会掲示板

学内数箇所に学友会掲示板が設けてあります。学友会機関、サークル部員相互の連絡用として利用してください。利用については総務委員会に相談してください。

⑦集会・行事

学内において、団体が集会または行事を行うときは、事前に、責任者、目的、時期ならびに人員等を所定の用紙に記載の上、学生課に提出し、学生部長の承認を経て、学長の許可を得なければなりません。

⑧合宿・遠征

学生団体が各種大会（対外試合、研修会、合宿など）に参加する場合は、所定の用紙に記載の上、事前にサークル部長・総務委員会の承認を受け、学生部長の承認を経て、学長の許可を得なければなりません。

⑨大会・行事の主管主催

大会の開催及び合宿にともなう施設利用の場合は、できるだけ早く学生課に連絡してください。

学友会に属する団体が主管・主催あるいは共催をして、大会、その他の行事を行うときは、事前に計画書、収支予算書を学生課に提出し、学生部長の承認を経て、学長の許可を得てください。一定の範囲で補助を受けることができます。

⑩学生団体への入部・退部について

学生団体への入部は学生自身の自由意志によるもので、決して他から強制されるものではありません。もし入部・退部について困ることが生じた場合には、直ちに所属団体の部長または学生課まで申し出てください。

(2) 学生団体の部長

本学では、課外活動を大学教育の一貫として積極的に育成していく方針に基づき、本学の専任教職員を学生団体の部長としています。サークルの在り方や運営などについての助言はもちろん、個人的な悩みなども気軽に部長に相談してください。

(3) 集会・行事

①学生活動について

学生が学内外で集会をしようとするときは、学生課へ届け、学生部長の許可を得なければなりません。なお、学生部長が許可した集会であっても、次の条件に抵触する場合は許可を取り消すことがあります。

①学内外の秩序を乱すもの ②学生としての品位、体面を保てないと思われるもの

②催物について

有料で催物を行うときは、入場券発行申請書を学生課へ提出し、学生部長の許可を得なければなりません。

③署名運動について

学生または学生団体が、学内外において署名運動をする場合には、事前に学生部長の許可を得なければなりません。

④教室の使用について

課外活動のため教室を使用するときは、教務課へ届け出て、許可を得なければなりません。

⑤備品の借用について

集会または行事開催のため大学の備品を借用する場合は、願書（所定用紙）を学生課に提出してください。

借用した備品を破損、あるいは、紛失した場合は弁償しなければなりません。

(4) 印刷物の配布

学生及び学生団体が、本学内において、印刷物、出版物を配布しようとする場合は、責任者はその配布物を学生課に提出して学生部長の許可を得なければなりません。学外で配布する場合でも印刷物の内容が本学に関するものであるときは同じです。

(5) 掲 示

学友会、その他の団体または個人が学内に掲示しようとするときは、責任者の氏名を付記し、学生課に

提出し、学生部長の許可を得たうえで、所定の場所に掲示しなければなりません。

また、掲示物の内容、外観とも本学の学風にふさわしく節度のあるものであるよう十分心掛けてください。

立看板は原則として使用できませんが、講習会、研究発表会その他重要な通告などで立看板の使用が特に必要と思われるときは、学生部長の承認を受けなければなりません（大学祭、体育祭、研究発表会等、大学全体の行事のため、特に必要と認められる場合は、学生部長の承認を受けて適当な場所に掲示することができます）。

＜サークル勧誘における注意＞

各サークルは多くの入学生を迎え入れ、サークル活動を充実させるために様々な工夫を凝らして勧誘を行います。

入学生に対して入部を強制するような勧誘は、大学はもちろんのこと学友会総務委員会でも一切認めていません。

サークル勧誘を受けた時は、次のことを心掛けてください。

- ① 勧誘を受けたら自分の意志をはっきりと相手に伝える。
 - ② 無責任な一時逃れの言動や入部手続きはしない。
 - ③ サークルに入部する時は、そのサークルの性格や規則（部則）等をよく確かめ理解してから入部する。
 - ④ 退部しようとする時は、そのサークルの責任者（主将）に直接会って、明確に自分の意志を告げる。
- サークルに関してトラブルが起きたときは、一人で思い悩まず学生課に相談してください。

課外活動の時間等について

		活動時間	留意事項
開講期	平日	16：10～21：00	願出により1時間の延長可（1ヵ月以内）。
	土	12：20～21：00	
	日・祝日	8：30～17：00	原則として延長は出来ませんが、大会等の事情により許可する場合もあるので学生課に相談してください。
長期休暇中		8：30～17：00	

【定期試験中の取扱い】

◎**試験期間中の課外活動（練習）は禁止する。**ただし、特に学生部長の許可を受けた場合はこの限りでない。

- ①大会等が試験期間中に開催される場合、または、試験期間終了直後に開催される場合。
 - ②試験期間中の大会等については、単に申込みによる出場（参加）資格でないこと。
〔例えば、地区大会等を経て前記大会等への出場（参加）資格が得られた場合。〕
 - ③上記大会等に出場（参加）することが当該団体にとって有意義であり、出場（参加）者全員が同意していること。
 - ④上記①～③の全てを満たす場合に限り許可することがある。

※ただし、上記①に係る試験期間中の練習は、試験終了後通常の時間内とし、場所・方法等については試験に影響のない範囲で許可する。

【参考】当日の試験が5限までである場合は17時50分～21時とする。

【注】試験1週間前の課外活動（練習）については、各団体の自主性に任せるものとする。ただし、実施するにあたっては関係者で十分話し合うこと。

課外活動施設

課外活動の施設として、フィールドハウス、野球場、テニスコート、弓道場、洋弓場、柔道場、剣道場、空手道場、少林寺拳法練習室、ボクシング練習室、卓球練習室、音楽練習室、射撃場、総合グラウンドなどがあり、各サークルにはそれぞれ部室が配備されています。

また、宿泊施設として合宿研修所があり、広く学生の皆さんに利用されています。

施設の利用およびその手続きについては事前に学生課で確認してください。

部室使用内規

（使用の目的）

第1条 本学が課外活動の場として提供した学生の部室は、学生相互の理解と心身の錬磨に資するために使用されなければならない。

（部室の管理）

第2条 部室の使用管理は学生課が行う。

（使用するものの資格）

第3条 部室を使用できるものは、大学および代議員会において認定された団体に限る。

（部室割当）

第4条 部室の割り当ては大学施設の状況を考慮して、学生課および総務委員会が行う。ただし一度割り当てが決定しても、大学施設の必要上変更することがある。

（遵守事項）

第5条 部室の使用については当該部室を使用する団体が責任をもって使用し、清掃の励行、火気の取り扱い、盗難の予防、設備器具の保全などについて、学生課の指示および「部室使用心得」に掲げる事項を守らなければならない。

（使用禁止と制限）

第6条 この部室使用内規あるいは使用心得に違反し、また重大な事故のあった団体については、部室の明け渡しを求め、またはその使用を停止することがある。

（使用心得）

第7条 部室使用心得は別に定める。

（使用手続）

第8条 使用期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、引き続き使用しようとする場合は、毎年1月末までに所定の使用願を学生課へ提出し学長の許可を得なければならない。

附 則

この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

部室使用心得

第1条 部室に関しては部の代表者が責任を負う。

第2条 火気その他危険物の使用は、学生課の許可するほかは厳禁する。

第3条 1. 大学から部室の備品を借用するときは、部の責任者が所定の使用願を学生課に提出して許可を受けなければならない。
2. 部の代表者は使用許可を受けた備品について備品目録を形成、保管状況を明らかにし、総務委員会に届け出なければならない。

第4条 1. 部室の鍵は、部の代表者と学生課で保管する。部室を使用しないときは、盗難予防のため施錠しなければならない。
2. 盗難等異常のあった場合、部の代表者は直ちにその旨を学生課に届け出なければならない。

第5条 部室の使用時間は8時30分から21時までとする。ただし、学生課があらかじめ許可した場合はこの限りではない。

第6条 1. 部室の保安、防火、清掃等の指導は総務委員会が行わなければならない。
2. 部室の清掃は各部部員で行い、常に室内の整理と美化に心がけなければならない。
3. 清掃用具の保管は、各部で行うものとする。

第7条 1. 部室での飲酒は厳禁する。
2. 部室を使用目的以外の用に供してはならない。

附 則

この心得は、昭和57年4月1日から施行する。

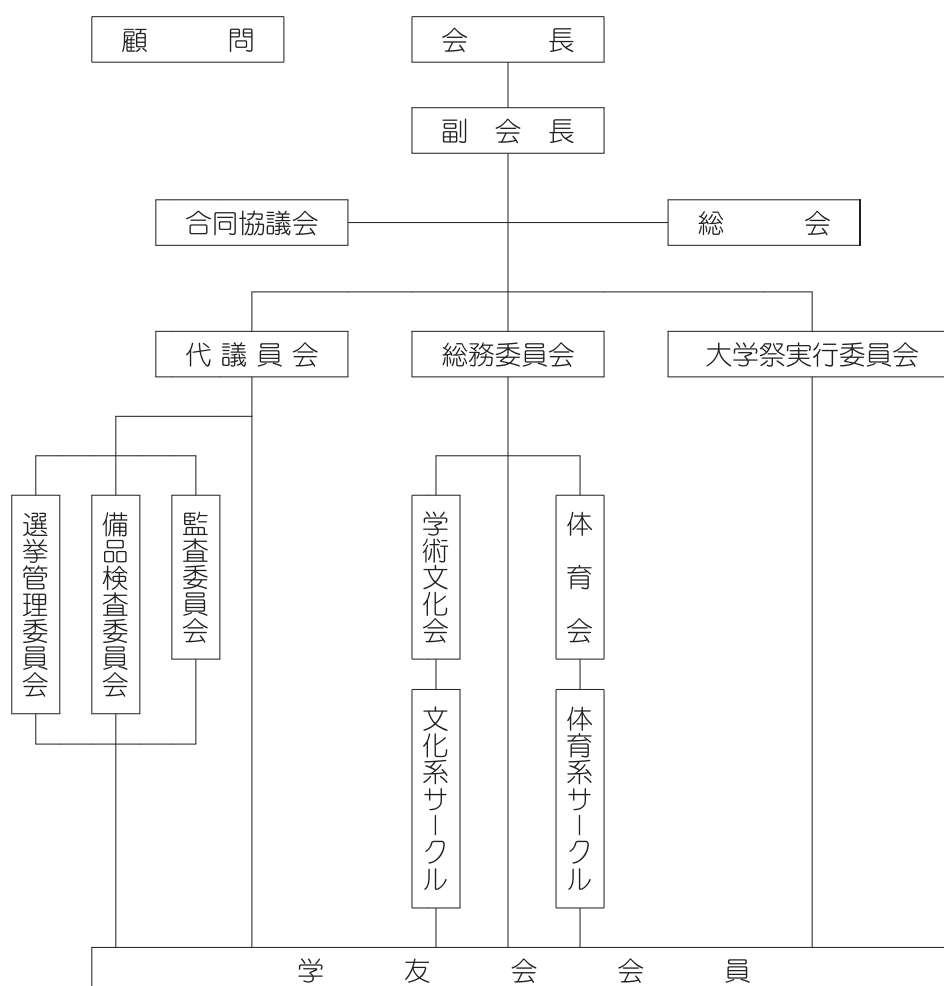
2. 学友会について（学友会の機関及びサークル紹介）

1) 学 友 会

本学における課外活動の組織として、鹿児島国際大学学友会があります。この学友会は、学生が自主的に運営している自治団体で、全学生を正会員、教職員を特別会員として構成され、正会員の中から会長・副会長を選出します。入学生の皆さんも、入学と同時に全員が学友会会員となります。



2) 学友会組織図



3) 学友会の機関

<学友会総会>

全学生、教職員出席のもとで、総務委員会、代議員会または他の機関から提出された事項について、学友会会員の意見を聞く会です。この会で審議された結果は、学友会の運営において十分に尊重されます。

<代議員会>

学友会選挙規則により選ばれた代表によって構成される学友会の最高決議機関です。

学友会会則の制定改廃、本会の基本方針、予算および決算、サークルの新設および廃止、その他本会における重要事項などは代議員会によって決定されます。

<総務委員会>

学友会の執行機関であり、会務を管理するとともに各サークルを統率する役割を任めています。委員長、副委員長、書記長、および会計、企画、渉外、広報、庶務、体育、文化等の委員によって構成されます。予算の起案、本会の1年間の基本方針など重要な事項を立案し、代議員会によって決定された事項にもとづいて実行する機関です。

総務委員会のもとに「体育会」・「学術文化会」があります。

<合同協議会>

学友会と大学との意志疎通を図り、学友会の運営を円滑にするための会です。この会は、学友会から会長・副会長・代議員会の正副議長・総務委員会の正副委員長および各部長・大学祭実行委員会の正副委員長、大学側から学長・学生部長・事務局長・学生委員会の委員・特別代議員で構成され、学生と大学側との意見交換の場でもあります。

必要なときはいつでも開かれ、学友会総会、代議員会、総務委員会などで生じた事項について話し合います。

<監査委員会・備品検査委員会>

監査委員会は学友会活動におけるすべての会計が予算どおり活用され、運営されているかどうか監視する機関です。また、備品検査委員会は学友会会費で購入された備品がうまく活用されているか、またきちんと保管されているかを調査する機関です。



<選挙管理委員会>

学友会の役員の選挙に関する一切の事務的管理を行う機関で、代議員会で選出された5名がその任にあたっています。

<大学祭実行委員会>

大学祭を企画運営していく機関です。実行委員長を中心に各役員（常任委員）がメンバーとなり、毎年11月に行われる大学祭に向けて1年間を通して活動しています。

皆さんが課外活動を行う場合、既存のサークルに加入することになります。また、皆さんが新しいサーク

ルを設立して活動することもできます。サークル活動を通して、自主性・協調性・社会性・責任感などを身に付けることができます。

サークル活動に熱中するがあまり学業がおろそかになる学生が一部に見受けられます。学業とサークル活動を両立させ、学生生活を楽しく思い出の多いものにしてください。

4) サークル紹介

大学には、正課授業のほかに、個人の才能や趣味に適した分野で自主的に参加できる各種の課外活動（体育系・文化系サークル）があります。

オリエンテーション期間中の「学友会サークル紹介」にぜひ参加してください。

2019年度 学友会サークル一覧

号	♣ 体育系サークル(部)	号	♣ 体育系同好会	46	し ゆ わ
1	ア ー チ エ リ ー	25	モ ー タ ー ス ポ ー ツ	47	スペシャルオリンピックス
2	空 手 道	26	ラ イ フ セ ー ビ ン グ	号	♠ 文化系愛好会
3	弓 道	号	♣ 体育系愛好会	48	I C T
4	剣 道	27	合 気 道	49	お こ し ん ち ゆ
5	硬 式 庭 球	28	自 転 車	50	さ つ ま ④
6	硬 式 野 球	29	ラ ケ ッ ト ス ポ ー ツ	51	S p i c e P r o j e c t
7	サ ッ カ ー	号	♠ 文化系サークル(部)	52	み つ ば ち
8	射 撃	30	合 唱	53	留 学 生 会
9	柔 道	31	器 楽	54	R a i n b o w S e a
10	水 泳	32	国際文化交流クラブ(IOC)	号	♠ 機 関
11	ソ フ ト テ ニ ス	33	写 真	①	総 務 委 員 会
12	ソ フ ト ボ ー ル	34	書 道	②	体 育 会
13	卓 球	35	吹 奏 楽	③	学 術 文 化 会
14	ダ ン ス	36	そ よ か ぜ	④	大 学 祭 実 行 委 員 会
15	軟 式 野 球	37	美 術	⑤	代 議 員 会
16	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	38	フ ォ ー ク ソ ン グ		
17	バ ド ミ ン ト ン	39	ふ れ あ い		
18	バ レ ー ボ ー ル	40	放 送		
19	ハ ン ド ボ ー ル	41	口 ッ ク		
20	フ ッ ト サ ル	号	♠ 文化系同好会		
21	ボ ク シ ン グ	42	E S S		
22	よ さ こ い 創 生 児	43	イ ラ ス ト ・ デ ザ イ ン		
23	ヨ ッ ト	44	こども文化サークルおひさま		
24	陸 上 競 技	45	茶 道		

(2019年4月1日現在)

IX. 大学院生への案内

1. 奨学金制度(大学院生)

日本学生支援機構奨学事業

日本学生支援機構奨学事業は、学業成績優秀で経済的理由のため修学困難な者に、学資を貸与して教育の機会均等および学生生活の充実をはかり、社会の健全な発展に尽くすことを目的として設けられている制度である。

大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的として貸与するものであり、修了後、規程によって必ず返還しなければならない。

平成29年度入学者

種 別	貸 与 月 額		採用者数
	博士前期課程（修士課程）	博士後期課程	
第一種奨学金 (無利子奨学金)	50,000円・88,000円	80,000円・122,000円	若干名
第二種奨学金 (有利子奨学金)	50,000円・80,000円 100,000円・130,000円・150,000円		

※年度によって貸与月額は変更されることがある。

※貸与月額は申込者が選択することになる。

(1) 奨学生の募集・出願の手続き

4月初旬頃、募集日程等の詳細を掲示するので、希望者は学生課で出願用紙を受け取ること。

(2) 奨学生の推薦

出願者の人物、健康、学業、家庭の経済的事情について書類審査により、厳格に適格者を選考して、日本学生支援機構に推薦する。

(3) 採用決定

日本学生支援機構においては、大学から推薦された者の中から選考委員会の選考を経て、採用者を決定し、本学学長を経て、本人に通知する。

(4) 奨学金の交付

奨学金は採用時から最短修業年限の終期まで（修了年次の3月）、原則として、毎月1回日本学生支援機構より奨学生本人の銀行口座に振り込まれる。

(5) 奨学金貸与の停止および廃止

学業成績の状況や、性行の状況によって、貸与が停止または廃止されることがある。

(6) 休・退学等の異動による諸願届の提出

奨学生は、休・退学その他奨学生として資格に異動が生じた場合は、直ちに学生課へ連絡をとり、速やかに奨学生に関する異動の願届を提出すること。この願届の提出が遅れたため余分に振り込まれた奨学金は奨学生本人から直接日本学生支援機構へ返戻しなければならない。

(7) 奨学金継続願の提出

奨学生は毎年冬季、奨学金継続願をインターネット入力により提出しなければならない（期間は掲示する）。継続願の手続きを行った奨学生に対しては引続き奨学金が振り込まれるが、手続きを行わなかった場合、廃止となり奨学生の資格を失うことになる。

(8) 奨学金の返還

在学中受領した奨学金は、貸与であるから、修了後所定の期間内に決められた方法で返還しなければならない。

X. 教員及び主な担当科目

教員及び主な担当科目【学部】

経済学部（経済学科）

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	小 川 英 司	社 会 思 想 史
〃	加 藤 一 弘	西 洋 経 済 史
〃	カムチャイ・ライサミ	経 済 学
〃	衣 川 恵	金 融 論
〃	工 藤 裕 孝	コーポレート・ファイナンス
〃	康 上 賢 淑	流 通 経 済 論
〃	中 嶋 眞 澄	数 理 経 済 学
〃	西 原 誠 司	日 本 経 済 史
〃	楨 満 信	経 済 政 策
〃	八 木 正	環 境 経 済 論
〃	渡 辺 克 司	農 業 経 済 論
准教授	高 橋 将 宜	情 報 経 済 論
〃	日 野 一 成	保 険 論
〃	松 本 俊 哉	日 本 経 済 論
講 師	松 榮 豊 貴	マ ク ロ 経 済 学 入 門

経済学部（経営学科）

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	アイリッシュ・ジェフリー	ま ち づ く り 概 論
〃	青 木 康 一	会 計 監 査 論
〃	今 村 明 代	税 務 会 計 論
〃	大久保 幸 夫	情 報 シ ス テ ム
〃	表 正 幸	英 語
〃	里 園 清 孝	商 業 政 策
〃	中 島 昇	民 法
〃	馬 頭 忠 治	経 営 学 総 論
〃	原 口 俊 道	経 営 管 理 論
〃	福 崎 賢 治	情 報 科 教 育 法
〃	丸 山 政 行	観 光 概 論
〃	山 下 孝 子	外 国 文 学
〃	山 本 晃 正	経 済 法
准教授	奥 平 敦 也	アルゴリズムとデータ構造
〃	櫛 部 幸 子	会 計 学 原 理
〃	武 田 篤 志	社 会 学
〃	西 宏 樹	マ ー ケ テ ィ ン グ 論
(特任准教授)	福 田 正 彦	原 価 計 算 論
講 師	定 藤 博 子	経 営 史
〃	中 西 孝 平	中 小 企 業 論

福祉社会学部（社会福祉学科）

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	岡 田 洋 一	精 神 保 健 福 祉 論
〃	小 窪 輝 吉	社 会 心 理 学
〃	佐 野 正 彦	社 会 学 概 論
〃	高 橋 信 行	地 域 福 祉 論
〃	田 中 安 平	介 護 福 祉 論
〃	綱 川 菊 美	社 会 学
〃	中 山 慎 吾	高 齢 者 福 祉 論
〃	野 田 隆 峰	精 神 医 学
〃	松 元 泰 英	特 別 支 援 教 育 総 論
〃	蓑 毛 良 助	心 理 学
〃	村 上 光 朗	教 育 社 会 学
准教授	有 村 玲 香	子 ども 家 庭 福 祉 論
〃	岩 崎 房 子	こころとからだのしくみ
〃	上 田 雪 子	発 達 と 老 化 の 理 解
〃	大 山 朝 子	社 会 福 祉 概 論
〃	茶屋道 拓 哉	障 害 者 福 祉 論
〃	鱒 渕 祐 一	英 語
〃	山 下 利 恵 子	社 会 保 障 論
(特任准教授)	古 賀 政 文	知的障害児の言語指導

福祉社会学部（児童学科）

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	岩 井 浩 英	教 育 福 祉 論
〃	黒 木 俊 行	ピ ア ノ
〃	下 野 浩 二	算 数 科 教 育 法
〃	千々岩 弘 一	国 語 科 教 育 法
〃	中 村 ま す み	音 楽
〃	西 谷 憲 明	体 育
〃	吉 留 久 晴	教 育 原 理
准教授	上 谷 裕 子	保 育 指 導 法（表 現）
〃	角 野 雅 彦	子 ども と 情 報 教 育
〃	古 村 溝	ス ポ ー ツ 実 習
〃	帖 佐 尚 人	生 涯 学 習 と 子 ども
〃	深 田 忠 徳	ス ポ ー ツ 実 習
(特任准教授)	鮫 島 準 一	理 科
〃	関 山 均	図 画 工 作
〃	脇 正 一	初 等 教 育 方 法
講 師	原 口 恵	教 育 心 理 学
〃	福 島 豪	保 育 指 導 法（言 葉）

国際文化学部（国際文化学科）

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	飯 田 伸 二	フ ラ ン ス 語
”	飯 田 敏 博	英 語
”	太 田 秀 春	日 本 史
”	大 西 智 和	考 古 学 概 論
”	小 林 潤 司	英 語
”	杉 山 朱 実	フ ラ ン ス 語
”	戦 慶 勝	日 中 比 較 言 語 学
”	祖 慶 壽 子	日 本 語 教 授 法
”	中 園 聡	比 較 考 古 学
”	マクマレイ・デビッド	英 語
”	村 瀬 士 朗	日 本 文 学
”	森 勝 彦	地 理 学
”	森 孝 晴	英 語
(特任教授)	大 坪 治 彦	教 育 心 理 学
准教授	内 山 仁	教 育 課 程 論
”	木 村 拓	韓 国 語 入 門
”	中 尾 康 朗	図 書 館 概 論
”	松 尾 弘 徳	日 本 語 学 概 論
講 師	武 藤 那 賀 子	日 本 文 学

国際文化学部（音楽学科）

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	ウーヴェ・ハイルマン	声 楽
”	及 川 寛 繁	管 弦 打 楽 器 (オーボエ)
”	岡 村 重 信	ピ ア ノ
”	久 保 禎	作 曲
”	中 島 一 光	ピ ア ノ
”	中 村 智 子	声 楽
”	長 田 新 太 郎	管 弦 打 楽 器 (ヴァイオリン)
准教授	伊 藤 綾	音 楽 史

非常勤講師

氏 名	担 当 科 目	氏 名	担 当 科 目
青 木 和 彦	保 育 実 践 演 習	岩 川 拓 夫	鹿 児 島 の 歴 史
揚 村 固	生 活 援 助 技 術	岩 橋 恵 子	生 涯 学 習 概 論
浅 生 典 子	管 弦 打 楽 器（フルート）	于 国 軍	中 国 語
朝 日 吉太郎	人 的 資 源 管 理 論	上 村 修	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
阿世知 輝 代	ピ ア ノ	上 山 敬 補	倫 理 学
荒 川 裕 一	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習	宇 都 弘 美	子 ど も の 保 健
有 村 航 平	管 弦 打 楽 器（チェロ）	梅 内 幸 信	ド イ ツ 語
安 楽 聡 子	管 弦 打 楽 器（ヴィオラ）	浦 川 登久恵	韓 国 文 学
池 川 礼 子	ピ ア ノ	小 江 和 樹	図 画 工 作
池 田 哲 之	憲 法	小 江 香南子	保 育 指 導 法（表現）
池 元 正 美	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 力 育 成	大 迫 貴	ピ ア ノ
石 井 いずみ	管 弦 打 楽 器（ヴァイオリン）	太 田 一 郎	英 語
石 井 宏 明	管 弦 打 楽 器（ヴァイオリン）	大 野 克 彦	ス ペ イ ン 語
石 踊 紳一郎	社 会 福 祉 運 営 管 理	小 野 恭 一	地 理 歴 史 科 教 育 法
石 神 啓 介	労 働 法	岡 山 隆 二	ソ ー シ ャ ル フ ー ク
石 堂 優二郎	管 弦 打 楽 器（チューバ）	笠 野 恵 子	福 祉 科 教 育 法
磯 川 幸 直	プ ロ グ ラ ミ ン グ 入 門	梶ヶ野 亜 生	伝 統 音 楽 演 習
伊地知 真 弓	ピ ア ノ	片 倉 聖	管 弦 打 楽 器（オーボエ）
飯 伏 純 也	労 働 法	片野田 郁 子	ピ ア ノ

氏 名	担 当 科 目	氏 名	担 当 科 目
鐘ヶ江 賢 二	博 物 館 資 料 保 存 論	栗 林 文 夫	日 本 史
蒲 地 賢一郎	英 語	久留須 直 也	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
上 釜 きみ子	家 庭 科 教 育 法	小 島 摩 文	生 活 科 教 育 法
神 蘭 俊 一	起 業 論	小 園 健 一	書 道
上 蘭 昭二郎	社 会 的 養 護	児 玉 秀 義	社 会 科 教 育 法
上 蘭 美 鈴	社 会 的 養 護 内 容	児玉谷 仁	環 境 科 学
上 蘭 和 佳	ピ ア ノ	小屋敷 美知子	生 活 援 助 技 術
上別府 宙	管 弦 打 楽 器 (打 楽 器)	ゴーラム・パトリック	英 語
川 口 俊 一	労 働 法	坂 本 育 生	英 語
川 戸 理恵子	学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成	迫 節 子	障 害 の 理 解
河 野 総 史	会 社 法	佐 藤 直 明	ソ ー シ ャ ル フ ー ク
河 原 康 一	環 境 科 学	重 井 徳 貴	情 報 処 理
姜 美 貞	初 級 韓 国 語	島 津 義 秀	伝 統 音 楽 演 習
木 村 朗	政 治 学	下 蘭 智 子	管 弦 打 楽 器 (フ ァ ゴ ッ ト)
木 村 紀 子	管 弦 打 楽 器 (フ ル ー ト)	下 野 由 貴	管 弦 打 楽 器 (ハ ー プ)
楠 元 健 司	イ タ リ ア 語	下吹越 かおる	児 童 サ ー ビ ス 論
久 保 由香理	管 弦 打 楽 器 (フ ァ ゴ ッ ト)	白 田 理 人	日 本 語 学 特 論 III
久 保 理 莖	映 像 編 集 入 門	新 福 豊 実	英 語
久保田 治 助	道 徳 教 育 の 指 導 法	新 村 恵 子	韓 国 語
雲 井 未 歡	臨 床 心 理 学	進 史 絵	管 弦 打 楽 器 (オ ー ボ エ)

氏 名	担 当 科 目	氏 名	担 当 科 目
須 藤 奈津子	ソ ー シ ャ ル フ ー ク	鶴 田 啓 洋	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
関 重 樹	特 別 活 動	樋 園 亮	ピ ア ノ
高 取 裕 美	ピ ア ノ	堂 園 和 也	管 弦 打 楽 器 (ト ラ ン ペ ッ ト)
田 口 佳奈子	英 語	堂 園 さおり	管 弦 打 楽 器 (ク ラ リ ネ ッ ト)
竹 内 勝 徳	英 語	徳 澤 路 子	ピ ア ノ
竹 岡 健 一	ド イ ツ 語	富 永 誠	公 民 科 教 育 法
竹 下 智 子	ピ ア ノ	外 山 友 美	管 弦 打 楽 器 (ト ロ ン ボ ー ン)
竹 中 啓 之	人 的 資 源 管 理 論	中 井 康 貴	生 活 援 助 技 術
竹 村 由加里	管 弦 打 楽 器 (ユ ー フ ォ ニ ア ム)	中 尾 真 央	日 本 語 入 門
田 中 弘 子	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習	中 島 暢 宏	管 弦 打 楽 器 (ク ラ リ ネ ッ ト)
田 中 正 敦	生 命 科 学	中 條 大 輔	精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習
田 邊 貴 仁	相 談 援 助	中 筋 健 吉	中 国 文 学
タニグチ トロイ	英 語	中 村 幹 郎	ス ペ イ ン 語
田 原 恵 子	労 働 法	長 岡 良 治	ス ポ ー ツ 実 習
玉 利 勇 治	福 祉 行 財 政 と 福 祉 計 画	中 村 かし子	声 楽
鄭 美 淑	韓 国 語	中 村 繁 治	商 業 科 教 育 法
陳 躍	中 国 語	西 真 人	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
土 田 まゆみ	管 弦 打 楽 器 (サ ク ソ フ ォ ーン)	西 鶴 淳 一	日 本 語 入 門
筒 井 明 美	英 語	萩 野 誠	経 営 情 報 論
坪 内 幸 子	情 報 処 理	橋 口 伸 子	ピ ア ノ

氏 名	担 当 科 目	氏 名	担 当 科 目
畑 加奈子	手 話 ・ 点 字	福 田 模 子	哲 学 特 論
濱 田 貴 志	管 弦 打 楽 器 (ギ タ ー)	福 永 善 隆	東 洋 史
早 坂 滋 樹	ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 論	福 満 博 隆	ス ポ ー ツ 実 習
原 田 啓 介	障 害 の 理 解	福 元 俊 一 郎	社 会 科 教 育 法
春 田 こずえ	生 活 援 助 技 術	福 元 伸 也	情 報 処 理
東 俊 一	社 会	洲 田 孝 康	情 報 処 理
東 大 円	コ ン ピ ュ ー タ 音 楽 演 習	洲 上 佑 美	ピ ア ノ
東 久 照	管 弦 打 楽 器 (ホ ル ン)	船 越 公 威	生 命 科 学
樋 口 晶 彦	英 語 科 教 育 法	船 津 潤	財 政 学
久 野 真理香	声 楽	外 園 幸 一	哲 学
日 高 孝	読 書 と 豊 かな 人 間 性	細 川 道 久	西 洋 史
日 高 佑 郁	英 語	堀 正 信	学 校 経 営 と 学 校 図 書 館
平 瑞 樹	自 然 地 理 学 概 論	堀 田 翔 一	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
平 川 ひろみ	博 物 館 資 料 論	舞 田 靖 代	合 唱
平 山 美津代	管 弦 打 楽 器 (ク ラ リ ネ ッ ト)	前 原 寛	保 育 原 理
廣 野 拓	保 健 医 療 サ ー ビ ス	前 山 聡 宏	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
フィリップ・アレン	管 弦 打 楽 器 (コ ン ト ラ バ ス)	牧 角 玲 子	リ ト ミ ッ ク
フォスター・ジョン	英 語	又 吉 のぞみ	声 楽
福 重 真 紀	ピ ア ノ	又 吉 秀 和	声 楽
福 島 洋 子	子 ど も の 食 と 栄 養	松 井 智 彰	環 境 科 学

氏 名	担 当 科 目	氏 名	担 当 科 目
松 浦 宏 臣	ピ ア ノ	山 西 健 夫	博 物 館 教 育 論
松 尾 千 歳	鹿 児 島 の 文 化	大 和 多加子	英 語
松久保 和 俊	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 実 習	大 和 高 行	英 語
松 崎 優	子 育 て 支 援 論	山 本 敬 生	行 政 法
松 田 史 代	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	吉澤レイモンド武尊	管 弦 打 楽 器 (サ ク ソ フ ォ ー ン)
三 浦 かおり	声 楽	吉 田 英 明	情 報 サ ー ビ ス 演 習
三 嶋 道 弘	情 報 処 理	吉 富 順 子	情 報 処 理
三 木 夏 華	中 国 語	吉 留 早木子	ス ポ ー ツ 実 習
水 谷 いつみ	音 楽 教 育 研 究	吉 弘 裕 子	手 話 ・ 点 字
南 新 秀 一	学 校 の 制 度	吉 嶺 史 晴	管 弦 打 楽 器 (リ コ ー ダ ー)
村 瀬 木綿子	日 本 語 講 読	四 元 孝 子	ピ ア ノ
村 原 仁 美	ピ ア ノ	四 元 真 弓	臨 床 心 理 学
桃 坂 寛 子	ピ ア ノ	渡 邊 信 浩	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習
森 岡 玲 子	精 神 保 健		
森 田 純 弘	税 法		
森 吉 里 奈	障 が い 児 保 育		
山 下 直 子	日 本 語 入 門		
山 下 美喜子	管 弦 打 楽 器 (ホ ル ン)		
山 田 晋	国 際 関 係 論		
山 田 善 裕	管 弦 打 楽 器 (ト ロ ン ボ ー ン)		

教員及び主な担当科目【大学院研究科】

経済学研究科

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	青 木 康 一	会 計 監 査
〃	今 村 明 代	税 務 会 計
〃	大久保 幸 夫	経 営 情 報
〃	加 藤 一 弘	経 済 史
〃	カムチャイ・ ライサミ	国 際 経 済
〃	衣 川 恵	金 融 経 済
〃	康 上 賢 淑	国 際 経 営
〃	中 島 昇	民 法
〃	西 原 誠 司	欧 米 経 済
〃	原 口 俊 道	経 営 管 理
〃	楨 満 信	経 済 政 策
〃	丸 山 政 行	観 光 ビ ジ ネ ス
〃	八 木 正	環 境 経 済
准教授	櫛 部 幸 子	会 計
〃	西 宏 樹	マ ー ケ テ ィ ン グ
〃	日 野 一 成	保 険 経 済
〃	松 本 俊 哉	産 業 経 済
講 師	定 藤 博 子	経 営 史
〃	中 西 孝 平	中 小 企 業 経 営
〃	松 榮 豊 貴	経 済 理 論

福祉社会学研究科

職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	岩 井 浩 英	児 童 福 祉 学 特 講
〃	岡 田 洋 一	精 神 保 健 福 祉 学 特 講
〃	小 窪 輝 吉	社 会 福 祉 調 査 特 講
〃	佐 野 正 彦	社 会 病 理 学 特 講
〃	高 橋 信 行	地 域 福 祉 学 特 講
〃	田 中 安 平	介 護 福 祉 学 特 講
〃	千々岩 弘 一	生 涯 教 育 学 特 講
〃	中 山 慎 吾	高 齢 者 福 祉 学 特 講
〃	野 田 隆 峰	精 神 医 学 特 講
〃	松 元 泰 英	健 康 福 祉 学 特 講
〃	蓑 毛 良 助	臨 床 発 達 心 理 学 特 講
〃	吉 留 久 晴	職 業 教 育 学 特 講

福祉社会学研究科客員教授

職 名	氏 名	担 当 科 目
客員教授	田 畑 洋 一	社 会 保 障 論 特 講

国際文化研究科

職 名	氏 名	担 当 科 目	職 名	氏 名	担 当 科 目
教 授	飯 田 伸 二	フ ラ ン ス 文 学	教 授	中 園 聡	考 古 学 特 論
〃	飯 田 敏 博	イ ギ リ ス 演 劇	〃	中 村 智 子	ワークショップ(音楽と表現)
〃	ウーヴェ・ ハイルマン	西 洋 音 楽 論	〃	マクマレイ・ デビッド	英 語 特 殊 講 義
〃	太 田 秀 春	日 本 史 特 殊 講 義	〃	村 瀬 士 朗	日 本 近 代 文 学
〃	大 西 智 和	考 古 学 特 論	〃	森 勝 彦	東 ア ジ ア の 歴 史 地 理
〃	久 保 禎	楽 曲 研 究 特 殊 講 義	〃	森 孝 晴	ア メ リ カ 文 学
〃	小 林 潤 司	イ ギ リ ス 文 学	准教授	伊 藤 綾	地 域 芸 術 文 化 論
〃	杉 山 朱 実	日 欧 比 較 言 語 論	〃	木 村 拓	韓 国 ・ 朝 鮮 史 特 殊 講 義
〃	戦 慶 勝	中 国 語 特 殊 講 義	〃	松 尾 弘 徳	日 本 文 化 と 国 語 教 育
〃	祖 慶 壽 子	時 事 英 語	講 師	武 藤 那 賀 子	日 本 古 典 文 学

兼 担

研 究 科	職 名	氏 名	担 当 科 目
経済学研究科	教 授	工 藤 裕 孝	財 務 管 理
〃	〃	マクマレイ・デビッド	ビ ジ ネ ス 英 語
〃	准 教 授	高 橋 将 宜	情 報 統 計
〃	(特任准教授)	福 田 正 彦	管 理 会 計
国際文化研究科	教 授	千々岩 弘 一	国 語 表 現 法

非常勤講師

氏 名	担 当 科 目	氏 名	担 当 科 目
朝 日 吉太郎	人 事 管 理	鳥 飼 貴 司	税 法
石 塚 孔 信	都 市 経 済	中 筋 健 吉	漢 文 学
門 田 光 司	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 特 殊 講 義	肥 後 祥 治	障 害 者 福 祉 学 特 講
黒 川 和 夫	経 営 戦 略	船 津 潤	財 政
佐 藤 直 明	対 人 援 助 学 特 講	外 園 幸 一	比 較 思 想 特 殊 研 究
坪 井 敏 純	保 育 方 法 学 特 講	前 原 寛	保 育 学 特 講

XI ． 鹿児島国際大学学則及び諸規程

1. 鹿児島国際大学学則

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、鹿児島県の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、社会科学及び人文科学に重きを置く学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称及び所在地)

第 3 条 本学は、鹿児島国際大学と称し、鹿児島市坂之上 8 丁目 34 番 1 号に設置する。

第 2 章 組織及び教育課程

(学部・学科の設置)

第 4 条 本学に次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
経 済 学 部	経 済 学 科
	経 営 学 科
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科
	児 童 学 科
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科
	音 楽 学 科

(教育研究上の目的の公表等)

第 4 条の 2 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 学部・学科における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。

(1) **経済学部**は、経済及び経営に関する専門的な教育研究を行い、理論だけでなく実践的な知識と技能を備え、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

ア **経済学科**は、経済に関する専門的な教育研究を行い、経済情勢の分析能力と総合的な判断力を備え、国際化・情報化が進む現代社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

イ **経営学科**は、経営や地域創生に関する専門的な教育研究を行い、企業経営及び地域再生・活性化に必要な知識、技能、意思決定力、さらに現場での実践力を備えた地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

(2) **福祉社会学部**は、福祉社会に関する専門的知識を教授し、総合的な人間関係を基に、社会・福祉・教育の分野の理解と分析を身につけて、時代が求める「福祉社会」実現のために、参画する広い視野を持った人材を養成することを目的とする。

ア **社会福祉学科**は、福祉に関する専門的知識を教授し、福祉・医療・介護・教育分野の社会福祉全般にわたる幅広い専門知識と技術を学び、福祉社会を実践的に支える人材を養成することを目的とする。

イ **児童学科**は、子どもに関する専門的知識を教授し、子どもたちの未来を創造していける豊かな感性と深い知識をもつ、子どもをめぐる諸問題に積極的に関わる人材を養成することを目的とする。

(3) **国際文化学部**は、人間考察に関する専門的知識を教授し、国際交流に必要な豊かなコミュニケーション能力と異文化に対する理解を深め、グローバルな視点にたった相互理解を図る真の国際人を養成することを目的とする。

ア **国際文化学科**は、異文化理解とコミュニケーション能力を体系的・融合的に身につけ、国際的キャリア形成についての明確なビジョンと人類の福祉に貢献できる資質とを備えた人材を養成することを目的とする。

イ 音楽学科は、音楽に関する専門的知識を教授し、高度な技術と幅広い知識並びに豊かな創造性を有する芸術文化を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(大学院の設置)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第6条 削除

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職課程に関する科目、特別支援教育に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会福祉士に関する科目、精神保健福祉士に関する科目、介護福祉士に関する科目、保育士に関する科目、学芸員に関する科目、日本語教員に関する科目、日本語特別プログラム、国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目に分ける。

(教育課程・単位数)

第8条 教育課程と単位数は、別表第1から第28のとおりとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本学は、授業及びその他の教育指導等の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(収容定員)

第9条 各学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経 済 学 部	経 済 学 科	200名	800名
	経 営 学 科	180名	720名
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	100名	400名
	児 童 学 科	120名	480名
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	120名	480名
	音 楽 学 科	35名	140名

第3章 履修方法及び単位の計算方法

(単 位 数)

第10条 本学学生は、次に定める単位数を修得しなければならない。

(1) 経済学部

①共通教育科目

共通教育科目は、経済学科は36単位以上、経営学科は36単位以上を修得しなければならない。

②専門教育科目

専門教育科目は、経済学科は88単位以上、経営学科は88単位以上を修得しなければならない。

(2) 福祉社会学部

①共通教育科目

共通教育科目は、社会福祉学科は22単位以上、児童学科は22単位以上を修得しなければならない。

②専門教育科目

専門教育科目は、社会福祉学科は102単位以上、児童学科は102単位以上を修得しなければならない。

(3) 国際文化学部

①共通教育科目

共通教育科目は、国際文化学科は26単位以上、音楽学科は26単位以上を修得しなければならない。

②専門教育科目

専門教育科目は、国際文化学科は86単位以上、音楽学科は98単位以上を修得しなければならない。

③フリーゾーン科目

フリーゾーン科目は、国際文化学科は12単位以上を修得しなければならない。

(4) 教職課程に関する科目

教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(5) 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(6) 本学の各学部学科で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	
		免 許 状	免許教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	商 業
	経 営 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	情 報
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	福 祉
		特別支援学校教諭一種免許状	—
	児 童 学 科	幼 稚 園 教 諭一種免許状	—
		小 学 校 教 諭一種免許状	—
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	国 語
		中 学 校 教 諭一種免許状	英 語
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	国 語
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	英 語
	音 楽 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	音 楽
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	音 楽

(7) 司書に関する科目

司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(8) 司書教諭に関する科目

司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定めるところにより単位を修得しなければならない。

(9) 社会福祉士に関する科目

社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に定める単位数を修得しなければならない。

(10) 精神保健福祉士に関する科目

精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法に定める単位数を修得しなければならない。

(11) 介護福祉士に関する科目

介護福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

なお、介護福祉士養成に関する履修については別に定める。

(12) 保育士に関する科目

保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める規程にしたがって児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(13) 学芸員に関する科目

学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び関係法令の定めによるほか、別に定める規程に

したがって、その単位を修得しなければならない。

(14) 日本語教員に関する科目

日本語教員の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(15) 日本語特別プログラムに関する科目

日本語特別プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(16) 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目

国際ビジネスとグローバル英語プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第11条 前条に定める各授業科目及びその単位数は、別表第1から第28のとおりとする。

(履修規程)

第11条の2 履修方法に関する規程は、別に定める。

(単位数の算定基準)

第12条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

また、芸術等の分野における個人指導による実技等については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業演奏、卒業作品等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第4章 入学・編入学・在学・留学・休学・復学・退学・除籍・ 再入学・転学・転学部・転学科及び修業年限

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女の入学及び第26条に定める再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学の第1年次に入学できる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

オ その他本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(入学試験)

第15条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関しては、別に定める。

(入学許可)

第16条 本学の入学試験に合格し、所定の期日までに入学金、授業料その他の納入金を納め、必要書類を提出した者に対しては、入学を許可する。

2 既納の納入金は、返還しない。

(編入学)

第17条 大学を卒業もしくは中途退学した者、他の大学に在学している者、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、本学の途中年次への入学（以下「編入学」という。）を希望する者（外国人留学生を含む）があるときは、選考の上、2年次または3年次への編入学を許可することがある。ただし、本学を卒業もしくは中途退学した者が以前所属した同一学科への編入学はできないものとする。

2 本学の2年次に編入学できる者は、大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、大学に1年以上在学し31単位以上修得した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者とする。

3 本学の3年次に編入学できる者は、大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、大学に2年以上在学し62単位以上修得した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者とする。

4 第28条の規定にかかわらず、編入学を許可された者の修業年限は2年次に編入学した場合は3年、3年次に編入学した場合は2年とし、在学年限は2年次に編入学した場合は6年、3年次に編入学した場合は4年を超えることができないものとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学（以下「他の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

3 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定についての必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（本学または他の大学もしくは短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとし、また、第18条第1項及び第2項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定及び編入学者の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第21条 学生は、入学（再入学、編入学を含む。）に関する手続きを終えた後、学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証の取扱いについては、別に定める。

第22条 本学学生が、外国の大学への留学を願い出たときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本学の修業年限に算入することができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

(休学及び復学)

第23条 学生は、疾病その他の理由により3ヵ月以上修学できない場合は、医師の診断書またはその理由を記した書類を添付して、保証人連署の上、学長に届け出て、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、在学年限に通算しない。

3 休学期間は、1ヵ年以内とする。ただし、特に学長の許可を得て1ヵ年以内に限り延長することができる。また、休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、第17条に規定する編入学の学生の休学期間は、2年次に編入学した場合は通算して3年、3年次に編入学した場合は通算して2年を超えることができない。

4 休学者は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第24条 学生は、退学しようとするときには、その理由を付した退学願を保証人連署の上、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 本学学生で、次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者

(2) 第17条第4項及び第28条に定める在学年限を超えた者

(3) 第23条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 死亡した者

2 前項第1号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から3週間以内に限りこれを許可することがある。

3 除籍及び復籍に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第26条 本学を正当な理由で退学した後、再入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 前条第1項第1号に該当して除籍された日から1ヵ月を超えた後、再入学を希望する者があるときも、前項と同様とする。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科)

第27条 本学学生が、転学部・転学科を願い出たときは、関係学部の教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 転学部・転学科に関する規程は、別に定める。

(修業年限)

第28条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、やむを得ない場合でも在学年限は8年を超えることはできない。

第5章 科目等履修生・特別科目等履修生・聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者もしくは本学大学院在学者で、1または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第29条の2 他の大学等の学生で、本学と当該他の大学等との協定に基づき、1または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考の上、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第30条 本学の学生以外の者もしくは本学大学院在学者で、1または複数の授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第31条 科目等履修生、特別科目等履修生及び聴講生には、本学学則を準用する。

(外国人留学生)

第32条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第6章 試験、単位の授与、進級及び卒業要件

(成績評価基準等の明示等)

第33条 本学は、学生に対して、授業及びその他の教育指導の方法及び内容並びに1年間の授業及びその他の教育指導の計画を予め明示するものとする。

2 本学部・学科は、学修の成果及び試験に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(各授業科目の試験及び成績評価)

第33条の2 各授業科目の成績評価は、原則として毎学期試験等によりこれを行う。

2 成績評価は、試験結果、出席状況及び平常の学習状況等に基づき、科目担当者がこれを行う。

3 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることができる。

4 成績の評価は、原則として100点法をもって表し、60点以上を合格とする。

5 前項の成績評価による学習の成果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。なお、GPAによる総合的な成績評価は、前項に定める100点法に基づいて不合格の授業科目を含めて行い、学期GPA、年度GPA、通算GPAを別に定める式で算出する。

6 授業料・教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。

7 試験及び成績評価に関する細則は、別に定める。

(単位の授与)

第34条 各授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(進級)

第34条の2 進級に必要な要件に関する規定は、履修規程に定める。

(卒業要件及び時期)

第35条 本学に4年以上在学し、卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、学期または学年の終わりとする。

第7章 学 位

(学位の授与)

第36条 前条の規定により卒業を認定された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
経 済 学 部	経 済 学 科	学士 (経 済 学)
	経 営 学 科	学士 (経 営 学)
福祉社会学部	社 会 福 祉 学 科	学士 (社会福祉学)
	児 童 学 科	学士 (児 童 学)
国際文化学部	国 際 文 化 学 科	学士 (国際文化学)
	音 楽 学 科	学士 (音 楽)

- 2 前項の学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

第8章 授業料その他納付金

(授業料及び教育充実費)

第37条 学生は、本学所定の授業料及び教育充実費を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学中の者の授業料及び教育充実費は免除する。

- 2 既納の授業料及び教育充実費は、返還しない。
- 3 授業料及び教育充実費の額ならびに納入期日については、別に定める。

(その他の納入金)

第38条 学生は、授業料及び教育充実費以外に実験・実習費ならびに履修費等の納入金を納めなければならない。

- 2 前項の納入金及び納入期日については、その都度定める。

第9章 賞 罰

(特 待 生)

第39条 人物・徳操、学業、健康ともに優秀な学生は、これを特待生としてその当該年度の授業料を免除することがある。

- 2 特待生に関する規程は、別に定める。

(特別奨学生)

第40条 成績優秀で経済的に就学困難な学生または体育・学術文化活動及び社会的活動において優秀な業績を修めた学生は、これを特別奨学生として当該年度の授業料の一部を免除することがある。

- 2 特別奨学生に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第41条 本学学則、諸規程または指示に違反し、あるいは学生としての本分にもとる行為をした者に対しては、学長はその情状により次の懲戒を加える。

- 2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業不振で修学の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱す者
- 4 3ヵ月以上の停学の期間は、第28条に定める修業年限には算入せず、在学年限にも算入しない。
- 5 懲戒の手続に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 職 員 組 織

(学長及び学長補佐・副学長)

第42条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 本学に学長補佐及び副学長を置くことができる。
- 4 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、学長補佐又はあらかじめ学長が指名する副学長がその校務を代理し、又はその校務をつかさどる。
- 5 学長補佐は、運営全般に関して、学長を補佐し、学長の委任する校務について、自らの権限で処理することができる。
- 6 副学長は、学長を助け、学長から指示を受けた範囲の校務について、自らの権限で処理することができる。

(学 部 長)

第43条 本学の各学部には学部長を置く。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(教授, 准教授, 講師, 助教及び助手)

第44条 本学に教授, 准教授, 講師及び助教を置く。

2 必要に応じて本学に助手を置くことができる。

(事務職員及びその他の職員)

第45条 本学に事務職員及びその他の職員を置く。

第11章 教 授 会

(構成及び招集)

第46条 本学の各学部教授会を置く。

2 教授会は各学部所属する専任の教授をもって構成し, 学部長が招集し, 議長となる。

3 学部教授会には, 各学部所属する専任の准教授, 講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第47条 教授会は, 当該学部に関する次に掲げる事項を審議し, 第1号から第3号の事項について, 学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学, 卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育研究に関する重要な事項で, 教授会の意見を聴くことが必要な事項

(4) 学長, 学部長等がつかさどる教育研究に関する事項で, 学長, 学部長等の求めに応じ, 意見を述べる
ことができる事項

(5) 学長, 学部長等がつかさどる教育研究に関する事項で, 学長, 学部長等の求めがない場合でも意見を
述べる
ことができる事項

2 前項第3号及び第4号の学長が意見を求める事項は別に定める。

3 教授会は, 理事会の業務に関する事項には関与しない。

4 教授会に関する必要な事項は, 別に定める。

第12章 大 学 評 議 会

(構成及び招集)

第48条 本学における全学的に重要な事項を審議するため大学評議会(以下「評議会」という。)を置く。

2 評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって構成し, 学長が招集し, 議長となる。

(1) 学長

(2) 学長補佐

(3) 副学長

(4) 大学院各研究科長

(5) 各学部長

(6) 大学院各研究科から選出された者1名

(7) 各学部から選出された者1名

(8) 図書館長

(9) 地域総合研究所長

(10) 学生総合支援センター長

(11) 産学官地域連携センター長

(12) 教務部長

(13) 学生部長

(14) 研究教育開発センター長

(15) 情報処理センター所長

(16) 事務局長

(審議事項)

第49条 評議会は, 次に掲げる事項を審議する。

(1) 教学の基本方針に関する事項

(2) 学部その他の機関の連絡調整に関する事項

- (3) その他教学に関する重要な事項及び学長の諮問する事項
- 2 評議会は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
- 3 評議会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附 属 図 書 館

(附属図書館)

第50条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第14章 附置地域総合研究所

(附置地域総合研究所)

第51条 本学に附置地域総合研究所を置く。

- 2 附置地域総合研究所に関する規程は、別に定める。

第15章 情報処理センター

(情報処理センター)

第52条 本学に情報処理センターを置く。

- 2 情報処理センターに関する規程は、別に定める。

第16章 削 除

第53条 削除

第17章 削 除

第54条 削除

第18章 女 子 学 生 寮

(女子学生寮)

第55条 本学に女子学生寮を設置する。

- 2 女子学生寮に関する規程は、別に定める。

第19章 学 年 度 ・ 学 期 ・ 休 業 日

(学 年 度)

第56条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第57条 学年度を分けて次の2期とする。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終る

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終る

(休 業 日)

第58条 学年中の休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
- (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで
- (5) 春季休業日 3月15日から3月31日まで
- 2 必要ある場合は、前項の休業日を変更することがある。
- 3 休業日であっても授業を行うことがある。

第20章 学 則 の 改 廃

(学則の改廃)

第59条 学長は、学則の改廃を行うときは、大学評議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本学則（昭和35年 1月20日制定）は、昭和35年 4月 1日から施行する。
- 2 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。
- 3 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、第29条、第30条の規定については、本学大学院在学者に限り、平成11年10月 1日から施行する。
- 4 本学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、経済学部・社会学部の「臨時的定員に関する平成12年度以降の取り扱いについて」の制度を利用した、平成16年度までの期間延長を、平成13年 4月 1日で廃止する。
- 5 鹿児島国際大学教授会通則は、廃止する。
〔昭和36年 4月 1日改正学則から平成12年 4月 1日改正学則までの附則は省略する。〕
- 6 本学則は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。
- 7 本学則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成16年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。さらに、学則第11条については、本学経済学部で平成10年度以前に入学した学生及び本学国際文化学部で平成12年度入学した学生に限り、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3条及び第41条第 4項を除き、平成16年度以前に入学し、現在在学する者については、従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、学則第 3条及び第41条第 4項を除き、平成17年度以前に入学し、現在在学する者については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。なお、別表第 6「基礎ゼミナール」「コンピュータと情報倫理」「情報処理入門」「情報活用」以外の科目については、平成13年度以降入学者にも適用する。
- 3 本学則は、平成18年 4月 1日から施行する。なお、別表第 7「基礎介護技術」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅱ」に限り、平成17年度入学者にも適用する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第10条第 1項10号から17号については、平成18年度以前入学者から適用する。
- 2 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第44条、第46条、第48条及び第58条については、平成18年度以前の入学者にも適用する。
- 3 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1「英語検定科目」及び別表第 6「情報活用C」に限り、平成16年度入学者から適用する。
- 4 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 7及び別表第21に限り、平成18年度入学者から適用する。
- 5 本学則は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 8「現代社会と職業」については平成17年度入学者から適用し、「社会調査実習」「公務知識・行政」については平成13年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成20年 4月 1日から施行し、改正後の第 3条の規定は、平成20年 2月25日から適用する。なお、第 4条の 2、第 8条の 2、第33条及び第33条の 2については、平成19年度以前入学者にも適用する。

- 2 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第4・5「英語検定科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。
- 3 本学則は、平成20年4月1日から施行する。なお、別表第8「地域創生特殊実習科目」に限り、平成18年度入学者から適用する。
- 4 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第10「特別支援教育総論」及び「障害児心理学総論」に限り、平成19年度入学者から適用する。
- 5 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第12「D群(コース科目)」に限り、平成19年度入学者から適用する。
- 6 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第12及び別表第13「インターンシップ実習科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第10「社会福祉特講Ⅲ」「社会福祉特講Ⅳ」「社会福祉学特論」に限り、平成18年度入学者から適用する。
- 2 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度に福祉社会学部社会福祉学科に2年次編入学及び転学部・転学科した社会福祉士国家試験受験資格取得を希望する者に限り、平成21年度学則別表第4、別表第10及び別表第23を適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以降に福祉社会学部社会福祉学科に入学した学生に限り、平成22年度学則別表第25を適用する。
- 3 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第33「日本語特別プログラムに関する科目」に限り、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第6「社会調査論Ⅰ」「社会調査論Ⅱ」は平成21年度入学生から適用、別表第6「量的データ解析法」「質的データ分析法」「社会調査実習」は平成20年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、短期大学部については廃止申請認可日までは存続する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第25条第2項、第41条第5項、第42条第3項、第47条第1項、第47条第2項、第48条第2項、第49条第1項第1号から第3号、第59条については、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前

の学則による。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、改正後の学則第29条の2の規程は、平成29年11月1日から適用する。
- 2 本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第7「教育実習A」「教育実習B」及び別表第12「教育実習A」「教育実習B」に限り、平成28年度入学者から適用する。
- 3 本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第26に限り、平成29年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

教 育 課 程

別表第 1 (第 8 条関係)

共通教育科目 (経済学部・福祉社会学部・国際文化学部)

※ のついた科目、「地域創生Ⅰ」「地域創生Ⅱ」「国内インターンシップ」「海外インターンシップ」は一部の学科で専門教育科目にまたがって 2 箇所以上に出てくるが、それぞれ専門教育科目の単位として 1 回しか修得することができない。

※第二外国語科目の「基礎〇〇語Ⅰ」「基礎〇〇語Ⅱ」は、経済学部、福祉社会学部の学生が履修

※第二外国語科目の「〇〇語入門Ⅰ」「〇〇語入門Ⅱ」は、国際文化学部の学生が履修。ただし、日本語の「日本語入門Ⅰ」「日本語入門Ⅱ」は、全学の留学生が履修

科 目 区 分		授 業 科 目 (単 位)	
基礎科目	新入生ゼミナール	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル Ⅰ (2)	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル Ⅱ (2)
	情 報 処 理	情 報 処 理 (2)	
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成 論理的思考と数的処理 (2)	自己分析と文章力育成 (2)
人間 教養 科目	人 文 科 学	日 本 文 学 (2)	外 国 文 学 (2)
		日 本 史 (2)	西 洋 史 (2)
		東 洋 史 (2)	東 西 文 化 の 交 流 (2)
		哲 学 (2)	倫 理 学 (2)
	社 会 科 学	法 政 学 (2)	日 本 国 憲 法 (2)
		治 会 学 (2)	経 済 学 (2)
		社 会 科 学 概 論 (2)	地 理 学 (2)
	自 然 科 学	数 学 Ⅰ (2)	数 学 Ⅱ (2)
		確 率 と 統 計 Ⅰ (2)	確 率 と 統 計 Ⅱ (2)
		生 命 科 学 (2)	環 境 科 学 Ⅰ (2)
	地 域 志 向	地 域 創 生 Ⅰ (2)	地 域 創 生 Ⅱ (2)
		J a p a n o l o g y (2)	地 域 か ら 世 界 へ (2)
		か ぎ し ま 教 養 プ ロ グ ラ ム (2)	か ぎ し ま フ ィ ー ル ド ス ク ー ル (2)
		国 内 イ ン タ ー ン シ ッ プ (2)	海 外 イ ン タ ー ン シ ッ プ (3)
		教 養 特 講 Ⅰ (2)	教 養 特 講 Ⅱ (2)
		教 養 特 講 Ⅲ (2)	教 養 特 講 Ⅳ (2)
外 国 語 科 目	英 語	英語オール・コミュニケーションⅠ (1)	英語オール・コミュニケーションⅡ (1)
		英 語 海 外 研 修 (2)	
		英 語 リ ー デ ィ ン グ (1)	英 語 ラ イ テ ィ ン グ (1)
		英 文 読 解 の 技 法 (2)	T O E I C ・ T O E F L 対 策 (2)
	第 二 外 国 語	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の た め の 英 文 法 (2)	G l o b a l E c o n o m y a n d B u s i n e s s (2)
		基 礎 中 国 語 Ⅰ (1)	基 礎 中 国 語 Ⅱ (1)
		中 国 語 入 門 Ⅰ (2)	中 国 語 入 門 Ⅱ (2)
		中 国 語 海 外 研 修 (2)	
		基 礎 ス ペ イ ン 語 Ⅰ (1)	基 礎 ス ペ イ ン 語 Ⅱ (1)
		ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅰ (2)	ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅱ (2)
		基 礎 フ ラ ン ス 語 Ⅰ (1)	基 礎 フ ラ ン ス 語 Ⅱ (1)
		フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅰ (2)	フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅱ (2)
		基 礎 ド イ ツ 語 Ⅰ (1)	基 礎 ド イ ツ 語 Ⅱ (1)
		ド イ ツ 語 入 門 Ⅰ (2)	ド イ ツ 語 入 門 Ⅱ (2)
		基 礎 韓 国 語 Ⅰ (1)	基 礎 韓 国 語 Ⅱ (1)
		韓 国 語 入 門 Ⅰ (2)	韓 国 語 入 門 Ⅱ (2)
		韓 国 語 海 外 研 修 (2)	
		イ タ リ ア 語 入 門 Ⅰ (2)	イ タ リ ア 語 入 門 Ⅱ (2)
スポーツ・ 健康科目	講 義	日 本 語 入 門 Ⅰ (2)	日 本 語 入 門 Ⅱ (2)
		留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅰ (2)	留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅱ (2)
	実 習	健 康 づ く り と 現 代 生 活 (2)	日 常 生 活 に 生 か す ス ポ ー ツ 科 学 (2)
		現 代 社 会 と ス ポ ー ツ (2)	
		ス ポ ー ツ 実 習 Ⅰ (屋 内 集 団 球 技) (1)	ス ポ ー ツ 実 習 Ⅱ (屋 内 個 人 球 技) (1)
		ス ポ ー ツ 実 習 Ⅲ (個 人 種 目) (1)	ス ポ ー ツ 実 習 Ⅳ (屋 外 個 人 球 技) (1)
		ス ポ ー ツ 実 習 Ⅴ (屋 外 集 団 球 技) (1)	

別表第2（第8条関係）

音楽学科共通教育科目（国際文化学部）
（平成28年3月31日削除）

別表第3（第8条関係）

経済学科専門教育科目（経済学部）

※ のついた科目は、共通教育科目にまたがって2箇所以上に出てくるが、専門教育科目の単位として1回しか修得することができない。

科 目 区 分		授 業 科 目 (単 位)			
基 本 科 目	理 論 ・ 歴 史 ・ 政 策	ミ ク ロ 経 済 学 入 門 (2)		マ ク ロ 経 済 学 入 門 (2)	
		ミ ク ロ 経 済 学 学 I (2)		マ ク ロ 経 済 学 学 I (2)	
		ミ ク ロ 経 済 学 学 II (2)		マ ク ロ 経 済 学 学 II (2)	
		経 済 学 史 I (2)		経 済 学 史 II (2)	
		経 済 学 政 策 I (2)		経 済 学 政 策 II (2)	
		西 洋 経 済 史 I (2)		西 洋 経 済 史 II (2)	
		社 会 経 済 学 I (2)		社 会 経 済 学 II (2)	
		社 会 計 学 I (2)		社 会 計 学 II (2)	
		統 経 済 学 学 I (2)		統 経 済 学 学 II (2)	
		計 量 経 済 学 学 (2)		計 量 経 済 学 学 (2)	
応 用 科 目	日 本 経 済	日 本 経 済 論 I (2)		日 本 経 済 論 II (2)	
		日 本 政 経 済 史 I (2)		日 本 政 経 済 史 II (2)	
		財 政 学 II (2)		財 政 学 II (2)	
		食 料 経 済 論 II (2)		食 料 経 済 論 II (2)	
		産 業 経 済 論 II (2)		産 業 経 済 論 II (2)	
		流 通 経 済 論 II (2)		流 通 経 済 論 II (2)	
		環 境 経 済 学 II (2)		環 境 経 済 学 II (2)	
		地 域 経 済 学 II (2)		地 域 経 済 学 II (2)	
		地 方 財 政 論 (2)		地 方 財 政 論 (2)	
	金 融 ・ 国 際 経 済	金 融 論 I (2)		金 融 論 II (2)	
		金 融 工 学 (2)		金 融 工 学 (2)	
		コ ー ポ レ ー ト ・ フ ァ イ ナ ンス (2)		コ ー ポ レ ー ト ・ フ ァ イ ナ ンス (2)	
		国 際 経 済 論 I (2)		国 際 経 済 論 II (2)	
		国 際 金 融 論 I (2)		国 際 金 融 論 II (2)	
		ア ジ ア 経 済 論 (2)		ア ジ ア 経 済 論 (2)	
		欧 米 経 済 学 (2)		欧 米 経 済 学 (2)	
		外 書 講 読 I (2)		外 書 講 読 II (2)	
演 習 科 目 (履 修 指 定)		基 礎 演 習 I (2)		基 礎 演 習 II (2)	
		基 礎 演 習 I (2)		基 礎 演 習 II (2)	
		基 礎 演 習 III (2)		基 礎 演 習 IV (卒 業 研 究 含 む) (4)	
実 習 科 目		国 内 イ ン タ ー ン シ ッ プ (2)		海 外 イ ン タ ー ン シ ッ プ (3)	
		経 済 調 査 実 習 (4)		海 外 調 査 実 習 (3)	
法 学 科 目		消 費 者 法 (2)		民 法 入 門 (2)	
		民 商 法 総 論 (2)		民 商 法 (2)	
		憲 法 (4)		経 済 社 会 法 (4)	
		労 働 法 II (2)		労 働 法 I (2)	
関 連 科 目		簿 記 原 理 (4)		経 営 学 総 論 (4)	
		商 学 総 論 I (2)		商 学 総 論 II (2)	
		経 営 管 理 論 I (2)		経 営 管 理 論 II (2)	
		経 営 史 I (2)		経 営 史 II (2)	
		マ ー ケ テ ィ ン グ 論 I (2)		マ ー ケ テ ィ ン グ 論 II (2)	
		会 計 学 原 理 I (2)		会 計 学 原 理 II (2)	
		中 級 簿 記 論 (2)		上 級 簿 記 論 (2)	
		貿 易 論 I (2)		貿 易 論 II (2)	
		職 業 指 導 I (2)		職 業 指 導 II (2)	
		人 文 地 理 学 概 論 (2)		自 然 地 理 学 概 論 (2)	
		地 誌 学 概 論 (2)		法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む) (2)	
		政 治 学 概 論 (国 際 政 治 を 含 む) (2)			
他学部・他学科開設及び 教職・資格課程開設科目					

別表第4（第8条関係）

経営学科専門教育科目（経済学部）

※ のついた科目は、共通教育科目にまたがって2箇所以上に出てくるが、専門教育科目の単位として1回しか修得することができない。

科目区分			授業科目（単位）	
基本 科目	必修		簿記原理 (4)	
	選択必修		経営学総論 (4) 商学総論 I (2) 商学総論 II (2)	
専門 科目	組織マネジメント 領域		経営管理論 I (2) 経営戦略論 (2) 経営史 II (2) 人的資源管理論 I (2) 財務管理論 I (2) 経営組織論 (2) 国際経営論 I (2) 経営シミュレーション (2) 経営情報論 (2) 保険論 (2) マーケティング論 I (2)	経営管理論 II (2) 経営史 I (2) 企業形態論 (2) 人的資源管理論 II (2) 財務管理論 II (2) 中小企業論 (2) 国際経営論 II (2) 経営統計 (2) 経営数学 (2) リスクマネジメント論 (2) マーケティング論 II (2)
		会計領域	会計学原理 I (2) 中級簿記論 (2) 原価計算論 I (2) 管理会計論 I (2) 会計監査論 I (2) 経営分析論 I (2) 税務会計論 I (2) 上級簿記論 (2)	会計学原理 II (2) 国際会計論 (2) 原価計算論 II (2) 管理会計論 II (2) 会計監査論 II (2) 経営分析論 II (2) 税務会計論 II (2)
	地域志向		地域創生 I (2) 鹿児島論 (2) 起業論 (2) まちづくり概論 (2) 地域経済論 (2) 国内インターンシップ (2) 地域フィールドワーク (2)	地域創生 II (2) 地場産業論 (2) NPO概論 (2) 地域社会論 (2) プレ・インターンシップ (1) 海外インターンシップ (3)
		地域ビジネス領域	貿易論 I (2) 金融論 I (2) 商業政策 I (2) 観光概論 (2) 観光政策 (2) 海外旅行業務論 (4) 職業指導 II (2)	貿易論 II (2) 金融論 II (2) 商業政策 II (2) 観光事業論 (2) 国内旅行業務論 (4) 職業指導 I (2)
		情報領域	コンピュータ概論 (2) 現代社会と情報倫理 (2) 情報と職業 (2) プログラミング I (2) 情報ネットワーク I (2) アルゴリズムとデータ構造 (2) データベース論 (2) マルチメディア表現と技術 II (2)	情報システム (2) プログラミング入門 (2) 情報処理論 (2) プログラミング II (2) 情報ネットワーク II (2) ビジネスデータ処理 (2) マルチメディア表現と技術 I (2)
	法学科目		民法入門 (2) 民法総論 (2) 民法各論 (4) 会社法 (4) 労働法 II (2)	消費者法 (2) 憲法 (4) 行政法 (4) 経済法 (2) 労働法 I (2) 税法 (2)

科目区分	授業科目(単位)			
演習科目 (履修指定)	基礎演習 I (2)	基礎演習 II (2)		
	演習 I (2)	演習 II (2)		
	演習 III (2)	演習 IV (卒業研究含む) (4)		
経営特講・外書講読科目	経営特講 I (2)	経営特講 II (2)		
	外書講読 I (2)	外書講読 II (2)		
関連科目	ミクロ経済学入門 (2)	マクロ経済学入門 (2)		
	ミクロ経済学 I (2)	マクロ経済学 I (2)		
	経済学史 I (2)	経済学史 II (2)		
	経済政策 I (2)	経済政策 II (2)		
	西洋経済史 I (2)	西洋経済史 II (2)		
	社会思想史 I (2)	社会思想史 II (2)		
	情報経済論 (2)	統計学 I (2)		
	統計学 II (2)	日本経済論 I (2)		
	日本経済論 II (2)	日本経済史 (2)		
	財政学 I (2)	財政学 II (2)		
	農業経済論 (2)	食料経済論 (2)		
	環境経済論 I (2)	環境経済論 II (2)		
	経済地理学 I (2)	経済地理学 II (2)		
	地方財政論 (2)	人文地理学概論 (2)		
	自然地理学概論 (2)	地誌学概論 (2)		
	法学概論(国際法を含む) (2)	政治学概論(国際政治を含む) (2)		
他学部・他学科開設及び 教職・資格課程開設科目				

別表第5（第8条関係）

現代社会学科専門教育科目（福祉社会学部）
（平成25年3月31日削除）

別表第6（第8条関係）

社会福祉学科専門教育科目（福祉社会学部）

科目区分		授業科目(単位)	
学 科 基 本 科 目	必修	社会福祉概論Ⅰ(2)	社会福祉概論Ⅱ(2)
		ソーシャルワークⅠ(2)	ソーシャルワークⅡ(2)
		社会保障論Ⅰ(2)	社会保障論Ⅱ(2)
	履修指定	演習Ⅰ(2)	演習Ⅱ(2)
		演習Ⅲ(2)	演習Ⅳ（演習論文含む）(4)
学 科 基 本 科 目	社会福祉基礎	鹿児島社会福祉入門(2)	社会福祉学特論(4)
		医学一般(2)	心理学概論(2)
		社会学概論(2)	社会福祉調査(2)
		ソーシャルワークⅢ(2)	ソーシャルワークⅣ(2)
		ソーシャルワークⅤ(2)	ソーシャルワークⅥ(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉基礎	公的扶助論(2)	地域福祉論Ⅰ(2)
		地域福祉論Ⅱ(2)	福祉行財政と福祉計画(2)
		社会福祉運営管理(2)	保健医療サービス(2)
		介護福祉論(2)	高齢者福祉論(2)
		障害者福祉論(2)	子ども家庭福祉論(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	就労支援サービス(1)	権利擁護と成年後見制度(2)
		司法福祉(1)	ソーシャルワーク実習入門(2)
		ソーシャルワーク演習Ⅰ(3)	ソーシャルワーク演習Ⅱ(3)
		ソーシャルワーク演習Ⅲ(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ(1)
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(2)	ソーシャルワーク実習(4)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	国際福祉論(2)	福祉英語(2)
		家族社会学(2)	社会福祉法制(2)
		発達心理学(2)	臨床心理学(2)
		精神保健学Ⅰ(2)	精神医学Ⅱ(2)
		精神科ソーシャルワーク論(2)	精神保健福祉論Ⅰ(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	社会病理論(2)	基礎介護技術(2)
		手話(2)	点字(2)
		社会福祉特講Ⅰ(2)	社会福祉特講Ⅱ(2)
		社会福祉特講Ⅲ(2)	社会福祉の動向(2)
		ケアマネジメント論(2)	発達と老化の理解Ⅱ(2)
学 科 基 本 科 目	社会福祉特設	こころとからだのしくみⅠ(2)	認知症の理解Ⅰ(2)
		障害の理解Ⅱ(2)	
学 科 基 本 科 目	精神保健福祉関連	精神保健学Ⅱ(2)	精神医学Ⅰ(2)
		精神科リハビリテーション学Ⅰ(2)	精神科リハビリテーション学Ⅱ(2)
		精神保健福祉論Ⅱ(2)	精神保健福祉論Ⅲ(2)
		精神保健福祉援助技術各論Ⅰ(2)	精神保健福祉援助技術各論Ⅱ(2)
		精神保健福祉援助演習(基礎)(2)	精神保健福祉援助演習(専門)(4)
学 科 基 本 科 目	精神保健福祉関連	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ(2)	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ(2)
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ(2)	精神保健福祉援助実習(4)
学 科 基 本 科 目	介護福祉関連	介護福祉の基本Ⅰ(2)	介護福祉の基本Ⅱ(2)
		介護実習指導Ⅱ(1)	介護実習Ⅱ(4)
		こころとからだのしくみⅢ(2)	手話・点字(1)
		生活支援技術Ⅳ(栄養・調理)(2)	生活支援技術Ⅴ(被服及び住居)(2)
		生活支援技術Ⅴ(被服及び住居実習)(1)	障害の理解Ⅰ(2)
学 科 基 本 科 目	介護福祉関連	介護福祉特講Ⅰ(2)	介護福祉特講Ⅱ(2)
		介護過程Ⅰ(1)	介護過程Ⅱ(1)
		介護過程Ⅲ(1)	医療的ケアⅠ(2)
		医療的ケアⅡ(2)	医療的ケアⅢ(演習含む)(1)
		介護実習指導Ⅲ(2)	介護実習Ⅲ(5)

科目区分		授業科目(単位)	
学科発展科目	教 職 関 連	教 育 社 会 学 (2)	社 会 心 理 学 (2)
		生 涯 学 習 概 論 (2)	障 害 児 教 育 総 論 (2)
		特 別 支 援 教 育 総 論 (2)	経 済 原 論 (国 際 経 済 を 含 む) (2)
		人 文 地 理 学 概 論 (2)	自 然 地 理 学 概 論 (2)
		地 誌 学 概 論 (2)	法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む) (2)
		政治学概論(国際政治を含む)(2)	民 法 (2)
自由科目(卒業所要単位数に含まれない。)	介 護 福 祉 士 課 程	リハビリテーション論(2)	生 き が い 活 動 援 助 法 I (2)
		生 き が い 活 動 援 助 法 II (2)	生 活 支 援 技 術 I (1)
		生 活 支 援 技 術 II (1)	生 活 支 援 技 術 III (1)
		生活支援技術IV(栄養・調理実習)(2)	介 護 実 習 指 導 I (1)
		介 護 実 習 I (2)	発 達 と 老 化 の 理 解 I (2)
		認 知 症 の 理 解 II (2)	こころとからだのしくみ II (2)

別表第7（第8条関係）

児童学科専門教育科目（福祉社会学部）

科目区分		授業科目(単位)	
学科基本科目	必修	総合講義「子ども学」(2)	子どもの人権と福祉(2)
		子どもの育ちと文化(2)	鹿児島県の教育(2)
	履修指定	自己表現法(2)	基礎実習(1)
		保育基礎実習Ⅰ(2)	基礎実習Ⅰ(2)
		保育基礎実習Ⅱ(2)	基礎実習Ⅱ(2)
		保育基礎実習Ⅲ(2)	基礎実習Ⅲ(2)
		保育基礎実習Ⅳ(卒業研究含む)(4)	
	選択	小学校教育基礎Ⅰ(2)	小学校教育基礎Ⅱ(2)
子どもと福祉に関する科目		社会福祉(2)	保育原理(2)
		社会福祉話(2)	点字(2)
		保育者論(2)	ボランティア論(2)
		幼児理解と教育相談(2)	子ども家庭福祉Ⅰ(2)
		子ども家庭福祉Ⅱ(2)	社会的養護(2)
		子どもの保健(2)	子どもの健康と安全(1)
		子どもの食と栄養(2)	乳児保育Ⅰ(2)
		乳児保育Ⅱ(1)	障がい児保育(2)
		障がい者福祉(2)	社会的養護内容(2)
		子ども家庭支援論(2)	保育実習Ⅰ(4)
		保育実習指導Ⅰ(2)	保育実習Ⅱ(2)
		保育実習指導Ⅱ(1)	保育実習Ⅲ(2)
		保育実習指導Ⅲ(1)	保育実践演習(2)
子どもと教育に関する科目		教育原理(2)	学校の制度・教育課程編成論(2)
		教育史(2)	教育福祉論(2)
		教育臨床(2)	生涯学習と子ども(2)
		教育職入門(2)	特別支援教育論(2)
		子どもと情報教育(2)	児童理解と教育相談(2)
		教育実習A(5)	教育実習B(2)
		教職実践演習(幼・小)(2)	国語(2)
		算数Ⅰ(2)	算数Ⅱ(2)
		生活(2)	音楽(2)
		図画工作(2)	体育(2)
		社会Ⅰ(2)	社会Ⅱ(2)
		理科Ⅰ(2)	理科Ⅱ(2)
		理科Ⅲ(2)	家庭(2)
		英語(2)	離島教育の理解と体験的活動(2)
		生徒指導・進路指導(2)	道徳教育の指導法(2)
		英語教育の指導法(2)	特別活動・総合的な学習の時間(2)
		初等教育方法Ⅰ(2)	初等教育方法Ⅱ(2)
		国語科教育法(2)	社会科教育法(2)
		算数科教育法(2)	理科教育法(2)
		生活科教育法(2)	音楽科教育法(2)
		図画工作科教育法(2)	家庭科教育法(2)
		体育科教育法(2)	
幼児教育に関する科目		教育課程論(保育の計画と評価を含む)(2)	幼児教育方法(2)
		保育指導法(健康)(2)	保育指導法(表現Ⅰ)(2)
		保育指導法(表現Ⅱ)(2)	保育指導法(言葉)(2)
		保育指導法(環境)(2)	保育指導法(人間関係)(2)
		保育指導法特別研究(2)	
子どもと心理に関する科目		保育の心理学(2)	子ども家庭支援の心理学(2)
		子どもの理解と援助(1)	臨床心理学(2)
		教育心理学(2)	精神保健(2)
		行動観察演習(2)	
子どもと表現文化に関する科目		ピアノ初級(1)	ピアノⅠ(1)
		ピアノⅡ(1)	ピアノ伴奏法(1)
		音楽入門(2)	子どもの歌とあそび(2)
		合唱・合奏(1)	絵画(1)
		立体造形(1)	書道(2)
		児童文学(2)	

國際文化學科專門教育科目（國際文化學部）

※ 〇のついた科目は、共通教育科目にまたがって2箇所以上に出てくるが、専門教育科目の単位として1回しか修得することができない。

科目区分		授業科目(単位)	
学部基本科目		演習Ⅰ(2)	演習Ⅱ(2)
		基礎演習Ⅲ(2)	演習Ⅳ(卒業論文含む)(4)
学科基本科目		基礎演習Ⅰ(2)	基礎演習Ⅱ(2)
		フィールドアクションA(2)	フィールドアクションB(2)
		国際関係論(2)	比較文化論(2)
		異文化コミュニケーション論(2)	言語学入門(2)
		映像文化論(2)	日本文化史(2)
		先史・原史文化論(2)	哲学特論(2)
		英会話Ⅰ(2)	英会話Ⅱ(2)
		英語中級リーディング・スキルズ(2)	英語上級リーディング・スキルズ(2)
		初級中国語Ⅰ(4)	初級中国語Ⅱ(4)
		初級韓国語Ⅰ(4)	初級韓国語Ⅱ(4)
専門関連科目	英語・欧米文化Ⅰ	ビジネス英語(2)	ヨーロッパ文化論(2)
		地域文化研究Ⅰ(2)	外国事情Ⅰ(2)
		英語学概論(2)	Cross-Cultural Activities in English(2)
		イギリス文学(2)	英語教授法(2)
		ヨーロッパ文学(2)	アメリカ文学(2)
		英米文学講読Ⅱ(2)	英米文学講読Ⅰ(2)
		英語中級オーラル・スキルズⅡ(2)	英語中級オーラル・スキルズⅠ(2)
		実用英語Ⅰ(2)	英語中級ライティング・スキルズ(2)
		英語プレゼンテーション・スキルズ(2)	実用英語Ⅱ(2)
		和英翻訳ワークショップ(2)	英和翻訳ワークショップ(2)
	アジア言語・文化Ⅰ	欧米文化研修(1)	英語通訳ワークショップ(2)
		検定英語(2)	ヨーロッパ言語論(2)
		中国文化論(2)	韓国・朝鮮文化論(2)
		中日比較言語学(2)	漢国文学(2)
		中国語会話(基礎)(2)	韓国語会話(2)
		中国語会話(基礎)(2)	中国語会話(中級)(2)
		観光中国語会話(2)	中国語会話(中級)(2)
		中級韓国語(4)	中国語会話(中級)(2)
		韓国語会話(基礎)(2)	上級韓国語(4)
		観光韓国語会話(2)	韓国語会話(中級)(2)
	日本語・日本文化Ⅰ	アジアドの宗教語(2)	韓国語会話(中級)(2)
		検定韓国語(2)	韓国語会話(中級)(2)
		日本文学概論(2)	日本文学講読(2)
		日本古典文学Ⅰ(2)	日本古典文学Ⅱ(2)
日本近代文学Ⅰ(2)		日本近代文学Ⅱ(2)	
児童文学論Ⅰ(2)		鹿児島の文学(2)	
日本語学概論Ⅰ(2)		日本語学概論Ⅱ(2)	
日本語学特論Ⅰ(2)		日本語学特論Ⅱ(2)	
日本語と日本文化(2)		日本語教育入門(2)	
書道Ⅰ(2)		日本語教育Ⅱ(2)	
考古・歴史Ⅰ	現代メディア表現論(2)	日本文化実習(1)	
	検定日本語(2)		
	進化と人類史(2)	考古学概論(2)	
	日本史研究法(2)	認知考古学(2)	
	考古学(2)	比較考古学(2)	
	地域と考古学(2)	西洋史特論(2)	
インターンシップ	中国史(2)	韓国・朝鮮史(2)	
	日本史特論(2)	鹿児島の歴史(2)	
	アジア歴史地理学(2)	文化人類学(2)	
	鹿児島の文化(2)	動物の生態と社会(2)	
	国内インターンシップ(2)	海外インターンシップ(2)	
スキルアッププログラム	生涯学習概論(2)	映像編集入門(2)	
	現代社会と情報倫理(2)	情報と職業(2)	
	情報処理論(2)	情報ネットワークⅠ(2)	
	情報ネットワークⅡ(2)	マルチメディア表現と技術Ⅰ(2)	
マルチメディア表現と技術Ⅱ(2)			
他学部・他学科開設及び教職・資格課程開設科目			
フリーゾーン科目			

別表第9（第8条関係）

音楽学科専門教育科目（国際文化学部）

科目区分		授業科目（単位）			
学部基本科目		演習 I (2)	演習 II (2)		
		演奏 III (2)	演奏 IV (卒業研究を含む) (4)		
学科基本科目		音楽史 I (2)	音楽史 II (2)		
		和声 I (作曲・編曲) (2)	和声 II (2)		
学科共通科目		ソルフエージュ I (1)	ソルフエージュ II (1)		
		合唱 I (1)	合唱 II (1)		
		音楽史 III (2)	音楽史 IV (2)		
専門科目	主科	ピアノ I (3)	ピアノ II (3)		
		ピアノ III (3)	ピアノ IV (3)		
		ピアノ V (3)	ピアノ VI (3)		
		ピアノ VII (3)	ピアノ VIII (3)		
		管弦打楽器 I (3)	管弦打楽器 II (3)		
		管弦打楽器 III (3)	管弦打楽器 IV (3)		
		管弦打楽器 V (3)	管弦打楽器 VI (3)		
		管弦打楽器 VII (3)	管弦打楽器 VIII (3)		
		声乐 I (3)	声乐 II (3)		
		声乐 III (3)	声乐 IV (3)		
		声乐 V (3)	声乐 VI (3)		
		声乐 VII (3)	声乐 VIII (3)		
		作曲 I (3)	作曲 II (3)		
		作曲 III (3)	作曲 IV (3)		
		作曲 V (3)	作曲 VI (3)		
		作曲 VII (3)	作曲 VIII (3)		
	副科	ピアノ (副) I (1)	ピアノ (副) II (1)		
		ピアノ (副) III (1)	ピアノ (副) IV (1)		
		管弦打楽器 (副) I (1)	管弦打楽器 (副) II (1)		
		管弦打楽器 (副) III (1)	管弦打楽器 (副) IV (1)		
		声乐 (副) I (1)	声乐 (副) II (1)		
	科目	声乐 (副) III (1)	声乐 (副) IV (1)		
		ピアノ奏法 I (2)	ピアノ奏法 II (2)		
		ピアノ奏法 III (2)	ピアノ奏法 IV (2)		
		ピアノ奏法研究 I (2)	ピアノ奏法研究 II (2)		
		ピアノ重奏 I (1)	ピアノ重奏 II (1)		
		管弦打楽器奏法 I (2)	管弦打楽器奏法 II (2)		
		管弦打楽器奏法 III (2)	管弦打楽器奏法 IV (2)		
		室内楽 I (1)	室内楽 II (1)		
		室内楽 III (1)	室内楽 IV (1)		
		器楽アンサンブル I (1)	器楽アンサンブル II (1)		
		器楽アンサンブル III (1)	器楽アンサンブル IV (1)		
		オペラ基礎 I (1)	オペラ基礎 II (1)		
		オペラ実習 I (1)	オペラ実習 II (1)		
		舞台表現法 (1)	重唱 I (1)		
		重唱 II (1)	日本歌曲研究 (1)		
	指導者育成	吹奏楽指導法 I (1)	吹奏楽指導法 II (1)		
		合唱指導法 I (1)	合唱指導法 II (1)		
		伴奏実習 I (1)	伴奏実習 II (1)		
		合奏 (リコーダー) (1)	指揮法 I (1)		
		指揮法 II (1)	伝統音楽演習 (1)		
		ピアノ教材研究 I (2)	ピアノ教材研究 II (2)		
		音楽教育研究 I (2)	音楽教育研究 II (2)		
		幼児音楽教育研究 (2)	リトミック (1)		
		郷土芸能研究 (2)			

科目区分		授業科目(単位)	
専門科目	基礎・応用	ソルフエー ジ ユ III (2) ソルフエー ジ ユ IV (2) 合唱 III (2) 合唱 IV (2) 合唱 V (2) 合唱 VI (2) 合唱 VII (2) 合唱 VIII (2) 吹奏楽 I (2) 吹奏楽 II (2) 吹奏楽 III (2) 吹奏楽 IV (2) 吹奏楽 V (2) 吹奏楽 VI (2) 吹奏楽 VII (2) 吹奏楽 VIII (2) コンピュータ音楽演習 (2) 音楽理論 (2) 音楽療法概論 (2) 和声 III (2) 和声 IV (2) 楽式論 (2) 民族音楽概論(日本音楽史を含む) (2) 創作・編曲法 (2) 対位法 (2) 管弦楽法 (2) 楽曲分析 (2) 音楽学概説 (2) 演奏解釈 (2) 学内演奏 (2) 学内発表(作曲) (2) 学内リサイタル (2)	
	外国語	英語中級オーラルスキルズ I (2) 英語中級オーラルスキルズ II (2) 英語中級リーディング・スキルズ (2) 英語中級ライティング・スキルズ (2)	
教職関連科目		音楽科教育法 I (2) 音楽科教育法 II (2) 音楽科教育法 III (2) 音楽科教育法 IV (2) 教育実習 I (5) 教育実習 II (3) 教職実践演習(中・高) (2)	

別表第10（第8条関係）
教職課程に関する科目
〔経済学部〕

授 業 科 目	単位
社 会 科 教 育 法 I	2
社 会 科 教 育 法 II	2
社 会 科 教 育 法 III	2
社 会 科 教 育 法 IV	2
地 理 歴 史 科 教 育 法 I	2
地 理 歴 史 科 教 育 法 II	2
公 民 科 教 育 法 I	2
公 民 科 教 育 法 II	2
商 業 科 教 育 法 I	2
商 業 科 教 育 法 II	2
情 報 科 教 育 法 I	2
情 報 科 教 育 法 II	2
教 育 原 理	2
教 職 概 論	2
学 校 の 制 度	2
教 育 心 理 学	2
特 別 支 援 教 育 論	2
教 育 課 程 論	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特別活動・総合的な学習の時間	2
教 育 方 法 ・ 技 術 論	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
学 校 教 育 相 談	2
教 育 実 習 I	5
教 育 実 習 II	3
教職実践演習（中・高）	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
離島教育の理解と体験的活動	2

別表第11（第8条関係）
教職課程に関する科目
〔福祉社会学部（社会福祉学科）〕

授 業 科 目	単位
社 会 科 教 育 法 I	2
社 会 科 教 育 法 II	2
社 会 科 教 育 法 III	2
社 会 科 教 育 法 IV	2
公 民 科 教 育 法 I	2
公 民 科 教 育 法 II	2
福 祉 科 教 育 法 I	2
福 祉 科 教 育 法 II	2
教 育 原 理	2
教 職 概 論	2
学 校 の 制 度	2
教 育 心 理 学	2
特 別 支 援 教 育 論	2
教 育 課 程 論	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特別活動・総合的な学習の時間	2
教 育 方 法 ・ 技 術 論	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
学 校 教 育 相 談	2
教 育 実 習 I	5
教 育 実 習 II	3
教職実践演習（中・高）	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
離島教育の理解と体験的活動	2

別表第12（第8条関係）
教職課程に関する科目
〔福祉社会学部（児童学科）〕

授 業 科 目	単位
保 育 指 導 法（健康）	2
保 育 指 導 法（表現Ⅰ）	2
保 育 指 導 法（表現Ⅱ）	2
保 育 指 導 法（言葉）	2
保 育 指 導 法（環境）	2
保 育 指 導 法（人間関係）	2
保 育 指 導 法 特 別 研 究	2
国 語 科 教 育 法	2
社 会 科 教 育 法	2
算 数 科 教 育 法	2
理 科 教 育 法	2
生 活 科 教 育 法	2
音 楽 科 教 育 法	2
図 画 工 作 科 教 育 法	2
家 庭 科 教 育 法	2
体 育 科 教 育 法	2
英 語 教 育 の 指 導 法	2
教 育 原 理	2
教 職 入 門	2
学校の制度・教育課程編成論	2
教 育 心 理 学	2
特 別 支 援 教 育 論	2
教育課程論（保育の計画と評価を含む）	2
幼 児 教 育 方 法	2
幼 児 理 解 と 教 育 相 談	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特別活動・総合的な学習の時間	2
初 等 教 育 方 法 I	2
生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	2
児 童 理 解 と 教 育 相 談	2
教 育 実 習 A	5
教 育 実 習 B	2
教職実践演習（幼・小）	2
音 楽 入 門	2
ピ ア ノ I	1
ピ ア ノ II	1
ピ ア ノ 伴 奏 法	1
合 唱 ・ 合 奏	1
絵 画	1
立 体 造 形	1
鹿 児 島 の 教 育	2
離島教育の理解と体験的活動	2

別表第13（第8条関係）
教職課程に関する科目
〔国際文化学部〕

授 業 科 目	単位
国 語 科 教 育 法 I	2
国 語 科 教 育 法 II	2
国 語 科 教 育 法 III	2
国 語 科 教 育 法 IV	2
英 語 科 教 育 法 I	2
英 語 科 教 育 法 II	2
英 語 科 教 育 法 III	2
英 語 科 教 育 法 IV	2
音 楽 科 教 育 法 I	2
音 楽 科 教 育 法 II	2
音 楽 科 教 育 法 III	2
音 楽 科 教 育 法 IV	2
教 育 原 理	2
教 職 概 論	2
学 校 の 制 度	2
教 育 心 理 学	2
特 別 支 援 教 育 論	2
教 育 課 程 論	2
道 徳 教 育 の 指 導 法	2
特別活動・総合的な学習の時間	2
教 育 方 法 ・ 技 術 論	2
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
学 校 教 育 相 談	2
教 育 実 習 I	5
教 育 実 習 II	3
教職実践演習（中・高）	2
学習指導と学校図書室	2
読書と豊かな人間性	2
離島教育の理解と体験的活動	2

別表第14（第8条関係）
特別支援教育に関する科目
〔福祉社会学部（社会福祉学科）〕

授 業 科 目	単位
特 別 支 援 教 育 総 論	2
知的障害児の心理 I	2
知的障害児の心理 II	2
知的障害児の生理と病理	2
知的障害児の教育 I	2
知的障害児の教育 II	2
知的障害児の教育 III	2
知的障害児の言語指導 I	2
知的障害児の言語指導 II	2
障 害 児 教 育 総 論	2
重複障害児教育総論	2
発達障害児教育総論	2
特 別 支 援 教 育 実 習	3

別表第15（第8条関係）
観光ビジネス実務士に関する科目
〔学部共通〕
（平成28年3月31日削除）

別表第16（第8条関係）
社会調査士に関する科目
〔学部共通〕
（平成28年3月31日削除）

別表第17（第8条関係）
社会教育主事に関する科目
〔学部共通（音楽学科除く）〕
（平成28年3月31日削除）

別表第18（第8条関係）
司書に関する科目
〔学部共通（音楽学科除く）〕

授 業 科 目	単 位
生 涯 学 習 概 論	2
図 書 館 概 論	2
図 書 館 制 度・経 営 論	2
図 書 館 情 報 技 術 論	2
図 書 館 サービス 概 論	2
情 報 サービス 論	2
児 童 サービス 論	2
情 報 サービス 演 習 I	2
情 報 サービス 演 習 II	2
図 書 館 情 報 資 源 概 論	2
情 報 資 源 組 織 論	2
情 報 資 源 組 織 演 習 I	2
情 報 資 源 組 織 演 習 II	2
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2
児 童 文 学	2
図 書 館 実 習	1

別表第19（第8条関係）
司書教諭に関する科目
〔学部共通〕

授 業 科 目	単位
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

別表第20（第8条関係）
社会福祉士に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
医 学 一 般	2
心 理 学 概 論	2
社 会 学 概 論	2
社 会 福 祉 概 論 I	2
社 会 福 祉 概 論 II	2
社 会 福 祉 調 査	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク I	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク III	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク IV	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク V	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク VI	2
地 域 福 祉 論 I	2
地 域 福 祉 論 II	2
福祉行財政と福祉計画	2
社会福祉運営管理	2
社 会 保 障 論 I	2
社 会 保 障 論 II	2
介 護 福 祉 論	2
高 齢 者 福 祉 論	2
障 害 者 福 祉 論	2
子 ども 家 庭 福 祉 論	2
公 的 扶 助 論	2
保 健 医 療 サ ー ビ ス	2
就 労 支 援 サ ー ビ ス	1
権利擁護と成年後見制度	2
司 法 福 祉	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 I	3
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 II	3
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 III	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 I	1
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習	4

別表第21（第8条関係）
精神保健福祉士に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
医 学 一 般	2
心 理 学 概 論	2
社 会 学 概 論	2
社 会 福 祉 概 論 I	2
社 会 福 祉 概 論 II	2
地 域 福 祉 論 I	2
地 域 福 祉 論 II	2
福祉行財政と福祉計画	2
社 会 保 障 論 I	2
社 会 保 障 論 II	2
公 的 扶 助 論	2
保 健 医 療 サ ー ビ ス	2
権利擁護と成年後見制度	2
障 害 者 福 祉 論	2
精 神 医 学 I	2
精 神 医 学 II	2
精 神 保 健 学 I	2
精 神 保 健 学 II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク I	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク II	2
精神科ソーシャルワーク論	2
精神保健福祉援助技術各論 I	2
精神保健福祉援助技術各論 II	2
精神科リハビリテーション学 I	2
精神科リハビリテーション学 II	2
精 神 保 健 福 祉 論 I	2
精 神 保 健 福 祉 論 II	2
精 神 保 健 福 祉 論 III	2
精神保健福祉援助演習(基礎)	2
精神保健福祉援助演習(専門)	4
精神保健福祉援助実習指導 I	2
精神保健福祉援助実習指導 II	2
精神保健福祉援助実習指導 III	2
精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習	4

別表第22（第8条関係）

介護福祉士に関する科目
〔福祉社会学部(社会福祉学科)〕

授 業 科 目	単位
権利擁護と成年後見制度	2
心 理 学 概 論	2
社 会 福 祉 運 営 管 理	2
社 会 福 祉 概 論 I	2
高 齢 者 福 祉 論	2
障 害 者 福 祉 論	2
社 会 保 障 論 I	2
子 ども 家 庭 福 祉 論	2
社 会 学 概 論	2
公 的 扶 助 論	2
鹿 児 島 社 会 福 祉 入 門	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 入 門	2
介 護 福 祉 論	2
介 護 福 祉 の 基 本 I	2
介 護 福 祉 の 基 本 II	2
リハビリテーション論	2
生きがい活動援助法 I	2
生きがい活動援助法 II	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク I	2
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク II	2
社 会 福 祉 概 論 II	2
手 話 ・ 点 字	1
生 活 支 援 技 術 I	1
生 活 支 援 技 術 II	1
生 活 支 援 技 術 III	1
生活支援技術IV(栄養・調理)	2
生活支援技術IV(栄養・調理実習)	2
生活支援技術V(被服及び住居)	2
生活支援技術V(被服及び住居実習)	1
介 護 過 程 I	1
介 護 過 程 II	1
介 護 過 程 III	1
介 護 福 祉 特 講 I	2
介 護 福 祉 特 講 II	2
介 護 実 習 指 導 I	1
介 護 実 習 指 導 II	1
介 護 実 習 指 導 III	2
介 護 実 習 I	2
介 護 実 習 II	4
介 護 実 習 III	5
医 学 一 般	2
こころとからだのしくみ I	2
こころとからだのしくみ II	2
こころとからだのしくみ III	2
発達と老化の理解 I	2
発達と老化の理解 II	2
認知症の理解 I	2
認知症の理解 II	2
障 害 の 理 解 I	2
障 害 の 理 解 II	2
医 療 的 ケ ア I	2
医 療 的 ケ ア II	2
医療的ケアIII(演習含む)	1

別表第23（第8条関係）

保育士に関する科目
〔福祉社会学部(児童学科)〕

授 業 科 目	単位
保 育 原 理	2
教 育 原 理	2
子 ども 家 庭 福 祉 I	2
社 会 福 祉	2
子 ども 家 庭 支 援 論	2
社 会 的 養 護	2
保 育 者 論	2
保 育 の 心 理 学	2
子ども家庭支援の心理学	2
子どもの理解と援助	1
子 ども の 保 健	2
子 ども の 食 と 栄 養	2
教育課程論(保育の計画と評価を含む)	2
保育指導法特別研究	2
保育指導法(健康)	2
保育指導法(表現 I)	2
保育指導法(表現 II)	2
図 画 工 作	2
体 育	2
ピ ア ノ I	1
音 楽 入 門	2
乳 児 保 育 I	2
乳 児 保 育 II	1
子どもの健康と安全	1
障 がい 児 保 育	2
社 会 的 養 護 内 容	2
幼 児 理 解 と 教 育 相 談	2
保 育 実 習 I	4
保 育 実 習 指 導 I	2
保 育 実 践 演 習	2
学校の制度・教育課程編成論	2
子 ども 家 庭 福 祉 II	2
障 がい 者 福 祉	2
教 育 心 理 学	2
臨 床 心 理 学	2
精 神 保 健	2
保育指導法(言葉)	2
保育指導法(環境)	2
保育指導法(人間関係)	2
ピ ア ノ II	1
ピ ア ノ 伴 奏 法	1
保 育 実 習 II	2
保 育 実 習 III	2
保 育 実 習 指 導 II	1
保 育 実 習 指 導 III	1
子どもの人権と福祉	2
子どもの育ちと文化	2
基 礎 実 習	1
保 育 基 礎 実 習	1

別表第24（第8条関係）

レクリエーション・インストラクターに関する科目
〔福祉社会学部(児童学科)〕
(平成28年3月31日削除)

別表第25（第8条関係）
学芸員に関する科目
〔国際文化学部(国際文化学科)〕

授 業 科 目	単位
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習1	2
博物館実習2	1
先史・原史文化論	2
日本文化史	2
比較考古学	2
考古学概論	2
考古学研究法	2
認知考古学	2
生命科学	2

別表第26（第8条関係）
日本語教員に関する科目
〔国際文化学部(国際文化学科)〕

授 業 科 目	単位
日本語教育入門	2
日本語演習	2
日本語教育実習	2
日本語教授法Ⅰ	2
日本語教授法Ⅱ	2
日本語教育教材・教具論	2
言語学入門	2
日中比較言語学	2
英語学概論	2
日本語学概論Ⅰ	2
日本語学特論Ⅰ	2
日本文化史	2
日本事情	2
日本語と日本文化	2
日本語史	2
異文化コミュニケーション論	2
現代メディア表象論	2
心理学	2
発達心理学	2

別表第27（第8条関係）
日本語特別プログラムに関する科目
〔学部共通〕

授 業 科 目	単位
日本語入門Ⅰ	2
日本語入門Ⅱ	2
初級日本語Ⅰ	2
初級日本語Ⅱ	2
中級日本語Ⅰ	2
中級日本語Ⅱ	2
上級日本語Ⅰ	2
上級日本語Ⅱ	2
日本語講読	2
日本語作文	2
日本語教育入門	2
日本語と日本文化	2
留学生のための日本事情Ⅰ	2
留学生のための日本事情Ⅱ	2
日本語学概論Ⅰ	2
日本語学概論Ⅱ	2
日本語史	2
日本文化史	2
日本文学概論	2

別表第28（第8条関係）

国際ビジネスとグローバル

英語プログラムに関する科目

〔学部共通〕

授 業 科 目	単位
地 域 か ら 世 界 へ	2
海外インターンシップ	3
Global Economy and Business	2
ビ ジ ネ ス 英 語	2
Cross-Cultural Activities in English	2
英 語 海 外 研 修	2
英 文 読 解 の 技 法	2
T O E I C ・ T O E F L 対 策	2
コミュニケーションのための英文法	2
英 会 話 I	2
英 会 話 II	2
実 用 英 語 I	2
実 用 英 語 II	2
英語中級オーラル・スキルズ I	2
英語中級オーラル・スキルズ II	2
英語中級ライティング・スキルズ	2
和英翻訳ワークショップ	2
英語プレゼンテーション・スキルズ	2

2. 履修に関する規程

経済学部履修規程

第 1 章 総 則

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第11条の2に基づき、経済学部履修規程（以下「履修規程」という。）を定める。

- 2 卒業資格を得るための履修は、学則及び履修規程の定めるところによる。
- 3 学則及び履修規程は、原則として入学当時のものによる。

第2章 科目の履修

(卒業資格)

第2条 卒業資格を得るためには、学則に定められた在学期間中次の表に定める授業科目を履修しなければならない。なお、卒業に必要な最低単位数は、124単位とする。

(経済学科)

科 目 区 分					修得すべき最低 単 位 数	合計最低 単 位 数	
共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル 情 報 処 理			履修指定	36単位	
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン					
	人 間 教 養 科 目	人 文 科 学			4 単位以上		
		社 会 科 学			4 単位以上		
		自 然 科 学			4 単位以上		
		地 域 志 向			2 単位以上		
	外 国 語 科 目	英 語	コ ア 関 連		2 単位以上		
		第 二 外国語	中 国 語				
			ス ペ イ ン 語				
			フ ラ ン ス 語 ド イ ツ 語 韓 国 語 日本語(留学生科目)				
ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 目	講 義						
	実 習						
専 門 教 育 科 目		選 択			88単位		
					計124単位		

(経営学科)

科 目 区 分				修得すべき最低 単 位 数	合計最低 単 位 数	
共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル 理		履修指定	36単位	
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン				
	人 間 教 養 科 目	人 文 科 学		2 単位以上		
		社 会 科 学		2 単位以上		
		自 然 科 学		2 単位以上		
		地 域 志 向				
	外 国 語 科 目	英 語	コ ア 関 連			2 単位以上
		第 二 外国語	中 国 語			
			ス ペ イ ン 語			
			フ ラ ン ス 語			
ド イ ツ 語						
スポーツ・健康科目	韓 国 語		日 本 語 (留 学 生 科 目)			
	講 義					
専 門 教 育 科 目	実 習					
	必 修		4 単位	88単位		
選 択		84単位				
				計124単位		

(共通教育科目)

- 第3条** 共通教育科目は、経済学科は別表第1に、経営学科は別表第2に従って履修しなければならない。
- 2 共通教育科目は、経済学科36単位以上、経営学科36単位以上を修得しなければならない。
 - 3 基礎科目の新入生ゼミナール及び情報処理を履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。なお、新入生ゼミナールの再履修はできない。
 - 4 人間教養科目は、以下により単位を修得しなければならない。
 - ① 経済学科は、人文科学から4単位以上、社会科学から4単位以上、自然科学から4単位以上、地域志向から2単位以上合計14単位以上を修得しなければならない。また、社会科学から経済学(2単位)を履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
 - ② 経営学科は、人文科学から2単位以上、社会科学から2単位以上、自然科学から2単位以上合計6単位以上を修得しなければならない。
 - 5 外国語科目の英語は、コア科目の英語オーラル・コミュニケーションⅠ(1単位)、英語オーラル・コミュニケーションⅡ(1単位)又は英語海外研修(2単位)から2単位以上を修得しなければならない。

(外国人留学生の履修方法)

- 第3条の2** 外国人留学生は母語である「外国語」の科目の履修はできない。
- 2 外国人留学生が、以下の表の科目を履修し修得した単位は、必要に応じて26単位を上限に卒業所要単位として振替えることができる。

日本語入門Ⅰ	日本語教育入門
日本語入門Ⅱ	日本語と日本文化
初級日本語Ⅰ	留学生のための日本事情Ⅰ
初級日本語Ⅱ	留学生のための日本事情Ⅱ
中級日本語Ⅰ	日本語学概論Ⅰ
中級日本語Ⅱ	日本語学概論Ⅱ
上級日本語Ⅰ	日本語史
上級日本語Ⅱ	日本文化史
日本語講読	日本文学概論
日本語作文	

- 3 単位の振替え方法については以下のように定める。
 - ① 経済学科については、共通教育科目英語(2単位)、共通教育科目全体の順に振替える。
 - ② 経営学科については、共通教育科目英語(2単位)、共通教育科目全体の順に振替える。
- 4 卒業所要単位として振替える科目は、指定して登録しなければならない。

(専門教育科目)

- 第4条** 経済学科の専門教育科目は別表第3に従い、経営学科の専門教育科目は別表第4に従って、履修しなければならない。
- 2 経済学科の専門教育科目は、88単位以上、経営学科の専門教育科目は88単位以上を修得しなければならない。
 - 3 経済学部基礎演習は半期科目とする。また、基礎演習の選択は、学科を超えて履修することができる。なお、基礎演習は、履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
 - 4 経済学部の演習は、半期科目とする。また、演習の選択は、学科を超えて履修することができる。なお、演習科目は、履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
 - 5 実習科目に関する事項は、別に定める。

(教職科目)

- 第5条** 教職科目の履修については、別に定める。

(司書に関する科目及び司書教諭に関する科目)

- 第6条** 司書に関する科目、司書教諭に関する科目の履修については、別に定める。

(日本語特別プログラム)

- 第6条の2** 日本語特別プログラムに関する科目の履修については、別に定める。

(国際ビジネスとグローバル英語プログラム)

第6条の3 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目の履修については、別に定める。

(他学部・他学科及び教職・資格課程の開設科目)

第7条 他学部・他学科及び教職・資格課程において開設される授業科目のうち専門教育科目について、所定の手続きを経て履修することができる。

- 履修した科目は、「他学部・他学科履修科目」として認定する。
- 履修した教職・資格課程科目を「教職・資格課程履修科目」として認定する。
- 卒業所要単位として認めることのできる他学部・他学科及び教職・資格課程において開設される授業科目のうち専門教育科目並びに単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程第3条1項第2号に定める単位互換認定科目について、合計8単位までを「他学部・他学科専門教育科目及び教職・資格科目」の枠に算入することができる。
- 卒業所要単位として履修する他学部・他学科専門教育科目及び教職・資格課程に開設される科目は、第8条第1項の表に示された単位制限に含まれる。
- 履修できる他学部・他学科専門教育科目及び教職・資格課程に開設される科目は、演習、実習、事前登録を要する科目及び福祉社会学部社会福祉学科介護福祉関連科目及び介護福祉士課程科目を除く専門教育科目とする。
- 卒業所要単位とする科目は、指定して登録しなければならない。

(自由選択科目)

第7条の2 単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程に定める自由選択科目の単位は卒業所要単位に算入しない。

(年次別履修登録制限及び成績優秀者の表彰)

第8条 学生が1年間に履修登録できる科目の単位数は、次の表に定める単位数を超えることはできない。

1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年次 (留年生を含む)	
48		48		48		48	
前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24

- 教職に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目及び国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目は、前項の表に示された単位制限には含まれない。ただし、これらの科目を専門教育科目の卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 単位互換科目を卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 日本語特別プログラムに関する科目は、第1項の表に示された単位制限には含まれない。ただし、これらの科目を卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 前学期のGPAが3.0を超えた学生は、所定の手続きを経て25単位を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。
- 入学時から卒業時までの通算GPAが4.0の学生は、卒業時に成績優秀者として表彰する。

(履修の順序)

第9条 授業科目の履修は、低学年次配当科目から順次履修することが望ましい。

- 高学年次生が低学年次配当科目を履修することはさしつかえないが、低学年次生が高学年次配当科目を履修することはできない。

(転学部・転学科・編入・復学者等の履修)

第10条 転学科者、復学者の履修は、入学時の学則及び履修規程によるものとする。

- 転学部者、編入学者、再入学者の履修は、特に定めがない限り、所属する学科の同学年の学生と同様に取り扱う。

(科目等履修生・聴講生の履修)

第11条 科目等履修生・聴講生の履修は、別に定める。

(科目等の公示)

第12条 授業科目及び授業時間割は、毎学年の始めにこれを公示する。履修に関するその他の事項について

は、その都度掲示する。

(登 録)

第13条 学生は、毎学年の始めの指定の登録日までに所定の履修届を教務課に提出し、履修科目を登録しなければならない。ただし、登録日までに登録できなかった場合でも正当な理由があれば教務部長が登録を許可することがある。

- 2 各学期の開始時に履修登録修正期間を設け、登録済みの科目の取消し及び履修科目の追加登録を認める。
- 3 前項の履修登録修正期間とは別に、学期の中途に履修登録取消期間を設ける。この期間には登録済みの科目の取消しのみを認め、追加登録は認めない。
- 4 前2項及び3項の期間以外に登録済みの科目の取消し及び履修登録の追加登録はできない。ただし、正当な理由があればこれを許可することがある。
- 5 演習については、担当教員の承認を受けて登録しなければならない。

(二重登録の禁止)

第14条 同一時間に2つ以上の科目を重複して登録することはできない。

(履修届未提出者の取扱い)

第15条 正当な理由なく履修届を提出せず、又は指示に従わない者は、その年度の履修は認められない。

(進 級)

第16条 次に掲げる進級要件の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を満たさない者は、現年次に留めおく。

(経済学科)

進級年次	進 級 要 件
3 年 次	2年次に1年以上在籍しかつ、2年次までの修得単位数が40単位以上であること。

(経営学科)

進級年次	進 級 要 件
3 年 次	2年次に1年以上在籍しかつ、2年次までの修得単位数が40単位以上であること。

- 2 進級判定は各学期末に行い、前項に掲げる要件を満たした学生は、翌期から3年次に進級することができる。

(学習支援及び修学確認)

第17条 前条に掲げる進級要件を満たせない恐れがある学生及び満たせなかった学生に対しては、必要な学習支援を行うものとする。

- 2 進級できなかった学生に対して、学生部長は、必要に応じて、本人及び保証人に修学の意思を確認することができる。
- 3 前学期のGPAが1.5未満の場合は、担任又は指導教員が本人と面談し、必要な学習支援を行う。
- 4 GPA1.5未満が2学期連続、又は通算で3学期になった学生に対しては、担任又は指導教員が本人及び保証人と面談し、必要な学習支援を行う。
- 5 GPA1.0未満が3学期連続した学生に対しては、学生委員会及び教授会の審議を経て、学長が必要と認めた場合にのみ、学生部長が本人及び保証人に対して、退学を含めた修学の意思確認を行う。

第3章 授 業

(授 業)

第18条 学生は、登録した科目でなければ授業を受けることはできない。

(授業の開設期間)

第19条 授業は、その開講期間によって次の種類とする。

- (1) 前期開設授業（前期開講、前期完結の授業）

- (2) 後期開設授業（後期開講，後期完結の授業）
- (3) 通年授業（1年間の継続授業）
- (4) 集中講義
- (5) 臨時授業

（授業の開講）

第20条 選択科目は，年度により開講しないことがある。

（授業を受ける人員の制限）

第21条 授業は，その内容・教室の都合により授業を受ける資格を限定し，その人数を制限することがある。

（授業の選択と指定）

第22条 同一科目につき2つ以上の授業が開講されているときは，受けるべき授業が特に指定されている場合を除き，その中の1つを選択しなければならない。

（感染症の防止と措置）

第23条 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症（第一種から第三種）に罹患した学生は，速やかに学生課へ連絡のうえ，必要な手続きを行わなければならない。必要な手続きを行った学生に対しては，当該期間の授業を「出席扱い」とする。

第4章 単位の修得

（単位の修得）

第24条 授業科目の単位を修得するためには，その授業科目を履修し，所定の試験に合格しなければならない。

- 2 その授業科目の単位が修得できず再履修する場合は，再度授業を受けなければならない。
- 3 単位を修得した科目は，再度履修することはできない。

第5章 試験

（試験）

第25条 試験は各科目につき，原則として所定の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

- 2 通年科目においては，中間的な成績評価等のための試験を前期末に行うことがある。
- 3 試験は，研究報告，論文，実験，実習，実技の審査，その他の適切な評価手段をもってこれに代えることがある。

（受験資格）

第26条 次の各号の一に該当する者は，試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目の履修届を提出していない者
- (2) 授業時数の3分の2以上出席していない者
- (3) 授業料，その他の納付金未納の者
- (4) 受験に際して有効な学生証を携帯していない者
- (5) 試験監督者の指示に従わない者又は試験に関する注意事項を守らない者

（追試験）

第27条 就職試験，疾病，忌引等やむを得ない理由により，試験を受験できなかった者に対しては，追試験を行う。

- 2 追試験については，別に定める。

（再試験）

第27条の2 不合格になった科目の再試験は行わない。ただし，卒業年次在学者で，卒業に必要な単位が一定数不足した者に対しては，再試験を行う。

- 2 再試験については，別に定める。

(成 績)

第28条 成績評価は原則として試験による。

2 成績については、別に定める。

第6章 規 程 の 改 廃

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、教務委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

[昭和59年4月1日改正規程から平成12年4月1日改正規程までの附則は省略する。]

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の1、第8条第4項、第21条第4項に限り、平成16年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第8「地域創生特殊実習科目」に限り、平成18年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第4注)⑥に限り、平成19年度入学者から追加適用する。

2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第5〔履修上の注意事項〕⑥に限り、平成19年度入学者から追加適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第3条の2、第6条の2及び第8条6項に限り、平成19年度入学者から追加適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第4条別表第3〔履修上の注意事項〕①に限り平成23年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第27条の2（再試験）に限り平成24年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第29条に限り平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第13条第2項に限り平成27年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

別表第1 経済学科共通教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数					
基礎 科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ	2	1	履修指定					
		新入生ゼミナールⅡ	2	1						
	情報処理	情報処理	2	1						
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1						
自己分析と文章力育成		2	2							
論理的思考と数的処理		2	2							
人間 教育 養育 科目	人 文 科 学	日 本 文 学	2	1	4単位以上					
		外 国 文 学	2	1						
		日 本 史	2	1						
		西 洋 史	2	1						
		東 洋 史	2	1						
		東 西 文 化 の 交 流 学	2	1						
		哲 学	2	1						
		倫 理 学	2	1						
	社 会 科 学	法 国 憲 法 学	2	1	4単位以上 履修指定					
		日 本 国 憲 法 学	2	1						
		政 治 学	2	1						
		経 済 学	2	1						
		社 会 学	2	1						
		地 球 学 概 論	2	1						
	自 然 科 学	数 学 Ⅰ	2	1	4単位以上					
		数 学 Ⅱ	2	1						
		確 率 と 統 計 Ⅰ	2	1						
		確 率 と 統 計 Ⅱ	2	1						
		生 命 科 学	2	1						
		環 境 科 学 Ⅰ	2	1						
		環 境 科 学 Ⅱ	2	1						
		地 域 志 向	地 域 創 生 Ⅰ	2			1	2単位以上		
	地 域 創 生 Ⅱ		2	1						
	J a p a n o l o g y		2	1						
	地 域 か ら 世 界 へ		2	1						
	か ご し ま 教 養 プ ロ グ ラ ム		2	1						
か ご し ま フ ィ ー ル ド ス ク ー ル	2		1							
教 養 特 講 Ⅰ	2		1							
教 養 特 講 Ⅱ	2		1							
教 養 特 講 Ⅲ	2		1							
教 養 特 講 Ⅳ	2		1							
外 国 語 科 目	英 語		コ ア	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	2単位以上			
				英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1				
		英 語 海 外 研 修		2	1					
		関 連	英 語 リ ー デ ィ ン グ	1	1					
			英 語 ラ イ テ ィ ン グ	1	1					
	関 連		英 文 読 解 の 技 法	2	1					
			T O E I C・T O E F L 対 策	2	1					
			コミュニケーションのための英文法	2	1					
			Global Economy and Business	2	1					

科目区分			授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
外国語	第二	中国語	基礎中国語 I	1	1		
			基礎中国語 II	1	1		
			中国語海外研修	2	1		
		スペイン語	基礎スペイン語 I	1	1		
			基礎スペイン語 II	1	1		
		フランス語	基礎フランス語 I	1	1		
			基礎フランス語 II	1	1		
		ドイツ語	基礎ドイツ語 I	1	1		
			基礎ドイツ語 II	1	1		
		韓国語	基礎韓国語 I	1	1		
			基礎韓国語 II	1	1		
			韓国語海外研修	2	1		
スポーツ・健康科目	実	義	日本語入門 I	2	1		
			日本語入門 II	2	1		
			留学生のための日本事情 I	2	1		
		義	留学生のための日本事情 II	2	1		
			健康づくりと現代生活	2	1		
			日常生活に生かすスポーツ科学	2	1		
			現代社会とスポーツ	2	1		
		習	スポーツ実習 I (屋内集団球技)	1	1		
			スポーツ実習 II (屋内個人球技)	1	1		
			スポーツ実習 III (個人種目)	1	1		
			スポーツ実習 IV (屋外個人球技)	1	1		
			スポーツ実習 V (屋外集団球技)	1	1		

別表第2 経営学科共通教育科目

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数		
基礎 科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ 新入生ゼミナールⅡ	2 2	1 1	履修指定		
	情報処理	情報処理	2	1			
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1			
		自己分析と文章力育成	2	2			
論理的思考と数的処理		2	2				
人間 教育 養育 科目	人文科学	日本文学	2	1	2単位以上		
		外国文学	2	1			
		日本史	2	1			
		西洋史	2	1			
		東西洋史	2	1			
		東西文化の交流	2	1			
		哲学	2	1			
		倫理	2	1			
		心理学	2	1			
	社会科学	法学	2	1	2単位以上		
		日本国憲法	2	1			
		政治学	2	1			
		経済学	2	1			
		社会学	2	1			
		社会学概論	2	1			
	自然科学	数学Ⅰ	2	1	2単位以上		
		数学Ⅱ	2	1			
		確率と統計Ⅰ	2	1			
		確率と統計Ⅱ	2	1			
		生命科学	2	1			
		環境科学Ⅰ	2	1			
地域志向	環境科学Ⅱ	2	1				
	J a p a n o l o g y	2	1				
	地域から世界へ	2	1				
	かごしま教養プログラム	2	1				
	かごしまフィールドスクール	2	1				
	教養特講Ⅰ	2	1				
	教養特講Ⅱ	2	1				
	教養特講Ⅲ	2	1				
	教養特講Ⅳ	2	1				
外国語 科目	英語	コア	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	2単位以上	
			英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1		
			英語海外研修	2	1		
			英語リーディング	1	1		
			英語ライティング	1	1		
	関連		英文読解の技法	2	1		
			T O E I C・T O E F L 対策	2	1		
			コミュニケーションのための英文法	2	1		
			Global Economy and Business	2	1		

科目区分			授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
外国語	第二	中国語	基礎中国語 I	1	1		
			基礎中国語 II	1	1		
			中国語海外研修	2	1		
		スペイン語	基礎スペイン語 I	1	1		
			基礎スペイン語 II	1	1		
		フランス語	基礎フランス語 I	1	1		
			基礎フランス語 II	1	1		
		ドイツ語	基礎ドイツ語 I	1	1		
			基礎ドイツ語 II	1	1		
		韓国語	基礎韓国語 I	1	1		
			基礎韓国語 II	1	1		
			韓国語海外研修	2	1		
スポーツ・健康科目	実	義	日本語入門 I	2	1		
			日本語入門 II	2	1		
			留学生のための日本事情 I	2	1		
		義	留学生のための日本事情 II	2	1		
			健康づくりと現代生活	2	1		
			日常生活に生かすスポーツ科学	2	1		
			現代社会とスポーツ	2	1		
		習	スポーツ実習 I (屋内集団球技)	1	1		
			スポーツ実習 II (屋内個人球技)	1	1		
			スポーツ実習 III (個人種目)	1	1		
			スポーツ実習 IV (屋外個人球技)	1	1		
			スポーツ実習 V (屋外集団球技)	1	1		

別表第3 経済学科専門教育科目

科目区分		授業科目						単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基本科目	理論・歴史・政策	ミマ	ク	□	経済学入門	2	1	履修指定	20単位以上	合計 88 単位以上	
		ミマ	ク	□	経済学入門	2	1				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅰ	2	2				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	2				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
応用科目	日本経済	ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
	金融・国際経済	ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				
		ミマ	ク	□	経済学Ⅱ	2	3				

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
		証券論 国際経済論 I 国際経済論 II 国際金融論 I 国際金融論 II アジア経済論 中国経済論 欧米経済論 グローバル経済論 外書講読 I 外書講読 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 3 3 2 2 1 1		
演習科目 (履修指定) [履修上の注意事項]①, ②参照		基礎演習 I 基礎演習 II 演習 I 演習 II 演習 III 演習 IV (卒業研究含む)	2 2 2 2 2 4	2 2 3 3 4 4		
実習科目		国内インターンシップ 海外インターンシップ 経済調査実習 海外調査実習	2 3 4 3	2 2 3 2		
法学科目		消費者法 民法 民法 経済法 商法 会社法 憲法 労働法 労働法	2 2 2 2 4 4 4 2 2 2	1 1 1 2 2 2 2 2 3	4 単位以上	
関連科目 [履修上の注意事項]③参照		簿記原簿 経営学総論 商学総論 商学総論 経営管理論 経営管理論 経営史 経営史 マーケティング論 マーケティング論 会計学 会計学 中級簿記 中級簿記 貿易論 貿易論 職業指導 職業指導 人文地理学概論	4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 2 2 1 1 2 2 3 3 3	※10単位までを卒業 所要単位として 算入可。	

科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
	自 然 地 理 学 概 論	2	3		
	地 誌 学 概 論	2	3		
	法 律 学 概 論（国 際 法 を 含 む）	2	3		
	政 治 学 概 論（国 際 政 治 を 含 む）	2	3		
他学部・他学科開設及び 教職・資格課程開設科目	〔履修上の注意事項〕③参照				

〔履修上の注意事項〕

- ① 基礎演習Ⅰ・Ⅱは、半期科目とする。また、演習の選択は、学科を超えて履修することができる。なお、基礎演習Ⅰ・Ⅱは、履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
- ② 演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、半期科目とする。また、演習の選択は、学科を超えて履修することができる。なお、演習科目は、履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
- ③ 関連科目、他学部・他学科開設及び教職・資格課程開設科目は、合計で10単位までを経済学科専門教育科目の卒業所要単位数〔88単位〕に算入することができる。ただし、そのうち他学部・他学科開設及び教職・資格課程開設科目は合計8単位までとし、その内容・手続については経済学部履修規程第7条に定める。

別表第4 経営学科専門教育科目

科目区分			授業科目				単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基本科目	必修科目		簿記原簿理				4	1	4単位	
	選択必修		経営学	総論	I	2	1	4単位以上		
			経営学	総論	II	2	1			
専門科目	組織マネジメント領域		経営管理理論 I	2	2	22単位以上				
			経営管理理論 II	2	2					
			経営戦略論 I	2	2					
			経営戦略論 II	2	2					
			企業形態論 I	2	2					
			企業の資源管理論 I	2	2					
			企業の資源管理論 II	2	2					
			財務管理論 I	2	2					
			財務管理論 II	2	2					
			経営組織論 I	2	3					
			経営組織論 II	2	3					
			国際経営論 I	2	3					
			国際経営論 II	2	3					
			経営シミュレーション I	2	1					
			経営情報統制論 I	2	2					
			経営情報統制論 II	2	3					
			経営保険数論 I	2	2					
			経営保険数論 II	2	2					
			リスクマネジメント論 I	2	2					
			リスクマネジメント論 II	2	3					
	会計領域			会計学原簿理 I	2	2	16単位以上			
				会計学原簿理 II	2	2				
				中国級簿記論 I	2	1				
				中国級簿記論 II	2	3				
				原価計算論 I	2	2				
				原価計算論 II	2	2				
				管理会計論 I	2	3				
管理会計論 II	2	3								
経営監査論 I	2	3								
経営監査論 II	2	3								
経営分析論 I	2	3								
経営分析論 II	2	3								
税務分会計論 I	2	3								
税務分会計論 II	2	3								
上級簿記論	2	1								
専門関連科目	地域志向	地域創生 I	2	1	8単位以上					
		地域創生 II	2	1						
		鹿兒島産業論 I	2	1						
		起ち P O 概論 I	2	1						
		N まちづくり概論 II	2	1						
		地域経済論 I	2	2						
		地レ・インターンシップ I	2	2						
		地プ・インターンシップ II	2	2						
		国内インフィールド I	1	1						
		国内インフィールド II	2	2						
		海外インフィールド III	3	2						
		国インフィールド IV	2	3						

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数			
		貿易論 I	2	2				
		貿易論 II	2	2				
		金融論 I	2	3				
		金融論 II	2	3				
		商業政策 I	2	3				
		商業政策 II	2	3				
		観光概論	2	1				
		観光事業論	2	1				
		観光政策	2	3				
		国内旅行業務論	4	1				
		海外旅行業務論	4	1				
		職業指導 I	2	3				
		職業指導 II	2	3				
	情報領域	コンピュータ概論	2	1				
		情報システム	2	1				
		現代社会と情報倫理	2	1				
		プログラミング入門	2	1				
		情報と職業	2	1				
		情報処理論	2	2				
		プログラミング I	2	2				
		プログラミング II	2	2				
		情報ネットワーク I	2	2				
		情報ネットワーク II	2	2				
		アルゴリズムとデータ構造	2	2				
		ビジネスデータ処理	2	2				
		データベース論	2	3				
法学科目		民法入門	2	1	6単位以上			
		消費税法	2	1				
		民法総論	2	1				
		憲法	4	2				
		商法	4	2				
		行政法	4	2				
		民法各論	4	2				
		経済法	2	2				
		会社法	4	2				
		労働法 I	2	2				
		労働法 II	2	3				
		税法	2	2				
演習科目 (履修指定) [履修上の注意事項]①②参照		基礎演習 I	2	2				
		基礎演習 II	2	2				
		演習 I	2	3				
		演習 II	2	3				
		演習 III	2	4				
		演習 IV (卒業研究含む)	4	4				
経営特講・外書講読科目		経営特講 I	2	2				
		経営特講 II	2	2				
		外書講読 I	2	3				
		外書講読 II	2	3				

科目区分	授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数		
関 連 科 目 [履修上の注意事項]③参照	ミク □ 経済学入門	2	1	※12単位までを卒業所要単位として認める。		
	マク □ 経済学入門	2	1			
	ミク □ 経済学Ⅰ	2	2			
	マク □ 経済学Ⅰ	2	2			
	経済学Ⅰ	2	2			
	経済学Ⅱ	2	2			
	経済学Ⅰ	2	2			
	経済学Ⅱ	2	2			
	経済学Ⅰ	2	2			
	経済学Ⅱ	2	2			
	西洋経済史Ⅰ	2	1			
	西洋経済史Ⅱ	2	2			
	社会思想Ⅰ	2	1			
	社会思想Ⅱ	2	1			
	情報経済論Ⅰ	2	2			
	統計学Ⅰ	2	1			
	統計学Ⅱ	2	1			
	日本経済論Ⅰ	2	1			
	日本経済論Ⅱ	2	1			
	日本経済史Ⅰ	2	1			
	財政学Ⅰ	2	2			
	財政学Ⅱ	2	2			
	農業経済論Ⅰ	2	2			
	食料経済論Ⅱ	2	2			
	環境経済論Ⅰ	2	2			
	環境経済論Ⅱ	2	2			
	経済地理学Ⅰ	2	2			
	経済地理学Ⅱ	2	2			
	地方財政論	2	2			
	人文地理学概論	2	3			
	自然地理学概論	2	3			
	地誌学概論	2	3			
	法学概論（国際法を含む）	2	3			
	政治学概論（国際政治を含む）	2	3			
他学部・他学科開設及び 教職・資格課程開設科目	[履修上の注意事項]③参照			※8単位までを 卒業所要単位と して認める。		

〔履修上の注意事項〕

- ① 基礎演習Ⅰ・Ⅱは、半期科目とする。また、演習の選択は、学科を超えて履修することができる。なお、基礎演習Ⅰ・Ⅱは、履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
- ② 演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは、半期科目とする。また、演習の選択は、学科を超えて履修することができる。なお、演習科目は、履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
- ③ 「関連科目」及び「他学部・他学科開設及び教職・資格課程開設科目」は、合計で12単位までを経営学科専門教育科目の卒業所要単位数〔88単位以上〕に算入できる。ただし、そのうち「他学部・他学科開設及び教職・資格課程開設科目」は合計8単位までとし、その内容・手続については、経済学部履修規程第7条に定める。

福祉社会学部履修規程

第1章 総 則

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第11条の2に基づき、福祉社会学部履修規程（以下「履修規程」という。）を定める。

2 卒業資格を得るための履修は、学則及び履修規程の定めるところによる。

3 学則及び履修規程は、原則として入学当時のものによる。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 卒業資格を得るためには、学則に定められた在学期間中次の表に定める授業科目を履修しなければならない。なお、卒業に必要な最低単位数は、124単位とする。

（社会福祉学科）

科 目 区 分					修得すべき最低 単 位 数	合計最低 単 位 数
共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル			履修指定	22単位
		情 報 処 理				
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン				
	人 間 教 養 科 目	人 文 科 学			2 単位以上	
		社 会 科 学			2 単位以上	
		自 然 科 学			2 単位以上	
		地 域 志 向			2 単位以上	
	外 国 語 科 目	英 語	コ ア 関 連		2 単位以上	
		第 二 外国語	中 国 語			
			ス ペ イ ン 語			
フ ラ ン ス 語						
ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 目	講 義 実 習	ド イ ツ 語				
		韓 国 語				
専 門 教 育 科 目	日 本 語 (留 学 生 科 目)					
	必 修			12単位	102単位	
	選 択			90単位		
					計124単位	

（児童学科）

科 目 区 分					修得すべき最低 単 位 数	合計最低 単 位 数	
共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル			履修指定	22単位	
		情 報 処 理					
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン					
	人 間 教 養 科 目	人 文 科 学			2 単位以上		
		社 会 科 学			2 単位以上		
		自 然 科 学			2 単位以上		
		地 域 志 向			2 単位以上		
	外 国 語 科 目	英 語	コ ア 関 連		2 単位以上		
		第 二 外国語	中 国 語				
			ス ペ イ ン 語				
フ ラ ン ス 語							
ド イ ツ 語							
韓 国 語							
日本語（留学生科目）							
ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 目		講 義 実 習		1 科目履修指定			
専 門 教 育 科 目		必 修		8 単位	102単位		
		選 択		94単位			
					計124単位		

(共通教育科目)

第3条 共通教育科目は、別表第1、別表第2に従って履修しなければならない。

- 2 共通教育科目は、社会福祉学科22単位以上、児童学科22単位以上を修得しなければならない。
- 3 基礎科目について、社会福祉学科は新入生ゼミナール、児童学科は新入生ゼミナール及び情報処理を履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。なお、新入生ゼミナールの再履修はできない。
- 4 人間教養科目は、以下により単位を修得しなければならない。
 - ① 社会福祉学科は、人文科学から2単位以上、社会科学から2単位以上、自然科学から2単位以上、地域志向から2単位以上合計8単位以上を修得しなければならない。
 - ② 児童学科は、人文科学から2単位以上、社会科学から2単位以上、自然科学から2単位以上、地域志向から2単位以上合計8単位以上を修得しなければならない。
- 5 外国語科目の英語は、コア科目の英語オーラル・コミュニケーションⅠ(1単位)、英語オーラル・コミュニケーションⅡ(1単位)又は英語海外研修(2単位)から2単位以上を修得しなければならない。
- 6 スポーツ・健康科目は、以下により単位を修得しなければならない。
 - ① 社会福祉学科は、スポーツ・健康科目を1科目履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。
 - ② 児童学科は、スポーツ・健康科目を1科目履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。

(外国人留学生の履修方法)

第3条の2 外国人留学生は母語である「外国語」の科目の履修はできない。

- 2 外国人留学生が、以下の表の科目を履修し修得した単位は、必要に応じて12単位を上限に卒業所要単位として振替えることができる。

日本語入門Ⅰ	日本語教育入門
日本語入門Ⅱ	日本語と日本文化
初級日本語Ⅰ	留学生のための日本事情Ⅰ
初級日本語Ⅱ	留学生のための日本事情Ⅱ
中級日本語Ⅰ	日本語学概論Ⅰ
中級日本語Ⅱ	日本語学概論Ⅱ
上級日本語Ⅰ	日本語史
上級日本語Ⅱ	日本文化史
日本語講読	日本文学概論
日本語作文	

- 3 単位の振替え方法については以下のように定める。
 - ① 社会福祉学科については、共通教育科目英語(2単位)、共通教育科目全体の順に振替える。
 - ② 児童学科については、共通教育科目英語(2単位)、共通教育科目全体の順に振替える。
- 4 卒業所要単位として振替える科目は、指定して登録しなければならない。

(専門教育科目)

第4条 社会福祉学科の専門教育科目は、別表第3に従い、児童学科の専門教育科目は、別表第4に従って履修しなければならない。

- 2 専門教育科目は、社会福祉学科102単位以上、児童学科102単位以上を修得しなければならない。そのうち、社会福祉学科必修12単位、児童学科必修8単位を修得しなければならない。
- 3 社会福祉学科の演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、演習Ⅳ(演習論文含む)、鹿児島社会福祉入門、社会福祉学特講及び児童学科の自己表現法、基礎実習、保育基礎演習、リスク・マネジメント、演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ、演習Ⅳ(卒業研究含む)は履修指定科目とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。

(教職科目)

第5条 教職科目の履修については、別に定める。

(司書に関する科目、司書教諭に関する科目及び特別支援教育に関する科目)

第6条 司書に関する科目、司書教諭に関する科目及び特別支援教育に関する科目の履修については、別に

定める。

(日本語特別プログラム)

第6条の2 日本語特別プログラムに関する科目の履修については、別に定める。

(国際ビジネスとグローバル英語プログラム)

第6条の3 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目の履修については、別に定める。

(他学部・他学科及び教職・資格課程の開設科目)

第7条 他学部・他学科及び教職・資格課程において開設される専門教育科目の履修科目の単位並びに単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程第3条第1項第2号に定める単位互換認定科目の単位は、合計10単位までを卒業所要単位として認める。ただし、修得した単位は選択科目として認定し、社会福祉学科は、「専門選択科目から合計90単位以上」に、児童学科は「専門選択科目から合計94単位以上」にそれぞれ算入する。

- 履修できる他学部専門教育科目は、演習、実習、事前登録を要する科目を除く専門教育科目とする。
- 履修できる他学科専門教育科目は、演習、実習、事前登録を要する科目及び社会福祉学科の介護福祉関連科目及び介護福祉士課程科目を除く専門教育科目とする。
- 履修できる教職・資格課程専門教育科目は、別に定める。
- 卒業所要単位とする科目は、指定して登録しなければならない。

(自由選択科目)

第7条の2 単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程に定める自由選択科目の単位は卒業所要単位に算入しない。

(年次別履修登録制限及び成績優秀者の表彰)

第8条 学生が1年間に履修登録できる科目の単位数は、次の表に定める単位数を超えることはできない。
(社会福祉学科)

1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年次 (留年生を含む)	
48		48		48		48	
前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24

(児童学科)

1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年次 (留年生を含む)	
48		48		48		48	
前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24	前期 24	後期 24

- 教職に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目及び特別支援教育に関する科目は、前項の表に示された単位制限には含まれない。ただし、これらの科目を卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 単位互換科目を卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 日本語特別プログラムに関する科目は、第1項の表に示された単位制限には含まれない。ただし、これらの科目を卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 前学期のGPAが3.0を超えた学生は、所定の手続きを経て25単位を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。
- 入学時から卒業時までの通算GPAが4.0の学生は、卒業時に成績優秀者として表彰する。

(履修の順序)

第9条 授業科目の履修は、低学年次配当科目から順次履修することが望ましい。

- 科目の履修については、必修科目を優先的に組み入れなければならない。
- 高学年次生が低学年次配当科目を履修することはさしつかえないが、低学年次生が高学年次配当科目を履修することはできない。

(転学部・転学科・編入・復学者等の履修)

第10条 転学科者、復学者の履修は入学時の学則及び履修規程によるものとする。

2 転学部者、編入者の履修は特に定めがない限り、所属する学科の同学年の学生と同様に取り扱う。

(科目等履修生・聴講生の履修)

第11条 科目等履修生・聴講生の履修は、別に定める。

(科目等の公示)

第12条 授業科目及び授業時間は、毎学年の始めにこれを公示する。履修に関するその他の事項については、その都度掲示する。

(登 録)

第13条 学生は、毎学年の始めの指定の登録日までに所定の履修届を教務課に提出し、履修科目を登録しなければならない。ただし、登録日までに登録できなかった場合でも正当な理由があれば教務部長が登録を許可することがある。

- 2 各学期の開始時に履修登録修正期間を設け、登録済みの科目の取消し及び履修科目の追加登録を認める。
- 3 前項の履修登録修正期間とは別に、学期の中途に履修登録取消期間を設ける。この期間には登録済みの科目の取消しのみを認め、追加登録は認めない。
- 4 前2項及び3項の期間以外に登録済みの科目の取消し及び履修登録の追加登録はできない。ただし、正当な理由があればこれを許可することがある。
- 5 演習及び実習については、担当教員の承認を受けて登録しなければならない。

(二重登録の禁止)

第14条 同一時間に2つ以上の科目を重複して登録することはできない。

(必修科目の再履修)

第15条 必修科目の再履修は、原則として次年度において行わなければならない。

(履修届未提出者の取扱い)

第16条 正当な理由なく履修届を提出せず又は指示に従わない者は、その年度の履修は認められない。

(進 級)

第17条 次に掲げる進級要件の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を満たさない者は、現年次に留めおく。

(社会福祉学科)

進級年次	進 級 要 件
3 年 次	2年次に1年以上在籍し、かつ、2年次までの修得単位数が40単位以上であること。

(児童学科)

進級年次	進 級 要 件
2 年 次	1年次に1年以上在籍し、かつ、1年次までの修得単位数が16単位以上であること。

- 2 進級判定は各学期末に行い、前項に掲げる要件を満たした学生は、翌期から社会福祉学科は3年次、児童学科は2年次に進級することができる。

(学習支援及び修学確認)

第18条 前条に掲げる進級要件を満たせない恐れがある学生及び満たせなかった学生に対しては、必要な学習支援を行うものとする。

- 2 進級できなかった学生に対して、学生部長は、必要に応じて、本人及び保証人に修学の意思を確認することができる。
- 3 前学期のGPAが1.5未満の場合は、担任又は指導教員が本人と面談し、必要な学習支援を行う。
- 4 GPA1.5未満が2学期連続、又は通算で3学期になった学生に対しては、担任又は指導教員が本人及び保証人と面談し、必要な学習支援を行う。
- 5 GPA1.0未満が3学期連続した学生に対しては、学生委員会及び教授会の審議を経て、学長が必要と認

めた場合にのみ、学生部長が本人及び保証人に対して、退学を含めた修学的意思確認を行う。

第3章 授 業

(授 業)

第19条 学生は、登録した科目でなければ授業を受けることはできない。

(授業の開設期間)

第20条 授業は、その開講期間によって次の種類とする。

- (1) 前期開設授業（前期開講，前期完結の授業）
- (2) 後期開設授業（後期開講，後期完結の授業）
- (3) 通年授業（1年間の継続授業）
- (4) 集中講義
- (5) 臨時授業

(授業の開講)

第21条 選択科目は、年度により開講しないことがある。

(授業を受ける人員の制限)

第22条 授業は、その内容・教室の都合により授業を受ける資格を限定し、その人数を制限することがある。

(授業の選択と指定)

第23条 同一科目につき2つ以上の授業が開講されているときは、受けるべき授業が特に指定されている場合を除き、その中の1つを選択しなければならない。

(感染症の防止と措置)

第24条 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症（第一種から第三種）に罹患した学生は、速やかに学生課へ連絡のうえ、必要な手続きを行わなければならない。必要な手続きを行った学生に対しては、当該期間の授業を「出席扱い」とする。

第4章 単 位 の 修 得

(単位の修得)

第25条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、所定の試験に合格しなければならない。

- 2 その授業科目の単位が修得できず再履修する場合は、再度授業を受けなければならない。
- 3 単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

第5章 試 験

(試 験)

第26条 試験は各科目につき、原則として所定の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

- 2 通年科目においては、中間的な成績評価等のための試験を前期末に行うことがある。
- 3 試験は、研究報告、論文、実験、実習の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることがある。

(受験資格)

第27条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目の履修届を提出していない者
- (2) 授業時数の3分の2以上出席していない者
- (3) 授業料、その他の納付金未納の者
- (4) 受験に際して有効な学生証を携帯していない者
- (5) 試験監督者の指示に従わない者又は試験に関する注意事項を守らない者

(追 試 験)

第28条 就職試験、疾病、忌引等やむを得ない理由により、試験を受験できなかった者に対しては、追試験を行う。

2 追試験については、別に定める。

(再 試 験)

第28条の2 不合格になった科目の再試験は行わない。ただし、卒業年次在学者で、卒業に必要な単位が一定数不足した者に対しては、再試験を行う。

2 再試験については、別に定める。

(成 績)

第29条 成績評価は原則として試験による。

2 成績については、別に定める。

第6章 規 程 の 改 廃

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、教務委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

〔昭和59年4月1日改正規程から平成12年4月1日改正規程までの附則は省略する。〕

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項に限り、平成18年度入学者から適用する。

3 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2「現代社会と職業」については平成17年度以降入学者に適用し、「社会調査実習」「公務知識・行政」については平成13年度入学者から適用する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第1「英語検定科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。

2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第3「特別支援教育総論」及び「障害者心理学総論」に限り、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第3「社会福祉特講Ⅲ」「社会福祉特講Ⅳ」「社会福祉学特論」に限り、平成18年度入学者から適用する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度に福祉社会学部社会福祉学科に2年次編入学及び転学部・転学科した社会福祉士国家試験受験資格取得を希望する者に限り、平成21年度履修規程別表第1及び別表第3を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第3条の2、第6条の2及び第8条5項に限り、平成19年度入学者から追加適用する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2注)③に限り、平成20年度入学者から追加適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第5「社会調査論Ⅰ」「社会調査論Ⅱ」は平成21年度入学生から適用し、別表第5「量的データ解析法」「質的データ分析法」「社会調査実習」は平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第28条の2（再試験）に限り、平成24年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第30条に限り、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第13条第2項に限り平成27年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第4「教育実習A」「教育実習B」は平成28年度以降に入学した学生から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

別表第1 社会福祉学科共通教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基礎科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ	2	1	履修指定	共通教育科目合計 22単位以上
		新入生ゼミナールⅡ	2	1		
	情報処理	情報処理	2	1		
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1		
自己分析と文章力育成		2	2			
論理的思考と数的処理		2	2			
人間教育科目	人文科学	日本文学	2	1	2単位以上	
		外国文学	2	1		
		日本史	2	1		
		西洋史	2	1		
		東洋史	2	1		
		東西文化の交流	2	1		
		哲学	2	1		
		倫理学	2	1		
		心理学	2	1		
	社会科学	法学	2	1	2単位以上	
		日本国憲法	2	1		
		政治学	2	1		
		経済学	2	1		
		社会学	2	1		
		社会学概論	2	1		
		社会学概論	2	1		
	自然科学	数学Ⅰ	2	1	2単位以上	
		数学Ⅱ	2	1		
		確率と統計Ⅰ	2	1		
		確率と統計Ⅱ	2	1		
		生命科学	2	1		
		環境科学Ⅰ	2	1		
		環境科学Ⅱ	2	1		
	地域志向	地域創生Ⅰ	2	1	2単位以上	
		地域創生Ⅱ	2	1		
		J a p a n o l o g y	2	1		
地域から世界へ		2	1			
かごしま教養プログラム		2	1			
かごしまフィールドスクール		2	1			
国内インターンシップ		2	2			
海外インターンシップ		3	2			
教養特講Ⅰ		2	1			
教養特講Ⅱ		2	1			
教養特講Ⅲ		2	1			
教養特講Ⅳ		2	1			

科 目 区 分			授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
外国語科目	英語	コア	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	2単位以上	
			英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1		
			英語海外研修	2	1		
			英語リーディング	1	1		
			英語ライティング	1	1		
		関連	英文読解の技法	2	1		
			T O E I C・T O E F L 対策	2	1		
			コミュニケーションのための英文法	2	1		
			Global Economy and Business	2	1		
			第二外国語	中国語	基礎中国語Ⅰ	1	
	基礎中国語Ⅱ	1			1		
	中国語海外研修	2			1		
	スペイン語	基礎スペイン語Ⅰ		1	1		
		基礎スペイン語Ⅱ		1	1		
	フランス語	基礎フランス語Ⅰ		1	1		
		基礎フランス語Ⅱ		1	1		
	ドイツ語	基礎ドイツ語Ⅰ		1	1		
		基礎ドイツ語Ⅱ		1	1		
	韓国語	基礎韓国語Ⅰ		1	1		
		基礎韓国語Ⅱ		1	1		
		韓国語海外研修		2	1		
	日本語 (留学生科目)	日本語入門Ⅰ		2	1		
		日本語入門Ⅱ		2	1		
		留学生のための日本事情Ⅰ		2	1		
		留学生のための日本事情Ⅱ		2	1		
	スポーツ・健康科目	講義	義	健康づくりと現代生活	2	1	
日常生活に生かすスポーツ科学				2	1		
現代社会とスポーツ				2	1		
実習		習	スポーツ実習Ⅰ(屋内集団球技)	1	1		
			スポーツ実習Ⅱ(屋内個人球技)	1	1		
			スポーツ実習Ⅲ(個人種目)	1	1		
			スポーツ実習Ⅳ(屋外個人球技)	1	1		
			スポーツ実習Ⅴ(屋外集団球技)	1	1		
		1科目履修指定					

別表第2 児童学科共通教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基礎 科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ 新入生ゼミナールⅡ	2 2	1 1	履修指定	
	情報処理	情報処理	2	1		
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1		
		自己分析と文章力育成	2	2		
論理的思考と数的処理		2	2			
人間 教育 養育 科目	人文科学	日本文学	2	1	2単位以上	共通 教育 科目 合計 22 単位 以上
		外国文学	2	1		
		日本史	2	1		
		西洋史	2	1		
		東洋史	2	1		
		東西文化の交流	2	1		
		哲学	2	1		
		倫理学	2	1		
		心理学	2	1		
	社会科学	法国家国憲法学	2	1	2単位以上	
		日本国憲法学	2	1		
		政治学	2	1		
		経済学	2	1		
		社会学	2	1		
		地理学	2	1		
		社会科学概論	2	1		
	自然科学	数学Ⅰ	2	1	2単位以上	
		数学Ⅱ	2	1		
		確率と統計Ⅰ	2	1		
		確率と統計Ⅱ	2	1		
		生命科学	2	1		
		環境科学Ⅰ	2	1		
		環境科学Ⅱ	2	1		
	地域志向	地域創生Ⅰ	2	1	2単位以上	
地域創生Ⅱ		2	1			
J a p a n o l o g y		2	1			
地域から世界へ		2	1			
かごしま教養プログラム		2	1			
かごしまフィールドスクール		2	1			
国内インターンシップ		2	2			
海外インターンシップ		3	2			
教養特講Ⅰ		2	1			
教養特講Ⅱ		2	1			
教養特講Ⅲ		2	1			
教養特講Ⅳ		2	1			

科 目 区 分			授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
外国語科目	英語	コア	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	2単位以上	
			英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1		
			英語海外研修	2	1		
			英語リーディング	1	1		
			英語ライティング	1	1		
		関連	英文読解の技法	2	1		
			T O E I C・T O E F L 対策	2	1		
			コミュニケーションのための英文法	2	1		
			Global Economy and Business	2	1		
			第二外国語	中国語	基礎中国語Ⅰ	1	
	基礎中国語Ⅱ	1			1		
	中国語海外研修	2			1		
	スペイン語	基礎スペイン語Ⅰ		1	1		
		基礎スペイン語Ⅱ		1	1		
	フランス語	基礎フランス語Ⅰ		1	1		
		基礎フランス語Ⅱ		1	1		
	ドイツ語	基礎ドイツ語Ⅰ		1	1		
		基礎ドイツ語Ⅱ		1	1		
	韓国語	基礎韓国語Ⅰ		1	1		
		基礎韓国語Ⅱ		1	1		
		韓国語海外研修		2	1		
	日本語 (留学生科目)	日本語入門Ⅰ		2	1		
		日本語入門Ⅱ		2	1		
		留学生のための日本事情Ⅰ		2	1		
		留学生のための日本事情Ⅱ		2	1		
	スポーツ・健康科目	講義	義	健康づくりと現代生活	2	1	
日常生活に生かすスポーツ科学				2	1		
現代社会とスポーツ				2	1		
実習		習	スポーツ実習Ⅰ(屋内集団球技)	1	1		
			スポーツ実習Ⅱ(屋内個人球技)	1	1		
			スポーツ実習Ⅲ(個人種目)	1	1		
			スポーツ実習Ⅳ(屋外個人球技)	1	1		
			スポーツ実習Ⅴ(屋外集団球技)	1	1		
			1科目履修指定				

別表第3 社会福祉学科専門教育科目

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
学 科 基 本 科 目	必修	社会福祉概論 I	2	1	12単位	
		社会福祉概論 II	2	1		
		ソーシャルワーク I	2	1		
		ソーシャルワーク II	2	1		
		社会保障論 I	2	3		
		社会保障論 II	2	3		
	履修指定	演習 I	2	3		
		演習 II	2	3		
		演習 III	2	4		
		演習 IV (演習論文含む)	4	4		
		鹿児島社会福祉入門	2	1		
		社会福祉学特論	4	4		
	社会福祉基礎	医学一般	2	1	50単位以上	
		心理学概論	2	1		
		社会学概論	2	1		
		社会福祉調査	2	3		
		ソーシャルワーク III	2	2		
		ソーシャルワーク IV	2	2		
		ソーシャルワーク V	2	3		
		ソーシャルワーク VI	2	3		
		公的扶助論	2	2		
		地域福祉論 I	2	2		
		地域福祉論 II	2	2		
		福祉行財政と福祉計画	2	3		
		社会福祉運営管理	2	3		
		保健医療サービス	2	2		
		介護福祉論	2	1		
		高齢者福祉論	2	1		
		障害者福祉論	2	2		
		子ども家庭福祉論	2	2		
		就労支援サービス	1	2		
		権利擁護と成年後見制度	2	3		
		司法福祉	1	2		
		ソーシャルワーク実習入門	2	1		
		ソーシャルワーク演習 I	3	2		
		ソーシャルワーク演習 II	3	2		
		ソーシャルワーク演習 III	1	3		
		ソーシャルワーク実習指導 I	1	2		
		ソーシャルワーク実習指導 II	2	3		
		ソーシャルワーク実習	4	3		
	社会福祉特設	国際福祉論	2	2		
		福祉英語	2	3		
		家族社会学	2	2		
		社会福祉法	2	4		
		発達心理学	2	2		
		臨床心理学	2	3		
		精神保健学 I	2	3		
		精神医学 II	2	3		

科 目 区 分		授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
教 職 関 連	教 育 社 会 学	2	2			
	社 会 心 理 学	2	2			
	生 涯 学 習 概 論	2	2			
	障 害 児 教 育 総 論	2	2			
	特 別 支 援 教 育 総 論	2	2			
	経 済 原 論（国 際 経 済 を 含 む）	2	2			
	人 文 地 理 学 概 論	2	3			
	自 然 地 理 学 概 論	2	3			
	地 誌 学 概 論	2	3			
	法 律 学 概 論（国 際 法 を 含 む）	2	3			
	政 治 学 概 論（国 際 政 治 を 含 む）	2	3			
	民 法	2	3			
自由科目（卒業所要単位に含まれない）	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	2	3			
	生 き が い 活 動 援 助 法Ⅰ	2	2			
	生 き が い 活 動 援 助 法Ⅱ	2	2			
	生 活 支 援 技 術Ⅰ	1	1			
	生 活 支 援 技 術Ⅱ	1	1			
	生 活 支 援 技 術Ⅲ	1	2			
	生活支援技術Ⅳ（栄養・調理実習）	2	3			
	介 護 実 習 指 導Ⅰ	1	1			
	介 護 実 習Ⅰ	2	1			
	発 達 と 老 化 の 理 解Ⅰ	2	2			
	認 知 症 の 理 解Ⅱ	2	3			
	こ ころ と か ら だ の し く みⅡ	2	2			
	計					102単位以上

注)

- ① 「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」は必修ではないが履修することが望ましい。
- ② 他学部・他学科専門教育科目及び教職・資格課程の科目の履修により修得した単位並びに単位互換認定科目の単位は、福祉社会学部履修規程第7条により、「専門選択科目から合計90単位以上」の枠で10単位を限度に卒業所要単位として認める。
- ③ 特定の養成課程の登録は、介護福祉士課程については1年次開始時に行う。精神保健福祉士養成課程登録は4年次開始時に行う。ただし、3年次編入学生は、精神保健福祉士養成課程への登録はできない。
- ④ 学科発展科目群の精神保健福祉関連科目について、「精神保健福祉援助演習（基礎）」「精神保健福祉援助演習（専門）」「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」「精神保健福祉援助実習指導Ⅲ」「精神保健福祉援助実習」以外の科目については精神保健福祉士養成課程以外の学生も履修することができる。
- ⑤ 学科発展科目群の介護福祉関連科目及び自由科目の介護福祉士課程科目について、介護福祉士課程以外の学生は履修することができない。
- ⑥ 学科発展科目群の教職関連科目について、教職課程以外の学生も履修することができる。
- ⑦ 「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」については、履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。

別表第4 児童学科専門教育科目

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	コース／卒業所要単位数		
					保 育 系	児童教育系	
学科基本科目	必修	総合講義「子ども学」	2	1	8単位		
		子どもの人権と福祉	2	1			
		子どもの育ちと文化	2	1			
		鹿児島県の教育	2	2			
	履修指定	自己表現法	2	1	14単位 履修指定	13単位 履修指定	専門 選択 科目 から 合計 94 単位 以上
		基礎実習	1	2			
		保育基礎実習	1	2			
		演習Ⅰ	2	3			
		演習Ⅱ	2	3			
		演習Ⅲ	2	4			
	演習Ⅳ（卒業研究含む）	4	4				
	選択	小学校教育基礎Ⅰ	2	1			
小学校教育基礎Ⅱ		2	1				
子どもと福祉に関する科目		社会福祉	2	1	4単位以上		
		保育原理	2	1			
		手話	2	1			
		点字	2	1			
		保育者論	2	1			
		ボランティア論	2	2			
		幼児理解と教育相談	2	3			
		子ども家庭福祉Ⅰ	2	2	16単位以上	自由科目 (卒業要件外)	
		子ども家庭福祉Ⅱ	2	2			
		社会的養護	2	2			
		子どもの保健	2	2			
		子どもの健康と安全	1	2			
		子どもの食と栄養	2	2			
		乳児保育Ⅰ	2	2			
		乳児保育Ⅱ	1	3			
		障がい児保育	2	2			
		障がい者福祉	2	3			
		社会的養護内容	2	3			
		子ども家庭支援論	2	1			
		保育実習Ⅰ	4	3			
保育実習指導Ⅰ	2	3					
保育実習Ⅱ	2	3					
保育実習指導Ⅱ	1	3					
保育実習Ⅲ	2	3					
保育実習指導Ⅲ	1	3					
保育実践演習	2	4					
子どもと教育に関する科目		教育原理	2	1	4単位以上	16単位以上	
		学校の制度・教育課程編成論	2	1			
		教育史	2	2			
		教育福祉論	2	3			
		教育臨床	2	2			
		生涯学習と子ども	2	2			
		教職入門	2	2			
		特別支援教育論	2	3			
		子どもと情報教育	2	1			

科目区分	授業科目	単位	年次 配当	コース／卒業所要単位数		
				保育系	児童教育系	
	児童理解と教育相談	2	3			
	教育実習 A	5	4			
	教育実習 B	2	4			
	教職実践演習（幼・小）	2	4			
	国語	2	2			
	算数 I	2	2			
	算数 II	2	2			
	生活	2	2			
	音楽	2	2			
	図画工作	2	2			
	体育	2	2			
	社会 I	2	2	自由科目 (卒業要件外)		
	社会 II	2	2			
	理科 I	2	2			
	理科 II	2	2			
	理科 III	2	2			
	家庭	2	2			
	英語	2	2			
	離島教育の理解と体験的活動	2	3			
	生徒指導・進路指導	2	2			
	道徳教育の指導法	2	3			
	英語教育の指導法	2	3			
	特別活動・総合的な学習の時間	2	3			
	初等教育方法 I	2	2			
	初等教育方法 II	2	3			
	国語科教育法	2	3			
	社会科教育法	2	3			
	算数科教育法	2	3			
	理科教育法	2	3			
	生活科教育法	2	3			
	音楽科教育法	2	3			
	図画工作科教育法	2	3			
	家庭科教育法	2	3			
	体育科教育法	2	3			
幼児の教育に関する科目	教育課程論(保育の計画と評価を含む)	2	2	4 単位以上	4 単位以上	
	幼児教育方法	2	2			
	保育指導法(健康)	2	2			
	保育指導法(表現 I)	2	2			
	保育指導法(表現 II)	2	2			
	保育指導法(言葉)	2	2			
	保育指導法(環境)	2	2			
	保育指導法(人間関係)	2	2			
子どもと心理に関する科目	保育指導法特別研究	2	3	4 単位以上	4 単位以上	
	保育の心理学	2	1			
	子ども家庭支援の心理学	2	1			
	子どもの理解と援助	1	2			
	臨床心理学	2	2			
	教育心理学	2	2			
	精神保健	2	2			
	行動観察演習	2	3			

科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	コース／卒業所要単位数		
				保 育 系	児童教育系	
子どもと表現文化に 関 する 科 目	ピ ア ノ 初 級	1	1	4 単位以上	4 単位以上	
	ピ ア ノ I	1	2			
	ピ ア ノ II	1	2			
	ピ ア ノ 伴 奏 法	1	3			
	音 楽 入 門	2	1			
	子 ど も の 歌 と あ そ び	2	2			
	合 唱 ・ 合 奏	1	3			
	絵 画	1	2			
	立 体 造 形	1	2			
	書 道	2	2			
	児 童 文 学	2	2			
計				102単位以上(自由科目は除く)		

注)

- ① コースの選択は2年次開始時に必ず行わなければならない。
- ② 保育系コースを選択した学生は、「子どもと教育に関する科目」、児童教育系コースを選択した学生は、「子どもと福祉に関する科目」にある自由科目について、卒業所要単位数に含むことができない。
- ③ 他学部・他学科専門教育科目、教職・資格課程の科目の履修により修得した単位及び単位互換認定科目の単位は、福祉社会学部履修規程第7条により、「専門選択科目から合計94単位以上」の枠で10単位を限度に卒業所要単位として認める。
- ④ 自己表現法及び演習科目は、履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し、授業を受けなければならない。また、小学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格のいずれかの免許・資格の取得を希望する学生は、基礎実習について、履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し、授業を受けなければならない。さらに、保育士資格の取得を希望する学生は、保育基礎実習についても、履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し、授業を受けなければならない。
- ⑤ 保育実習は、「保育実習指導Ⅰ・保育実習Ⅰ」及び「保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱ」又は「保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲ」の組み合わせで登録しなければならない。

国際文化学部履修規程

第1章 総 則

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第11条の2に基づき、国際文化学部履修規程（以下「履修規程」という。）を定める。

2 卒業資格を得るための履修は、学則及び履修規程の定めるところによる。

3 学則及び履修規程は、原則として入学当時のものによる。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 卒業資格を得るためには、学則に定められた在学期間中次の表に定める授業科目を履修しなければならない。なお、卒業に必要な最低単位数は、124単位とする。

（国際文化学科）

科 目 区 分					修得すべき最低 単 位 数	合計最低 単 位 数		
共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル 情 報 ミ 処 理 キ ャ リ ア デ ザ イ ン			履修指定	26単位		
		人 文 科 学 社 会 科 学 自 然 科 学 地 域 志 向			2 単位以上 2 単位以上 2 単位以上 2 単位以上			
	外 国 語 科 目	英 語	コ 関 ア 連				2 単位以上	
		第 二 外 国 語	中 ス フ ド 韓 伊 日 本 語 (留 学 生 科 目) ペ ラ イ ン ツ 国 イ ン ス 語 語 語 語 語 語 語 語				4 単位以上	
	ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 目	講 実 義 習						
		必 修 択			6 単位 80単位			
	専 門 教 育 科 目							86単位
	フ リ ー ゾ ー ン 科 目						12単位	
					計124単位			

（音楽学科）

科 目 区 分					修得すべき最低 単 位 数	合計最低 単 位 数	
共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	新 入 生 ゼ ミ ナ ー ル 理			履修指定	26単位	
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン					
	人 間 教 養 科 目	人 文 科 学			2 単位以上		
		社 会 科 学			2 単位以上		
		自 然 科 学			2 単位以上		
		地 域 志 向			2 単位以上		
	外 国 語 科 目	英 語	コ 関 ア 連				
		第 二 外 国 語	中 ス フ ド 韓 イ 日 本 語 (留 学 生 科 目)				4 単位以上
			ペ ラ イ ン ス ツ				
			タ リ ア				
ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 目	講 義 実 習						
	選 択 必 修			28単位			
	必 修			16単位			
専 門 教 育 科 目					54単位	98単位	
					計124単位		

(共通教育科目)

第3条 共通教育科目は、国際文化学科は別表第1に、音楽学科は別表第2に従って履修しなければならない。

2 共通教育科目は、26単位以上を修得しなければならない。

3 国際文化学科及び音楽学科の基礎科目は、以下により単位を修得しなければならない。

① 国際文化学科は、新入生ゼミナール及び情報処理を履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。なお、新入生ゼミナールの再履修はできない。

② 音楽学科は、新入生ゼミナール及び情報処理を履修指定とし、配当された年次に全員必ず登録し授業を受けなければならない。なお、新入生ゼミナールの再履修はできない。

4 人間教養科目は、以下により単位を修得しなければならない。

① 国際文化学科は、人文科学から2単位以上、社会科学から2単位以上、自然科学から2単位以上、地域志向から2単位以上合計8単位以上を修得しなければならない。

② 音楽学科は、人文科学から2単位以上、社会科学から2単位以上、自然科学から2単位以上、地域志向から2単位以上合計8単位以上を修得しなければならない。

5 国際文化学科の外国語科目英語は、コア科目の英語オーラル・コミュニケーションⅠ(1単位)、英語オーラル・コミュニケーションⅡ(1単位)又は英語海外研修(2単位)から2単位以上を修得しなければならない。

6 国際文化学科の外国語科目第二外国語は、中国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、韓国語、イタリア語のいずれかを選択し、同一外国語から4単位以上を修得しなければならない。

7 音楽学科の外国語科目英語は、コア科目の英語オーラル・コミュニケーションⅠ(1単位)、英語オーラル・コミュニケーションⅡ(1単位)又は英語海外研修(2単位)から2単位以上を修得しなければならない。

8 音楽学科の外国語科目第二外国語は、中国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、韓国語、イタリア語のいずれかを選択し、同一外国語から4単位以上を修得しなければならない。

(外国人留学生の履修方法)

第4条 外国人留学生は母語である外国語の科目の履修はできない。

2 外国人留学生が、以下の表の科目を履修し修得した単位は、必要に応じて国際文化学科20単位、音楽学科12単位を上限に卒業所要単位として振替えることができる。

日本語入門Ⅰ	日本語学概論Ⅰ
日本語入門Ⅱ	日本語学概論Ⅱ
初級日本語Ⅰ	日本語史
初級日本語Ⅱ	日本文化史
中級日本語Ⅰ	日本文学概論
中級日本語Ⅱ	日本古典文学Ⅰ
上級日本語Ⅰ	日本古典文学Ⅱ
上級日本語Ⅱ	日本近代文学Ⅰ
日本語講読	日本近代文学Ⅱ
日本語作文	日本文学講読
日本語教育入門	日本語学特論Ⅰ
日本語と日本文化	日本語学特論Ⅱ
留学生のための日本事情Ⅰ	日本語学特論Ⅲ
留学生のための日本事情Ⅱ	

3 単位の振替え方法については以下のように定める。

① 国際文化学科については、共通教育科目英語(2単位)、共通教育科目第二外国語(4単位)、共通教育科目全体、専攻科目学科基本科目英語(4単位)の順に振替える。

② 音楽学科については、共通教育科目英語(2単位)、共通教育科目第二外国語(4単位)、共通教育科目全体の順に振替える。

4 卒業所要単位として振替える科目は、指定して登録しなければならない。

(専門教育科目)

第5条 国際文化学科の科目は別表第3、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7に従い、音楽学科の科

目は、別表第 8、別表第 9、別表第10、別表第11、別表第12、別表第13、別表第14に従って履修しなければならない。

- 2 国際文化学科の学科専攻科目は、86単位以上、音楽学科の学科専攻科目は98単位以上を修得しなければならない。
- 3 国際文化学科のフリーゾーン科目は、12単位以上を修得しなければならない。
- 4 実習科目に関する事項は、別に定める。

(資格科目)

第 6 条 教職、司書、司書教諭、学芸員及び日本語教員の課程の履修については、別に定める。

(日本語特別プログラム)

第 6 条の 2 日本語特別プログラムの履修については、別に定める。

(国際ビジネスとグローバル英語プログラム)

第 6 条の 3 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目の履修については、別に定める。

(他学部・他学科及び教職・資格課程の開設科目)

第 7 条 他学部・他学科及び教職・資格課程において開設される授業科目のうち専門教育科目について、所定の手続きを経て履修することができる。

- 2 履修した他学部・他学科科目を「他学部・他学科履修科目」として認定する。
- 3 履修した教職・資格課程科目を「教職・資格課程履修科目」として認定する。
- 4 国際文化学科は、卒業所要単位として認めることのできる他学部・他学科及び教職・資格課程において開設される授業科目のうち専門教育科目並びに単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程第 3 条第 1 項第 2 号に定める単位互換認定科目について、合計12単位までを「他学部・他学科専門教育科目及び教職・資格科目」の枠に算入することができる。
- 5 音楽学科は、他学部・他学科及び教職・資格課程において開設される専門教育科目の履修科目の単位並びに単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程第 3 条第 1 項第 2 号に定める単位互換認定科目の単位は、合計10単位までを卒業所要単位として認める。ただし、履修した単位は選択科目として認定し、「合計98単位以上」に算入する。
- 6 卒業所要単位として履修する他学部・他学科及び教職・資格課程に開設される授業科目のうち専門教育科目は、第 9 条第 1 項の表に示された単位制限に含まれる。
- 7 履修できる他学部・他学科専門教育科目及び教職・資格課程に開設される授業科目のうち専門教育科目は、演習、実習、事前登録を要する科目及び福祉社会学部社会福祉学科介護福祉関連科目及び介護福祉士課程科目を除く専門教育科目とする。
- 8 履修できる教職・資格課程専門教育科目は別に定める。
- 9 卒業所要単位とする科目は、指定して登録しなければならない。

(自由選択科目)

第 8 条 単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程に定める自由選択科目の単位は卒業所要単位に算入しない。

(年次別履修登録制限及び成績優秀者の表彰)

第 9 条 学生が 1 年間に履修登録できる科目の単位数は、次の表に定める単位数を超えることはできない。

1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年次 (留年生を含む)	
44		44		44		48	
前期 22	後期 22	前期 22	後期 22	前期 22	後期 22	前期 24	後期 24

- 2 教職、司書、司書教諭、学芸員及び日本語教員の資格に関する科目の中で、卒業所要単位として履修するものは、上表に示された単位制限に含まれる。
- 3 日本語特別プログラムに関する科目は、第 1 項の表に示された単位制限には含まれない。ただし、これらの科目を卒業所要単位として履修する場合は、同表に示された単位制限に含まれる。
- 4 前学期のGPAが3.0を超えた学生は、所定の手続きを経て、25単位を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。
- 5 入学時から卒業時までの通算GPAが4.0の学生は、卒業時に成績優秀者として表彰する。

(履修の順序)

第10条 授業科目の履修は、低学年次配当科目から順次履修することが望ましい。

- 2 高学年次生が低学年次配当科目を履修することはさしつかえないが、低学年次生が高学年次配当科目を履修することはできない。

(転学部・転学科・編入学・復学者等の履修)

第11条 転学科者、復学者の履修は、入学時の学則及び履修規程によるものとする。

- 2 転学部者、編入学者、再入学者の履修は、特に定めがない限り、所属する学科の同学年の学生と同様に扱う。

(科目等履修生・聴講生の履修)

第12条 科目等履修生・聴講生の履修は、別に定める。

(科目等の公示)

第13条 授業科目及び授業時間割は、毎学年の始めにこれを公示する。履修に関するその他の事項については、その都度掲示する。

(登 録)

第14条 学生は、学年始めの指定の登録日までに所定の履修届を教務課に提出し、履修科目を登録しなければならない。ただし、登録日までに登録できなかった場合でも正当な理由があれば教務部長が登録を許可することがある。

- 2 各学期の開始時に履修登録修正期間を設け、登録済みの科目の取消し及び履修科目の追加登録を認める。
3 前項の履修登録修正期間とは別に、学期の中途に履修登録取消し期間を設ける。この期間には登録済みの科目の取消しのみを認め、追加登録は認めない。
4 前2項及び3項の期間以外に登録済みの科目の取消し及び履修登録の追加登録はできない。ただし、正当な理由があればこれを許可することがある。
5 演習及び芸術等の分野における個人指導による実技については、担当教員の承認を受けて登録しなければならない。

(二重登録の禁止)

第15条 同一時間に2つ以上の科目を重複して登録することはできない。

(履修届未提出者の取扱い)

第16条 正当な理由なく履修届を提出せず、又は指示に従わない者は、その年度の履修は認められない。

(進 級)

第17条 次に掲げる進級要件の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を満たさない者は、現年次に留めおく。

(国際文化学科)

進級年次	進 級 要 件
3 年 次	2年次に1年以上在籍し、かつ、2年次までの修得単位数が40単位以上であること。

(音楽学科)

進級年次	進 級 要 件
3 年 次	2年次に1年以上在籍し、かつ、2年次までの修得単位数が40単位以上であること。

- 2 進級判定は各学期末に行い、前項に掲げる要件を満たした学生は、翌期から3年次に進級することができる。

(学習支援及び修学確認)

第18条 前条に掲げる進級要件を満たせない恐れがある学生及び満たせなかった学生に対しては、必要な学習支援を行うものとする。

- 2 進級できなかった学生に対して、学生部長は、必要に応じて、本人及び保証人に修学的意思を確認することができる。
- 3 前学期のGPAが1.5未満の場合は、担任又は指導教員が本人と面談し、必要な学習支援を行う。
- 4 GPA1.5未満が2学期連続、又は通算で3学期になった学生に対しては、担任又は指導教員が本人及び保証人と面談し、必要な学習支援を行う。
- 5 GPA1.0未満が3学期連続した学生に対しては、学生委員会及び教授会の審議を経て、学長が必要と認めた場合にのみ、学生部長が本人及び保証人に対して、退学を含めた修学的意思確認を行う。

第3章 授 業

(授 業)

第19条 学生は、登録した科目でなければ授業を受けることはできない。

(授業の開講期間)

第20条 授業は、その開講期間によって次の種類とする。

- (1) 前期開設授業（前期開講、前期完結の授業）
- (2) 後期開設授業（後期開講、後期完結の授業）
- (3) 通年授業（1年間の継続授業）
- (4) 集中講義
- (5) 臨時授業

(授業の開講)

第21条 選択科目は、年度により開講しないことがある。

(授業を受ける人員の制限)

第22条 授業は、その内容・教室の都合により授業を受ける資格を限定し、その人数を制限することがある。

(授業の選択と指定)

第23条 同一科目につき2つ以上の授業が開講されているときは、受けるべき授業が特に指定されている場合を除き、その中の1つを選択しなければならない。

(感染症の防止と措置)

第24条 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症（第一種から第三種）に罹患した学生は、速やかに学生課へ連絡のうえ、必要な手続きを行わなければならない。必要な手続きを行った学生に対しては、当該期間の授業を「出席扱い」とする。

第4章 単 位 の 修 得

(単位の修得)

第25条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、所定の試験に合格しなければならない。

- 2 その授業科目の単位が修得できず再履修する場合は、再度授業を受けなければならない。
- 3 単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

第5章 試 験

(試 験)

第26条 試験は各科目につき、原則として所定の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

- 2 通年科目においては、中間的な成績評価等のための試験を前期末に行うことがある。
- 3 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることがある。

(受験資格)

第27条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目の履修届を提出していない者

- (2) 授業時数の3分の2以上出席していない者
- (3) 授業料, その他の納付金未納の者
- (4) 受験に際して有効な学生証を携帯していない者
- (5) 試験監督者の指示に従わない者又は試験に関する注意事項を守らない者

(追 試 験)

第28条 就職試験, 疾病, 忌引等やむを得ない理由により, 試験を受験できなかった者に対しては, 追試験を行う。

2 追試験については, 別に定める。

(再 試 験)

第28条の2 不合格になった科目の再試験は行わない。ただし, 卒業年次在学者で, 卒業に必要な単位が一定数不足した者に対しては, 再試験を行う。

2 再試験については, 別に定める。

(成 績)

第29条 成績評価は原則として試験による。

2 成績については, 別に定める。

第6章 規 程 の 改 廃

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は, 教務委員会, 学部教授会及び大学評議会の審議を経て, 学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は, 平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成15年4月1日から施行する

附 則

この規程は, 平成16年4月1日から施行する。ただし, 平成12年度に入学した学生については, 従前の規程による。

附 則

この規程は, 平成17年4月1日から施行する。ただし, 平成16年度以前に入学した学生については, 従前の規程による。

附 則

この規程は, 平成18年4月1日から施行する。ただし, 平成17年度以前に入学した学生については, 従前の規程による。

附 則

この規程は, 平成19年4月1日から施行する。ただし, 平成18年度以前に入学した学生については, 従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第1「英語検定科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2「D群（コース科目）」、別表第3「英米語コース関連科目」及び別表第4「国際言語文化コース科目a群(言語)」に限り、平成19年度入学者から適用する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第6「インターンシップ実習科目」に限り、平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第4条、第6条の2及び第9条5項に限り、平成19年度入学者から追加適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第5条別表第3（注）⑤に限り、平成23年度入学者から追加適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第28条の2（再試験）に限り、平成24年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第30条に限り、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第14条第2項に限り平成27年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

別表第1 国際文化学科共通教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目		単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基礎科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ	2	1	履修指定	共通教育科目合計 26 単位以上	
		新入生ゼミナールⅡ	2	1			
	情報処理	情報処理	2	1			
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1			
		自己分析と文章力育成	2	2			
論理的思考と数的処理		2	2				
人間教育 養育科目	人文科学	日本文学	2	1	2単位以上		
		外国文学	2	1			
		日本史	2	1			
		西洋史	2	1			
		東洋史	2	1			
		東西文化の交流	2	1			
		哲学	2	1			
		倫理学	2	1			
		心理学	2	1			
	社会科学	法	2	1	2単位以上		
		日本国憲法	2	1			
		政治学	2	1			
		経済学	2	1			
		社会学	2	1			
		地理学	2	1			
		社会科学概論	2	1			
	自然科学	数学Ⅰ	2	1	2単位以上		
		数学Ⅱ	2	1			
		確率と統計Ⅰ	2	1			
		確率と統計Ⅱ	2	1			
		生命科学	2	1			
		環境科学Ⅰ	2	1			
		環境科学Ⅱ	2	1			
	地域志向	地域創生Ⅰ	2	1	2単位以上		
		地域創生Ⅱ	2	1			
		J a p a n o l o g y	2	1			
地域から世界へ		2	1				
かごしま教養プログラム		2	1				
かごしまフィールドスクール		2	1				
教養特講Ⅰ		2	1				
教養特講Ⅱ		2	1				
教養特講Ⅲ		2	1				
教養特講Ⅳ		2	1				

科 目 区 分			授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
外国語科目	英語	コ ア	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	2 単位以上	
			英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1		
			英 語 海 外 研 修	2	1		
			英 語 リ ー デ ィ ン グ	1	1		
			英 語 ラ イ テ ィ ン グ	1	1		
		関 連	英 文 読 解 の 技 法	2	1		
			T O E I C・T O E F L 対 策	2	1		
			コミュニケーションのための英文法	2	1		
			Global Economy and Business	2	1		
			第 二 外 国 語	中 国 語	中 国 語 入 門 Ⅰ	2	
	中 国 語 入 門 Ⅱ	2			1		
	中 国 語 海 外 研 修	2			1		
	ス ペ イ ン 語	ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅰ		2	1		
		ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅱ		2	1		
	フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅰ		2	1		
		フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅱ		2	1		
	ド イ ツ 語	ド イ ツ 語 入 門 Ⅰ		2	1		
		ド イ ツ 語 入 門 Ⅱ		2	1		
	韓 国 語	韓 国 語 入 門 Ⅰ		2	1		
		韓 国 語 入 門 Ⅱ		2	1		
		韓 国 語 海 外 研 修		2	1		
	イ タ リ ア 語	イ タ リ ア 語 入 門 Ⅰ		2	1		
		イ タ リ ア 語 入 門 Ⅱ		2	1		
	日 本 語 (留 学 生 科 目)	日 本 語 入 門 Ⅰ		2	1		
日 本 語 入 門 Ⅱ		2		1			
留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅰ		2		1			
留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅱ		2		1			
ス ポー ツ ・ 健 康 科 目		講 義		健 康 づ く り と 現 代 生 活	2	1	
	日常生活に生かすスポーツ科学		2	1			
	現 代 社 会 と ス ポー ツ		2	1			
	実 習	ス ポー ツ 実 習 Ⅰ (屋 内 集 団 球 技)	1	1			
		ス ポー ツ 実 習 Ⅱ (屋 内 個 人 球 技)	1	1			
		ス ポー ツ 実 習 Ⅲ (個 人 種 目)	1	1			
		ス ポー ツ 実 習 Ⅳ (屋 外 個 人 球 技)	1	1			
ス ポー ツ 実 習 Ⅴ (屋 外 集 団 球 技)		1	1				

別表第2 音楽学科共通教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基礎科目	新入生ゼミナール	新入生ゼミナールⅠ 新入生ゼミナールⅡ	2 2	1 1	履修指定	共通教育科目合計 26単位以上
	情報処理	情報処理	2	1		
	キャリアデザイン	コミュニケーション力育成	2	1		
		自己分析と文章力育成	2	2		
論理的思考と数的処理		2	2			
人間教育養育科目	人文科学	日本文学	2	1	2単位以上	
		外国文学	2	1		
		日本史	2	1		
		西洋史	2	1		
		東洋史	2	1		
		東西文化の交流	2	1		
		哲学	2	1		
		倫理学	2	1		
		心理学	2	1		
	社会科学	法学	2	1	2単位以上	
		日本国憲法	2	1		
		政治学	2	1		
		経済学	2	1		
		社会学	2	1		
		地理学	2	1		
		社会科学概論	2	1		
	自然科学	数学Ⅰ	2	1	2単位以上	
		数学Ⅱ	2	1		
		確率と統計Ⅰ	2	1		
		確率と統計Ⅱ	2	1		
		生命科学	2	1		
		環境科学Ⅰ	2	1		
		環境科学Ⅱ	2	1		
	地域志向	地域創生Ⅰ	2	1	2単位以上	
		地域創生Ⅱ	2	1		
		J a p a n o l o g y	2	1		
地域から世界へ		2	1			
かごしま教養プログラム		2	1			
かごしまフィールドスクール		2	1			
国内インターンシップ		2	2			
海外インターンシップ		3	2			
教養特講Ⅰ		2	1			
教養特講Ⅱ		2	1			
教養特講Ⅲ		2	1			
教養特講Ⅳ		2	1			

科 目 区 分			授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
外国語科目	英語	コ ア	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	2 単位以上	
			英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1		
			英 語 海 外 研 修	2	1		
			英 語 リ ー デ ィ ン グ	1	1		
			英 語 ラ イ テ ィ ン グ	1	1		
		関 連	英 文 読 解 の 技 法	2	1		
			T O E I C ・ T O E F L 対 策	2	1		
			コミュニケーションのための英文法	2	1		
			Global Economy and Business	2	1		
	第二外国語	中 国 語	中 国 語 入 門 Ⅰ	2	1	4 単位以上 ※第二外国語は、同一外国語の入門Ⅰ，入門Ⅱを修得しなければならない。	
			中 国 語 入 門 Ⅱ	2	1		
			中 国 語 海 外 研 修	2	1		
		ス ペ イ ン 語	ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅰ	2	1		
			ス ペ イ ン 語 入 門 Ⅱ	2	1		
		フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅰ	2	1		
			フ ラ ン ス 語 入 門 Ⅱ	2	1		
		ド イ ツ 語	ド イ ツ 語 入 門 Ⅰ	2	1		
			ド イ ツ 語 入 門 Ⅱ	2	1		
		韓 国 語	韓 国 語 入 門 Ⅰ	2	1		
			韓 国 語 入 門 Ⅱ	2	1		
			韓 国 語 海 外 研 修	2	1		
		イ タ リ ア 語	イ タ リ ア 語 入 門 Ⅰ	2	1		
			イ タ リ ア 語 入 門 Ⅱ	2	1		
		日 本 語 (留学生科目)	日 本 語 入 門 Ⅰ	2	1		
			日 本 語 入 門 Ⅱ	2	1		
			留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅰ	2	1		
			留 学 生 の た め の 日 本 事 情 Ⅱ	2	1		
スポーツ・健康科目	講 義	義	健 康 づ く り と 現 代 生 活	2	1		
			日常生活に生かすスポーツ科学	2	1		
			現 代 社 会 と ス ポ ー ツ	2	1		
	実 習	習	ス ポ ー ツ 実 習 Ⅰ (屋 内 集 団 球 技)	1	1		
			ス ポ ー ツ 実 習 Ⅱ (屋 内 個 人 球 技)	1	1		
			ス ポ ー ツ 実 習 Ⅲ (個 人 種 目)	1	1		
			ス ポ ー ツ 実 習 Ⅳ (屋 外 個 人 球 技)	1	1		
			ス ポ ー ツ 実 習 Ⅴ (屋 外 集 団 球 技)	1	1		

別表第3 国際文化学科専門教育科目

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
学部基本科目		演習 I	2	3	6単位	
		演習 II	2	3		
		演習 III	2	4		
		演習 IV (卒業論文含む)	4	4		
学科基本科目		基礎演習 I	2	2	6単位以上	
		基礎演習 II	2	2		
		フィールドアクシオン A	2	1		
		フィールドアクシオン B	2	1		
		国際関係論	2	1		
		比較文化論	2	1		
		異文化コミュニケーション論	2	1		
		言語学入門	2	1		
		映像文化論	2	1		
		日本文化史	2	1		
		先史・原史文化論	2	1		
		哲学特論	2	1		
		英会話 I	2	1	同一外国語 4単位以上	
		英会話 II	2	1		
		英語中級リーディング・スキルズ	2	1		
		英語上級リーディング・スキルズ	2	2		
		初級中国語 I	4	2		
		初級中国語 II	4	2		
		初級韓国語 I	4	2		
		初級韓国語 II	4	2		
専門 関連 科目	英語・欧米文化コース	ビジネス英語	2	2		
		ヨーロッパ文化論	2	1		
		地域文化研究	2	1		
		外国事情 I	2	1		
		外国事情 II	2	1		
		Cross-Cultural Activities in English	2	1		
		英語学概論	2	1		
		英語教授法	2	1		
		イギリス文学	2	1		
		アメリカ文学	2	1		
		ヨーロッパ文学	2	1		
		英米文学講読 I	2	2		
		英米文学講読 II	2	2		
		英語中級オーラル・スキルズ I	2	1		
		英語中級オーラル・スキルズ II	2	1		
		英語中級ライティング・スキルズ	2	1		
		実用英語 I	2	1		
		実用英語 II	2	1		
		英語プレゼンテーション・スキルズ	2	2		
		英和翻訳ワークシopp	2	2		
		和英翻訳ワークシopp	2	2		
		英語通訳ワークシopp	2	2		
		欧米文化研修	1	1		
		ヨーロッパ言語論	2	2		
		検定英語	2	1		

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
アジア言語・文化コース		中国文化論	2	1		
		韓国・朝鮮文化論	2	1		
		日中比較言語学	2	1		
		漢文文学	2	2		
		中国文学	2	2		
		韓国文学	2	1		
		中級中国語	4	3		
		上級中国語	4	3		
		中国語会話（基礎）	2	1		
		中国語会話（中級）	2	2		
		観光中国語会話	2	3		
		ビジネス中国語会話	2	2		
		中級韓国語	4	3		
		上級韓国語	4	3		
		韓国語会話（基礎）	2	1		
		韓国語会話（中級）	2	2		
		観光韓国語会話	2	3		
		ビジネス韓国語会話	2	2		
		アジアの宗教	2	1		
		検定中国語	2	1		
		検定韓国語	2	1		
日本語・日本文化コース		日本文学概論	2	1		
		日本文学講読	2	1		
		日本古典文学Ⅰ	2	1		
		日本古典文学Ⅱ	2	1		
		日本近代文学Ⅰ	2	1		
		日本近代文学Ⅱ	2	1		
		児童文学	2	1		
		鹿児島の文学	2	1		
		日本語学概論Ⅰ	2	1		
		日本語学概論Ⅱ	2	1		
		日本語学特論Ⅰ	2	2		
		日本語学特論Ⅱ	2	2		
		日本語学特論Ⅲ	2	2		
		日本語本語	2	2		
		日本語と日本文化	2	1		
		日本語と教育入門	2	1		
		書道Ⅰ	2	2		
		書道Ⅱ	2	2		
		現代メディア表象論	2	2		
		日本文化実習	1	1		
		検定日本語	2	1		
考古・歴史コース		進化と人類史	2	1		
		考古学概論	2	1		
		日本史概論	2	1		
		認知考古学	2	1		
		比較考古学	2	2		
		地域と考古学	2	1		
		西洋史特論	2	1		
		西	2	1		

科 目 区 分		授 業 科 目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
		中 国 史	2	1		
		韓 国 ・ 朝 鮮 史	2	1		
		日 本 史 特 論	2	1		
		鹿 児 島 の 歴 史	2	1		
		ア ジ ア 歴 史 地 理 学	2	1		
		文 化 人 類 学	2	1		
		鹿 児 島 の 文 化	2	1		
		動 物 の 生 態 と 社 会	2	1		
	インターンシップ	国 内 イン タ ー ン シ ッ プ	2	2		
		海 外 イン タ ー ン シ ッ プ	3	2		
スキルアッププログラム		生 涯 学 習 概 論	2	2		
		映 像 編 集 入 門	2	1		
		現 代 社 会 と 情 報 倫 理	2	1		
		情 報 と 職 業	2	1		
		情 報 処 理 論	2	2		
		情 報 ネットワークⅠ	2	2		
		情 報 ネットワークⅡ	2	2		
		マルチメディア表現と技術Ⅰ	2	2		
		マルチメディア表現と技術Ⅱ	2	2		
他学部・他学科及び 教職・資格課程開設科目		【履修上の注意事項】④参照			※12単位までを 卒業所要単位と して認める。	
フ リ ー ゾ ー ン 科 目		【履修上の注意事項】⑤参照			12単位以上	

注)

- ① コース・ゼミ登録は、2年次開始時に行う。
- ② 3年次開始時に、コース・ゼミ登録の変更を認める。
- ③ コース修了所要単位数は別表第4・5・6・7に定める。
- ④ 他学部・他学科及び教職・資格課程の開設科目並びに単位互換認定科目は、国際文化学部履修規程第7条により、合計12単位までを国際文化学科専門教育科目の卒業所要単位数[86単位]に算入する。
- ⑤ フリーゾーン科目は、共通教育科目の卒業所要単位数[26単位]及び専門教育科目の卒業所要単位数[86単位]を超えて修得した科目の単位をあてる。卒業所要単位数[124単位]を満たすためには、フリーゾーン科目を12単位以上修得しなければならない。

別表第4 国際文化学科コース科目（英語・欧米文化コース）

科目区分	授業科目	単位	年次 配当	コース修了所要単位数	
コア科目	ビジネス英語	2	2	4単位以上	28
	ヨーロッパ文化論	2	1		
	地域文化研究	2	1		
	外国事情Ⅰ	2	1		
	外国事情Ⅱ	2	1		
	Cross-Cultural Activities in English	2	1		
関連科目	英語学概論	2	1		単位 以上
	英語教授法	2	1		
	イギリス文学	2	1		
	アメリカ文学	2	1		
	ヨーロッパ文学	2	1		
	英米文学講読Ⅰ	2	2		
	英米文学講読Ⅱ	2	2		
	英語中級オーラル・スキルズⅠ	2	1		
	英語中級オーラル・スキルズⅡ	2	1		
	英語中級ライティング・スキルズ	2	1		
	実用英語Ⅰ	2	1		
	実用英語Ⅱ	2	1		
	英語プレゼンテーション・スキルズ	2	2		
	英和翻訳ワークショップ	2	2		
	和英翻訳ワークショップ	2	2		
	英語通訳ワークショップ	2	2		
	欧米文化研修	1	1		
	ヨーロッパ言語論	2	2		
	検定英語	2	1		

別表第5 国際文化学科コース科目（アジア言語・文化コース）

科目区分	授業科目	単位	年次 配当	コース修了所要単位数	
コア科目	中国文化論	2	1	4単位以上	28
	韓国・朝鮮文化論	2	1		
	日中比較言語学	2	1		
関連科目	漢文学	2	2		単位 以上
	中国文学	2	2		
	韓国文学	2	1		
	中級中国語	4	3		
	上級中国語	4	3		
	中国語会話（基礎）	2	1		
	中国語会話（中級）	2	2		
	観光中国語会話	2	3		
	ビジネス中国語会話	2	2		
	中級韓国語	4	3		
	上級韓国語	4	3		
	韓国語会話（基礎）	2	1		
	韓国語会話（中級）	2	2		
	観光韓国語会話	2	3		
	ビジネス韓国語会話	2	2		
	アジアの宗教	2	1		
	検定中国語	2	1		
	検定韓国語	2	1		

別表第6 国際文化学科コース科目（日本語・日本文化コース）

科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
コ ア 科 目	日 本 文 学 概 論	2	1	4 単位以上	28 単 位 以 上	
	日 本 語 学 概 論 I	2	1			
	日 本 史 概 論	2	1			
関 連 科 目	日 本 文 学 講 読	2	1			
	日 本 古 典 文 学 I	2	1			
	日 本 古 典 文 学 II	2	1			
	日 本 近 代 文 学 I	2	1			
	日 本 近 代 文 学 II	2	1			
	児 童 文 学	2	1			
	鹿 児 島 の 文 学	2	1			
	日 本 語 学 概 論 II	2	1			
	日 本 語 学 特 論 I	2	2			
	日 本 語 学 特 論 II	2	2			
	日 本 語 学 特 論 III	2	2			
	日 本 語 史	2	2			
	日 本 語 と 日 本 文 化	2	1			
	日 本 語 教 育 入 門	2	1			
	書 道 I	2	2			
	書 道 II	2	2			
	現 代 メ デ ィ ア 表 象 論	2	2			
	日 本 文 化 実 習	1	1			
	検 定 日 本 語	2	1			

別表第7 国際文化学科コース科目（考古・歴史コース）

科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
コ ア 科 目	進 化 と 人 類 史	2	1	4 単位以上	28 単 位 以 上	
	考 古 学 概 論	2	1			
	日 本 史 概 論	2	1			
関 連 科 目	認 知 考 古 学	2	1			
	考 古 学 研 究 法	2	1			
	比 較 考 古 学	2	2			
	地 域 と 考 古 学	2	1			
	西 洋 史 特 論	2	1			
	中 国 史	2	1			
	韓 国 ・ 朝 鮮 史	2	1			
	日 本 史 特 論	2	1			
	鹿 児 島 の 歴 史	2	1			
	ア ジ ア 歴 史 地 理 学	2	1			
	文 化 人 類 学	2	1			
	鹿 児 島 の 文 化	2	1			
	動 物 の 生 態 と 社 会	2	1			

別表第8 音楽学科専門教育科目

科 目 区 分		授 業 科 目				単位	年次 配当	卒業所要単位数	
学 部 基 本 科 目		演 習 I				2	3		
		演 習 II				2	3		
		演 習 III				2	4		
		演 習 IV (卒 業 研 究 含 む)				4	4		
		卒 業 演 奏				4	4	4 単位いずれか 選 択 必 修	
卒 業 作 品				4	4				
学 科 基 本 科 目		音 楽 史 I				2	1	8 単位必修	
		音 楽 史 II				2	1		
		和 声 I (作 曲 ・ 編 曲)				2	1		
		和 声 II				2	1		
学 科 共 通 科 目		ソ ル フ ェ ー ジ ュ I				1	1	8 単位必修	
		ソ ル フ ェ ー ジ ュ II				1	1		
		合 唱 I				1	1		
		合 唱 II				1	1		
		音 楽 史 III				2	2		
		音 楽 史 IV				2	2		
専 門 科 目	主 科	ピ ア ノ I				3	1	24単位選択必修	合 計 98 単 位 以 上
		ピ ア ノ II				3	1		
		ピ ア ノ III				3	2		
		ピ ア ノ IV				3	2		
		ピ ア ノ V				3	3		
		ピ ア ノ VI				3	3		
		ピ ア ノ VII				3	4		
		ピ ア ノ VIII				3	4		
		管 弦 打 楽 器 I				3	1		
		管 弦 打 楽 器 II				3	1		
		管 弦 打 楽 器 III				3	2		
		管 弦 打 楽 器 IV				3	2		
		管 弦 打 楽 器 V				3	3		
		管 弦 打 楽 器 VI				3	3		
		管 弦 打 楽 器 VII				3	4		
		管 弦 打 楽 器 VIII				3	4		
		声 楽 I				3	1		
		声 楽 II				3	1		
		声 楽 III				3	2		
		声 楽 IV				3	2		
		声 楽 V				3	3		
		声 楽 VI				3	3		
		声 楽 VII				3	4		
		声 楽 VIII				3	4		
		作 曲 I				3	1		
		作 曲 II				3	1		
		作 曲 III				3	2		
		作 曲 IV				3	2		
		作 曲 V				3	3		
		作 曲 VI				3	3		
		作 曲 VII				3	4		
		作 曲 VIII				3	4		

科目区分		授業科目					単位	年次 配当	卒業所要単位数	
	副科	ピアノ	ピアノ	ピアノ	ピアノ	(副)	I	1	1	
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	ピアノ	(副)	II	1	1	
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	ピアノ	(副)	III	1	2	
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	ピアノ	(副)	IV	1	2	
		管弦	打楽	器	(副)	I	1	1	1	
		管弦	打楽	器	(副)	II	1	1	1	
		管弦	打楽	器	(副)	III	1	2	2	
		管弦	打楽	器	(副)	IV	1	2	2	
		声楽	(副)	I	1	1	1	1	1	
		声楽	(副)	II	1	1	1	1	1	
		声楽	(副)	III	1	2	2	2	2	
		声楽	(副)	IV	1	2	2	2	2	
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	奏法	I	2	1		
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	奏法	II	2	1		
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	奏法	III	2	2		
		ピアノ	ピアノ	ピアノ	奏法	IV	2	2		
		ピアノ	ピアノ	奏法	研究	I	2	3		
		ピアノ	ピアノ	奏法	研究	II	2	3		
		ピアノ	ピアノ	重奏	I	1	1	1		
		ピアノ	ピアノ	重奏	II	1	1	1		
		管弦	打楽	器奏法	I	2	1	1		
		管弦	打楽	器奏法	II	2	1	1		
		管弦	打楽	器奏法	III	2	2	2		
		管弦	打楽	器奏法	IV	2	2	2		
		室内	内	楽	I	1	3			
		室内	内	楽	II	1	3			
		室内	内	楽	III	1	4			
		室内	内	楽	IV	1	4			
		器楽	アンサンブル	I	1	3				
		器楽	アンサンブル	II	1	3				
		器楽	アンサンブル	III	1	4				
		器楽	アンサンブル	IV	1	4				
		オペラ	基礎	I	1	3				
		オペラ	基礎	II	1	3				
		オペラ	基礎	I	1	4				
		オペラ	基礎	II	1	4				
		舞台	表現	法	1	2				
		重唱	重唱	I	1	3				
		重唱	重唱	II	1	3				
		日本	歌	曲	研究	1	4			
		吹奏	楽	指導	法	I	1	3		
		吹奏	楽	指導	法	II	1	3		
		合唱	指導	法	I	1	3			
		合唱	指導	法	II	1	3			
		伴奏	実習	I	1	3				
		伴奏	実習	II	1	4				
		合奏	(リコーダ)	I	1	2				
		指揮	法	I	1	2				
		指揮	法	II	1	2				
		伝統	音楽	演習	1	3				
		ピアノ	ノ教材	研究	I	2	2			
		ピアノ	ノ教材	研究	II	2	2			

科目区分		授業科目	単位	年次 配当	卒業所要単位数	
基礎・応用		音楽教育研究Ⅰ	2	2		
		音楽教育研究Ⅱ	2	2		
		幼児音楽教育研究	2	3		
		トリニックス	1	2		
		郷土芸能研究	2	3		
		ソルフェージュⅢ	1	2		
		ソルフェージュⅣ	1	2		
		合唱Ⅲ	1	2		
		合唱Ⅳ	1	2		
		合唱Ⅴ	1	3		
		合唱Ⅵ	1	3		
		合唱Ⅶ	1	4		
		合唱Ⅷ	1	4		
		吹奏楽Ⅰ	1	1		
		吹奏楽Ⅱ	1	1		
		吹奏楽Ⅲ	1	2		
		吹奏楽Ⅳ	1	2		
		吹奏楽Ⅴ	1	3		
		吹奏楽Ⅵ	1	3		
		吹奏楽Ⅶ	1	4		
		吹奏楽Ⅷ	1	4		
		コンピュータ音楽演習	2	1		
		音楽療法医論	2	1		
		音楽療法概論	2	1		
		和声Ⅲ	2	2		
		和声Ⅳ	2	2		
		楽式論	2	2		
		民族音楽概論（日本音楽史を含む）	2	2		
		創作・編曲法	2	3		
		対位法	2	3		
		管弦楽法	2	3		
		楽曲分析	2	4		
		音楽学概説	2	3		
		演奏解釈	2	3		
		学内演奏	4	3		
		学内発表（作曲）	4	3		
		学内リサイタル	4	3		
外国語		英語中級オーラル・スキルズⅠ	2	1		
		英語中級オーラル・スキルズⅡ	2	1		
		英語中級リーディング・スキルズ	2	1		
		英語中級ライティング・スキルズ	2	1		
教職関連科目		音楽科教育法Ⅰ	2	3		
		音楽科教育法Ⅱ	2	3		
		音楽科教育法Ⅲ	2	3		
		音楽科教育法Ⅳ	2	3		
		教育実習Ⅰ	5	4		
		教育実習Ⅱ	3	4		
		教職実践演習（中・高）	2	4		

注)

- ① コース登録は、1年次開始時に行う。
- ② 別表第9, 10, 11, 12, 13, 14に掲げるコースの中から一つのコースを選択し、選択したコースから40単位以上を修得し、「コース修了」の認定を受けることが卒業要件。
- ③ 他学部・他学科及び教職・資格課程の開設科目並びに単位互換認定科目は、国際文化学部履修規程第7条により、音楽学科専門教育科目「合計98単位以上」の枠で10単位までを限度に、卒業所要単位として認める。

別表第9 音楽学科コース科目（器楽コース・ピアノ課程）

科 目 区 分		授 業 科 目				単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
器楽コース (ピアノ課程)	主 科	ピ	ア	ノ	I	3	1	必修	24単位	コ ー ス 修 了 40 単 位
		ピ	ア	ノ	II	3	1	必修		
		ピ	ア	ノ	III	3	2	必修		
		ピ	ア	ノ	IV	3	2	必修		
		ピ	ア	ノ	V	3	3	必修		
		ピ	ア	ノ	VI	3	3	必修		
		ピ	ア	ノ	VII	3	4	必修		
		ピ	ア	ノ	VIII	3	4	必修		
	指 導 者 育 成 科 目	吹 奏 楽 指 導 法	I	1	3	選択	10単位以上			
		吹 奏 楽 指 導 法	II	1	3	選択				
		合 唱 指 導 法	I	1	3	選択				
		合 唱 指 導 法	II	1	3	選択				
		伴 奏 実 習	I	1	3	選択				
		伴 奏 実 習	II	1	4	選択				
		合 奏 (リ コ ー ダ ー)		1	2	選択				
		指 揮 法	I	1	2	選択				
		指 揮 法	II	1	2	選択				
		伝 統 音 楽 演 習		1	3	選択				
		ピ ア ノ 教 材 研 究	I	2	2	選択				
		ピ ア ノ 教 材 研 究	II	2	2	選択				
		音 楽 教 育 研 究	I	2	2	選択				
		音 楽 教 育 研 究	II	2	2	選択				
		幼 児 音 楽 教 育 研 究		2	3	選択				
		リ ト ミ ッ ク		1	2	選択				
		郷 土 芸 能 研 究		2	3	選択				
	基礎・応用科目	ソ ル フ ェ ー ジ ャ	III	1	2	必修	6 単位			
		ソ ル フ ェ ー ジ ャ	IV	1	2	必修				
		学 内 演 奏		4	3	必修				

別表第10 音楽学科コース科目（器楽コース・ピアノ演奏家課程）

科 目 区 分		授 業 科 目			単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
器楽コース (ピアノ演奏家課程)	主 科	ピアノ I	3	1	必修	24単位	コ ー ス 修 了 40 単 位		
		ピアノ II	3	1	必修				
		ピアノ III	3	2	必修				
		ピアノ IV	3	2	必修				
		ピアノ V	3	3	必修				
		ピアノ VI	3	3	必修				
		ピアノ VII	3	4	必修				
		ピアノ VIII	3	4	必修				
	演 奏 家 育 成 科 目	ピアノ奏法 I	2	1	必修	12単位			
		ピアノ奏法 II	2	1	必修				
		ピアノ奏法 III	2	2	必修				
		ピアノ奏法 IV	2	2	必修				
		ピアノ奏法研究 I	2	3	必修				
		ピアノ奏法研究 II	2	3	必修				
	基礎・応用科目	学内リサイタル	4	3	必修	4 単位			

別表第11 音楽学科コース科目（器楽コース・管弦打楽器課程）

科 目 区 分		授 業 科 目						単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
器楽コース （管弦打楽器課程）	主 科	管弦打楽器Ⅰ	3	1	必修	24単位	コ ー ス 修 了 40 単 位					
		管弦打楽器Ⅱ	3	1	必修							
		管弦打楽器Ⅲ	3	2	必修							
		管弦打楽器Ⅳ	3	2	必修							
		管弦打楽器Ⅴ	3	3	必修							
		管弦打楽器Ⅵ	3	3	必修							
		管弦打楽器Ⅶ	3	4	必修							
		管弦打楽器Ⅷ	3	4	必修							
	指 導 者 育 成 科 目	吹奏楽指導法Ⅰ	1	3	選択	10単位以上						
		吹奏楽指導法Ⅱ	1	3	選択							
		合唱指導法Ⅰ	1	3	選択							
		合唱指導法Ⅱ	1	3	選択							
		伴奏実習Ⅰ	1	3	選択							
		伴奏実習Ⅱ	1	4	選択							
		合奏（リコーダー）	1	2	選択							
		指揮法Ⅰ	1	2	選択							
		指揮法Ⅱ	1	2	選択							
		伝統音楽演習	1	3	選択							
		ピアノ教材研究Ⅰ	2	2	選択							
		ピアノ教材研究Ⅱ	2	2	選択							
		音楽教育研究Ⅰ	2	2	選択							
		音楽教育研究Ⅱ	2	2	選択							
		幼児音楽教育研究	2	3	選択							
		リトミック	1	2	選択							
		郷土芸能研究	2	3	選択							
	基礎・応用科目	ソルフェージュⅢ	1	2	必修	6単位						
		ソルフェージュⅣ	1	2	必修							
		学内演奏	4	3	必修							

別表第12 音楽学科コース科目（器楽コース・管弦打楽器演奏家課程）

科 目 区 分		授 業 科 目					単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
器楽コース (管弦打楽器 演奏家課程)	主 科	管 弦 打 楽 器 I	3	1	必修	24単位	コ ー ス 修 了 40 単 位				
		管 弦 打 楽 器 II	3	1	必修						
		管 弦 打 楽 器 III	3	2	必修						
		管 弦 打 楽 器 IV	3	2	必修						
		管 弦 打 楽 器 V	3	3	必修						
		管 弦 打 楽 器 VI	3	3	必修						
		管 弦 打 楽 器 VII	3	4	必修						
		管 弦 打 楽 器 VIII	3	4	必修						
	演 奏 家 育 成 科 目	管 弦 打 楽 器 奏 法 I	2	1	必修	8 単位					
		管 弦 打 楽 器 奏 法 II	2	1	必修						
		管 弦 打 楽 器 奏 法 III	2	2	必修						
		管 弦 打 楽 器 奏 法 IV	2	2	必修						
		室 内 楽 I	1	3	選択	4 単位以上 「室内楽 I～IV」 又は「器楽アンサン ブル I～IV」の いずれか必修					
		室 内 楽 II	1	3	選択						
		室 内 楽 III	1	4	選択						
		室 内 楽 IV	1	4	選択						
		器 楽 アンサンブル I	1	3	選択						
		器 楽 アンサンブル II	1	3	選択						
		器 楽 アンサンブル III	1	4	選択						
		器 楽 アンサンブル IV	1	4	選択						
		基礎・応用科目	学 内 リ サ イ タ ル	4	3	必修		4 単位			

別表第13 音楽学科コース科目（声楽コース）

科 目 区 分		授 業 科 目			単位	年次 配当	コース修了所要単位数	
声楽コース	学 部 基 本	演 習	I	2	3	必修	4 単位	コ ー ス 修 了 40 単 位
		演 習	II	2	3	必修		
	主 科	声 楽	I	3	1	必修	24単位	
		声 楽	II	3	1	必修		
		声 楽	III	3	2	必修		
		声 楽	IV	3	2	必修		
		声 楽	V	3	3	必修		
		声 楽	VI	3	3	必修		
		声 楽	VII	3	4	必修		
		声 楽	VIII	3	4	必修		
	演 奏 家 育 成 科 目	オ ペ ラ 基 礎	I	1	3	必修	8 単位	
		オ ペ ラ 基 礎	II	1	3	必修		
		オ ペ ラ 実 習	I	1	4	必修		
		オ ペ ラ 実 習	II	1	4	必修		
舞 台 表 現 法			1	2	必修			
重 唱		I	1	3	必修			
重 唱		II	1	3	必修			
日 本 歌 曲 研 究			1	4	必修			
基礎・応用科目	学 内 演 奏		4	3	必修	4 単位		

別表第14 音楽学科コース科目（作曲コース）

科 目 区 分		授 業 科 目		単位	年次 配当	コース修了所要単位数		
作曲コース	主 科	作 曲	I	3	1	必修	24単位	コ ー ス 修 了 40 単 位
		作 曲	II	3	1	必修		
		作 曲	III	3	2	必修		
		作 曲	IV	3	2	必修		
		作 曲	V	3	3	必修		
		作 曲	VI	3	3	必修		
		作 曲	VII	3	4	必修		
		作 曲	VIII	3	4	必修		
	基礎・応用科目	ソ ル フ ェ ー ジ ュ	III	1	2	必修	16単位	
		ソ ル フ ェ ー ジ ュ	IV	1	2	必修		
		和 声	III	2	2	必修		
		楽 式 論		2	2	必修		
		対 位 法		2	3	必修		
		管 弦 楽 法		2	3	必修		
		楽 曲 分 析		2	4	必修		
		学 内 発 表 (作 曲)		4	3	必修		

3. 試験に関する規程

試 験 施 行 細 則

- 1 各科目の成績評価は、原則として試験による。ただし、科目によっては研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段によることがある。
- 2 成績評価には、平常の学習状況が加味されることがある。
- 3 成績は、原則として100点法をもって表し、次表に掲げる基準によって判定する。

判 定	評 語	英訳(証明書)評語	評 点	理 由
合 格	秀	S	90点～100点	到達目標を達成し、特に優れた学力を示した場合。
	優	A	80点～89点	到達目標を達成し、優れた学力を示した場合。
	良	B	70点～79点	妥当と認められる学力を示した場合。
	可	C	60点～69点	合格と認められる最低限の学力を示した場合。
	合 格	P:Pass		可否のみで成績を評価する場合。
	認 定	Ctf.:Certified		本学の開講科目以外の授業科目及び外部試験等の結果により、評価する授業科目において合格と認められた学力を示した場合。ただし、単位互換協定書等により定めがある場合は、この限りでない。
不 合 格	不 可	D	59点以下	合格と認められるに足る学力を示さなかった場合。
	不合格	F:Failure		可否のみで成績を評価する場合。
	欠 席			定期試験期間中に行われる試験を受験しなかった場合。
	無 効			受講放棄又は授業中に課されるレポート課題等を提出しなかった場合。
保 留	保 留	I:Incomplete		履修未完了又はやむをえない事由により、当該期に評価が行えない場合において、評価を保留し当該期以降の期に成績評価を行う場合。

なお、GPAによる総合的な成績評価は、上表の評点に基づいて不合格の授業科目を含めて行い、学期GPA、年度GPA、通算GPAを以下の式で算出する。

$GPA = ((n * GP) \text{ の総和 }) / (n \text{ の総和 })$

n：履修申告した科目の単位

GP：評点Pが、60点以上の場合は、 $GP = (P - 50) / 10$

59点以下の場合は、 $GP = P / 60$ により求め、小数点第3位を四捨五入する。

但し、GPが4.0を超えた場合は、4.0とする。また、欠席・無効の成績は0点として計算する。

不合格科目の点数は、同一科目を再履修し合格した場合、GPAの算出対象とせず、合格した点数を、これに代えて算出対象とする。

評点が存在しない科目はGPAの算出対象としない。

- 4 授業開始の際、所定の期間内に履修の登録をした科目について、授業時数の3分の2以上出席した場合には、その科目の受験資格が与えられる。この場合において、受験資格は、原則として取得した年度内に限り有効である。

この受験資格は、追試験を含めて授業料滞納者に対しては、事由の止むまで停止する。

- 5 試験の結果、合格点を得た科目については、試験の受け直しを許さない。
- 6 成績の発表は、原則として別に指定する期間にWebサイトを通じて行う。
- 7 試験は次の諸事項に基づいて行われなければならない。
 - (1) 学生証を持たない者には受験を許可しない。学生証を紛失した者は、試験前日までに再発行を願い出ること。
 - (2) 受験者は試験時刻に定められた試験場の座席に着席し、受験中常に学生証を机の上に置き、監督者の閲覧に供しなければならない。
 - (3) 試験開始後20分以上の遅刻者は、入場できない。また、試験開始後30分以内は退場できない。
 - (4) 受験に不必要な物品は、監督者の指示する所定の位置に置かねばならない。
 - (5) 受験者が監督者の指示又は注意事項を厳守しない場合には、監督者はその受験者に試験場より退場を命ずることができる。
 - (6) 試験場を退場する場合は、必ず試験答案を監督者の指示する所定の場所に提出してからでなければならない。試験答案を試験場外へ持ち出すことはできない。

- (7) 試験中不正行為をした者は、規定により厳重に処分する。この場合において、処分は、学生委員会及び教授会の審議を経て学長が行う。なお、不正行為の内容が懲戒の対象となり得る行為の場合は、鹿児島国際大学学生懲戒規程により手続きを行う。
- (8) 就職試験、疾病、忌引きなどやむを得ない事由により、試験を受験できなかった者に対しては、追試験を行う。なお、追試験施行細則については、別に定める。
- (9) 卒業年次在学者で、卒業に必要な単位が一定数不足した者に対しては、再試験を行う。なお、再試験施行細則については、別に定める。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 再試験施行細則は、廃止する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者についても適用する。
- 2 再試験施行細則を制定する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。また、第6項及び第7項7号に限り、平成27年度以前の入学者にも適用する。

追 試 験 施 行 細 則

- 1 「追試験」とは、下記のような真にやむを得ない事由により試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。
 - (1) 3親等内の忌引又は2親等内の危篤
 - (2) 教育実習
 - (3) 就職試験
 - (4) 交通機関の途絶及び延着
 - (5) 交通事故
 - (6) 不慮の災害
 - (7) 疾 病
 - (8) その他、特に認められる場合
- 2 追試験の期日は、教授会において定める。
- 3 追試験を受けようとする者は、当該試験期間中又は試験期間終了後2日以内に所定の「追試験願」及び事由を証明する書類を教務課に提出しなければならない。ただし、事由を証明する書類については、期限内に提出できない場合、追試験期間の初日までに提出するものとする。
- 4 追試験の実施要項は、試験施行細則に準ずる。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

不正行為に関する処置規程

- 1 「試験施行細則 7 の(7)」の内規として次の処置を定める。
 - (1) 当該科目を無効とする。
 - (2) 受験科目のうち当該科目を含め、その前、後合計 5 科目を無効とする。
 - (3) 当該学期の全履修登録科目を無効とする。
 - (4) 当該年度の全履修登録科目を無効とする。備考：受験科目について
本内規にいう受験科目とは試験時間割表にある科目のうちで受験した科目をさす。
- 2 不正行為の手続
 - (1) 不正行為が発覚したら発見者はまず教務部へ連絡し、教務部は速やかに学生部へ連絡する。
 - (2) 学生部は、発見者と当該学生に不正行為事実を確認し、学生委員会へ審議を依頼する。
- 3 公示について
従来どおり公示する。

附 則

この規程は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

再 試 験 施 行 細 則

- 1 再試験とは、卒業に必要な単位の不足した者に対して、各学期における卒業判定結果の発表直後に下記のとおり行う試験をいう。
 - (1) 9月卒業見込者の場合は、当該年度の前期試験又は前期追試験が不合格（評点が50点以上の「不可」の場合に限る）の科目を対象とする。
 - (2) 3月卒業見込者の場合は、当該年度の後期試験又は後期追試験が不合格（評点が50点以上の「不可」の場合に限る）の科目を対象とする。
 - (3) 上記(1)及び(2)のいずれにおいても、定期試験期間中に試験を実施しなかった科目は、再試験の対象とならない。
- 2 再試験は、当該学期に履修した卒業に必要な科目のうち、不足する単位が合わせて6単位以内の場合、その不足する単位数にかぎり受験することができる。
- 3 再試験の期日は、教授会において定める。
- 4 再試験の受験を希望する者は、卒業判定結果発表の日を含めて2日以内に所定の「再試験願」を再試験料とともに、教務課へ提出しなければならない。
- 5 再試験の受験料は、一単位5,000円とする。
- 6 再試験の評価は、「可」または「不可」の二段階とし、「可」は60点とする。
- 7 再試験を受験できなかった者に対する試験は実施しない。
- 8 再試験の実施要項は、試験施行細則に準ずる。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者についても適用する。

4. 教職・資格に関する規程

教 職 課 程 履 修 規 程

第 1 条 教育職員の免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則及び鹿児島国際大学学則の定めるところに従い、所定の単位を修得しなければならない。

第 2 条 本学教職課程の履修によって取得できる免許状は次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	
		免 許 状	免許教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	商 業
	経 営 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	情 報
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	商 業
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	社 会
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	公 民
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	福 祉
		特別支援学校教諭一種免許状	—
	児 童 学 科	幼 稚 園 教 諭一種免許状	—
		小 学 校 教 諭一種免許状	—
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	国 語
		中 学 校 教 諭一種免許状	英 語
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	国 語
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	英 語
	音 楽 学 科	中 学 校 教 諭一種免許状	音 楽
		高 等 学 校 教 諭一種免許状	音 楽

第3条 前条の免許状を得ようとする者は、次表に示した基礎資格及び本学における最低修得単位数をみなければならない。

学部	学科	免許状の種類	免許教科	基礎資格	大学における最低修得単位数								
					領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目	特別支援 教育に関 する科目	教育職員免許法 施行規則第66条 の6に定める 科目			
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会	学士の学位 を有すること。	—	30	29	第3条 第3項 参照 中学校 4単位 高等学校 12単位	—				
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	公民		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	商業		—	34	25						
	経営学科	中学校教諭一種免許状	社会		—	30	29						
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	公民		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	情報		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	商業		—	34	25						
福祉学部	社会福祉学科	中学校教諭一種免許状	社会		—	30	29						9
		高等学校教諭一種免許状	公民		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	福祉		—	40	25						
		特別支援学校教諭一種免許状	—		学士の学位 を有すること及び小学 校、中学校、 高等学校又は幼稚園の 教諭の普通 免許状を有 すること。	—	—	—	—		27		
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	—			22	—	23	7				
		小学校教諭一種免許状	—			—	30	27	6				
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	国語	学士の学位 を有すること。	—	30	29	第3条 第3項 参照 中学校 4単位 高等学校 12単位	—				
		中学校教諭一種免許状	英語		—	30	29						
		高等学校教諭一種免許状	国語		—	34	25						
		高等学校教諭一種免許状	英語		—	34	25						
	音楽学科	中学校教諭一種免許状	音楽		—	34～38	29						
		高等学校教諭一種免許状	音楽		—	34～38	25						

2 前項に規定する「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「特別支援教育に関する科目」及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、別表第1から別表第5に掲げるとおりとする。

3 経済学部と福祉社会学部（社会福祉学科）、国際文化学部の「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数（中学校4単位、高等学校12単位）は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は教育職員免許法で定めた最低修得単位数（中学校28単位、高等学校24単位）を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目も併せて修得することができる。

第4条 小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、介護等体験特例法に基づき、介護等体験を行わなければならない。

第5条 教職課程の履修についての細則は別に定める。

第6条 この規程の改廃は、教職課程・教育実習委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

別表第1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

①経済学部（経済学科・経営学科）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設科目				
科目名	単位数	授業科目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	共通教育科目	2
体 育	2	健康づくりと現代生活	2	1	〃	2
		日常生活に生かすスポーツ科学	2	1	〃	
		現代社会とスポーツ	2	1	〃	
		スポーツ実習Ⅰ（屋内集団球技）	1	1	〃	1
		スポーツ実習Ⅱ（屋内個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅲ（個人種目）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅳ（屋外個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅴ（屋外集団球技）	1	1	〃	
外国語 コミュニケーション	2	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	〃	2
		英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1	〃	
		英語海外研修	2	1	〃	
情報機器の操作	2	情報処理	2	1	〃	2
合 計						9

②福祉社会学部（社会福祉学科・児童学科）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設科目				
科目名	単位数	授業科目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	共通教育科目	2
体 育	2	健康づくりと現代生活	2	1	〃	2
		日常生活に生かすスポーツ科学	2	1	〃	
		現代社会とスポーツ	2	1	〃	
		スポーツ実習Ⅰ（屋内集団球技）	1	1	〃	1
		スポーツ実習Ⅱ（屋内個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅲ（個人種目）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅳ（屋外個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅴ（屋外集団球技）	1	1	〃	
外国語 コミュニケーション	2	英語オーラル・コミュニケーションⅠ	1	1	〃	2
		英語オーラル・コミュニケーションⅡ	1	1	〃	
		英語海外研修	2	1	〃	
情報機器の操作	2	情報処理	2	1	〃	2
合 計						9

③国際文化学部（国際文化学科）

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		左記に対応する開設科目				
科目名	単位数	授業科目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	共通教育科目	2
体 育	2	健康づくりと現代生活	2	1	〃	2
		日常生活に生かすスポーツ科学	2	1	〃	
		現代社会とスポーツ	2	1	〃	
		スポーツ実習Ⅰ（屋内集団球技）	1	1	〃	1
		スポーツ実習Ⅱ（屋内個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅲ（個人種目）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅳ（屋外個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅴ（屋外集団球技）	1	1	〃	
外国語 コミュニケーション	2	英語オール・コミュニケーションⅠ	1	1	〃	2
		英語オール・コミュニケーションⅡ	1	1	〃	
		英語海外研修	2	1	〃	
		観光中国語会話	2	3	専門教育科目	
		中国語海外研修	2	1	共通教育科目	
		観光韓国語会話	2	3	専門教育科目	
		韓国語海外研修	2	1	共通教育科目	
情報機器の操作	2	情報処理	2	1	〃	2
合 計						9

④国際文化学部（音楽学科）

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		左記に対応する開設科目				
科目名	単位数	授業科目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	共通教育科目	2
体 育	2	健康づくりと現代生活	2	1	〃	2
		日常生活に生かすスポーツ科学	2	1	〃	
		現代社会とスポーツ	2	1	〃	
		スポーツ実習Ⅰ（屋内集団球技）	1	1	〃	1
		スポーツ実習Ⅱ（屋内個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅲ（個人種目）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅳ（屋外個人球技）	1	1	〃	
		スポーツ実習Ⅴ（屋外集団球技）	1	1	〃	
外国語 コミュニケーション	2	英語オール・コミュニケーションⅠ	1	1	〃	2
		英語オール・コミュニケーションⅡ	1	1	〃	
		英語海外研修	2	1	〃	
情報機器の操作	2	情報処理	2	1	〃	2
合 計						9

別表第2 教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目

①中学校教諭一種免許（社会） 経済学部（経済学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教科 及び 教科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	教科 に 関 する 専 門 的 事 項	日本史・外国史	日 本 史	2	1	共 通 教 育 科 目	6	全 体 か ら 更 に 2 単 位
			西 洋 史	2	1	〃		
			東 洋 史	2	1	〃		
			日 本 経 済 史	2	1	専 門 教 育 科 目		
			西 洋 経 済 史Ⅰ	2	1	〃		
			西 洋 経 済 史Ⅱ	2	2	〃		
			経 営 史Ⅰ	2	2	〃		
			経 営 史Ⅱ	2	2	〃		
			社 会 思 想 史Ⅰ	2	1	〃		
			社 会 思 想 史Ⅱ	2	1	〃		
			経 済 学 史Ⅰ	2	2	〃		
			経 済 学 史Ⅱ	2	2	〃		
		地理学(地誌を含 む。)	人 文 地 理 学 概 論	2	3	〃	6	
			自 然 地 理 学 概 論	2	3	〃		
			地 誌 学 概 論	2	3	〃		
			経 済 地 理 学Ⅰ	2	2	〃		
			経 済 地 理 学Ⅱ	2	2	〃		
			環 境 経 済 論Ⅰ	2	2	〃		
			環 境 経 済 論Ⅱ	2	2	〃		
		「法律学，政治学」	法 律 学 概 論（国際法を含む）	2	3	〃	2	
			政 治 学 概 論（国際政治を含む）	2	3	〃		
			消 費 者 法	2	1	〃		
			民 法 入 門	2	1	〃		
			民 法 総 論	2	1	〃		
			憲 法	4	2	〃		
			経 済 法	2	2	〃		
			地 方 財 政 論	2	2	〃		
		「社会学，経済学」	マ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃	4	
			ミ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃		
			マ ク ロ 経 済 学Ⅰ	2	2	〃		
			ミ ク ロ 経 済 学Ⅰ	2	2	〃		
			マ ク ロ 経 済 学Ⅱ	2	3	〃		
			経 済 数 学Ⅰ	2	1	〃		
			経 済 数 学Ⅱ	2	1	〃		
			経 済 政 策Ⅰ	2	2	〃		
			経 済 政 策Ⅱ	2	2	〃		
			産 業 経 済 論Ⅰ	2	2	〃		
			産 業 経 済 論Ⅱ	2	2	〃		
			日 本 経 済 論Ⅰ	2	1	〃		

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
			日 本 経 済 論 II	2	1	専 門 教 育 科 目		
			食 料 経 済 論	2	2	〃		
			農 業 経 済 論	2	2	〃		
			流 通 経 済 論 I	2	2	〃		
			流 通 経 済 論 II	2	2	〃		
			国 際 金 融 論 I	2	3	〃		
			国 際 金 融 論 II	2	3	〃		
			国 際 経 済 論 I	2	2	〃		
			国 際 経 済 論 II	2	2	〃		
			ア ジ ア 経 済 論	2	2	〃		
			中 国 経 済 論	2	3	〃		
			金 融 工 学	2	3	〃		
			数 理 経 済 学	2	2	〃		
	「哲学，倫理学， 宗教学」	哲 学	2	1	共 通 教 育 科 目	2		
		倫 理 学	2	1	〃			
	各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	社 会 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	8		
		社 会 科 教 育 法 II	2	3	〃			
		社 会 科 教 育 法 III	2	3	〃			
		社 会 科 教 育 法 IV	2	3	〃			
合 計							30	

②中学校教諭一種免許（社会） 経済学部（経営学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数		
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 す る 科目	教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	日本史・外国史	日 本 史	2	1	共 通 教 育 科 目	6	全 体 か ら 更 に 2 単 位
			西 洋 史	2	1	〃		
			東 洋 史	2	1	〃		
			日 本 経 済 史	2	1	専 門 教 育 科 目		
			西 洋 経 済 史Ⅰ	2	1	〃		
			西 洋 経 済 史Ⅱ	2	2	〃		
			経 営 史Ⅰ	2	2	〃		
			経 営 史Ⅱ	2	2	〃		
			社 会 思 想 史Ⅰ	2	1	〃		
			社 会 思 想 史Ⅱ	2	1	〃		
			経 済 学 史Ⅰ	2	2	〃		
			経 済 学 史Ⅱ	2	2	〃		
		地理学(地誌を含 む。)	人 文 地 理 学 概 論	2	3	〃	6	
			自 然 地 理 学 概 論	2	3	〃		
			地 誌 学 概 論	2	3	〃		
			経 済 地 理 学Ⅰ	2	2	〃		
			経 済 地 理 学Ⅱ	2	2	〃		
			環 境 経 済 論Ⅰ	2	2	〃		
			環 境 経 済 論Ⅱ	2	2	〃		
			ま ち づ く り 概 論	2	2	〃		
		「法律学, 政治学」	法 律 学 概 論(国 際 法 を 含 む)	2	3	〃	2	
			政 治 学 概 論(国 際 政 治 を 含 む)	2	3	〃		
			消 費 者 法	2	1	〃		
			民 法 入 門	2	1	〃		
			民 法 総 論	2	1	〃		
			憲 法	4	2	〃		
			行 政 法	4	2	〃		
			民 法 各 論	4	2	〃		
			経 済 法	2	2	〃		
			地 方 財 政 論	2	2	〃		
		「社会学, 経済学」	マ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃	4	
			ミ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃		
			マ ク ロ 経 済 学Ⅰ	2	2	〃		
			ミ ク ロ 経 済 学Ⅰ	2	2	〃		
			統 計 学Ⅰ	2	1	〃		
			統 計 学Ⅱ	2	1	〃		
			経 済 政 策Ⅰ	2	2	〃		
			経 済 政 策Ⅱ	2	2	〃		
			日 本 経 済 論Ⅰ	2	1	〃		
			日 本 経 済 論Ⅱ	2	1	〃		

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
			食 料 経 済 論	2	2	専 門 教 育 科 目		
			農 業 経 済 論	2	2	〃		
			地 域 社 会 論	2	1	〃		
	「哲学，倫理学， 宗教学」		哲 学	2	1	共 通 教 育 科 目	2	
			倫 理 学	2	1	〃		
	各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）		社 会 科 教 育 法Ⅰ	2	3	教職課程に関する科目	8	
			社 会 科 教 育 法Ⅱ	2	3	〃		
			社 会 科 教 育 法Ⅲ	2	3	〃		
			社 会 科 教 育 法Ⅳ	2	3	〃		
合 計							30	

③高等学校教諭一種免許（地理歴史） 経済学部（経済学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目							
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日 本 史	日 本 史	2	1	共 通 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 18 単 位	
			日 本 経 済 史	2	1	専 門 教 育 科 目			
			経 営 史 I	2	2	〃			
			経 営 史 II	2	2	〃			
		外 国 史	西 洋 史	2	1	共 通 教 育 科 目	4		
			東 洋 史	2	1	〃			
			西 洋 経 済 史 I	2	1	専 門 教 育 科 目			
			西 洋 経 済 史 II	2	2	〃			
			社 会 思 想 史 I	2	1	〃			
			社 会 思 想 史 II	2	1	〃			
			経 済 学 史 I	2	2	〃			
			経 済 学 史 II	2	2	〃			
		人文地理学・自然 地理学	人 文 地 理 学 概 論	2	3	〃	4		
			自 然 地 理 学 概 論	2	3	〃			
			経 済 地 理 学 I	2	2	〃			
			経 済 地 理 学 II	2	2	〃			
			環 境 経 済 論 I	2	2	〃			
			環 境 経 済 論 II	2	2	〃			
			貿 易 論 I	2	2	〃			
			貿 易 論 II	2	2	〃			
		地 誌	地 誌 学 概 論	2	3	〃	2		
		各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	地 理 歴 史 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4		
			地 理 歴 史 科 教 育 法 II	2	3	〃			
合 計							34		

④高等学校教諭一種免許（地理歴史） 経済学部（経営学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日 本 史	日 本 史	2	1	共 通 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 18 単 位
			日 本 経 済 史	2	1	専 門 教 育 科 目		
			経 営 史 I	2	2	〃		
			経 営 史 II	2	2	〃		
		外 国 史	西 洋 史	2	1	共 通 教 育 科 目	4	
			東 洋 史	2	1	〃		
			西 洋 経 済 史 I	2	1	専 門 教 育 科 目		
			西 洋 経 済 史 II	2	2	〃		
			社 会 思 想 史 I	2	1	〃		
			社 会 思 想 史 II	2	1	〃		
			経 済 学 史 I	2	2	〃		
			経 済 学 史 II	2	2	〃		
		人文地理学・自然 地理学	人 文 地 理 学 概 論	2	3	〃	4	
			自 然 地 理 学 概 論	2	3	〃		
			経 済 地 理 学 I	2	2	〃		
			経 済 地 理 学 II	2	2	〃		
			環 境 経 済 論 I	2	2	〃		
			環 境 経 済 論 II	2	2	〃		
			貿 易 論 I	2	2	〃		
			貿 易 論 II	2	2	〃		
			ま ち づ く り 概 論	2	2	〃		
		地 誌	地 誌 学 概 論	2	3	〃	2	
		各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	地 理 歴 史 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4	
			地 理 歴 史 科 教 育 法 II	2	3	〃		
合 計							34	

⑤高等学校教諭一種免許（公民） 経済学部（経済学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目								
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数			
教科 及 び 教科 の 指 導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的 事項	「法律学(国際法を 含む。), 政治学(国 際政治を含む。)」	法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む)	2	3	専 門 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 22 単 位		
			政 治 学 概 論 (国 際 政 治 を 含 む)	2	3	〃				
			消 費 者 法	2	1	〃				
			民 法 入 門	2	1	〃				
			民 法 総 論	2	1	〃				
			憲 法	4	2	〃				
			経 済 法	2	2	〃				
			地 方 財 政 論	2	2	〃				
		「社会学, 経済学(国 際経済を含む。)」	マ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃	4			
			ミ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃				
			マ ク ロ 経 済 学 I	2	2	〃				
			ミ ク ロ 経 済 学 I	2	2	〃				
			マ ク ロ 経 済 学 II	2	3	〃				
			経 済 数 学 I	2	1	〃				
			経 済 数 学 II	2	1	〃				
			経 済 政 策 I	2	2	〃				
			経 済 政 策 II	2	2	〃				
			産 業 経 済 論 I	2	2	〃				
			産 業 経 済 論 II	2	2	〃				
			日 本 経 済 論 I	2	1	〃				
			日 本 経 済 論 II	2	1	〃				
			食 料 経 済 論	2	2	〃				
			農 業 経 済 論	2	2	〃				
			流 通 経 済 論 I	2	2	〃				
			流 通 経 済 論 II	2	2	〃				
			国 際 金 融 論 I	2	3	〃				
			国 際 金 融 論 II	2	3	〃				
			国 際 経 済 論 I	2	2	〃				
			国 際 経 済 論 II	2	2	〃				
			ア ジ ア 経 済 論	2	2	〃				
			中 国 経 済 論	2	3	〃				
			金 融 工 学	2	3	〃				
			数 理 経 済 学	2	2	〃				
		「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲 学	2	1	共 通 教 育 科 目	2			
			倫 理 学	2	1	〃				
			心 理 学	2	1	〃				
		各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	公 民 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4			
			公 民 科 教 育 法 II	2	3	〃				
合 計							34			

⑥高等学校教諭一種免許（公民） 経済学部（経営学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む)	2	3	専 門 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 22 単 位
			政 治 学 概 論 (国 際 政 治 を 含 む)	2	3	〃		
			消 費 者 法	2	1	〃		
			民 法 入 門	2	1	〃		
			民 法 総 論	2	1	〃		
			憲 法	4	2	〃		
			行 政 法	4	2	〃		
			民 法 各 論	4	2	〃		
			経 済 法	2	2	〃		
			地 方 財 政 論	2	2	〃		
		「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	マ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃	4	
			ミ ク ロ 経 済 学 入 門	2	1	〃		
			マ ク ロ 経 済 学 I	2	2	〃		
			ミ ク ロ 経 済 学 I	2	2	〃		
			統 計 学 I	2	1	〃		
			統 計 学 II	2	1	〃		
			経 済 政 策 I	2	2	〃		
			経 済 政 策 II	2	2	〃		
			日 本 経 済 論 I	2	1	〃		
			日 本 経 済 論 II	2	1	〃		
			食 料 経 済 論	2	2	〃		
			農 業 経 済 論	2	2	〃		
	地 域 社 会 論	2	1	〃				
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲 学	2	1	共 通 教 育 科 目	2		
		倫 理 学	2	1	〃			
		心 理 学	2	1	〃			
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		公 民 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4	
			公 民 科 教 育 法 II	2	3	〃		
合 計							34	

⑦高等学校教諭一種免許（情報） 経済学部（経営学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分		授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に 関する 専門的 事項	情報社会・情報倫理	現 代 社 会 と 情 報 倫 理	2	1	専 門 教 育 科 目	2
		コンピュータ・情報 処理(実習を含む。)	コ ン ピ ュ ー タ 概 論	2	1	〃	8
			情 報 処 理 論	2	2	〃	
			プ ロ グ ラ ミ ン グ 入 門	2	1	〃	
			ア ル ゴ リ ズ ム と デ ー タ 構 造	2	2	〃	
			プ ロ グ ラ ミ ン グ I	2	2	〃	
			プ ロ グ ラ ミ ン グ II	2	2	〃	
		情報システム (実習を含む。)	情 報 シ ス テ ム	2	1	〃	6
			経 営 情 報 論	2	3	〃	
			デ ー タ ベ ー ス 論	2	3	〃	
			ビ ジ ネ ス デ ー タ 処 理	2	2	〃	
		情報通信ネットワー ク(実習を含む。)	情 報 ネ ッ ト ワ ー ク I	2	2	〃	4
			情 報 ネ ッ ト ワ ー ク II	2	2	〃	
		マルチメディア表現・マルチメディ ア技術(実習を含む。)	マル チ メ デ ィ ア 表 現 と 技 術 I	2	2	〃	8
			マル チ メ デ ィ ア 表 現 と 技 術 II	2	2	〃	
	経 営 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン		2	1	〃		
	経 営 統 計		2	2	〃		
	経 営 数 学		2	2	〃		
	情 報 と 職 業	情 報 と 職 業	2	1	〃	2	
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	情 報 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4	
		情 報 科 教 育 法 II	2	3	〃		
合 計							34

⑧高等学校教諭一種免許（商業） 経済学部（経済学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目							
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	商業の関係科目	経 営 学 総 論	4	1	専 門 教 育 科 目	4	全 体 か ら 更 に 22 単 位	
			簿 記 原 理	4	1	〃			
			経 営 管 理 論 I	2	2	〃			
			経 営 管 理 論 II	2	2	〃			
			コーポレート・ファイナンス	2	2	〃			
			証 券 論	2	2	〃			
			中 小 企 業 論	2	3	〃			
			会 計 学 原 理 I	2	2	〃			
			会 計 学 原 理 II	2	2	〃			
			中 級 簿 記 論	2	1	〃			
			上 級 簿 記 論	2	1	〃			
			マ ー ケ テ ィ ン グ 論 I	2	3	〃			
			マ ー ケ テ ィ ン グ 論 II	2	3	〃			
			商 学 総 論 I	2	1	〃			
			商 学 総 論 II	2	1	〃			
			保 険 論	2	3	〃			
			統 計 学 I	2	1	〃			
			統 計 学 II	2	1	〃			
			金 融 論 I	2	2	〃			
			金 融 論 II	2	2	〃			
			ミ ク ロ 経 済 学 II	2	3	〃			
			商 法	4	2	〃			
			会 社 法	4	2	〃			
	職 業 指 導	職 業 指 導 I	2	3	〃	4			
		職 業 指 導 II	2	3	〃				
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		商 業 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4		
			商 業 科 教 育 法 II	2	3	〃			
合 計							34		

⑨高等学校教諭一種免許（商業） 経済学部（経営学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		各科目に含めること が必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	商業の関係科目	経 営 学 総 論	4	1	専 門 教 育 科 目	4	全 体 か ら 更 に 22 単 位
			簿 記 原 理	4	1	〃		
			経 営 管 理 論 I	2	2	〃		
			経 営 管 理 論 II	2	2	〃		
			企 業 形 態 論	2	2	〃		
			財 務 管 理 論 I	2	2	〃		
			財 務 管 理 論 II	2	2	〃		
			経 営 組 織 論	2	3	〃		
			中 小 企 業 論	2	3	〃		
			国 際 経 営 論 I	2	3	〃		
			国 際 経 営 論 II	2	3	〃		
			会 計 学 原 理 I	2	2	〃		
			会 計 学 原 理 II	2	2	〃		
			中 級 簿 記 論	2	1	〃		
			原 価 計 算 論 I	2	2	〃		
			原 価 計 算 論 II	2	2	〃		
			管 理 会 計 論 I	2	3	〃		
			管 理 会 計 論 II	2	3	〃		
			会 計 監 査 論 I	2	3	〃		
			会 計 監 査 論 II	2	3	〃		
			経 営 分 析 論 I	2	3	〃		
			税 務 会 計 論 I	2	3	〃		
			税 務 会 計 論 II	2	3	〃		
			上 級 簿 記 論	2	1	〃		
			商 学 総 論 I	2	1	〃		
			商 学 総 論 II	2	1	〃		
			保 険 論	2	2	〃		
			リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト 論	2	2	〃		
			マ ー ケ テ ィ ン グ 論 I	2	3	〃		
			マ ー ケ テ ィ ン グ 論 II	2	3	〃		
			金 融 論 I	2	3	〃		
			金 融 論 II	2	3	〃		
	商 業 政 策 I	2	3	〃				
	商 業 政 策 II	2	3	〃				
商 法	4	2	〃					
会 社 法	4	2	〃					
職 業 指 導	職 業 指 導 I	2	3	〃	4			
	職 業 指 導 II	2	3	〃				
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		商 業 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4		
		商 業 科 教 育 法 II	2	3	〃			
合 計							34	

⑩中学校教諭一種免許（社会） 福祉社会学部（社会福祉学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目				
科目区分		各科目に含めること が必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
教科 及 び 教科 の 指導 法 に 関 する 科目	教科 に 関 する 専門 的 事項	日本史・外国史	日 本 史	2	1	共 通 教 育 科 目	6
			西 洋 史	2	1	〃	
			東 洋 史	2	1	〃	
		地理学(地誌を含む。)	人 文 地 理 学 概 論	2	3	専 門 教 育 科 目	6
			自 然 地 理 学 概 論	2	3	〃	
			地 誌 学 概 論	2	3	〃	
		「法学, 政治学」	法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む)	2	3	〃	2
			政 治 学 概 論 (国 際 政 治 を 含 む)	2	3	〃	
			権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度	2	3	〃	
			司 法 福 祉	1	2	〃	
			民 法	2	3	〃	
		「社会学, 経済学」	社 会 学 概 論	2	1	〃	6
			社 会 保 障 論 I	2	3	〃	
			社 会 保 障 論 II	2	3	〃	
			社 会 病 理 論	2	2	〃	
			地 域 福 祉 論 I	2	2	〃	
			地 域 福 祉 論 II	2	2	〃	
			社 会 福 祉 調 査	2	3	〃	
			教 育 社 会 学	2	2	〃	
			生 涯 学 習 概 論	2	2	〃	
			経 済 原 論 (国 際 経 済 を 含 む)	2	2	〃	
		「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲 学	2	1	共 通 教 育 科 目	2
			倫 理 学	2	1	〃	
		各教科の指導法 (情報 機器及び教材の活用を 含む。)	社 会 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	8
			社 会 科 教 育 法 II	2	3	〃	
			社 会 科 教 育 法 III	2	3	〃	
			社 会 科 教 育 法 IV	2	3	〃	
合 計							30

⑪高等学校教諭一種免許（公民） 福祉社会学部（社会福祉学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目									
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	法 律 学 概 論 (国 際 法 を 含 む)	2	3	専 門 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 20 単 位			
			政 治 学 概 論 (国 際 政 治 を 含 む)	2	3	〃					
			権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度	2	3	〃					
			司 法 福 祉	1	2	〃					
			民 法	2	3	〃					
		「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	社 会 学 概 論	2	1	〃	6				
			社 会 保 障 論 I	2	3	〃					
			社 会 保 障 論 II	2	3	〃					
			社 会 病 理 論	2	2	〃					
			地 域 福 祉 論 I	2	2	〃					
			地 域 福 祉 論 II	2	2	〃					
			社 会 福 祉 調 査	2	3	〃					
			教 育 社 会 学	2	2	〃					
			生 涯 学 習 概 論	2	2	〃					
			経 済 原 論 (国 際 経 済 を 含 む)	2	2	〃					
		「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲 学	2	1	共 通 教 育 科 目	2				
			倫 理 学	2	1	〃					
			心 理 学	2	1	〃					
			心 理 学 概 論	2	1	専 門 教 育 科 目					
			社 会 心 理 学	2	2	〃					
			発 達 心 理 学	2	2	〃					
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	公 民 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4				
			公 民 科 教 育 法 II	2	3	〃					
合 計							34				

⑫高等学校教諭一種免許（福祉） 福祉社会学部（社会福祉学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分		授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	社会福祉学 （職業指導を含む。）	社 会 福 祉 概 論 I	2	1	専 門 教 育 科 目	4	
		社 会 福 祉 概 論 II	2	1	〃		
	高齢者福祉・児童 福祉・障害者福祉	子 ど も 家 庭 福 祉 論	2	2	〃	6	
		高 齢 者 福 祉 論	2	1	〃		
		障 害 者 福 祉 論	2	2	〃		
	社会福祉援助技術	ソ ー シ ャ ル フ ー ク I	2	1	〃	4	
		ソ ー シ ャ ル フ ー ク II	2	1	〃		
		ソ ー シ ャ ル フ ー ク III	2	2	〃	4	
		ソ ー シ ャ ル フ ー ク IV	2	2	〃		
		ソ ー シ ャ ル フ ー ク V	2	3	〃		
		ソ ー シ ャ ル フ ー ク VI	2	3	〃		
	介護理論・介護技術	介 護 福 祉 論	2	1	〃	4	
		基 礎 介 護 技 術	2	2	〃		
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 実 習 指 導 II	2	3	〃	6	
		ソ ー シ ャ ル フ ー ク 実 習	4	3	〃		
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	こころとからだのしくみ I	2	2	〃	2	
	加齢に関する理解・ 障害に関する理解	発 達 と 老 化 の 理 解 I	2	2	〃	6	
		認 知 症 の 理 解 I	2	1	〃		
		障 害 の 理 解 II	2	3	〃		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。)	福 祉 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4	
		福 祉 科 教 育 法 II	2	3	〃		
合 計						40	

⑬幼稚園教諭一種免許 福祉社会学部（児童学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目				
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	国 語	国 語	2	2	専 門 教 育 科 目	全 体 か ら 8 単 位
		算 数	算 数 I	2	2	〃	
			算 数 II	2	2	〃	
		生 活	生 活	2	2	〃	
		音 楽	音 楽	2	2	〃	
		図 画 工 作	図 画 工 作	2	2	〃	
		体 育	体 育	2	2	〃	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保 育 指 導 法（健康）		2	2	〃	14
		保 育 指 導 法（表現Ⅰ）		2	2	〃	
		保 育 指 導 法（表現Ⅱ）		2	2	〃	
		保 育 指 導 法（言葉）		2	2	〃	
		保 育 指 導 法（環境）		2	2	〃	
		保 育 指 導 法（人間関係）		2	2	〃	
		保 育 指 導 法 特 別 研 究		2	3	〃	
合 計							22

⑭小学校教諭一種免許 福祉社会学部（児童学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語 （書写を含む。）	国語	2	2	専門教育科目	全 体 か ら 10 単 位
		社会	社会 I	2	2	〃	
			社会 II	2	2	〃	
		算数	算数 I	2	2	〃	
			算数 II	2	2	〃	
		理科	理科 I	2	2	〃	
			理科 II	2	2	〃	
			理科 III	2	2	〃	
		生活	生活	2	2	〃	
		音楽	音楽	2	2	〃	
		図画工作	図画工作	2	2	〃	
		家庭	家庭	2	2	〃	
		体育	体育	2	2	〃	
		外国語	英語	2	2	〃	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語 （書写を含む。）	国語科教育法	2	3	〃	20
		社会	社会科教育法	2	3	〃	
		算数	算数科教育法	2	3	〃	
		理科	理科教育法	2	3	〃	
		生活	生活科教育法	2	3	〃	
		音楽	音楽科教育法	2	3	〃	
		図画工作	図画工作科教育法	2	3	〃	
		家庭	家庭科教育法	2	3	〃	
		体育	体育科教育法	2	3	〃	
		外国語	英語教育の指導法	2	3	〃	
合 計							30

⑮中学校教諭一種免許（国語） 国際文化学部（国際文化学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目						
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に 関する 専門的 事項	国語学 （音声言語及び文章表現に関するものを 含む。）	日 本 語 学 概 論 I	2	1	専 門 教 育 科 目	4	全 体 か ら 更 に 4 単 位	
			日 本 語 学 概 論 II	2	1	〃			
			日 本 語 学 特 論 I	2	2	〃	8		
			日 本 語 学 特 論 II	2	2	〃			
			日 本 語 と 日 本 文 化	2	1	〃			
			日 本 語 史	2	2	〃			
		国文学 （国文学史を含む。）	日 本 近 代 文 学 I	2	1	〃	8		
			日 本 近 代 文 学 II	2	1	〃			
			日 本 古 典 文 学 I	2	1	〃			
			日 本 古 典 文 学 II	2	1	〃			
			日 本 文 学 概 論	2	1	〃	4		
			日 本 文 学 講 読	2	1	〃			
			児 童 文 学	2	1	〃			
		漢文学	漢 文 学	2	2	〃	2		
			中 国 文 学	2	2	〃			
		書道（書写を中心とする。）	書 道 I	2	2	〃	4		
			書 道 II	2	2	〃			
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国 語 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	8		
			国 語 科 教 育 法 II	2	3	〃			
	国 語 科 教 育 法 III		2	3	〃				
	国 語 科 教 育 法 IV		2	3	〃				
合 計							30		

⑯中学校教諭一種免許（英語） 国際文化学部（国際文化学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目									
科目区分			授 業 科 目		単位	年次 配当	所 属		最低修得 単 位 数			
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	英 語 学	英 語 学 概 論		2	1	専 門 教 育 科 目		2	全 体 か ら 更 に 12 単 位		
			英 語 教 授 法		2	1	〃					
		英 語 文 学	イ ギ リ ス 文 学		2	1	〃		4			
			ア メ リ カ 文 学		2	1	〃					
			英 米 文 学 講 読 I		2	2	〃					
			英 米 文 学 講 読 II		2	2	〃					
			英 会 話 I		2	1	〃				2	
			英 会 話 II		2	1	〃					
		実 用 英 語 I		2	1	〃						
		実 用 英 語 II		2	1	〃						
		英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	英語中級オーラル・スキルズ I		2	1	〃		12			
			英語中級オーラル・スキルズ II		2	1	〃					
			英語中級リーディング・スキルズ		2	1	〃					
			英語中級ライティング・スキルズ		2	1	〃					
			英語上級リーディング・スキルズ		2	2	〃					
			英語プレゼンテーション・スキルズ		2	2	〃					
			ビ ジ ネ ス 英 語		2	2	〃					
			英 和 翻 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ		2	2	〃					
			和 英 翻 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ		2	2	〃					
			英 語 通 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ		2	2	〃					
			異 文 化 理 解	異文化コミュニケーション論		2	1	〃			2	
				比 較 文 化 論		2	1	〃				
				地 域 文 化 研 究		2	1	〃				
				外 国 事 情 I		2	1	〃				
		外 国 事 情 II		2	1	〃						
		各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	英 語 科 教 育 法 I		2	3	教職課程に関する科目		8			
			英 語 科 教 育 法 II		2	3	〃					
			英 語 科 教 育 法 III		2	3	〃					
			英 語 科 教 育 法 IV		2	3	〃					
合 計										30		

⑰高等学校教諭一種免許（国語） 国際文化学部（国際文化学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日 本 語 学 概 論 I	2	1	専 門 教 育 科 目	4	全 体 か ら 更 に 16 単 位
			日 本 語 学 概 論 II	2	1	〃		
			日 本 語 学 特 論 I	2	2	〃	8	
			日 本 語 学 特 論 II	2	2	〃		
			日 本 語 と 日 本 文 化	2	1	〃		
			日 本 語 史	2	2	〃		
		国文学(国文学史を含む。)	日 本 近 代 文 学 I	2	1	〃	8	
			日 本 近 代 文 学 II	2	1	〃		
			日 本 古 典 文 学 I	2	1	〃		
			日 本 古 典 文 学 II	2	1	〃		
			日 本 文 学 概 論	2	1	〃	2	
			日 本 文 学 講 読	2	1	〃		
		漢 文 学	児 童 文 学	2	1	〃	2	
			漢 文 学	2	2	〃		
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。)	国 語 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4	
			国 語 科 教 育 法 II	2	3	〃		
			国 語 科 教 育 法 III	2	3	〃		
			国 語 科 教 育 法 IV	2	3	〃		
	合 計							

⑱高等学校教諭一種免許（英語） 国際文化学部（国際文化学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目							
科目区分			授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数			
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	英 語 学	英 語 学 概 論	2	1	専 門 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 20 単 位		
			英 語 教 授 法	2	1	〃				
		英 語 文 学	イ ギ リ ス 文 学	2	1	〃	4			
			ア メ リ カ 文 学	2	1	〃				
			英 米 文 学 講 読 I	2	2	〃				
			英 米 文 学 講 読 II	2	2	〃				
			英 会 話 I	2	1	〃			2	
		英 会 話 II	2	1	〃					
		実 用 英 語 I	2	1	〃					
		実 用 英 語 II	2	1	〃					
		英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	英語中級オーラル・スキルズ I	2	1	〃				
			英語中級オーラル・スキルズ II	2	1	〃				
			英語中級リーディング・スキルズ	2	1	〃				
			英語中級ライティング・スキルズ	2	1	〃				
			英語上級リーディング・スキルズ	2	2	〃				
			英語プレゼンテーション・スキルズ	2	2	〃				
			ビ ジ ネ ス 英 語	2	2	〃				
			英 和 翻 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ	2	2	〃				
			和 英 翻 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ	2	2	〃				
			英 語 通 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ	2	2	〃				
			異 文 化 理 解	異文化コミュニケーション論	2	1			〃	2
				比 較 文 化 論	2	1			〃	
		地 域 文 化 研 究		2	1	〃				
		外 国 事 情 I		2	1	〃				
		外 国 事 情 II		2	1	〃				
		各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	英 語 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4			
			英 語 科 教 育 法 II	2	3	〃				
			英 語 科 教 育 法 III	2	3	〃				
			英 語 科 教 育 法 IV	2	3	〃				
合 計							34			

⑭中学校教諭一種免許（音楽） 国際文化学部（音楽学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分		各科目に含めるこ とが必要な事項	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目		ソルフェージュ	ソ ル フ ェ ー ジ ュ I	1	1	専 門 教 育 科 目	2
			ソ ル フ ェ ー ジ ュ II	1	1	〃	
	声 楽 (合唱及び日本の 伝統的な歌唱を含 む。)	声 楽 I	3	1	〃	2又は6	
		声 楽 II	3	1	〃		
		声 楽 (副) I	1	1	〃		
		声 楽 (副) II	1	1	〃		
		合 唱 I	1	1	〃	2	
		合 唱 II	1	1	〃		
		器 楽 (合奏及び伴奏並び に和楽器を含む。)	ピ ア ノ I	3	1	〃	2又は6
	ピ ア ノ II		3	1	〃		
	ピ ア ノ (副) I		1	1	〃		
	ピ ア ノ (副) II		1	1	〃		
	合 奏 (リ コ ー ダ ー)		1	2	〃	4	
	伴 奏 実 習 I		1	3	〃		
	伴 奏 実 習 II		1	4	〃		
	伝 統 音 楽 演 習		1	3	〃		
	指 揮 法	指 揮 法 I	1	2	〃	2	
		指 揮 法 II	1	2	〃		
	音 楽 理 論 ・ 作 曲 法 (編曲法を含む。)・ 音 楽 史 (日本の伝 統音楽及び諸民族 の音楽を含む。)	和 声 I (作 曲 ・ 編 曲)	2	1	〃	12	
		和 声 II	2	1	〃		
		音 楽 史 I	2	1	〃		
		音 楽 史 II	2	1	〃		
		音 楽 史 III	2	2	〃		
		音 楽 史 IV	2	2	〃		
	各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。)	音 楽 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	8	
		音 楽 科 教 育 法 II	2	3	〃		
		音 楽 科 教 育 法 III	2	3	〃		
		音 楽 科 教 育 法 IV	2	3	〃		
合 計							34～38

②0高等学校教諭一種免許（音楽） 国際文化学部（音楽学科）

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分			左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科目区分			授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	ソルフェージュ	ソ ル フ ェ ー ジ ュ I	1	1	専 門 教 育 科 目	2	全 体 か ら 更 に 4 単 位
			ソ ル フ ェ ー ジ ュ II	1	1	〃		
		声 楽 (合唱及び日本の 伝統的な歌唱を含 む。)	声 楽 I	3	1	〃	2又 は6	
			声 楽 II	3	1	〃		
			声 楽 (副) I	1	1	〃		
			声 楽 (副) II	1	1	〃		
			合 唱 I	1	1	〃	2	
			合 唱 II	1	1	〃		
		器 楽 (合奏及び伴奏並び に和楽器を含む。)	ピ ア ノ I	3	1	〃	2又 は6	
			ピ ア ノ II	3	1	〃		
			ピ ア ノ (副) I	1	1	〃		
			ピ ア ノ (副) II	1	1	〃		
			合 奏 (リ コ ー ダ ー)	1	2	〃	4	
			伴 奏 実 習 I	1	3	〃		
			伴 奏 実 習 II	1	4	〃		
			伝 統 音 楽 演 習	1	3	〃		
		指 揮 法	指 揮 法 I	1	2	〃	2	
			指 揮 法 II	1	2	〃		
		音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。)・ 音楽史(日本の伝 統音楽及び諸民族 の音楽を含む。)	和 声 I (作 曲 ・ 編 曲)	2	1	〃	12	
			和 声 II	2	1	〃		
			音 楽 史 I	2	1	〃		
	音 楽 史 II		2	1	〃			
	音 楽 史 III		2	2	〃			
	音 楽 史 IV		2	2	〃			
	作 曲 I		3	1	〃			
	作 曲 II		3	1	〃			
	創 作 ・ 編 曲 法		2	3	〃			
	各教科の指導法 (情報 機器及び教材の活用を 含む。)	音 楽 科 教 育 法 I	2	3	教職課程に関する科目	4		
		音 楽 科 教 育 法 II	2	3	〃			
		音 楽 科 教 育 法 III	2	3	〃			
		音 楽 科 教 育 法 IV	2	3	〃			
合 計								34～38

別表第3 大学が独自に設定する科目

①幼稚園教諭一種免許

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分	左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
大学が独自に設定する 科 目	音 楽 入 門	2	1	専 門 教 育 科 目	2	
	ピ ア ノ I	1	2	〃	1	
	ピ ア ノ II	1	2	〃	1	
	ピ ア ノ 伴 奏 法	1	3	〃	1	
	合 唱 ・ 合 奏	1	3	〃		
	絵 画	1	2	〃		
	立 体 造 形	1	2	〃	2	
	鹿 児 島 の 教 育	2	2	〃		
	離島教育の理解と体験的活動	2	3	〃		
合 計					7	

②小学校教諭一種免許

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分	左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目					
科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数	
大学が独自に設定する 科 目	音 楽 入 門	2	1	専 門 教 育 科 目	2	
	ピ ア ノ I	1	2	〃	1	
	ピ ア ノ II	1	2	〃	1	
	鹿 児 島 の 教 育	2	2	〃	2	
	離島教育の理解と体験的活動	2	3	〃		
合 計					6	

③中学校教諭一種免許・高等学校教諭一種免許

免許法施行規則に定める 科 目 の 区 分	左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目				
科 目 区 分	授 業 科 目	単位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
大学が独自に設定する 科 目	学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2	2	司 書 教 諭 課 程	教職課程 履修規程 第3条第 3項参照
	読 書 と 豊 か な 人 間 性	2	2	〃	
	離島教育の理解と体験的活動	2	3	教職課程に関する科目	

別表第4 教育の基礎的理解に関する科目等
①中学校教諭一種免許・高等学校教諭一種免許

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する 開設科目		最低修得単位数					
区分	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			中学校		高等学校		計	備考
				授業科目	年次配当	必修	選択	必修	選択		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教 育 原 理	2	2		2		2	
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教 職 概 論	2	2		2		2	
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学 校 の 制 度	2	2		2		2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教 育 心 理 学	2	2		2		2	
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	3	2		2		2	
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教 育 課 程 論	3	2		2		2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の指導法	3	2				中10 高8	特別活動の指導法を含む。
		・総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間	3	2		2			
		・特別活動の指導法									
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法・技術論	3	2		2			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
		・生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	3	2		2			
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		学 校 教 育 相 談	3	2		2			
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教 育 実 習 Ⅰ	4	5				中5 高3	
		教 育 実 習 Ⅱ		4			3				
		教職実践演習	2	教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高)	4	2		2		2	
				中27 高23	合 計		中29		高25		中29 高25

②幼稚園教諭一種免許・小学校教諭一種免許

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する 開設科目		最低修得単位数					
区分	科目	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	年次 配当	小学校	選択	必修	選択	計	備考
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	1	2		2		4	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含む。
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	2		2			
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		学校の制度・教育課程編成論	1	2		2		2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2		2		2	
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	3	2		2		2	
		・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(保育の計画と評価を含む)	2			2		幼2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼4	幼児教育方法	2			2		幼4	幼児理解の理論及び方法を含む。
		・幼児理解の理論及び方法									
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		幼児理解と教育相談	3			2			
		・道徳の理論及び指導法	小10	道徳教育の指導法	3	2				小10	特別活動の指導法を含む。
		・総合的な学習の時間の指導法		特別活動・総合的な学習の時間	3	2					
		・特別活動の指導法									
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		初等教育方法Ⅰ	2	2					進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。
		・生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2	2					
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		児童理解と教育相談	3	2					
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習A	4	5		5		5	幼稚園・小学校の2免許取得の場合は必修
				教育実習B	4		2		2		
		教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	4	2		2		2	
			小27 幼21	合計		27		23			小27 幼23

別表第5 特別支援教育に関する科目 福祉社会学部（社会福祉学科）

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開設科目			最低必要単位数		
区 分		最低修得 単 位 数	左 記 の 科 目 に 含 め る べ き 科 目	授 業 科 目	年次 配当	所 属	必修	選択	計
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2		特別支援教育総論	2	専門教育科目	2		2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	16	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理Ⅰ	3	特別支援学校教員養成課程	2		16
				知的障害児の心理Ⅱ	3	〃	2		
				知 的 障 害 児 の 生 理 と 病 理	3	〃	2		
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育Ⅰ	2	〃	2		
				知的障害児の教育Ⅱ	3	〃	2		
				知的障害児の教育Ⅲ	3	〃	2		
				知 的 障 害 児 の 言 語 指 導 Ⅰ	3	〃	2		
				知 的 障 害 児 の 言 語 指 導 Ⅱ	3	〃	2		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障 害 児 教 育 総 論	2	専門教育科目	2		6
				重複障害児教育総論	3	特別支援学校教員養成課程	2		
				発達障害児教育総論	3	〃	2		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3		特別支援教育実習	4	〃	3		3
							合 計		27

附 則

この履修規程は、昭和58年4月1日から施行する。
昭和59年4月1日改正規程から平成13年4月1日
改正規程までの附則は省略する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成17年度以前に入学した児童学科の学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、平成19年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成20年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成21年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、平成22年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、平成24年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表4②「幼稚園教諭一種免許・小学校教諭一種免許」に限り、平成28年度以降に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、従前の規程による。

特別支援学校教員養成課程に関する履修規程

第1条 教育職員免許法第5条、同施行規則第7条及び鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条により、特別支援学校教員養成課程に関する履修規程を次のとおり定める。

第2条 本課程を履修できる者は、教育職員免許法及び学則の定めるところにより、鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科の学生及び科目等履修生とする。

第3条 特別支援学校教諭一種免許状の資格を取得しようとする者は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状に必要な単位及び別表1に定める授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

第4条 別表第1に定める授業科目のうち、特別支援学校教員養成課程に関する科目において開設される「知的障害児の心理Ⅰ」「知的障害児の心理Ⅱ」「知的障害児の生理と病理」「知的障害児の教育Ⅰ」「知的障害児の教育Ⅱ」「知的障害児の教育Ⅲ」「知的障害児の言語指導Ⅰ」「知的障害児の言語指導Ⅱ」「重複障害児教育総論」及び「発達障害児教育総論」の修得単位は、所定の手続きを経て卒業に必要な単位数に算入することができる。

第5条 この課程に関する授業科目について所定の単位を修得した者は、本人の申請により特別支援学校教諭一種免許状を取得することができる。

第6条 この課程の履修希望者は、別表第2に定める特別支援教育実習費を所定の期日までに納入しなければならない。

第7条 提出した書類及び実習費は、どのような理由があっても返還しない。

第8条 この規程の改廃は、教職課程・教育実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

平成2年4月1日改正規程から平成11年4月1日
改正規程までの附則は省略する。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係) 特別支援学校一種免許状に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開設科目			最低修得単位数		
区 分		最低修得 単 位 数	左 記 の 科 目 に 含 め る べ き 科 目	授 業 科 目	年次 配 当	所 属	必修	選択	計
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2		特別支援教育総論	2	専門教育科目	2		2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	16	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	知的障害児の心理Ⅰ	3	特別支援学校教員養成課程	2		16
				知的障害児の心理Ⅱ	3	〃	2		
				知 的 障 害 児 の 生 理 と 病 理	3	〃	2		
			心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児の教育Ⅰ	2	〃	2		
				知的障害児の教育Ⅱ	3	〃	2		
				知的障害児の教育Ⅲ	3	〃	2		
				知 的 障 害 児 の 言 語 指 導 Ⅰ	3	〃	2		
				知 的 障 害 児 の 言 語 指 導 Ⅱ	3	〃	2		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障 害 児 教 育 総 論	2	専門教育科目	2		6
				重複障害児教育総論	3	特別支援学校教員養成課程	2		
				発達障害児教育総論	3	〃	2		
第四欄	心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習	3		特別支援教育実習	4	〃	3		3
							合 計		27

別表第2 (第6条関係) 納入金

区 分	金 額
特別支援教育実習費	12,000円

教 職 課 程 履 修 細 則

第 1 条 教職課程履修規程第 5 条により、教職課程の履修に関する細則を次のとおり定める。

第 2 条 教職課程を履修できる者は、教育職員免許法及び本学学則の定めるところにより、本学学生及び科目等履修生とする。

第 3 条 本学教職課程の履修によって取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	
		免 許 状	免許教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	社 会
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	公 民
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	商 業
	経 営 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	社 会
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	地 理 歴 史
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	公 民
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	情 報
福 祉 社 会 学 部	社 会 福 祉 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	社 会
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	公 民
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	福 祉
		特別支援学校教諭一種免許状	—
	児 童 学 科	幼 稚 園 教 諭 一 種 免 許 状	—
		小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	—
国 際 文 化 学 部	国 際 文 化 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国 語
		中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	英 語
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国 語
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	英 語
	音 楽 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	音 楽
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	音 楽

第 4 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則及び学則に従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状に係る教育の基礎的理解に関する科目等において開設される「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「学校の制度」「教育課程論」及び「教育方法・技術論」の修得単位は、所定の手続を経て卒業に必要な単位数に算入することができる。

第 5 条 削 除

第 6 条 教職課程は、第 2 年次から履修できるが、第 4 年次からの履修は認めない。

ただし、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の教職課程を履修できる者は、次の要件をみたした者でなければならない。

- (1) 第 2 年次から履修する者は、1 年次終了までに卒業所要単位を 37 単位以上修得し、修得した全科目の平均点が 75 点以上の者。
- (2) 第 3 年次から履修する者は、2 年次終了までに卒業所要単位を 78 単位以上修得し、修得した全科目の平均点が 75 点以上の者。
- (3) 編入学生の場合は編入学前に修得した卒業所要単位全科目の平均点が 75 点以上の者。

第 7 条 「教育実習 A」、「教育実習 B」（幼稚園・小学校の免許状を取得する者。）を履修できる者は、原則として次の別表 1 に掲げる教職課程に関する科目の単位を修得した者でなければならない。「教育実習 I」（中学校の免許状を取得する者。高等学校の免許状を併せて取得する者を含む。）又は、「教育実習 II」（高等学校の免許状を取得する者。）を履修できる者は、次の別表 2 に掲げる教職課程に関する科目を修得し、実習を実施する教科において、本学で定める教科に関する専門的事項の最低修得単位数の半数以上の単位数を修得した者でなければならない。

(別表 1)

教 職 課 程 に 関 す る 科 目			
幼 稚 園		小 学 校	
教 育 原 理	保育指導法(環 境)	教 育 原 理	音 楽 科 教 育 法
教 職 入 門	保育指導法(人間関係)	教 職 入 門	図 画 工 作 科 教 育 法
学校の制度・教育課程編成論	保育指導法特別研究	学校の制度・教育課程編成論	家 庭 科 教 育 法
教 育 心 理 学	幼 児 教 育 方 法	教 育 心 理 学	体 育 科 教 育 法
教育課程論(保育の計画と評価を含む)	—	国 語 科 教 育 法	英 語 教 育 の 指 導 法
保育指導法(健 康)	—	社 会 科 教 育 法	道 徳 教 育 の 指 導 法
保育指導法(表現Ⅰ)	—	算 数 科 教 育 法	特別活動・総合的な学習の時間
保育指導法(表現Ⅱ)	—	理 科 教 育 法	初 等 教 育 方 法 Ⅰ
保育指導法(言 葉)	—	生 活 科 教 育 法	—

(別表 2)

教 職 課 程 に 関 す る 科 目					
中学国語	中学社会	中学音楽	中学英語	高校国語	地理歴史
教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理
教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論
教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学
国語科教育法Ⅰ	社会科教育法Ⅰ	音楽科教育法Ⅰ	英語科教育法Ⅰ	国語科教育法Ⅰ	地理歴史科教育法Ⅰ
国語科教育法Ⅱ	社会科教育法Ⅱ	音楽科教育法Ⅱ	英語科教育法Ⅱ	国語科教育法Ⅱ	地理歴史科教育法Ⅱ

教 職 課 程 に 関 す る 科 目					
公 民	高校音楽	情 報	商 業	福 祉	高校英語
教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理	教 育 原 理
教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論	教 職 概 論
教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学	教 育 心 理 学
公民科教育法Ⅰ	音楽科教育法Ⅰ	情報科教育法Ⅰ	商業科教育法Ⅰ	福祉科教育法Ⅰ	英語科教育法Ⅰ
公民科教育法Ⅱ	音楽科教育法Ⅱ	情報科教育法Ⅱ	商業科教育法Ⅱ	福祉科教育法Ⅱ	英語科教育法Ⅱ

- 2 「特別支援教育実習」を履修できる者は、前項の「教育実習Ⅰ」又は「教育実習Ⅱ」の要件をみたし、更に「特別支援教育総論」、「障害児教育総論」の単位を修得した者でなければならない。
- 3 1, 2項の条件をみたした者であっても当該年度に卒業の見込みがない者は「教育実習A」、「教育実習B」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」及び「特別支援教育実習」の履修を認めない。
- 4 1, 2, 3項の条件をみたした者であっても「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「特別支援教育実習」履修資格認定時までの教職課程履修期間中に、学則第41条の規定に基づき懲戒処分を受けた者については、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「特別支援教育実習」の履修を認めないことがある。
- 5 「教育実習A」、「教育実習B」の履修については、実習に対する意欲と目的意識、諸講義の履修態度、その他について「福祉社会学部児童学科教育実習に関する内規」に定める基準に基づいて、その可否につき判定する。

第8条 第6条及び前条の要件をみたさない者でも教職課程履修者として適当と思われる者については選考のうえ、履修を認めることがある。

- 2 交換留学生及び認定留学生については留学制度の主旨を尊重し、留学終了後の履修認定について特別に配慮することがある。

第9条 第7条及び第8条に基づき、一旦「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「特別支援教育実習」の履修を認められた者であっても、以下に示す事由により、実習校での実習を中止しかつ当該科目の履修を取り消すことがある。

- (1) 当該科目の実習事前指導の講義に、特別な理由なく、欠席・遅刻する者。
- (2) 教育実習にかかわる説明会に、特別な理由なく欠席・遅刻する者。
- (3) 教育実習に耐えうる健康状態にないと判断される者。
- (4) 実習校での実習中に、実習生として著しく相応しくない言動があった者。
- (5) 第7条及び第8条に基づく当該科目履修資格認定後、学則第41条の規定に基づき、懲戒処分を受けた者。

(6) その他、教育実習の実施に特別な支障がある場合。

第10条 国際文化学部（国際文化学科）において、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、免許種ごとに、原則として次の別表 1 に記載したコースを修了しなければならない。コース科目については次の別表 2 に掲げる。

第11条 「教職実践演習」は、履修予定年度の前期成績発表時まで「教育実習 A」（児童学科）、「教育実習 I」（児童学科以外の学生）、「教育実習 II」（児童学科以外の学生）の単位を修得した者又は履修予定年度後期に同時に「教育実習 A」、「教育実習 I」、「教育実習 II」の単位を修得する予定の者のみが履修できる。ただし、履修年度後期に「教育実習 A」、「教育実習 I」、「教育実習 II」の単位修得予定者がその単位を修得できなかった場合、同時期に履修する「教職実践演習」は履修取り消し又は評価「無効」とする。

（別表 1）

免許状の種類	免許教科	コース
中学校教諭一種免許状	国語	日本語・日本文化コース
高等学校教諭一種免許状		
中学校教諭一種免許状	英語	英語・欧米文化コース
高等学校教諭一種免許状		

（別表 2）

日本語・日本文化コース科目

科目区分	授 業 科 目	単位	年次 配当	コース修了要件		
コア科目	日 本 文 学 概 論	2	1	4単位 以 上	合 計 28単位 以 上	
	日 本 語 学 概 論 I	2	1			
	日 本 史 概 論	2	1			
関連科目	日 本 文 学 購 読	2	1			
	日 本 古 典 文 学 I	2	1			
	日 本 古 典 文 学 II	2	1			
	日 本 近 代 文 学 I	2	1			
	日 本 近 代 文 学 II	2	1			
	児 童 文 学	2	1			
	鹿 児 島 の 文 学	2	1			
	日 本 語 学 概 論 I	2	1			
	日 本 語 学 概 論 II	2	1			
	日 本 語 学 特 論 I	2	2			
	日 本 語 学 特 論 II	2	2			
	日 本 語 学 特 論 III	2	2			
	日 本 語 史	2	2			
	日 本 語 と 日 本 文 化	2	1			
	日 本 語 教 育 入 門	2	1			
	書 道 I	2	2			
	書 道 II	2	2			
	現 代 メ デ ィ ア 表 象 論	2	2			
	日 本 文 化 実 習	1	1			
検 定 日 本 語	2	1				

英語・欧米文化コース科目

科目区分	授 業 科 目	単位	年次 配当	コース修了要件		
コア科目	ビ ジ ネ ス 英 語	2	2	4単位 以 上	合 計 28単位 以 上	
	ヨ ー ロ ッ パ 文 化 論	2	1			
	地 域 文 化 研 究	2	1			
	外 国 事 情 I	2	1			
	外 国 事 情 II	2	1			
	Cross-Cultural Activities in English	2	1			
関連科目	英 語 学 概 論	2	1			
	英 語 教 授 法	2	1			
	イ ギ リ ス 文 学	2	1			
	ア メ リ カ 文 学	2	1			
	ヨ ー ロ ッ パ 文 学	2	1			
	英 米 文 学 講 読 I	2	2			
	英 米 文 学 講 読 II	2	2			
	英 語 中 級 オ ー ラ ル ・ ス キ ル ズ I	2	1			
	英 語 中 級 オ ー ラ ル ・ ス キ ル ズ II	2	1			
	英 語 中 級 ラ イ テ ィ ン グ ・ ス キ ル ズ	2	1			
	実 用 英 語 I	2	1			
	実 用 英 語 II	2	1			
	英 語 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン ・ ス キ ル ズ	2	2			
	英 和 翻 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ	2	2			
	和 英 翻 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ	2	2			
	英 語 通 訳 フ ー ク シ ョ ッ プ	2	2			
	欧 米 文 化 研 修	1	1			
	ヨ ー ロ ッ パ 言 語 論	2	2			
	検 定 英 語	2	1			

第12条 教職課程履修希望者は、教職課程履修願を提出し、同時に履修費を納入しなければならない。また、「教育実習A」、「教育実習B」、「教育実習I」、「教育実習II」及び「特別支援教育実習」を履修する者、介護等体験を行う者は、所定の期日までに次の表に掲げる実習費を納入しなければならない。

(別表) 納 入 金

区 分	金 額
教 職 課 程 履 修 費	10,000円
教育実習費(教育実習A)	18,000円
教育実習費(教育実習B)	12,000円
教育実習費(教育実習I)	18,000円
教育実習費(教育実習II)	12,000円
特 別 支 援 教 育 実 習 費	12,000円
介 護 等 体 験 費	実 費

第13条 提出した書類及び履修費・実習費等は、どのような理由があっても返還しない。

附 則

この細則は、昭和46年4月1日から施行する。

昭和51年4月1日改正細則から平成13年4月1日
改正細則までの附則は省略する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の細則による。なお、第7条第1項・第3項・第5項、第11条、第12条、第12条別表に限り、平成28年度以降に入学した学生も適用する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、従前の細則による。

国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する履修規程

(目 的)

第1条 本プログラムは、英語を用いて、南九州を拠点に、環黄海、東アジア地域ビジネスの現場で、取引先の開拓、プロジェクトの企画・立案・運営などさまざまなビジネス実務に将来携わることができる人材の育成を支援することを目的とする。また、異文化環境下で物怖じせずコミュニケーションを図ることができる能動的なマインドセットの開発及び異文化・価値観を排除することなく寛容に受け入れ、グローバルな人的ネットワークを形成できる素地の涵養を目的とする。

(履修対象者)

第2条 このプログラムを履修できる者は、学部 に在籍する学生とし、1 学年20名程度を選抜する。

(履修方法)

第3条 本プログラムを履修しようとする者は、本学学則第10条の定めにより、本規程別表第1に定める単位を修得しなければならない。

2 本プログラムの登録は、履修登録時及び履修登録変更時に行う。

(認 定)

第4条 本プログラム修了要件を満たした場合、「国際ビジネスとグローバル英語プログラム修了」を認定する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目

科目区分	授 業 科 目	単 位	年次 配当	所 属	プログラム修了 所 要 単 位 数	
基幹科目	地 域 か ら 世 界 へ	2	1	学 部 共 通	4単位 以 上	合 計 16 単 位 以 上
	海 外 イ ン タ ー ン シ ッ プ	3	2	学 部 共 通 経 済 学 科 専 門 教 育 科 目 経 営 学 科 専 門 教 育 科 目 国 際 文 化 学 科 専 門 教 育 科 目		
	Global Economy and Business	2	1	学 部 共 通		
スタートアップ科目	国際 スビ	ビ ジ ネ ス 英 語	2	1	国 際 文 化 学 科 専 門 教 育 科 目	
		Cross-Cultural Activities in English	2	1	〃	
	英 語	英 語 海 外 研 修	2	1	学 部 共 通	
		英 文 読 解 の 技 法	2	1	〃	
		T O E I C ・ T O E F L 対 策	2	1	〃	
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンの ための 英文 法	2	1	〃	
		英 会 話 I	2	1	国 際 文 化 学 科 専 門 教 育 科 目	
		英 会 話 II	2	1	〃	
		実 用 英 語 I	2	1	〃	
		実 用 英 語 II	2	1	〃	
フォローアップ科目	英 語	英 語 中 級 オ ー ラ ル ・ ス キ ル ズ I	2	1	〃	
		英 語 中 級 オ ー ラ ル ・ ス キ ル ズ II	2	1	〃	
		英 語 中 級 ラ イ テ ィ ン グ ・ ス キ ル ズ	2	1	〃	
		和 英 翻 訳 ワ ー ク シ ョ ッ プ	2	2	〃	
		英 語 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン ・ ス キ ル ズ	2	2	〃	

司書課程に関する履修規程

- 第1条 図書館法第5条、同法施行規則及び鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条により、司書課程に関する履修規程を次のとおり定める。
- 第2条 この課程を履修できる者は、学則の定めるところにより、鹿児島国際大学の学生及び科目等履修生とする。
- 第3条 司書の資格を取得しようとする者は、別表第1に定める授業科目の所定の単位を修得しなければならない。
- 第4条 別表第1に定める授業科目は、福祉社会学部の専門教育科目、国際文化学部専門教育科目又は本課程に関する科目として開設されるが、学部・学科等（国際文化学部音楽学科を除く）に関わりなく所定の手続きを経て履修することができる。
- 第5条 別表第1に定める授業科目のうち、司書課程に関する専門教育科目において開設される「図書館概論」「図書館制度・経営論」「図書館情報技術論」「図書館サービス概論」及び「図書館実習」の修得単位は、所定の手続きを経て卒業に必要な単位数に算入することができる。
- 第6条 この課程に関する授業科目について所定の単位を修得した者は、本人の請求により修得した単位の証明を求めることができる。
- 第7条 この課程の履修希望者は、司書課程履修願を提出し、同時に別表第2に定める履修費を納入しなければならない。
- 2 「図書館実習」を履修する者は、指定する期間内に別表第2に定める図書館実習費を納入しなければならない。
- 第8条 提出した書類及び履修費は、どのような理由があっても返還しない。
- 第9条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

昭和61年4月1日改正規程から平成22年4月1日
改正規程までの附則は省略する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第9条に限り平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、従前の規程による。

別表第 1（第 3 条，第 4 条，第 5 条関係）司書に関する科目

文部科学省令に定める 授 業 科 目		本 学 に お け る 授 業 科 目	単 位	年次 配当	所 属	備 考	
必修	生涯学習概論	生涯学習概論	2	2	社会福祉学科・国際文化学科	必修	
	図書館概論	図書館概論	2	2	司 書 課 程		
	図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2	3	〃		
	図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	2	〃		
	図書館サービス概論	図書館サービス概論	2	2	〃		
	情報サービス論	情報サービス論	2	3	〃		
	児童サービス論	児童サービス論	2	2	〃		
	情報サービス演習	情報サービス演習Ⅰ	2	3	〃		
		情報サービス演習Ⅱ	2	3	〃		
	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	3	〃		
	情報資源組織論	情報資源組織論	2	2	〃		
	情報資源組織演習	情報資源組織演習Ⅰ	2	3	〃		
		情報資源組織演習Ⅱ	2	3	〃		
選択	図書館基礎特論	学校経営と学校図書館	2	2	司書課程・司書教諭課程	選択 (注)	2 科目以上選択
	図書館サービス特論	学習指導と学校図書館	2	2	〃		
		児童文学	2	2	児童学科・国際文化学科		
	図書館実習	図書館実習	1	3	司 書 課 程		

(注) 文部科学省令に定める科目「図書館サービス特論」は、「学習指導と学校図書館」または「児童文学」のいずれか一方の修得により認定する。両方修得しても、2 科目を選択したとはみなさない。

別表第 2（第 7 条関係）納入金及び納入方法

区 分	金 額	付 記
司書課程履修費	10,000円	所定の手続きと同時に納入すること。
図書館実習費	10,000円	指定する期間内に納入すること。

司書教諭課程に関する履修規程

(設 置)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づく司書教諭課程を置く。

(基礎資格)

第2条 司書教諭の資格を取得するためには、基礎資格として、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員免許状のいずれか一つを取得しなければならない。

(履修資格)

第3条 本課程を履修できる者は、前条に定める教員免許状を既に取得している者又はその免許状取得に関する教職課程を履修する本学学生（科目等履修生を含む。）とする。

(履修方法)

第4条 司書教諭の資格を取得するためには、本学学則、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に従い所定の授業科目（別表第1に示す。）の単位を修得しなければならない。

(履修願及び納入金)

第5条 司書教諭課程の履修希望者は、第2学年次以上に指定する期間に所定の「司書教諭課程履修願」を教務課に提出し、同時に履修費（別表第2に示す。）を納入しなければならない。

2 提出した書類及び履修費は、どのような理由があっても返還しない。

第6条 この規程の改廃は、教職課程・教育実習委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）司書教諭に関する科目

学校図書館司書教諭講習規程の科目（法令上の科目）	単位	本学における授業科目	単位	年次 配当	所 属	備 考
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2	司書教諭課程	必修
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2	〃	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2	〃	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2	〃	
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2	〃	

別表第2（第5条関係）

区 分	金 額	付 記
司書教諭課程履修費	3,000円	所定の手続きと同時に納入すること。

社会福祉士国家試験受験資格に関する履修規程

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条に規定する、社会福祉士に関する履修規程を次のとおり定める。

第2条 社会福祉士に関する科目を履修できる者は、学則の定めるところにより、鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科の学生とする。

第3条 社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、別表に定める授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導Ⅱを受けることのできる者は、ソーシャルワークⅠ、ソーシャルワークⅡ、ソーシャルワーク実習入門、ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワーク演習Ⅱ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰの単位を修得した者でなければならない。

第4条 本規程に関する授業科目について所定の単位を修得した者は、本人の請求により修得した単位の証明を求めることができる。

第5条 この規程の改廃は、福祉実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

平成3年4月1日改正規程から平成12年4月1日
改正規程までの附則は省略する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年4月1日以前の入学者については、なお、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月1日以前の入学者については、なお、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、平成21年度に福祉社会学部社会福祉学科に2年次編入及び転学部・転学科した社会福祉士国家試験受験資格取得を希望する者に限り、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

別表（第3条関係） 社会福祉士国家試験受験資格に関する科目

（※は基礎科目）

厚生労働省令に定める 授 業 科 目	本 学 に お け る 授 業 科 目	実施 時間	単 位	年次 配当	所 属	受験資格 科 目
人体の構造と機能及び疾病※	医 学 一 般	30	2	1	社 会 福 祉 学 科	うち1科目選択
心理学理論と心理的支援※	心 理 学 概 論	30	2	1	〃	
社会理論と社会システム※	社 会 学 概 論	30	2	1	〃	
現 代 社 会 と 福 祉	社 会 福 祉 概 論 I	30	2	1	〃	○
	社 会 福 祉 概 論 II	30	2	1	〃	
社 会 調 査 の 基 礎 ※	社 会 福 祉 調 査	30	2	3	〃	○
相談援助の基盤と専門職※	ソ ー シ ャ ル フ ー ク I	30	2	1	〃	○
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク II	30	2	1	〃	
相談援助の理論と方法	ソ ー シ ャ ル フ ー ク III	30	2	2	〃	○
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク IV	30	2	2	〃	
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク V	30	2	3	〃	
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク VI	30	2	3	〃	
地 域 福 祉 の 理 論 と 方 法	地 域 福 祉 論 I	30	2	2	〃	○
	地 域 福 祉 論 II	30	2	2	〃	
福祉行財政と福祉計画※	福祉行財政と福祉計画	30	2	3	〃	○
福祉サービスの組織と経営※	社 会 福 祉 運 営 管 理	30	2	3	〃	○
社 会 保 障 ※	社 会 保 障 論 I	30	2	3	〃	○
	社 会 保 障 論 II	30	2	3	〃	
高齢者に対する支援と 介護保険制度※	介 護 福 祉 論	30	2	1	〃	○
	高 齢 者 福 祉 論	30	2	1	〃	○
障害者に対する支援と 障害者自立支援制度※	障 害 者 福 祉 論	30	2	2	〃	○
児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度※	子 ど も 家 庭 福 祉 論	30	2	2	〃	○
低所得者に対する支援と 生活保護制度※	公 的 扶 助 論	30	2	2	〃	○
保健医療サービス※	保 健 医 療 サ ー ビ ス	30	2	2	〃	○
就労支援サービス※	就 労 支 援 サ ー ビ ス	15	1	2	〃	うち1科目選択
権利擁護と成年後見制度※	権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度	30	2	3	〃	
更生保護制度※	司 法 福 祉	15	1	2	〃	
相 談 援 助 演 習	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習 I	60	3	2	〃	○
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習 II	60	3	2	〃	
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 演 習 III	30	1	3	〃	
相 談 援 助 実 習 指 導	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 実 習 指 導 I	30	1	2	〃	○
	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 実 習 指 導 II	60	2	3	〃	
相 談 援 助 実 習	ソ ー シ ャ ル フ ー ク 実 習	180	4	3	〃	○

（注）○印は国家試験受験資格に必要な科目である。また「うち1科目選択」となっている科目も全て試験科目であり、1科目だけでなく全て履修することが望ましい。

ソーシャルワーク実習の実習費に関する規程

第1条 ソーシャルワーク実習を履修する者は、鹿児島国際大学学則第38条により、別表に定める実習費を所定の期日までに納入しなければならない。

第2条 提出した書類及び実習費は、どのような理由があっても返還しない。

第3条 この規程の改廃は、福祉実習委員会及び学部教授会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、平成21年度に福祉社会学部社会福祉学科に2年次編入及び転学部・転学科したソーシャルワーク実習を履修する者に限り、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）納入金及び納入方法

区 分	金 額	付 記
ソーシャルワーク実習費	20,000円	所定の手続と同時に納入すること。

精神保健福祉士国家試験受験資格に関する履修規程

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条に規定する、精神保健福祉士に関する履修規程を次のとおり定める。

第2条 精神保健福祉士に関する科目を履修できる者は、学則の定めるところにより、鹿児島国際大学福祉社会学部社会福祉学科の学生とする。

第3条 精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者は、別表に定める授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉援助演習（基礎）、精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉援助実習を受けることのできる者は、精神保健福祉士法に定める基礎科目のうち、精神保健福祉援助演習（基礎）以外の単位を修得した者でなければならない。

第4条 本規程に関する授業科目について所定の単位を修得した者は、本人の請求により修得した単位の証明を求めることができる。

第5条 この規程の改廃は、福祉実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学者については、第3条第2項は適用しない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

別表（第3条関係） 精神保健福祉士国家試験受験資格に関する科目

(1) 単位の修得方法

受験資格を取得するには、次の表で示されている科目の単位を修得する必要がある。

(※は基礎科目)

省 令 に 定 め る 科 目	本 学 に お け る 授 業 科 目	実施 時間	単位	年次 配当	所 属	受験資格 科 目
人体の構造と機能及び疾病※	医 学 一 般	30	2	1	社 会 福 祉 学 科	うち1科目選択
心理学理論と心理的支援※	心 理 学 概 論	30	2	1	〃	
社会理論と社会システム※	社 会 学 概 論	30	2	1	〃	
現 代 社 会 と 福 祉 ※	社 会 福 祉 概 論 I	30	2	1	〃	○
	社 会 福 祉 概 論 II	30	2	1	〃	
地 域 福 祉 の 理 論 と 方 法 ※	地 域 福 祉 論 I	30	2	2	〃	○
	地 域 福 祉 論 II	30	2	2	〃	
福 祉 行 財 政 と 福 祉 計 画 ※	福 祉 行 財 政 と 福 祉 計 画	30	2	3	〃	○
社 会 保 障 ※	社 会 保 障 論 I	30	2	3	〃	○
	社 会 保 障 論 II	30	2	3	〃	
低所得者に対する支援と生活保護制度※	公 的 扶 助 論	30	2	2	〃	○
保 健 医 療 サ ー ビ ス ※	保 健 医 療 サ ー ビ ス	30	2	2	〃	○
権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度 ※	権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度	30	2	3	〃	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度※	障 害 者 福 祉 論	30	2	2	〃	○
精 神 疾 患 と そ の 治 療	精 神 医 学 I	30	2	3	〃	○
	精 神 医 学 II	30	2	3	〃	
精 神 保 健 の 課 題 と 支 援	精 神 保 健 学 I	30	2	3	〃	○
	精 神 保 健 学 II	30	2	3	〃	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)※	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク I	30	2	1	〃	○
	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク II	30	2	1	〃	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	精 神 科 ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 論	30	2	3	〃	○
精 神 保 健 福 祉 の 理 論 と 相 談 援 助 の 展 開	精神保健福祉援助技術各論 I	30	2	4	〃	○
	精神保健福祉援助技術各論 II	30	2	4	〃	
	精神科リハビリテーション学 I	30	2	4	〃	
	精神科リハビリテーション学 II	30	2	4	〃	
精神保健福祉に関する制度とサービス	精 神 保 健 福 祉 論 I	30	2	3	〃	○
	精 神 保 健 福 祉 論 II	30	2	3	〃	
精神障害者の生活支援システム	精 神 保 健 福 祉 論 III	30	2	4	〃	○
精神保健福祉援助演習(基礎)※	精神保健福祉援助演習(基礎)	30	2	4	〃	○
精神保健福祉援助演習(専門)	精神保健福祉援助演習(専門)	60	4	4	〃	○
精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 指 導	精神保健福祉援助実習指導 I	30	2	4	〃	○
	精神保健福祉援助実習指導 II	30	2	4	〃	
	精神保健福祉援助実習指導 III	30	2	4	〃	
精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習	精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習	210	4	4	〃	○

(2) 履修資格

精神保健福祉援助演習（基礎）、精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉援助実習の履修を希望する者は、３年次までに以下の三つの条件を満たしていることが必要である。

① 表Ａの全ての科目単位を修得していること。

② 表Ｂの基礎科目①～⑪のうち、①～⑩の科目単位について、全て修得していること。ただし、①については、３科目のうち１科目の修得で可とする。

③ 表Ｃの科目単位を修得していること。

そして、これらの条件を満たした者を対象に３年次末に面接等を実施して上記６科目の履修者を決定する。

※面接選考時は、条件となる科目について履修中も可とする。ただし、面接実施後の成績発表時、条件となる単位を修得できなかった者については、その履修資格を取り消す。

表Ａ

精神医学Ⅰ，精神医学Ⅱ，精神保健福祉論Ⅰ，精神保健福祉論Ⅱ 精神科ソーシャルワーク論

表Ｂ

基礎科目（平成23年８月文部科学省・厚生労働省令第３号）

① 人体の構造と機能及び疾病，心理学理論と心理的支援，社会理論と社会システムのうち１科目

② 現代社会と福祉

③ 地域福祉の理論と方法

④ 福祉行財政と福祉計画

⑤ 社会保障

⑥ 低所得者に対する支援と生活保護制度

⑦ 保健医療サービス

⑧ 権利擁護と成年後見制度

⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑩ 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）

⑪ 精神保健福祉援助演習（基礎）

表Ｃ

ソーシャルワーク実習

精神保健福祉援助実習の実習費に関する規程

第1条 精神保健福祉援助実習を履修する者は、鹿児島国際大学学則第38条により、別表に定める実習費を所定の期日までに納入しなければならない。

第2条 提出した書類及び実習費は、どのような理由があっても返還しない。

第3条 この規程の改廃は、福祉実習委員会及び学部教授会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 （第1条関係）納入金及び納入方法

区 分	金 額	付 記
精神保健福祉援助実習費	33,000円	所定の手続きと同時に納入すること。

介護福祉士養成に関する履修規程

(介護福祉士養成施設の設置)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成施設を置く。

2 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条に規程する、介護福祉士養成に関する履修規程を次のとおり定める。

(履修できる学部学科)

第2条 介護福祉士養成に関する科目を履修できる学部学科は、福祉社会学部社会福祉学科介護福祉士課程とする。

(資格取得)

第3条 介護福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、本学学則、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「指定規則」という。）に従い所定の科目（別表第1に示す。）の単位を修得しなければならない。

2 介護実習Ⅰを履修できるものは、別表第2に掲げる科目の単位を修得したものでなければならない。

3 介護実習Ⅱを履修できるものは、別表第3に掲げる科目と介護実習Ⅰの単位を修得したものでなければならない。

4 介護実習Ⅲを履修できるものは、別表第4に掲げる科目と介護実習Ⅱの単位を修得したものでなければならない。

(履修資格及び履修定員)

第4条 介護福祉士国家試験受験資格取得を希望する者は、入学直後に行われる一連の説明会に参加してレポートを提出し、面接試験を受けるものとする。

ただし、履修定員は20名であり、レポートの成績及び面接の結果により、履修許可が与えられる。

(履修願)

第5条 介護福祉士課程の履修許可者は、第1年次の学期初めに設ける期間に所定の「介護福祉士課程履修願」を提出しなければならない。

(実習施設)

第6条 指定規則に掲げる科目のうち、本学が計画実施する介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ及び介護実習Ⅲを履修する者は、第1年次は年度中間に設ける期間（11月）、第2年次及び第4年次は年度初めに「介護実習履修願」を提出しなければならない。

2 前項の介護実習履修願提出者については、実習施設を配当のうえ、介護実習Ⅰに関しては第1年次の後期（11月頃）、介護実習Ⅱ及び介護実習Ⅲに関してはそれぞれ第2年次及び第4年次の年度初めに発表する。

(転入学者等の履修制限)

第7条 転入学者、編入学者、転学部者、転学科及び科目等履修生の介護福祉士課程の履修は認めない。

(出席時間数)

第8条 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ及び介護実習Ⅲについては5分の4）に満たない者については、当該科目の単位の認定をしない。

(納入金)

第9条 介護福祉士課程の履修を認められた者は、資格判定結果発表後に設ける期間に介護福祉士課程履修費を、介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ及び介護実習Ⅲを履修する場合は第6条の実習施設発表後に設ける期間に介護実習費を、それぞれ別表第5に示されたとおり会計課に納入しなければならない。

2 提出した書類及び実習費はどのような理由があっても返還しない。

第10条 本規程に関する授業科目について所定の単位数を修得した者は、本人の請求により修得した単位の証明を求めることができる。

第11条 この規程の改廃は、福祉実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成14年度入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、別表第5（第9条関係）「介護実習費」に限り、平成23年度入学者から適用する。また、履修済みの実習費については、差額を返還しない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、従前の規程による。

別表第1（第3条関係）

指 定 規 則 の 科 目			本学における授業科目				備考
教 育 内 容		時間数	授 業 科 目 名	時間数	単位数	年次配当	
人間と社会	人間の尊厳と自立	30	権利擁護と成年後見制度	30	2	3	必修
	人間関係とコミュニケーション	30	心理学概論	30	2	1	
		30	社会福祉運営管理	30	2	3	
	社会の理解	60	社会福祉概論Ⅰ	30	2	1	
			高齢者福祉論	30	2	1	
			障害者福祉論	30	2	2	
	人間と社会に関する選択科目 ※8単位（120時間）以上	120	社会保障論Ⅰ	30	2	3	選択必修
			子ども家庭福祉論	30	2	2	
			社会学概論	30	2	1	
			公的扶助論	30	2	2	
			鹿児島社会福祉入門	30	2	1	
			ソーシャルワーク実習入門	30	2	1	
介護	介護の基本	180	介護福祉論	30	2	1	必修
			介護福祉の基本Ⅰ	30	2	1	
			介護福祉の基本Ⅱ	30	2	3	
			リハビリテーション論	30	2	3	
			生きがい活動援助法Ⅰ	30	2	2	
			生きがい活動援助法Ⅱ	30	2	2	
	コミュニケーション技術	60	ソーシャルワークⅠ	30	2	1	
			ソーシャルワークⅡ	30	2	1	
	生活支援技術	300	社会福祉概論Ⅱ	30	2	1	
			手話・点字	30	1	3	
			生活支援技術Ⅰ	30	1	1	
			生活支援技術Ⅱ	30	1	1	
			生活支援技術Ⅲ	30	1	2	
			生活支援技術Ⅳ（栄養・調理）	30	2	3	
			生活支援技術Ⅳ（栄養・調理実習）	60	2	3	
			生活支援技術Ⅴ（被服及び住居）	30	2	3	
			生活支援技術Ⅴ（被服及び住居実習）	30	1	3	
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	1	1	
			介護過程Ⅱ	30	1	1	
			介護過程Ⅲ	30	1	4	
			介護福祉特講Ⅰ	30	2	4	
			介護福祉特講Ⅱ	30	2	4	
	介護総合演習	120	介護実習指導Ⅰ	30	1	1	
			介護実習指導Ⅱ	30	1	2	
			介護実習指導Ⅲ	60	2	4	
	介護実習	450	介護実習Ⅰ	80	2	1	
			介護実習Ⅱ	170	4	2	
			介護実習Ⅲ	200	5	4	
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	医学一般	30	2	1	
			こころとからだのしくみⅠ	30	2	2	
			こころとからだのしくみⅡ	30	2	2	
			こころとからだのしくみⅢ	30	2	2	
	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解Ⅰ	30	2	2	
			発達と老化の理解Ⅱ	30	2	4	
	認知症の理解	60	認知症の理解Ⅰ	30	2	1	
			認知症の理解Ⅱ	30	2	3	
	障害の理解	60	障害の理解Ⅰ	30	2	2	
			障害の理解Ⅱ	30	2	3	
医療的ケア	医療的ケア	50 (実時間)	医療的ケアⅠ	30	2	4	
			医療的ケアⅡ	30	2	4	
			医療的ケアⅢ（演習含む）	15	1	4	

別表第2（第3条関係）

介護実習Ⅰに関する科目		
生活支援技術Ⅰ	生活支援技術Ⅱ	認知症の理解Ⅰ

別表第3（第3条関係）

介護実習Ⅱに関する科目		
介護過程Ⅰ	介護過程Ⅱ	医学一般

別表第4（第3条関係）

介護実習Ⅲに関する科目		
生活支援技術Ⅲ	障害の理解Ⅰ	発達と老化の理解Ⅰ
こころとからだのしくみⅠ	こころとからだのしくみⅡ	こころとからだのしくみⅢ

別表第5（第9条関係）

区 分		金 額	付 記
介護福祉士課程履修費		15,000円	所定の手続きと同時に納入すること。
介護実習費	介護実習Ⅰ	13,000円	
	介護実習Ⅱ	28,000円	
	介護実習Ⅲ	32,000円	

保育士養成課程に関する履修規程

(保育士養成施設)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）福祉社会学部児童学科を、児童福祉法施行令に基づく保育士養成施設（以下「保育士養成」という。）とする。

(履修定員)

第2条 保育士養成の履修定員は、学則第9条のとおりとする。

(履修方法)

第3条 保育士の資格を取得しようとする者は、本学学則第10条第12項の定めにより、本規程（別表第1・2・3に示す。）が定める単位を修得しなければならない。

なお、保育士資格取得科目ではないが、本学独自の科目として開設されている教科目（別表第4に示す。）を履修することが望ましい。

(編入学者等の単位認定)

第4条 学則第17条に定める編入学者等の履修単位については、厚生労働省の通知に基づき認定するものとする。

(履修願)

第5条 保育士養成の履修を希望する者は、指定する期間内に所定の「保育士養成課程履修願」を提出しなければならない。

(実習)

第6条 別表第1に掲げる「保育実習Ⅰ」、及び別表第2に掲げる「保育実習Ⅱ」若しくは「保育実習Ⅲ」を履修する者は、指定する期間内に「保育実習願」を提出しなければならない。

2 実習施設等については、第3年次の指定する期間に発表する。

3 保育実習の実施にあたっては、保育実習履修資格判定を学科において行う。

(納入金)

第7条 保育士養成の履修を認められた者は、指定する期間内に別表第5に定める保育士養成課程履修費を納入しなければならない。

2 「保育実習Ⅰ」、及び「保育実習Ⅱ」若しくは「保育実習Ⅲ」を履修する者は、指定する期間内に別表第5に定める保育実習費を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、福祉実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、別表第3（第3条関係）「外国語」に限り、平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、従前の規程による。

別表第 1（第 3 条関係）

告示別表第 1 による教科目				本学における教科目の開設状況等 (学則第 8 条別表23)					
系列	教 科 目	授業 形態	単位数	左 に 対 応 し て 開 設 さ れ て い る 教 科 目	授業 形態	単位数	資 格	年次 配当	
							要 件 必 修		
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	講義	2	保 育 原 理	講義	2	○	1	
	教 育 原 理	講義	2	教 育 原 理	講義	2	○	1	
	子 ども 家 庭 福 祉	講義	2	子 ども 家 庭 福 祉 I	講義	2	○	2	
	社 会 福 祉	講義	2	社 会 福 祉	講義	2	○	1	
	子 ども 家 庭 支 援 論	講義	2	子 ども 家 庭 支 援 論	講義	2	○	1	
	社 会 的 養 護 I	講義	2	社 会 的 養 護	講義	2	○	2	
	保 育 者 論	講義	2	保 育 者 論	講義	2	○	1	
保育の対象の理解に関する科目	保 育 の 心 理 学	講義	2	保 育 の 心 理 学	講義	2	○	1	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	○	1	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	○	2	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	○	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	○	2	
保育の内容・方法に関する科目	保 育 の 計 画 と 評 価	講義	2	教 育 課 程 論 (保育の計画と評価を含む)	講義	2	○	2	
	保 育 内 容 総 論	演習	1	保育指導法特別研究	演習	2	○	3	
	保 育 内 容 演 習	演習	5	保 育 指 導 法 (健 康)	演習	2	○	2	
				保 育 指 導 法 (表 現 I)	演習	2	○	2	
				保 育 指 導 法 (表 現 II)	演習	2	○	2	
	保 育 内 容 の 理 解 と 方 法	演習	4	図 画 工 作	演習	2	○	2	
				体 育	演習	2	○	2	
				ピ ア ノ I	演習	1	○	2	
				音 楽 入 門	演習	2	○	1	
	乳 児 保 育 I	講義	2	乳 児 保 育 I	講義	2	○	2	
	乳 児 保 育 II	演習	1	乳 児 保 育 II	演習	1	○	3	
	子 ども の 健 康 と 安 全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	○	2	
	障 害 児 保 育	演習	2	障 が い 児 保 育	演習	2	○	2	
	社 会 的 養 護 II	演習	1	社 会 的 養 護 内 容	演習	2	○	3	
	子 育 て 支 援	演習	1	幼児理解と教育相談	演習	2	○	3	
保育実習	保 育 実 習 I	実習	4	保 育 実 習 I	実習	4	○	3	
	保 育 実 習 指 導 I	演習	2	保 育 実 習 指 導 I	演習	2	○	3	
演習 総合	保 育 実 践 演 習	演習	2	保 育 実 践 演 習	演習	2	○	4	
51単位				合 計		58単位			

別表第2（第3条関係）

別表第2による教科目				本学における教科目の開設状況等（学則第8条別表第23）				
系列	教 科 目	授業形態	単位数	左 に 対 応 し て 開 設 さ れ て い る 教 科 目	授業形態	単位数	年次 配当	要修得単位数
保育の本質・目的 に関する科目			合 計	学校の制度・教育課程編成論	講義	2	1	6単位以上
				子ども家庭福祉Ⅱ	講義	2	2	
				障がい者福祉	講義	2	3	
保育の対象の理解 に関する科目			15 単 位	教育心理学	講義	2	2	
				臨床心理学	講義	2	2	
				精神保健	講義	2	2	
保育の内容・方法 に関する科目			以 上	保育指導法（言葉）	演習	2	2	
				保育指導法（環境）	演習	2	2	
				保育指導法（人間関係）	演習	2	2	
				ピアノⅡ	演習	1	2	
				ピアノ伴奏法	演習	1	3	
保 育 実 習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	3	3単位以上 ※保育実習は、 「保育実習Ⅱ」 （2単位）,「保 育実習指導Ⅱ」 （1単位）,又 は「保育実習 Ⅲ」(2単位), 「保育実習指 導Ⅲ」(1単位) を修得しなけ ればならない。
	保育実習Ⅲ	実習			保育実習Ⅲ	実習	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1	3	
	保育実習指導Ⅲ	演習			保育実習指導Ⅲ	演習	1	
設置単位数18単位以上 履修単位数9単位以上				合 計				9単位以上

別表第3（第3条関係）

告示による教科目				本学における教科目の開設状況 (学則第8条別表1)		
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	要修得単位数
基礎科目	外国語，体育以外の科目		6単位以上	共通教育科目の人間教養科目「人文科学」「社会科学」「自然科学」		6単位以上
	外国語	演習	2単位以上	共通教育の外国語科目	演習講義	2単位以上
	体育	講義	1単位	共通教育科目の「健康づくりと現代生活」，「日常生活に生かすスポーツ科学」，「現代社会とスポーツ」	講義	2単位以上
	体育	実技	1単位	共通教育科目の「スポーツ実習Ⅰ～Ⅴ」	実技	1単位以上
設置単位数10単位以上 履修単位数8単位以上(体育(講義)と体育(実技)を含む)				合 計		11単位以上

別表第4（第3条関係）

保育士資格取得科目ではないが，学校独自の科目として開設されている教科目	本学における教科目の開設状況等（学則第8条別表第23）		
	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数
	子どもの人権と福祉	講義	2
	子どもの育ちと文化	講義	2
	基礎実習	演習	1
	保育基礎実習	演習	1

※上記科目については履修することが望ましい。

別表第5（第7条関係）納入金

区 分		金 額
保育士養成課程履修費		10,000円
保育実習費	保育実習Ⅰ	24,000円
	保育実習Ⅱ	12,000円
	保育実習Ⅲ	12,000円

学芸員の資格課程に関する履修規程

第1条 博物館法第5条、同法施行規則及び鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条により、学芸員の資格課程に関する履修規程を次のとおり定める。

第2条 この課程を履修できる者は、博物館法及び学則の定めるところにより、鹿児島国際大学国際文化学部国際文化学科の学生及び科目等履修生とする。

第3条 学芸員の資格を取得しようとする者は、別表第1に定める授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

第4条 「削除」

第5条 別表第1に定める授業科目のうち、学芸員の資格課程に関する科目において開設される「博物館概論」「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」「博物館情報・メディア論」の修得単位は、所定の手続きを経て卒業に必要な単位数に算入することができる。

第6条 この課程に関する授業科目について所定の単位を修得した者は、本人の請求により修得した単位の証明を求めることができる。

第7条 この課程の履修希望者は、「学芸員資格課程履修願」を提出し、同時に別表第2に定める履修費を納入しなければならない。

また、博物館実習2を履修する者で、学外の博物館等での館務実習を特に希望する者は、実習先より実習費として指示された金額を納入しなければならないことがある。

第8条 提出した書類及び履修費は、どのような理由があっても返還しない。

第9条 この規程の改廃は、学芸員等実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第9条に限り平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

別表第1（第3条関係）学芸員に関する科目

省令に定める 授業科目	本学における 授業科目	単位	年次 配当	所 属	備 考
生涯学習概論	生涯学習概論	2	2	社会福祉学科 国際文化学科	必修
博物館概論	博物館概論	2	2	学芸員資格課程	
博物館経営論	博物館経営論	2	2	〃	
博物館資料論	博物館資料論	2	2	〃	
博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	2	〃	
博物館展示論	博物館展示論	2	2	〃	
博物館教育論	博物館教育論	2	2	〃	
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	2	〃	
博物館実習	博物館実習 1	2	3	〃	
	博物館実習 2	1	4	〃	
文化史	先史・原史文化論	2	1	国際文化学科	2分野 以上にわ たって 4単位 以上修得
	日本文化史	2	1	〃	
考古学	比較考古学	2	1	〃	
	考古学概論	2	1	〃	
	考古学研究法	2	1	〃	
	認知考古学	2	1	〃	
生物学	生命科学	2	1	学部共通科目	

別表第2（第7条関係）納入金及び納入方法

区 分	金 額	付 記
学芸員資格課程履修費	10,000円	所定の手続きと同時に納入すること。
学芸員資格課程実習費	実 費	実習館・園の指示による。

日本語教員養成課程に関する履修規程

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第10条により、日本語教員養成課程に関する履修規程を次のとおり定める。

第2条 この課程を履修できる者は、学則の定めるところにより、鹿児島国際大学国際文化学部国際文化学科の学生及び科目等履修生とする。

第3条 日本語教員の認定を受けようとする者は、別表第1に定める授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

第4条 「削除」

第5条 日本語教員に関する科目において開設される「日本事情」「日本語演習」の修得単位は、所定の手続きを経て卒業に必要な単位数に算入することができる。

第6条 この課程に関する授業科目について所定の単位を修得した者は、本人の請求により修得した単位の証明を求めることができる。

第7条 この課程の履修希望者は、日本語教員養成課程履修願を提出し、同時に別表第2に定める履修費を納入しなければならない。

第8条 提出した書類及び履修費は、どのような理由があっても返還しない。

第9条 この規程の改廃は、学芸員等実習委員会、学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、別表第1（第3条関係）に限り、平成29年度以降に入学した学生から適用する。

別表第1（第3条関係） 日本語教員に関する科目

区 分	本 学 に お け る 授 業 科 目	単 位	年次 配当	所 属	最低修得 単 位 数
言 語 と 教 育	日 本 語 教 育 入 門	2	1	国 際 文 化 学 科	2単位
	日 本 語 演 習	2	2	日 本 語 教 員 養 成 課 程	2単位
	日 本 語 教 育 実 習	2	3	〃	2単位
	日 本 語 教 授 法 I	2	3	〃	2単位
	日 本 語 教 授 法 II	2	3	〃	2単位
	日 本 語 教 育 教 材 ・ 教 具 論	2	3	〃	8単位
言 語	言 語 学 入 門	2	1	国 際 文 化 学 科	
	日 中 比 較 言 語 学	2	1	〃	
	英 語 学 概 論	2	1	〃	
	日 本 語 学 概 論 I	2	1	〃	
	日 本 語 学 特 論 I	2	2	〃	
社会・文化・地域	日 本 文 化 史	2	1	〃	2単位
	日 本 事 情	2	2	日 本 語 教 員 養 成 課 程	
言 語 と 社 会	日 本 語 史	2	2	国 際 文 化 学 科	2単位
	日 本 語 と 日 本 文 化	2	1	〃	2単位
	異文化コミュニケーション論	2	1	〃	
	現 代 メ デ ィ ア 表 象 論	2	1	〃	
言 語 と 心 理	心 理 学	2	1	学 部 共 通 教 育 科 目	2単位
	発 達 心 理 学	2	2	社 会 福 祉 学 科	

別表第2（第6条関係）納入金及び納入方法

区 分	金 額	付 記
日本語教員養成課程履修費	10,000円	所定の手続きと同時に納入すること。

日本語特別プログラムに関する履修規程

(目 的)

第1条 本プログラムは、日本語を母語としない者が日本語に関する知識を学び、高度な日本語運用能力を身につけることができるよう、その学修を支援することを目的とする。

(履修対象者)

第2条 このプログラムを履修できる者は、外国人留学生とする。

(履修方法)

第3条 本プログラムを履修しようとする者は、本学学則第10条の定めにより、本規程別表第1に定める単位を修得しなければならない。

2 本プログラムの登録は、履修登録時及び履修登録変更時に行う。

(認 定)

第4条 本プログラム修了要件を満たした場合、「日本語特別プログラム修了」を認定する。

(単位の振替え)

第5条 本プログラムで修得した単位は、所属学科の共通教育科目若しくは専門教育科目の卒業単位として振替えることができる。

その手続き及び内容は別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成19年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生は、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、従前の規程による。なお、第6条に限り平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

別表第 1 (第 3 条関係) 日本語特別プログラムに関する科目

科目区分	授業科目	単位	年次配当	所 属	プログラム修了 所 要 単 位 数		
日本語特別 プログラム	日 本 語 入 門 I	2	1	学 部 共 通			
	日 本 語 入 門 II	2	1	〃			
	初 級 日 本 語 I	2	1	日 本 語 特 別 プ ロ グ ラ ム	4 単位	16単位 以 上	
	初 級 日 本 語 II	2	1	〃			
	中 級 日 本 語 I	2	1	〃			
	中 級 日 本 語 II	2	1	〃			
	上 級 日 本 語 I	2	1	〃			
	上 級 日 本 語 II	2	1	〃			
	日 本 語 講 読	2	1	〃			
	日 本 語 作 文	2	1	〃			
	日 本 語 教 育 入 門	2	1	国 際 文 化 学 部			
	日 本 語 と 日 本 文 化	2	1	〃			
	留学生のための日本事情 I	2	1	学 部 共 通			
	留学生のための日本事情 II	2	1	〃			
	日 本 語 学 概 論 I	2	1	国 際 文 化 学 科			
	日 本 語 学 概 論 II	2	1	〃			
	日 本 語 史	2	2	〃			
	日 本 文 化 史	2	1	〃			
	日 本 文 学 概 論	2	2	〃			

5. 既修得単位の認定及び 単位の授与に関する規程

既修得単位の認定及び単位の授与に関する規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）学則第20条第4項に基づき、本学に入学又は編入学した者で、それ以前に修得した単位については、本学で開講している科目と同一か若しくは関連を有するとみなされる科目について、本学で履修し修得した卒業所要単位として認定する（以下、この方法を「読替え」と称する）。

(1年次入学者の既修得単位の認定)

第2条 第1年次に入学した者については、30単位を読替える。

2 単位の認定対象科目が30単位を超える場合、経済学部、福祉社会学部及び国際文化学部については、人間教養科目、スポーツ・健康科目、外国語科目、専門教育科目の順に読替える。

(2年次編入学者の既修得単位の認定)

第3条 短期大学及び他大学での既修得単位は、31単位を上限として読替える。

(3年次編入学者の既修得単位の認定)

第4条 短期大学及び他大学での既修得単位は、62単位を上限として読替える。

(単位の授与)

第5条 本学の1年次に入学した者で、それ以前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、第2条に準じて単位を授与する。

2 本学に編入学した者で、それ以前に行った高等専門学校の課程又は専修学校の専門課程における学修については、第3条及び前条に準じて弾力的に単位を授与する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

平成11年4月1日改正規程から平成12年4月1日
改正規程までの附則は省略する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、本規程にある福祉社会学部と現代社会学科をそれぞれ社会学部と産業社会学科とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

6. 他の大学又は短期大学における 授業科目の履修に関する規程

他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する規程

平成29年9月27日制定

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学学則第18条第1項により、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）の学生が、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）において授業科目を履修する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(事前の協議)

第2条 他の大学等の授業科目の履修にあたっては、本学は、あらかじめ当該他の大学等との間で、次の各号について協議しなければならない。

- (1) 履修することのできる授業科目
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 聴講料等の費用
- (6) その他必要な事項

(資 格)

第3条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学の2年次以上の者で、本学に1年以上在学している者
- (2) 学費等を完納している者

(申 請)

第4条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の大学等が定める書類を添えて、履修願を学長に提出しなければならない。

(選考及び許可)

第5条 他の大学等の授業科目の履修については、教務委員会及び当該学生が所属する学部の教授会の審議を経て、当該他の大学等との協議に従って学長がこれを許可する。

(履修報告の義務)

第6条 他の大学等における授業科目の履修を終了した学生は、当該他の大学等の交付する単位修得証明書等を学長に提出しなければならない。

(履修の停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の大学等との協議のうえ、履修を停止することができる。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者
- (3) 学費等を完納していない者

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教務委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

7. 鹿児島国際大学における大学以外の教育施設等 における学修の単位の認定に関する規程

鹿児島国際大学における大学以外の教育施設等における 学修の単位の認定に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第19条の規定に基づき、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）の学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修（以下「大学以外の教育施設等における学修」という。）を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学修を評価し単位を与えること（以下「単位認定」という。）に関し必要な事項を定める。

（事前届出）

第2条 単位認定を受ける目的をもって大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に「大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定届出書」（別記様式第1）を教務部長に届け出るものとする。

（申請手続）

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として大学以外の教育施設等における学修が終了した直後に始まる学期の始めに、「大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書」（別記様式第2）に成績証明書その他必要書類を添えて、教務部長及び所属する学部長を経て学長に申請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、卒業判定に係る者が申請する場合は、卒業判定に係る学期の定期試験期間前までに申請するものとする。

（審査及び単位認定）

第4条 学長は、前条に規定する申請があった場合は、当該授業科目に関係する本学の教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、教務委員会及び教授会の審査を経て単位認定する。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行うことができる。

（申請者への通知）

第5条 学長は、単位認定の結果を、所定の手続きにより申請者に通知するものとする。

（雑 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関し必要な事項は、教務委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て学長が定める。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、教務委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定届出書

平成 年 月 日

教務部長 殿

指導教員確認欄

所 属 学 部 _____

学 籍 番 号 _____

申請者署名 _____

鹿児島国際大学学則第19条の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により届出ます。

記

1 認定を申請する単位

認定を申請する鹿児島国際大学の単位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の区分	授業科目名	単 位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	備 考

2 鹿児島国際大学学則第18条（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）及び第19条（大学以外の教育施設における学修）により既に認定を受けた単位

認定学部等	授業科目の区分	授 業 科 目 名	単位	認定年度

注 1：指導教員は、上記の申請を確認の上、確認欄に署名又は押印のこと。

注 2：TOEFL、TOEICの獲得した得点によって単位認定を受ける場合は、申請手続時において2年以内に獲得した得点を証明する成績証明書を添付して提出すること。

<参考>

鹿児島国際大学学則(抄)

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修

により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定についての必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書

平成 年 月 日

鹿児島国際大学長 殿

指導教員確認欄

所 属 学 部 _____

学 籍 番 号 _____

申請者署名 _____

鹿児島国際大学学則第19条の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により申請します。

記

1 認定を申請する単位

認定を申請する鹿児島国際大学の単位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修					
授業科目の区分	授業科目名	単 位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	評 価	備 考

2 鹿児島国際大学学則第18条（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）及び第19条（大学以外の教育施設における学修）により既に認定を受けた単位

認定学部等	授業科目の区分	授 業 科 目 名	単位	認定年度

3 添付書類

- ① 成績証明書
- ② 授業科目に係る講義要目を記載した書類
- ③ その他 _____

注1：指導教員は、上記の申請を確認の上、確認欄に署名又は押印のこと。

注2：TOEFL、TOEICの獲得した得点によって単位認定を受ける場合は、申請手続き時において2年以内に獲得した得点を証明する成績証明書を添付すること。

＜参考＞

鹿児島国際大学学則(抄)

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

3 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定についての必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

8. 単位互換制度・留学による 修得単位の認定に関する規程

単位互換制度・留学による修得単位の認定に関する規程

平成12年2月22日 制定

(単位互換制度による単位認定)

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第18条第3項に基づき、本学の学生が単位互換制度を利用して、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）で履修した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

第2条 本学において既に修得している単位の科目と同一内容の科目を他の大学等で履修し単位を修得した場合については、本学の卒業単位として重複認定することは、原則として、できないものとし、この場合の単位は卒業所要単位（以下「卒業単位」という。）以外の自由選択科目として認定する。

第3条 単位互換認定基準は、次の通りとする。

- (1) 他の大学等で修得した単位のうち、本学で開講している科目と同一か若しくは関連を有するとみなされる科目について、本学で履修し修得した卒業単位として認定する。（以下、この方法を「読替え」と称する。）
- (2) 他の大学等で修得した単位のうち、前号には該当しないが、卒業単位として認定することが教育上有益と認められる単位については、単位互換制度による単位として認定し、その科目名称を単位互換認定科目とする。
- (3) 前2号に該当しない単位は、卒業単位以外の自由選択科目の単位として認定する。
- 2 前項第3号における認定については、学生が本学の定める基準に該当する教職・資格課程科目の単位を他の大学等で修得した場合には適用しない。ただし、この場合の単位は、本学の教職・資格課程科目として認定する。

(留学による単位認定)

第4条 鹿児島国際大学学則第18条第3項に基づき、本学の学生が留学して修得した単位については、次の基準により本学において修得した単位として認定する。

- 2 本学の学生が外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位は、1年の留学の場合は30単位、半年の場合は15単位を上限として、本学の共通教育科目又は専門教育科目の卒業単位として認定する。
- 3 前項による単位認定は、「読替え」によるものとし、学生が卒業単位を充足できるように、できるだけ弾力的に対処する。
- 4 学生が第2項に定める上限単位数を超えて修得した単位は自由選択科目として認定する。
- 5 平成10年度以前の入学者については、本条にある共通教育科目を一般教育科目とする。

(認定できる単位数の上限)

第5条 この規程において認定できる単位数は、学則第18条、第19条及び第20条により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。ただし、第1条、第2条、第3条については平成10年度以前に入学した者には適用しない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の規程による。

9. 転学部・転学科に関する規程

転学部・転学科に関する規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学学則第27条第2項に基づき、転学部・転学科に関する規程を次のとおり定める。

(受入れ許可年次)

第2条 転学部・転学科を許可する受入れ年次は、2年次又は3年次とする。

(出願資格)

第3条 転学部・転学科を出願できる者は、次のとおりとする。

(1) 2年次に転学部・転学科を出願できる者は、本学に1年以上在学し、31単位以上修得した者又は修得見込みの者

(2) 3年次に転学部・転学科を出願できる者は、本学に2年以上在学し、62単位以上修得した者又は修得見込みの者

2 一度、転学部・転学科を許可された者は、再度出願することはできない。

(出願手続)

第4条 転学部・転学科を願い出る者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 転学部・転学科願 (本学所定のもの)

(2) 写真1枚

(選考試験)

第5条 出願した者に対して選考試験を行う。

2 選考試験に関しては別に定める。

(既修得単位の認定)

第6条 既修得単位の認定方法は、読替えのできるものは全て認定する。ただし、「保育士」養成課程科目への認定は、厚生労働省の通知に基づき認定する。

2 第1項における単位の認定については、学生が不利にならないようにできるだけ弾力的に対処する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

10. 科目等履修生に関する規程

科目等履修生に関する規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項に基づき、科目等履修生に関する規程を次のとおり定める。

(科目等履修生の種類)

第2条 科目等履修生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 科目履修生 1又は複数の授業科目を履修しようとする者をいう。
- (2) 課程履修生 教職課程、司書課程、社会福祉士国家試験受験資格、保育士養成課程、学芸員課程、日本語教員養成課程に開設されている1又は複数の授業科目を履修しようとする者をいう。

(出願資格)

第3条 科目等履修生として出願できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学則第14条の各号の一に該当する者。
 - (2) 教育職員免許状、学芸員又は日本語教員養成課程修了証書の資格の取得を目的とする者は、学士の学位又は称号を有する者。
 - (3) 司書、社会福祉士国家試験受験資格又は保育士の資格の取得を目的とする者は、大学に2年以上在学し62単位以上修得した者又は短期大学の卒業資格を有する者。
 - (4) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）に在籍する者は、在籍する高等学校長等（以下「高等学校長等」という。）により、授業科目を履修する学力があると推薦された者（以下「生徒」という。）
- 2 社会福祉士国家試験受験資格、教育職員免許状（幼稚園教諭一種、小学校教諭一種）及び保育士の資格取得については、別に定める。

(選考試験・許可)

第4条 出願した者に対しては選考試験を行い、履修を許可する。ただし、授業科目によっては履修を許可しないことがある。

- 2 選考試験に関しては別に定める。

(許可の時期・期間)

第5条 科目等履修生の許可は学期の始めとし、期間は学年度以内とする。

- 2 引き続き履修を希望する者はあらかじめ願い出て許可を受けなければならない。ただし、この場合には選考試験を免除することができる。

(出願手続)

第6条 履修を願い出る者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。

- (1) 科目等履修願（本学所定のもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書（生徒の場合、高等学校の調査書又は成績証明書）
 - (4) 健康診断書
 - (5) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）
 - (6) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
 - (7) 写真（縦4cm×横3cm）
 - (8) 生徒の場合、高等学校長等の推薦書（本学所定のもの）
- 2 本学大学院在学者の提出書類は、前項の(1)及び(3)とする。
 - 3 生徒の提出書類は、前項の(1)、(3)、(4)、(7)、(8)とする。
 - 4 本学大学院在学者及び生徒については、検定料は徴収しない。

(単位授与)

第7条 科目等履修生が授業科目を履修したときは、試験の上単位を与えるものとする。

- 2 科目等履修生が願い出たときは、成績証明書又は単位修得証明書を発行する。

(身分証明書の交付)

第8条 科目等履修生に科目等履修生証を交付する。ただし、履修期間が終了したとき又は履修を辞退したときは返還しなければならない。

(修業年限への不算入)

第9条 科目等履修生であった期間は、学則第28条に定める修業年限に算入しない。

(学則の準用)

第10条 科目等履修生には学則を準用するものとし、学則に違反したときは科目等履修生の許可を取り消すことがある。

(履修料)

第11条 科目等履修生は、所定の期日までに別に定める履修料を納入しなければならない。ただし、既納の履修料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

2 本学大学院在学者については、履修料は徴収しない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 委託生に関する規程（平成5年4月1日施行）及び聴講生に関する規程（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、本学大学院在学者に限り平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

11. 特別科目等履修生に関する規程

特別科目等履修生に関する規程

平成29年9月27日制定

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第30条の2第2項に基づき、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関し必要な事項を次のとおり定める。

(出願資格)

第2条 特別科目等履修生として出願することのできる者は、本学と協定を結んだ他の大学等に所属する学生とする。

(出願手続)

第3条 特別科目等履修生を志願する者は、定められた期日内に当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類により学長に願い出なければならない。

- (1) 特別科目等履修生願書（本学所定のもの）
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 当該他の大学等の学長の推薦書
- (6) その他本学が必要とする書類及び証明書等

2 前項にかかわらず、提出書類等が当該他の大学等との協定に定められている場合は、協定によるものとする。

(許 可)

第4条 特別科目等履修生の受入れの許可は、教務委員会及び教授会の審議を経て、学長が行う。

(受入れの時期・期間)

第5条 特別科目等履修生の受入れは学期の始めとし、期間は当該授業科目の実施期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、当該他の大学等との協議により、その期間を延長することができる。

(履修手続)

第6条 特別科目等履修生の履修に関しては、本学の履修規程を準用する。ただし、当該他の大学等との協定において履修について特別の定めがある場合は、この限りではない。

(特別科目等履修料等)

第7条 特別科目等履修生の検定料及び特別科目等履修料を徴収することができる。

2 前項にかかわらず、当該他の大学等との協定により定めがある場合には、検定料及び特別科目等履修料を免除することができる。

(身分証明書の交付)

第8条 特別科目等履修生に特別科目等履修生証を交付する。ただし、履修期間が終了したとき又は履修を辞退したときは返還しなければならない。

(単 位)

第9条 特別科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

2 授業科目の試験及び成績評価は、学則による。

3 授与した単位と成績は、特別科目等履修生の所属する他の大学等へ通知する。ただし、当該他の大学等との協定により特別の定めがある場合は、この限りではない。

(特別科目等履修生の許可の取消し)

第10条 学長は、特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、特別科目等履修生の許可を取り消すことがある。

（身分の喪失）

第11条 特別科目等履修生が当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

（学則の準用）

第12条 特別科目等履修生には、この規程に定めるもののほか学則を準用する。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、教務委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

12. 聽 講 生 規 程

聴 講 生 規 程

(趣 旨)

第 1 条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第30条第 2 項に基づき、聴講生規程を次のとおり定める。

(選考・許可)

第 2 条 本学の学生以外の者若しくは本学大学院在学者で、1 又は複数の授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上、聴講生として許可する。ただし、授業科目によっては聴講を許可しないことがある。

- 2 聴講生には単位を授与しない。
- 3 聴講生の選考に関しては別に定める。

(許可の時期・期間)

第 3 条 聴講の許可は、学期の始めとし、期間は学年度以内とする。

- 2 引き続き聴講を希望する者は、あらかじめ願い出て許可を受けなければならない。ただし、この場合には選考を免除して許可することができる。

(出願手続)

第 4 条 聴講を願い出る者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める選考手数料を納入しなければならない。

- (1) 聴講願（本学所定のもの）
 - (2) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）
 - (3) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
 - (4) 写真（縦 4 cm×横 3 cm）
 - (5) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）に在籍する者（以下「生徒」という。）の場合、在籍する高等学校長等（以下「高等学校長等」という。）の推薦書（本学所定のもの）
- 2 本学大学院在学者の提出書類は、前項の(1)及び(4)とする。
 - 3 生徒の提出書類は、前項の(1)、(4)、(5)とする。
 - 4 本学大学院在学者及び生徒については、選考検定料は徴収しない。

(身分証明書の交付)

第 5 条 聴講生に聴講生証を交付する。ただし、聴講期間が終了したとき又は聴講を辞退したときは、返還しなければならない。

(学則の準用)

第 6 条 聴講生には、学則を準用するものとし、学則に違反したときは聴講の許可を取り消すことがある。

(聴 講 料)

第 7 条 聴講生は、所定の期日までに別に定める聴講料を納入しなければならない。ただし、既納の聴講料は理由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 本学大学院在学者については、聴講料は徴収しない。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教務委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。ただし、本学大学院在学者に限り、平成11年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

13. 鹿児島県における大学等間の授業交流 (単位互換)に関する協定書

鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)に関する協定書

鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島国際大学、鹿児島純心女子大学、志学館大学、第一工業大学、鹿児島県立短期大学、鹿児島純心女子短期大学、鹿児島女子短期大学、第一幼児教育短期大学、鹿児島工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、次により授業交流（単位互換）を行うことに合意する。

（目 的）

第1条 この協定は、参加大学等が、それぞれの特色ある授業科目の相互活用を通じ、学生の関心や学習意欲に応じてその能力を十分に伸ばすことにより、国際的視野・教養を備えた多様な人材の育成を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 この協定の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 参加大学等は、「協力原理」の精神に基づいて授業協力を双方向的に実施し、県内全体における大学等の教育の充実を図る。
- (2) 参加大学等の創意工夫により、地域性や独自性豊かな特色ある授業科目を開発・提供し、授業内容をより豊かにして多様な学生の受講要求に応える。
- (3) 参加大学等の教育方針に基づいて編成される基本的な授業科目は、各々の大学等の責任において実施されるものであり、本授業交流（単位互換）が単に各参加大学等の基本的授業科目の不足を補うものにならない。

（呼 称）

第3条 この協定に基づき実施する授業交流（単位互換）は、「KRICEキャンパス鹿児島」と称する。
(Kagoshima Regional Intercollegiate Credit Exchange) 「KRICE」
鹿児島 地域 大学間 単位 互換

（受 入 れ）

第4条 参加大学等に在学する学生が、他の参加大学等が指定する授業科目を履修し単位の修得を希望するときは、授業科目を開設する大学、短期大学及び高等専門学校（以下「科目開設大学等」という。）は、当該学生を可能な限り受け入れる。

（受入れ学生の身分及び呼称）

第5条 参加大学等が受け入れる学生は、身分は「特別聴講学生」であり、「単位互換履修生」と称する。

（授業料等）

第6条 単位互換履修生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

（覚書及び実施要領）

第7条 この協定による授業交流（単位互換）を円滑に実施するため、覚書及び実施要領を定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までとする。

- 2 この協定は、有効期間満了日の90日前までに、参加大学等から文書による申し出がない限り、3年間延長するものとし、その後において期間満了するときもまた同様とする。

（疑義等の協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、参加大学等が協議して定める。

附 則

この協定は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年5月27日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年12月18日から実施する。

附 則

この協定は、平成26年4月1日から実施する。

14. 「大学地域コンソーシアム鹿児島」 に関する協定書

「大学地域コンソーシアム鹿児島」に関する協定書

大学地域コンソーシアム鹿児島（以下「コンソーシアム」という。）の正会員である、鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島国際大学、鹿児島純心女子大学、志学館大学、第一工業大学、鹿児島県立短期大学、鹿児島純心女子短期大学、鹿児島女子短期大学、第一幼児教育短期大学、鹿児島工業高等専門学校、放送大学鹿児島学習センター、（以下「会員」という。）は、以下の目的を達成するため、本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、鹿児島県内の高等教育機関（以下「県内高等教育機関」という。）及び関係公共団体が、相互に連携・協力し、高等教育の質的向上を推進することにより、地域の教育及び学術研究の充実・発展を図るとともに、魅力ある高等教育づくりと活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

（事 業）

第2条 会員は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内高等教育機関相互の教育分野における連携・協力に関する事業
- (2) 県内高等教育機関相互の研究分野における連携・協力に関する事業
- (3) 県内高等教育機関の教職員・学生の交流に関する事業
- (4) 県内高等教育機関と地域社会との交流及び連携に関する事業
- (5) 県内高等教育機関と初等・中等教育機関との連携に関する事業
- (6) その他コンソーシアムの目的達成に必要な事業

（実施方法）

第3条 本協定の実施運営については、大学地域コンソーシアム鹿児島規約、大学地域コンソーシアム鹿児島運営委員会規約及び大学地域コンソーシアム鹿児島事業部会設置要項に定めるとおりとする。

（そ の 他）

第4条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の条項について疑義が生じた場合は、会員が別途協議するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、各会員は、それぞれ押印の上、各1通を保有する。

15. 鹿児島国際大学外国人留学生規程

鹿児島国際大学外国人留学生規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）学則第32条に定める外国人留学生（以下「留学生」という。）に関する必要な事項については、別に定める場合を除き、この規程による。

(定 義)

第2条 この規程において留学生とは、出入国管理及び難民認定法別表1に定める「留学」の在留資格を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学部留学生 外国の国籍を有し、かつ、日本国外において教育を受けた者で、学士の学位を取得することを目的として本学に入学した者
- (2) 交換留学生 本学と交換留学の協定を締結した外国の大学に在籍する者で、本学の特定の授業科目を履修することを目的として本学に派遣された者

第2章 学 部 留 学 生

(入学資格)

第3条 学部留学生として入学することができる者は、外国の国籍を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 前号に準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者

(出 願)

第4条 学部留学生として入学を志願する者は、本学所定の入学願書及び入学試験に必要な提出書類に、別に定める入学検定料を添えて所定の期日までに、学長に願い出なければならない。

(入学試験)

第5条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関しては、別に定める。

(入学許可)

第6条 入学の許可は、教授会において選考の上、学長がこれを行う。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、次の各号に掲げる書類に所定の授業料等納入金（前期分）を添えて、所定の期日までに手続をしなければならない。

- (1) 身元保証人連署の入学誓書（所定用紙）
- (2) 卒業証明書及び成績証明書（ただし、出願時に「卒業見込証明書」を提出した者のみ。）
- (3) その他入学に必要な書類

2 前項による手続を行わない時は、学長はその者に対する入学の許可を取り消すことができる。

(証明書の提出)

第8条 学部留学生は、学長が必要と認めた時は、適法に日本国に在住し、学業に専念できることを証明するに足りる外国公館、又は日本国の官公署が発行する証明書を提出するものとする。

(入学時期)

第9条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(履修上の特例)

第10条 本学の教育課程において教育上有益と認める時は、学部留学生に履修上の特例を設けることができる。

(納入金)

第11条 学部留学生の授業料等納入金については、本学学則第37条、第38条の規程による。

(授業料の減免)

第12条 学部留学生で経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者には、授業料を減免することがある。

2 前項の授業料減免に関する規程については別に定める。

(学則等の遵守)

第13条 学部留学生は、特別の定めがない限り、本学学則及び学生に関する諸規程を遵守しなければならない。

第3章 交換留学生

(交換協定)

第14条 交換留学生の本学への受け入れは、あらかじめ外国の大学との間で締結された協定により行うものとする。

(入学許可)

第15条 入学の許可は、国際交流委員会において選考の上、教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

(入学時期)

第16条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は、学期の中途に入学させることがある。

(所属学部)

第17条 交換留学生の在籍学部・学科は関係する教授会の審議を経て決定する。

(授業科目の履修)

第18条 交換留学生の1年間の履修単位数は、50単位（各期25単位）までとする。

2 交換留学生の履修に関しては、所属する学部・学科の履修規程を準用する。

第4章 補 則

(細 則)

第19条 この規程に定めるものの他、留学生の取扱について必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、国際交流委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

16. 鹿児島国際大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

鹿児島国際大学私費外国人留学生の 授業料減免に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、「鹿児島国際大学外国人留学生規程」第12条に基づき、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生（以下「私費留学生」という。）に対して授業料を減免することによって、経済的負担を軽減し、学業の継続を援助することを目的とする。

(減免対象者)

第2条 減免の対象となる者は、本学に私費留学生として在籍し、経済的理由により修学が困難であると認められた者とする。

(申 請)

第3条 授業料の減免を希望する者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

(選 考)

第4条 授業料減免を実施する学生の選考については、前条の申請のあった者について、教授会の審議を経て、学長がこれを認定する。選考基準については別途定める。

(減免額及び期間)

第5条 授業料の減免は、前・後期それぞれに納入すべき授業料にこれを充当する。ただし、新入生の前期減免については、入学後行うこととする。

2 減免額は、前・後期それぞれの授業料（教育充実費等その他の納入金を除く）の30%とする。

3 減免期間は当該年度限りとする。ただし、次年度以降も申請することができる。

(認定の取消)

第6条 授業料減免の認定を受けた私費留学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料減免の認定を取り消すことができる。

(1) 学則に基づき退学、停学又は訓告の処分を受けたとき。

(2) 出席状況を勘案し、学業継続の意志がないと認められたとき。

(3) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められたとき。

(4) 留年したとき。ただし、病気その他やむを得ない事由によるときは、この限りではない。

(5) 経済的に恵まれていると認められたとき。

(6) 虚偽の申請があったと判明したとき。

(7) 休学したとき。

(8) その他減免の資格を失ったとき。

2 学生の認定の取消に関しては、教授会の議を経て、学長が取り消すものとする。

(返 還)

第7条 私費留学生が前条により減免の認定を取り消されたときは、すでに減免した授業料を返還させることができる。

(所管部署)

第8条 この規程に関する取扱事務は、学生部の所管とする。

(改廃手続)

第9条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度入学者の減免額は、前・後期それぞれの授業料（教育充実費等その他の納入金を除く）の25%とし、平成25年度以前の入学者については従前の規程による。

17. 學費等減免規程

HONORS 特待生入学試験に関する規程

平成23年11月24日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学学則（昭和35年1月20日制定）第15条に基づき、HONORS特待生入学試験による特待生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 HONORS特待生入学試験に出願できる者は、スポーツ・音楽・検定資格の分野で秀でた活動実績を有し、入学後本学での活躍が期待できる者とする。

(員数及び特典)

第3条 全学部・学科より各分野若干名とし、入学金及び4年間の授業料を次のとおり免除する。

(種類) A：入学金及び4年間の授業料全額免除

B：入学金及び4年間の授業料半額免除

C：入学金及び4年間の授業料1/4免除

2 検定資格の分野について、入学後、在学中に高次の検定資格を取得した場合は、上位の特典の種類に変更することができる。

(選考時期・方法)

第4条 HONORS特待生入学試験の募集は、別に定める。

(選考手続・決定)

第5条 HONORS特待生は、入試委員会が指名したHONORS特待生選考委員が推薦し、教授会の審議を経て、学長がこれを決定し、理事長に報告するものとする。

(資格喪失)

第6条 HONORS特待生が、次のいずれかの号に該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 退学、除籍等により本学学生としての身分を失ったとき

(2) HONORS特待生としての名誉を傷つけるような理由があったとき

(3) 前年度の活動実績・学業成績及び学生生活等が、HONORS特待生として不適格と認められたとき

(4) 定められた期限内に、当該年度の学費等（授業料を除く）が納入されなかったとき

2 前項によりその資格を失った者は、資格喪失日以降の授業料は納入しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 学長は、規程の改廃を行うときは、入試委員会及び大学評議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

入学試験成績優秀者の学費等減免規程

平成24年 5 月29日制定

(趣 旨)

第 1 条 鹿児島国際大学学則（昭和35年 1 月20日制定）第15条に基づき，入学試験成績優秀者の学費等減免に関する規程を次のとおり定める。

(減免対象者)

第 2 条 減免対象者は，本学が指定する入学試験において合格した者で成績優秀な者とする。

(員数および減免の種類)

第 3 条 減免対象者数は特に定めず，減免の種類は次のとおりとする。

- 【減免の種類】①入学金全額免除，初年度授業料全額免除
②入学金全額免除，初年度授業料半額免除
③入学金全額免除

(選考時期・方法および基準)

第 4 条 減免対象者の選考時期・方法および基準については，別に定める。

(選考手続・決定)

第 5 条 減免対象者の選考手続および決定は，各学部入学者判定委員会が推薦し，教授会の審議を経て，学長がこれを決定し，理事長に報告するものとする。

(資格喪失)

第 6 条 減免対象者が，定められた期限内に，入学手続を完了しなかったときは，資格を失うものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 学長は，規程の改廃を行うときは，入試委員会および大学評議会の審議を経て，理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は，平成25年 4 月 1 日から施行し，平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は，平成27年 4 月 1 日から施行する。

経済的理由等により修学困難な者に対する学費等減免規程

平成24年5月29日制定

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に入学又は在学する学生で、経済的理由等により修学困難な者に対する学費等減免に関する規程を次のとおり定める。

(減免対象者)

第2条 本学に入学する減免対象者は、経済的理由等により修学困難な者で、成績良好と認められる者とし、次のいずれかの基準に該当する者に限る。

- (1) 学生本人の家計支持者（父母、父母がいない場合は代って家計を支えている者）の1年間の合計所得金額が、別に定める家計基準以下となる者
- (2) 原則として入学前1年以内において、火災・風水害等の災害を受けた者
- 2 2年次以降に継続する減免対象者は、本学に減免決定者として入学し、成績良好と認められる者で、学生本人の家計支持者（父母、父母がいない場合は代って家計を支えている者）の1年間の合計所得金額が、別に定める家計基準以下となる者に限る。
- 3 緊急的事情等による減免対象者は、本学に在学する学生とし、別に定める。

(員数及び減免の種類等)

第3条 減免対象者数は、原則として各学年60名以内とし、減免する期間は、当該年度1カ年とする。なお、入学者は、入学金全額及び初年度授業料の半額を免除する。

- 2 2年次以降に継続する減免対象者は、毎年度申請を要し、採用された場合は、当該年度授業料の半額を免除する。
- 3 本学に入学する減免対象者数及び2年次以降に継続する減免対象者数が選考及び継続審査の結果、第1項に規定する人数に満たなかった場合は、当該年度の予算内で緊急的事情等の員数に充てるものとし、当該年度授業料の半額を上限に免除する。

(選考時期又は審査時期等)

第4条 本学に入学する減免対象者の選考時期及び基準については、別に定める。

- 2 2年次以降に継続する減免対象者の審査時期及び基準については、別に定める。
- 3 緊急的事情等による減免対象者の選考時期については、別に定める。

(選考又は審査及び決定)

第5条 本学に入学する減免対象者の選考については、入試委員会が推薦し、教授会の審議を経て、学長がこれを決定し、理事長に報告するものとする。

- 2 2年次以降に継続する減免対象者の審査については、学生委員会が推薦し、教授会の審議を経て、学長がこれを決定し、理事長に報告するものとする。
- 3 緊急的事情等による減免対象者の選考については、学生委員会が推薦し、教授会の審議を経て、学長がこれを決定し、理事長に報告するものとする。
- 4 前項に基づき、減免決定者となった者が、次年度以降も学費等減免を希望する場合は、2年次以降に継続する減免対象者の規定及び「経済的理由により修学困難な在学する学生に対する学費等減免の継続に関する細則」を適用する。

(資格喪失)

第6条 減免対象者が、次のいずれかの号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退学・除籍等により本学学生としての身分を失ったとき
- (2) 減免対象者としての名誉を傷つけるような理由があったとき

(規程の改廃)

第7条 学長は、規程の改廃を行うときは、入学する学生に関する規定は、入試委員会及び大学評議会、在学する学生に関する規定は、学生委員会及び大学評議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行し、平成29年度入学者から適用する。ただし、第 2 条第 2 項に定める家計基準を除く在学する学生に関する規定については、平成28年度以前に入学した学生にも適用する。

経済的理由により修学困難な在学する学生に対する学費等減免の継続に関する細則

平成28年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

第 1 条 経済的理由等により修学困難な者等に対する学費等減免規程（以下「規程」という。）に基づき、2 年次以降の継続に関する細則を次のとおり定める。

(家計基準)

第 2 条 規程第 2 条第 2 項に定める合計所得金額の家計基準は、原則として450万円以下とする。（家計支持者が 1 人の場合は350万円以下とする。）

(申請手続)

第 3 条 規程第 2 条第 2 項に基づき学費等減免の継続を申請する者は、学費等減免申請書、所得証明書等（所得証明書又はこれに代わる証明書）及び成績証明書を所定の期日までに提出しなければならない。

(審査時期及び基準)

第 4 条 規程第 4 条第 2 項に定める減免対象者の審査時期及び基準については、別表 1 に定める基準を満たす者とする。

(細則の改廃)

第 5 条 この細則の改廃を行うときは、学生委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

別表 1（第 4 条関係）

審 査 時 期	審 査 基 準	
年度末の所定の期間に継続申請を行い、当該年度の前期に審査し、決定する。なお、前年度の後期休学期間中は、継続申請を認めない。	①学則第28条に定める修業年限を超えない者。 ※通常の在学する学生 ②卒業所要単位数の合計修得単位数が、以下のとおりであり、かつ、前年度 GPAが1. 5以上であること。 ・在学 1 年35単位以上 ・在学 2 年65単位以上 ・在学 3 年95単位以上 ③①、②及び休学理由を参考に総合的に判断する。	※半期単位で休学した復学者 ②卒業所要単位数の合計修得単位数が、以下のとおりであり、かつ、通算GPAが1. 5以上であること。 ・在学1. 5年45単位以上 ・在学2. 5年75単位以上 ・在学3. 5年105単位以上 ③①、②及び休学理由を参考に総合的に判断する。

附 則

1 この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条に定める家計基準については、平成28年度以前に入学した学生は、改正前の「経済的理由等により修学困難な者に対する学費等減免に関する細則」の家計基準を適用する。また、第 4 条別表 1 のGPAについては、平成28年度入学者から適用する。

緊急的事情等により修学困難な在学する学生に対する学費等減免に関する細則

平成28年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 経済的理由等により修学困難な者等に対する学費等減免規程（以下「規程」という。）に基づき、鹿児島国際大学に在学する学生で、緊急的事情等による学費等減免に関する細則を次のとおり定める。

(減免対象者)

第2条 規程第2条第3項に定める減免対象者は、修学意欲があり、次の各号の一に該当する者で、事由が発生した日から1年を超えない期間内に免除を希望する者に限る。ただし、入学者については、原則として入学後に発生した事由からとする。

- (1) 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者の失業、破産、事故、病気若しくは死亡等により家計が急変した者
- (2) 火災、風水害等の災害を受けた者
- (3) その他やむを得ない事情により、家計が急変した者

(申請手続)

第3条 規程第2条第3項に基づき緊急的事情等により申請をする者は、学費等減免申請書、所得証明書等（所得証明書又はこれに代わる証明書）、前条に該当することを証明する書類及び成績証明書を前期は4月末又は6月末までに、後期は10月末又は12月末までに提出しなければならない。

(減免の方法)

第4条 規程第3条第3項に定める授業料の免除は、申請した月以降の納入期の授業料の半額を免除する。

(選考時期)

第5条 規程第4条第3項に定める選考時期は、前期は5月と7月、後期は11月と1月とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、学生委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年6月22日から施行する。

検定資格取得者に対する授業料減免規程

平成30年9月26日制定

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に在学する学生で、検定資格分野において在学中に顕著な業績を修めた学生に対する授業料減免に関する規程を次のとおり定める。

(減免対象者)

第2条 減免対象者は、本学入学後卒業予定の半期前までに、別に定める検定資格分野の資格を取得した者とする。

(減免の期間等)

第3条 減免する期間は、検定資格を取得した後に、申請を行った学期の翌期から卒業時までとする。

2 減免の種類は、別に定める。

(審査時期及び基準)

第4条 減免対象者の審査時期及び基準については、別に定める。

(審査及び決定)

第5条 減免対象者の審査については、学生委員会及び教授会の審議を経て、学長がこれを決定し、理事長に報告するものとする。

(特典の種類の変更)

第6条 減免対象者が、さらに高次の検定資格を取得した場合には、申請手続きを行い、別に定める減免の種類に基づき、上位の特典の種類に変更することができる。

(資格喪失)

第7条 減免対象者が、次のいずれかの号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退学・除籍等により本学学生としての身分を失ったとき
- (2) 減免対象者としての名誉を傷つけるような理由があったとき
- (3) 留年あるいは進級不可となったとき

2 前項によりその資格を失った者は、資格喪失日以降の授業料は納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

検定資格取得者に対する授業料減免に関する細則

平成30年9月26日制定

(趣 旨)

第1条 検定資格取得者に対する授業料減免規程（以下「規程」という。）に基づき、授業料減免に関する細則を次のとおり定める。

(減免の種類)

第2条 規程第3条第2項に定める減免の種類は次のとおりとする。

検定資格種類A：授業料全額免除

検定資格種類B：授業料半額免除

検定資格種類C：授業料1/4免除

(申請及び変更手続)

第3条 規程第3条及び第6条に基づき授業料減免を申請又は特典の種類を変更する者は、授業料減免申請書及び検定資格取得を示す証明書類を前期の場合は8月末までに、後期の場合は2月末までに学生課に提出しなければならない。

(審査時期及び基準)

第4条 規程第4条に定める減免対象者の審査時期は、毎年度前期末及び後期末とする。また、審査基準は、別表に定める検定資格を取得した者とする。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、学生委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表【検定資格分野】

検 定 資 格	種 類	検 定 資 格	種 類	検 定 資 格	種 類
個 人		個 人		個 人	
実用英語技能検定1級 TOEFL iBT 90点以上 TOEIC 870点以上 IELTS 6.0以上 日商 簿記検定1級 全経 簿記能力検定上級 日本語検定1級 韓国語能力試験(TOPIK)5級以上 中国語検定試験準1級以上	A	実用英語技能検定準1級 TOEFL iBT 80点以上 TOEIC 740点以上 IELTS 5.5 日本語検定準1級認定 日本漢字能力検定1級 韓国語能力試験(TOPIK)4級 中国語検定試験2級 FP技能検定1級	B	実用英語技能検定2級 TOEFL iBT 61点以上 TOEIC 550点以上 IELTS 5.0 日商 簿記検定2級 全経 簿記能力検定1級 日本語検定2級 日本漢字能力検定準1級 韓国語能力試験(TOPIK)3級 中国語検定試験3級 FP技能検定2級	C

※外国人留学生の母国語による語学検定資格取得は対象外とする。

18. 学生生活に関する規程

特待生に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学学則第39条第2項に基づき、特待生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 この規程において「特待生」とは、鹿児島国際大学の学生であって、学業、人物及び健康が何れも優れ、他の学生の模範でなければならない。

(員数及び特典)

第3条 特待生は、原則として毎年度各学年・各学科1名とし、その年度の授業料を免除する。

(選考時期・方法)

第4条 特待生は、毎年度後期に、前年次の成績等によって選考される。ただし、第1年次の場合は、当該年次の前期の成績等によって選考される。

(選考手続)

第5条 特待生は、学生部長の推薦した者の中から、教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(期 間)

第6条 特待生の期間は、当該年度1ヵ年とする。

(選考の場合の特則)

第7条 特待生は、引続き選考されても、また他のいかなる奨学生であってもさしつかえない。

(資格喪失)

第8条 特待生が、次のいずれかの号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退学、除籍等により本学学生としての身分を失ったとき
- (2) 特待生としての名誉を傷つけるような理由があったとき
- (3) 休学期間中
- (4) 定められた期限内に、当該年度の学費等が納入されなかったとき

2 前項により資格を失った者は、授業料免除を取消され全額納入するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程（昭和52年3月18日改正）は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、第8条(4)に限り、平成23年度以降に編入学した者にも適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

特別奨学生に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学学則第40条第2項に基づき、特別奨学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 特別奨学生として出願できる者は、日本学生支援機構その他の奨学生を兼ねることはできるが、特待生の学生はこれを適用しない。

2 学部留学生に係る特別奨学生の規程は、別に定める。

(奨学金の額)

第3条 特別奨学生に対する奨学金の額は、別に定める。

2 特別奨学生の奨学金は、給費とする。

(募集時期)

第4条 特別奨学生の募集は、毎年度後期とする。

2 募集の方法は、学生課の掲示板に公示する。

(採用人員)

第5条 特別奨学生の採用人数については、別に定める。

(選考手続)

第6条 特別奨学生は、出願者の中から学生部長が推薦し、教授会の審議を経て、学長が決定する。

2 前項の決定の時期は、後期とする。

(期 間)

第7条 特別奨学生の奨学金を支給する期間は、当該年度1カ年とする。ただし、毎年度出願することができる。

(資格喪失)

第8条 特別奨学生が、次のいずれかの号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退学、除籍等により本学学生としての身分を失ったとき
- (2) 特別奨学生としての名誉を傷つけるような理由があったとき
- (3) 休学期間中
- (4) 定められた期限内に、当該年度の学費等が納入されなかったとき

2 前項により資格を失った者は、給費された奨学金を全額返還するものとする。

(細 則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、第8条(4)に限り、平成23年度以降に編入学した者にも適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

特別奨学生に関する細則

昭和63年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この細則は、特別奨学生に関する規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、特別奨学生に関する施行について必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 特別奨学生への奨学金の支給額は、当該年度の学費（授業料）の半額相当とする。

2 前項の学費には、入学金・教育充実費は含まない。

(支給方法)

第3条 特別奨学生の奨学金は、年1回一括して支給する。

(採用人員)

第4条 規程第5条に定める採用人員は、16名とする。

(申 請)

第5条 規程第4条第2項の公示をうけて特別奨学生を申請する者は、特別奨学生申請書・成績証明書・所得証明書を所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

(選 考)

第6条 出願者の中から分野毎に下記選考基準を満たす者を選出する。ただし、出願時において卒業見込みであることを条件とする。

2 選考にあたっては、前項で選出した者の中から別に定める各分野の採用枠をもって、本細則第4条に規定する採用人員の範囲内で選考する。

(選考基準)

		学 業 成 績		家 計 状 況	業 績
		平 均 点	最低修得単位数		
A 分 野	成績優秀でかつ 就学困難な者	当該学科・学年 において、平均 点の順位が上位 5%以内の者	【学部学生】 1年生は前期、2年生・ 3年生は前年度に履修で きる総単位数の8割程度 とする。ただし、4年生 については前年度に履修 できる総単位数の7割程 度とする	・世帯主の年収が 中程度以下の者 ※詳細については、 別に定める ・家庭の特殊事情 による者	特に問わない
B 分 野	体育・学術文化 活動または社会的 活動で優れた 業績のあった者	特に問わない	【学部学生】 年間（1年生は前期）に 履修できる総単位数の7 割程度とする	特に問わない	・個人あるいは団体で県 内、全国レベルで著し い業績のあった者 ※詳細については、別に 定める ・学友会活動等のリーダー として著しい業績のあつ た者 ・各団体から業績により 表彰された者 ・特に優れた業績のあつ た者

(注) 1 学業については、前年度の成績とする。（ただし、1年生及び編入生については前期の成績とする。）

2 業績については、前年度の実績とし、B分野のうち「体育・学術文化活動及び学友会活動」は継続して活動していることを条件とする。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、学生委員会、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければな

らない。

附 則

この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

特別奨学生（学部留学生）に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、特別奨学生に関する規程第2条第2項に基づき、学部留学生（正規の外国人留学生）に係る特別奨学生に関し必要な事項を定めるものとする。

（資 格）

第2条 特別奨学生（学部留学生）として出願できる者は、成績優秀でありながら経済的に就学困難な者とする。ただし、特待生及び他の給付制の奨学金等を受給している学生はこれを適用しない。

（奨学金の額）

第3条 特別奨学生（学部留学生）に対する奨学金の額は、別に定める。

2 特別奨学生（学部留学生）の奨学金は、給費とする。

（募集時期）

第4条 特別奨学生（学部留学生）の募集は、毎年度後期とする。

2 募集の方法は、学生課の掲示板に公示する。

（採用人員）

第5条 特別奨学生（学部留学生）の採用人数は、毎年度4名とする。

（選考手続）

第6条 特別奨学生（学部留学生）は、出願者の中から学生部長が推薦し、教授会の審議を経て、学長が決定する。

2 前項の決定の時期は、後期とする。

（選考方法）

第7条 特別奨学生（学部留学生）は、前年度の成績等によって選考される。ただし、第1年次の場合は、当該年次の前期の成績等によって選考される。

2 選考にあたり、体育・学術文化活動及び社会的活動における優秀な業績を加味することができるものとする。

（期 間）

第8条 特別奨学生（学部留学生）の奨学金を支給する期間は、当該年度1ヵ年とする。ただし、毎年度出願することができる。

（資格喪失）

第9条 特別奨学生（学部留学生）が、次のいずれかの号に該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退学、除籍等により本学学生としての身分を失ったとき
- (2) 特別奨学生（学部留学生）としての名誉を傷つけるような理由があったとき
- (3) 休学期間中
- (4) 定められた期限内に、当該年度の学費等が納入されなかったとき

2 前項により資格を失った者は、給費された奨学金を全額返還するものとする。

（細 則）

第10条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、従前の規程による。なお、第9条(4)に限り、平成23年度以降に編入学した者にも適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

特別奨学生（学部留学生）に関する細則

（趣 旨）

第1条 この細則は、特別奨学生（学部留学生）に関する規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、特別奨学生（学部留学生）に関する施行について必要な事項を定めるものとする。

（支 給 額）

第2条 特別奨学生（学部留学生）への奨学金の支給額は、当該年度の学費（減免後の授業料）の半額相当とする。

2 前項の学費には、入学金・教育充実費は含まない。

（支給方法）

第3条 特別奨学生（学部留学生）の奨学金は、年1回一括して支給する。

（申 請）

第4条 規程第4条第2項の公示をうけて特別奨学生（学部留学生）を申請する者は、特別奨学生（学部留学生）申請書・成績証明書・所得証明書を所定の期日までに学生課に提出しなければならない。

（選 考）

第5条 規程第2条及び第7条に基づき、出願者の中から下記基準に該当する者を、規程第5条の採用人員の範囲内で選考する。

（選考基準）

学 業 成 績		家 計 状 況	業 績
平 均 点	最 低 修 得 単 位 数		
80点程度	1年生は前期、2年生・3年生は前年度に履修できる総単位数の8割程度とする ただし4年生については前年度に履修できる総単位数の7割程度とする	・経済的に就学困難な者	選考にあたり複数のものを同レベルと判断する場合は、体育・学術文化活動及び社会的活動における優秀な業績を加味することができる

（注）業績については、前年度の実績とする。

附 則

この細則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成18年7月26日より施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月18日から施行する。

鹿児島国際大学学生国外留学規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）学則第22条に基づき、本学学生の国外への留学について必要な事項を定める。

2 本学の学生が、休学して国外で学修する場合及び本学教育課程の英語及び第二外国語の研修の場合は、この規程を適用しない。

(留学の定義)

第2条 この規程による留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本学と協定している外国の大学（以下「協定校」という。）へ、本学の許可を得て留学する場合

(2) 協定校以外の外国の大学へ、本学の許可を得て留学する場合

2 前項第1号により留学する学生を交換留学生、第2号により留学する学生を認定留学生という。

(留学の出願資格)

第3条 留学を希望する者は、本学に1年以上在学し、所定の単位を修得しておかなければならない。

(出願の手続)

第4条 留学を希望する者は、所定の様式により、学長に願い出なければならない。

(留学の決定)

第5条 本学が留学を希望する者を選考のうえ留学させるときは、国際交流委員会及び当該学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(留学の期間)

第6条 留学期間は、1年又は半年とする。

2 留学期間の始期は4月1日又は10月1日、終期は3月31日又は9月30日とし、これらの日の前後に出国又は帰国する場合、いずれかの日に読みかえることとする。

(単位の認定)

第7条 留学期間中に修得した授業科目の単位の認定は、別に定める。

(留学の取り消し)

第8条 留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、国際交流委員会及び当該学部教授会の審議を経て学長は留学を取り消すことができる。

(1) 留学先において成業の見込みがない者

(2) 本学の学費の納入を怠った者

(3) 留学生としてふさわしくない行為を行った者

(4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(学費の減免)

第9条 学費の減免は、別に定める。

(支 援 金)

第10条 支援金は、別に定める。

(交換留学生への特例)

第11条 交換留学生の取扱については、大学間協定の内容に基づき、特別の取扱をすることがある。

(施行細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、施行細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、国際交流委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得

なければならない。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学学生国外留学規程施行細則

（学費の減免）

第1条 認定留学生の中で、特に学力・人物が優れている場合、留学期間中の鹿児島国際大学の授業料を減額又は免除する。

（支援金）

第2条 交換留学生及び認定留学生には、留学生支援金を給付することができる。

- 2 前項の給付は、特に学力・人物が優れている者について行う。
- 3 第1項の給付は、国際交流委員会の審議を経て、学長が決定する。

（留学生の募集及び選考）

第3条 留学生の募集及び選考は、企画・国際課が募集を立案・実施し、国際交流委員会が選考する。

- 2 選考は書類審査、語学試験（留学先の言語）及び面接試験による。
- 3 留学生は、国際交流委員会及び当該学部教授会の審議を経て学長が決定する。

（出国の準備）

第4条 留学生は、企画・国際課が行う留学の準備に関するオリエンテーションを受け、留学に必要な手続きを行わなければならない。

（学習状況報告書）

第5条 留学生は、留学期間中、毎月所定の学習状況報告書を企画・国際課を通じて、当該学部の学部長に提出しなければならない。

（帰国届の提出）

第6条 留学生は、定められた期間内に帰国し、帰国後速やかに所定の帰国届を企画・国際課を通じて、当該学部の学部長に提出しなければならない。

- 2 留学生は帰国後、単位認定願を企画・国際課を通じて、教務部に提出しなければならない。
- 3 留学生は、定められた期間内に帰国できないときは、あらかじめ帰国変更届を企画・国際課を通じて、当該学部の学部長に提出しなければならない。

（施行細則の改廃）

第7条 この施行細則の改廃は、国際交流委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この施行細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成28年4月1日から施行する。

除籍及び復籍に関する規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第25条第3項に基づき、除籍及び復籍に関し必要な事項を定める。

(除 籍)

第2条 本学学生で、次の各号の一に該当する者は教授会の審議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料及び教育充実費を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (2) 学則第17条第4項及び第28条に定める在学年限を超えた者
- (3) 学則第23条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者

2 前項第1号に該当する場合を除き、除籍された者の復籍は、これを認めない。

3 除籍された日については、別表Ⅰの定めるところによる。

(督 促)

第3条 前条第1項第1号に定める督促は、所定の期日までに授業料及び教育充実費を納付しない者について、本人及び当該保証人あて文書で行うものとする。

(復 籍)

第4条 第2条第1項第1号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から3週間以内に限り、これを許可することがある。

(復 籍 願)

第5条 前条の復籍を希望する者は、滞納している授業料等を納付した上で、所定の復籍願に復籍手数料を添えて提出しなければならない。

2 復籍手数料については、別表Ⅱの定めるところによる。

(許 可)

第6条 復籍の許可は、教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

(復籍年月日)

第7条 復籍を許可された者の復籍年月日は、除籍された日の翌日とする。

(定期試験の受験)

第8条 第4条に定める期間内に第5条に定める手続きを行う見込みのある者は、学生部長の許可を得て、試験を受験できる。ただし、単位の認定は第6条の許可を受けた後に行う。なお、第4条に定める期間内に第5条に定める手続きが完了しなかった者については、定期試験の受験を無効とする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅰに限り、平成22年度以前入学者および平成22年度以前編入学者は従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条については、平成26年度以前の入学者にも適用する。

別表Ⅰ（第2条関係）除籍された日

事 項	除 籍 さ れ た 日
授業料及び教育充実費を滞納し、督促してもなお納付しない者	(1) Ⅰ・Ⅲ期学費未納者納付期限日の3ヵ月後 (2) Ⅱ・Ⅳ期学費未納者納付期限日の1ヵ月後
在学年限を超えた者	除籍された年度の9月30日又は3月31日
休学許可者で、休学期間満了時までに復学できない者	休学期間満了年度の9月30日又は3月31日
死亡の届け出があった者	死亡日

別表Ⅱ（第5条関係）手数料

区 分	金 額
復 籍 手 数 料	3,000円

再入学に関する規程

(趣 旨)

第1条 鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第26条第3項に基づき、再入学に関し必要な事項を定める。

(再 入 学)

第2条 本学に在学し正当な理由により退学した後、再入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 学則第25条第1項第1号に該当して除籍された日から1ヵ月を超えた後、再入学を希望する者があるときも、前項と同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかの号に該当する者については、再入学を許可しない。

(1) 学則第41条の規定による退学者

(2) 学則第25条第1項第2・3・4号の規定による除籍者

(出願手続)

第3条 再入学を希望する者は、所定の再入学願その他の書類に再入学手数料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 再入学手数料については、別表の定めるところによる。

(許 可)

第4条 再入学の許可は、教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

2 選考方法等については、別に定める。

(再入学手続)

第5条 再入学を許可された者は、所定の期日までに学則第16条に定める手続きを行い、また、所定の授業料等を納付しなければならない。

(再入学年月日)

第6条 再入学を許可された者の再入学年月日は、再入学する年度の4月1日又は10月1日とする。

(再入学する学部等)

第7条 再入学を許可された者は、退学・除籍時の学部、学科に再入学するものとする。

2 再入学を許可された者の再入学の学年は、次条に定める在学期間の認定に基づいて決定する。

3 再入学後の授業料等は、再入学した学部、学科、学年と同額とする。

4 退学し、あるいは除籍されていた期間は在学年数に通算しない。

(既修得単位等の認定)

第8条 再入学を許可された者の既修得単位並びに在学期間については、審査のうえ、その一部又は全部を認定する。

(修学条件)

第9条 再入学を許可された者は、半期以上在学し所定の単位を修得しなければならない。

(学則適用)

第10条 再入学者には原則として再入学した学部、学科、学年の学生と同様の学則及び規程を適用する。

(再入学回数)

第11条 再入学は原則として、同一人について一回しか認めない。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係） 手 数 料

区 分	金 額
再 入 学 手 数 料	5,000円

鹿児島国際大学学生相談室規程

第1章 総 則

（設 置）

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に学生相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

（目 的）

第2条 相談室は、本学に在籍する学生の相談に応じ、必要な活動を通じて心身ともに健康な学生生活の実現に寄与することを目的とする。

（業 務）

第3条 前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 学生及びその家族からの相談に応じること。
- (2) 必要な助言指導を与えること。
- (3) 適切な専門機関等を紹介すること。
- (4) 学生相談に関する調査研究を行うこと。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

（事 務）

第4条 相談室の事務は、学生部において行う。

第2章 相 談 員

（設 置）

第5条 相談室に若干名の相談員を置く。

（委 嘱）

第6条 相談員は、学生委員会が本学専任教員又は学外専門家のなかから推薦し、各学部教授会の審議を経て学長が委嘱する。

（任 期）

第7条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（報 酬）

第8条 相談員の報酬については、別に定める。

第3章 運 営

（会 議）

第9条 相談室の運営に関する重要事項は、学生委員会及び各学部教授会の審議を経て、学長が承認するものとする。

2 学生委員会は、必要に応じて相談員の出席を求めることができる。

（連 絡）

第10条 学生部と相談員は、連絡を密にし、情報の交換・意思の疎通をはかる。

第4章 学 生 相 談

（相 談 日）

第11条 相談員が学生相談に応ずる期間・曜日・時間等は、学生委員会の承認を得るものとする。

（守秘義務）

第12条 相談員は、業務上知り得た個人の秘密を厳守しなければならない。その職を退いた後も、また同様

とする。

(費 用)

第13条 原則として来談者からは、費用を徴収しない。

第5章 改 廃

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学におけるハラスメントに関する規程

（趣旨・目的）

第1条 ハラスメントのない大学で学び・働くことはわたくしたちの権利である。鹿児島国際大学（以下「本学」という）はその構成員の基本的な人権を尊重する。

この規程は、本学におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定め、本学の教職員及び学生等の教育、研究又は就労若しくは就学における環境等を保護することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において用いられる用語の定義は、次のとおりである。

（1）構成員

学生（大学院生、学部生、外国人留学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生等本学で教育を受けるすべての者を含む。）及び教職員（常勤・非常勤教職員並びに本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者等を含む。）をいう。

（2）セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等を不快にさせる性的な言動。

（3）アカデミック・ハラスメント

教職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就労上の不適切な言動。

（4）パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動。

（5）その他のハラスメント

（2）、（3）、（4）以外に基本的人権を損なう構成員の間の不適切な言動や態度。

（6）ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の就労上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上の又は学生等が就学上の不利益を受けること。

（構成員の責務）

第3条 構成員は、ハラスメントのない就労、就学の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

2 構成員はこの規程に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、ハラスメント委員会の活動に協力しなければならない。

（相談等への対応）

第4条 教職員及び学生等（代理人または第3者を含む）からのハラスメントに関する相談等に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は学生相談室の相談員に加えて、各研究科・学科及び課より男女各1名ずつを選ぶ。

3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（相談員の責務等）

第5条 相談員は、相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び当該教職員又は学生等（以下「相談者」という。）に対し、助言を行う。

2 相談員は、当該相談等の内容に応じて、ハラスメント委員会に事実関係等の調査並びに調停案の策定及び調停（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

3 相談員は、当該相談等を受けたハラスメントの内容等が深刻で、かつ相談者に対する緊急の保護措置が必要と認めるときは、当該部局の長に対し、緊急の保護措置を講じることを求めることができる。

（ハラスメント委員会）

第6条 ハラスメント委員会は、（1）ハラスメント防止を促進する研修会を開き、（2）必要に応じて外部の専門家を加えた調査委員会及び調停委員会を設け、その結論を受けて適切かつすみやかな措置を講じる。

第7条 ハラスメント委員会は、次の者で構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 教育職員 2 名
 - (4) 事務局長
 - (5) 事務職員 2 名
 - (6) 外部の専門家 2 名
- 2 委員長は学長とし、副委員長は副学長 1 名及び事務局長とする。
 - 3 第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号の委員は学長が選任し委嘱する。
 - 4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持等)

第 8 条 相談員並びにハラスメント委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得たことを他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 9 条 構成員は、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事 務)

第10条 この規程に関する事務は総務課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島国際大学学生懲戒規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学学則（以下「学則」という。）第41条第5項及び鹿児島国際大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条に基づき、学生の懲戒の手續に関して適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒対象行為の内容、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行わなければならない。

2 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(懲戒の対象とする者)

第3条 この規程において、懲戒の対象とする「学生」とは、正規学生、研究生、科目等履修生、聴講生、委託生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生をいう。

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び譴責とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
- (2) 停学 有期または無期とし、この間の登校を禁止する。
- (3) 謹慎 一定期間の登校を禁止する。
- (4) 譴責 文書をもって注意を与え、将来を戒める。

2 前項第2号の停学の期間は、有期にあつては6ヵ月未満、無期にあつては6ヵ月以上とし、在学年限及び修業年限には含まないものとする。ただし、3ヵ月未満の短期の場合には、在学年限及び修業年限に含めることができる。

(懲戒の発議)

第5条 懲戒の対象となり得る学生の行為があつた場合、学生部は遅滞なく当該学生等への事情聴取等を行い、その事実認定、内容について調査検討し、その結果を学生委員会の審議を経て当該教授会及び学長に報告する。

2 学長は、懲戒の対象となり得る行為と判断した場合は、懲戒委員会を招集する。

(弁 明)

第6条 前条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が心身の故障、身柄の拘束等その他の事由により、口頭による意見陳述ができない場合は、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。

(懲戒委員会)

第7条 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 副学長
- (3) 関係学部長
- (4) 学生総合支援センター長
- (5) 学生部長
- (6) 事務局長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 委員長は学長とし、その議長となる。

3 委員会に関する事務は、学生部が行う。

(懲戒処分の審議・決定)

第8条 懲戒委員会は、当該教授会の意見を聴取するとともに、懲戒の対象となり得る行為に係る懲戒処分の可否について審議し、懲戒処分が相当であると判断した場合は、懲戒処分の種類及び内容に関する審議結果を学長に報告する。

2 学長は、報告に基づき懲戒処分を決定し、当該教授会に報告する。

（懲戒処分のお知らせ及び告示）

第9条 学長が懲戒処分を決定した場合は、当該学生及び保証人に対し、文書により通知する。

2 学長は、一般学生に周知するために学内掲示板に告示する。ただし、氏名等は明記しないものとする。

（懲戒処分と自主退学）

第10条 学長は、懲戒の対象となり得る行為があった場合には、当該学生からの自主退学の申出は、原則として受理しないものとする。

（読 替）

第11条 この規程の大学院生への適用については、「当該教授会」を「当該研究科会議」に、「関係学部長」を「関係研究科長」に読み替えるものとする。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の審議を経て学長の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者にも適用する。

鹿児島国際大学附属図書館利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学附属図書館規程第5条に基づき、鹿児島国際大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教職員（非常勤講師を含む。）
- (2) 本学の大学院生・学部生（聴講生・科目等履修生等を含む。）
- (3) その他館長の許可を受けた者

(利用手続)

第3条 利用者は、図書館を利用するときは、次の各号に掲げる書類を携帯し、必要に応じて係員に提示しなければならない。

- (1) 本学の教職員 身分証明書
- (2) 本学の大学院生・学部生 学生証等
- (3) その他館長の許可を受けた者 閲覧許可証・図書館利用者証あるいは学生証等

2 前項第3号に規定する閲覧許可証及び図書館利用者証は、所定の手続きを経て館長が交付する。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 通常期
月曜日～金曜日 8：30～20：00
土曜日 8：30～16：00
- (2) 試験期（試験前2週間から期間終了まで）
月曜日～金曜日 8：30～21：00
土曜日 8：30～19：00
- (3) 長期休業期間（春季休業、夏季休業および冬季休業）
月曜日～金曜日 8：30～17：00
土曜日 8：30～12：30

2 館長は、必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休 館 日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学学則に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間中の特定日

2 館長は、必要があると認めたときは、臨時に休館又は開館することができる。

(閱 覧)

第6条 利用者は、所定の閲覧室において、図書を閲覧することができる。

2 開架図書の閲覧は、利用者が自由に行うことができる。

3 閉架図書の閲覧は、教職員及び非常勤講師にあっては、原則として自由に行うことができるが、それ以外の者については、書庫利用申込書に必要事項を記入のうえ閲覧することができる。ただし、入室に際しては、所持品等は、持ちこむことはできない。

4 館長は、必要により図書の閲覧を制限することができる。

(貸 出)

第7条 図書の貸出を受けようとするときは、身分証明書、学生証等及び図書館利用者証を提示し、貸出す図書とともに、係員に提出しなければならない。

2 第2条第3号に該当する者は、原則として貸出を受けることはできない。

(館外貸出)

第8条 図書の貸出冊数及び期間は、次の限度による。

- (1) 本学の教職員 5冊以内 14日以内
- (2) 本学の大学院生 15冊以内 14日以内

- (3) 本学の学部生 5冊以内 14日以内
- 2 前項の規定にかかわらず、学部生は、卒論などに必要であるものに限り、5冊以内の特別貸出をすることができる。また、長期休業期間は、貸出冊数及び期間を変更することができる。
 - 3 専任教員は、学術研究上必要と認めたときは、冊数及び期間の制限を設けずに貸出することができる。
 - 4 貸出期間満了後引き続き同一図書を貸出すときは、他に閲覧貸出希望者がいない場合に限り、さらに2回まで貸出更新をすることができる。
 - 5 貸出期間の図書であっても、館長が必要と認めたときには、返却をもとめることができる。

(貸出禁止図書)

第9条 次に掲げる図書は、貸出すことはできない。

- (1) 貴重図書及び参考図書
 - (2) 視聴覚資料
 - (3) 未製本雑誌及び新聞
 - (4) コレクションの図書
- 2 館長が、必要であると認めたときは、所定の手続きを経て貸出することができる。

(注意事項)

第10条 貸出を受けた図書は、期限内に返却しなければならない。

- 2 貸出を受けた図書を、他に転貸してはならない。

(返 却)

第11条 次の各号の一に該当するときは、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

- (1) 図書館から返却請求があったとき。
- (2) 教職員が退職及び休職するとき。
- (3) 学生が卒業、休学、退学するとき、又は除籍もしくは停学に処せられたとき。

(遵守事項)

第12条 図書館においては、係員の指示に従わなければならない。

(弁 償)

第13条 図書を汚損又は紛失した場合は、利用者は、同一の資料をもって弁償しなければならない。ただし、入手が困難な場合には、代価相当額の金銭をもって弁償するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、図書館運営委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 コレクションの利用については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学情報処理センター利用規則

(目 的)

第1条 この規則は、鹿児島国際大学情報処理センター規程第8条に基づき、情報処理センター（以下「センター」という。）の効果的な利用および管理運営を円滑にするためにこれを定める。

(利用資格)

第2条 このセンターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島国際大学の教職員および学生（大学院生・交換留学生・科目等履修生を含む。）
- (2) 津曲学園の教職員でセンター所長が認めた者
- (3) その他センター所長が必要と認めた者

(利用手続)

第3条 鹿児島国際大学の授業および研究、研修に伴う利用については、その責任者があらかじめ利用計画をセンター所長に提出しなければならない。

第4条 利用者は、センター利用申込書に所定の事項を記入のうえ、センター所長に申し込まなければならない。

(利用時間および計算機の利用経費)

第5条 センターの利用時間および利用経費については、別に定める。

第6条 学生の利用負担金については、別に定める。

(そ の 他)

第7条 その他センター利用に関することは「情報処理センター利用案内」のとおりとする。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、情報処理委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設規程

（設 置）

第1条 鹿児島国際大学国際文化学部の附属施設として、博物館法第29条および博物館法施行規則第1条に基づき、鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設（以下「博物館実習施設」という。）を設ける。

（目 的）

第2条 博物館実習施設は、教育及び学術研究ならびに地域文化の発展に寄与することを目的とする。

（位 置）

第3条 博物館実習施設（別称 考古学ミュージアム）は、鹿児島市坂之上8丁目34番1号に置く。

（職 員）

第4条 博物館実習施設には、次の職員を置く。

- (1) 博物館実習施設長
- (2) 学芸員
- (3) 事務職員

2 学芸員は専門職員をもって充てる。

（博物館実習施設長）

第5条 博物館実習施設長（以下「施設長」という。）は、博物館実習施設を代表し、博物館実習施設の業務を統括する。

2 施設長は原則として教授から選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（学 芸 員）

第6条 学芸員は、博物館資料の収集、整理、保管、展示、調査研究活動及び博物館実習、その他これらに関する業務を行う。

（事務職員）

第7条 事務職員は、博物館実習施設の運営に関する事務を行う。

（事 業）

第8条 博物館実習施設は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 考古資料を中心とし、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集ならびにそれらの展示及び保管
- (2) 入館者に対する説明、指導及び助言
- (3) 資料に関する専門的な調査及び研究
- (4) 調査研究の発表及び出版
- (5) 博物館実習等の教育
- (6) 前各号に定めるものの他、施設長が必要と認める事業

（運営委員会）

第9条 博物館実習施設の運営を円滑に行うため、博物館実習施設運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

（委員会の構成）

第10条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 施設長
- (2) 国際文化学部教員の中から選出された委員2名

2 委員会が必要と認めるときは、その他の教職員を出席させることができる。

（委員の任期）

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、あらたに選出された委員の任期は前任者の任期満了までの期間とする。

(委員会の運営)

第12条 委員会は、施設長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(委員会の審議事項)

第13条 委員会は、施設長の諮問により、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館実習施設の運営に関する事項
- (2) 博物館実習施設の予算等に関する事項
- (3) 博物館実習に関する事項
- (4) その他委員会において必要と認める事項

(委員会事務)

第14条 委員会に関する事務は、事務職員が担当する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会、国際文化学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

(細 則)

第16条 博物館実習施設の管理運営上必要な事項の細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設規程細則

(目 的)

第1条 鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設規程第16条に基づき、同規程の施行について必要な事項を定める。

(開 館 日)

第2条 鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設（以下「博物館実習施設」という。）の開館日は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から7月31日までの月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日
- (2) 10月1日から12月20日までの月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日
- (3) 1月8日から3月20日までの月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日

2 博物館実習施設長（以下「施設長」という。）が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(開館時間)

第3条 博物館実習施設の開館時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、施設長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(休 館 日)

第4条 博物館実習施設の休館日は、第2条に規定する開館日を除く日の他、次に定めるとおりとする。

- (1) 国民の休日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学の開学記念日
- (3) 本学が定める休業日
- (4) 博物館実習、資料の収集、展示、保管等の作業のため、施設長が必要と認めた場合には、前項に規定する休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(入館手続)

第5条 博物館実習施設に入館する者は、所定の手続きをしなければならない。

2 施設長は、博物館実習施設における教育及び研究活動に支障があると認めた場合には、入館を許可しないことがある。

(入 館 料)

第6条 博物館実習施設の入館料は原則として無料とする。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者は、施設、備品、資料等を棄損し、または滅失したときは、直ちに施設長に届け出てその指示にしたがわなければならない。

- 2 前項に規定する損害に対しては、入館者は損害賠償の義務を負わなければならない。ただし、事情によりこれを免除又は軽減することができる。
- 3 館内での喫煙・飲食をしてはならない。
- 4 その他、施設長の指示する事項。

(資料等の館内利用)

第8条 学術調査、研究等のため、資料等を館内で利用する者は、施設長の許可を受けなければならない。

(資料等の館外利用)

第9条 資料は、学術調査、研究等のため、施設長が特別の理由があると認める場合の他は、館外で利用することができない。

(収集の方法)

第10条 資料を収集する方法は、発掘、採集、購入、寄贈、寄託及び借用によるものとする。

(免 責)

第11条 博物館実習施設は、天災、その他不可抗力による寄託資料の損失に対しては、その責を負わないも

のとする。

(委 任)

第12条 この細則に定めるものの他，必要な事項は委員会の承認を得て，施設長が定めるものとする。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学合宿研修所規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、鹿児島国際大学合宿研修所（以下「合宿研修所」という。）の運営について必要な事項を定める。

(運 営)

第2条 合宿研修所は学長が管理し、その運営は、学長の委嘱により学生部長が行う。

(使用の範囲)

第3条 合宿研修所は、鹿児島国際大学の学生及び教職員が、次の各号に掲げる目的をもって使用する場合に限り許可する。

- (1) 研 修
- (2) 課外活動
- (3) その他前2号に準ずるもの

2 特に必要と認められる者には、使用を許可することがある。

(収容人員)

第4条 合宿研修所を同時に使用できる人員は、原則として35名以内とする。

(使用手続)

第5条 合宿研修所を使用しようとする者は、使用開始日の30日前から10日前までに、所定の合宿研修所使用許可願を学生部長に提出し許可を受けなければならない。

2 学生部長は、使用許可条件を設けることができる。

(使用期間及び休業日)

第6条 合宿研修所の使用期間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、学生部長が特に必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

- (1) 使用期間 1回につき4泊5日以内
- (2) 休 業 日 ア 8月13日から8月15日まで
イ 12月29日から翌年1月3日まで
ウ 試験期間中

(経費の負担)

第7条 合宿研修所の使用を許可された者は、光熱水道料等についてその使用実績に相当する料金を負担しなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、その額を減免することができる。

(遵守事項)

第8条 合宿研修所の使用を許可された者は、別に定める「合宿研修所使用心得」に掲げる各号を守らなければならない。

(弁償義務)

第9条 使用者がその責に帰すべき事由により、合宿研修所の施設・設備等を損傷又は紛失したときは、速やかに学生部長に届け出てその損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、その額を減免することができる。

(使用の取消及び禁止)

第10条 学生部長は、合宿研修所の使用を許可された者がこの規則及び使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消し又は使用禁止を命ずる。

(そ の 他)

第11条 この規則に定めるもののほか、合宿研修所の使用について必要な事項は、学生部長がこれを定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、学生委員会及び各学部教授会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、昭和53年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ユ ー カ リ 会 館 使 用 規 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島国際大学ユーカーリ会館（以下「ユーカーリ会館」という。）の使用について必要な事項を定める。

(所 管)

第 2 条 ユーカーリ会館の施設・設備等の維持管理は総務課の所管とし、その運営は学生課の担当とする。

(使用者の範囲)

第 3 条 ユーカーリ会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生・教職員及び卒業生
- (2) その他、学生部長が認めた者

(使用時間及び休館日)

第 4 条 ユーカーリ会館の使用時間は、8時から20時（土曜日は8時から17時）までとする。ただし、委託業者の取扱う箇所の営業時間については、別途契約により別に定めるものとする。

2 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学記念日
- (4) 8月14日・15日及び12月28日から翌年1月4日まで

3 委託業者の取扱う箇所の営業日については、別途契約により別に定めるものとする。

4 使用時間及び休館日については、学生部長が特に必要と認めた場合は変更することができる。また、必要ある時は、学生部長は臨時に休館とすることができる。

(時間外使用)

第 5 条 ユーカーリ会館の時間外使用については、前日までに所定の使用願を学生課に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

(弁 償)

第 6 条 ユーカーリ会館を使用する者が施設・設備・備品等を損傷し又は滅失した場合は、その損害を弁償させることがある。

(使用の禁止)

第 7 条 ユーカーリ会館を使用する者が本規則に違反した場合は、学生部長は使用禁止を命じ又は使用許可を取り消すことができる。

(使用上の注意)

第 8 条 ユーカーリ会館を使用する場合は、本規則及び別に定める注意事項を守らなければならない。

(規則の改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

女 子 学 生 寮 規 程

(総 則)

第1条 本学学則第55条第2項に基づき、女子学生寮の管理運営に関する規程を次のとおり定める。

(名称及び所在地)

第2条 女子学生寮の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称は、鹿児島国際大学女子学生寮（以下「女子寮」といい、通称「カレッジハウスさくら」という。）と称す。
- (2) 所在地は、鹿児島市坂之上8丁目34番3号とする。

(目的及び入寮資格)

第3条 女子寮は、本学の女子学生、女子の特別科目等履修生（以下「履修生」という。）及び女子の留学生（以下「留学生」という。）に勉学と生活のための良好な環境を提供することを目的とする。

- 2 女子寮への入寮資格を有する者は、本学の女子学生、履修生及び留学生であり、原則として自宅通学が困難な者をいう。

(収容定員)

第4条 女子寮は、個室とし、収容定員は64名とする。

(所 管)

第5条 女子寮の施設・設備等の維持管理は総務課の所管とし、女子寮の運営及び寮生活に関する事項は学生課の担当とする。

- 2 女子寮には管理人を置き、次の事項を掌る。
 - (1) 施設・設備の管理保全に関すること。
 - (2) 寮生との諸事連絡に関すること。
 - (3) その他、学生部長が特に必要と認めたこと。

(審 議)

第6条 学生委員会は、第3条第1項の目的を達成するため次の事項を審議する。

- (1) 入寮及び退寮に関すること。
- (2) 女子寮の管理運営及び予算に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(入寮・退寮・在寮期間)

第7条 本学の女子学生の入寮・退寮・在寮期間は、次のとおりとする。

- (1) 入寮は、毎年度始めとする。
 - (2) 退寮は、毎年度末とする。
 - (3) 在寮期間は、原則として2年間とする。
 - (4) 年度途中で空室を生じたときは、補充入寮させることができる。
- 2 履修生の入寮・退寮・在寮期間は、原則として受入期間内とする。
- 3 留学生の入寮・退寮・在寮期間は、原則として入学後2年以内とする。

(入寮手続)

第8条 毎年度の入寮は新入生（履修生を含む。）の希望者を優先するものとする。

- 2 入寮希望者は、学生課に入寮願を提出し、学生委員会の審議を経て、学長の許可を受けなければならない。ただし、入寮選考に関する規則は、別に定める。
- 3 入寮を許可された者は、別表に定める入寮費を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、既納の入寮費は、原則として返還しない。さらに、所定の誓約書及び身元保証書を同時に提出するものとする。
- 4 入寮を許可された者で、正当な理由なく前項の手続きを怠り、又は所定の期日まで入寮しない者は入寮許可を取消されることがある。
- 5 入寮後所定の期日までに、所定の寮生カードを提出するものとする。

(室 料)

第9条 室料及び納入期日は、別表のとおりとする。

- 2 途中退寮する場合は、既納の室料については月割で返還する。
- 3 前条第3項の入寮費及び本条の室料以外で、私生活に必要な光熱水費等は寮生が負担するものとする。

(帰寮時刻及び外泊)

第10条 帰寮が23時を超える場合は、事前に管理人に届け出ることとする。

- 2 寮生の外泊については、事前に管理人に届け出ることとする。

(寮生以外の宿泊)

第11条 女子寮には、寮生以外の者の宿泊は認めない。ただし、必要な場合は、事前に管理人に届け出ることとする。

(施設・設備の保全)

第12条 女子寮の施設・設備の保全のために、寮生は次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 居室をそれ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室に許可なく工作を加えないこと。
- (3) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (4) 女子寮内の貼紙は、所定の位置に掲示すること。
- (5) 防火・保健衛生・災害防止等に留意すること。

(弁 償)

第13条 女子寮の施設・設備・備品等を故意又は過失により、破損・汚損したときは、管理人に届け出るものとする。この場合、原状回復に必要な経費を弁償させることがある。

- 2 管理人は、弁償させる必要があると認めたときは、その旨を学生課に報告するものとする。

(特別退寮・退寮命令)

第14条 年度途中で特別の理由により退寮しようとする者は、保証人連署のうえ学生課に退寮願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 寮生が次の各号の一に該当するときは、退寮させることができる。
 - (1) この規程を守らない者。
 - (2) 室料等を滞納（室料については、3カ月以内に納入しない場合をいう。）し、督促しても納入しない者。
 - (3) 共同生活に不相当と認められる者。
 - (4) 休学又は停学が長期にわたる者。

(長期不在の届出)

第15条 長期にわたり不在にする場合は、所定の長期不在届を管理人に提出するものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別 表〔入寮費・室料及び納入期日〕

【本学の女子学生】

項 目	金 額		納 入 期 日	備 考
入 寮 費	30,000円		入 寮 手 続 日	
室 料	前期	120,000円 (月額 20,000円)	入 寮 手 続 日	4～9月分
	後期	120,000円 (月額 20,000円)	Ⅲ期学費納入締切日と同日とする。	10～3月分

【履修生及び留学生】

項 目	金 額		納 入 期 日	備 考
入 寮 費	10,000円		入 寮 手 続 日	
室 料	前期	60,000円 (月額 10,000円)	入 寮 手 続 日	4～9月分
	後期	60,000円 (月額 10,000円)	入 寮 手 続 日	10～3月分

鹿児島国際大学国際交流会館規程

第1章 総 則

(設 置)

第1条 鹿児島国際大学及び鹿児島国際大学大学院（以下「本学」という。）に鹿児島国際大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

(名称及び所在地)

第2条 会館の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称は、鹿児島国際大学国際交流会館といい、通称「国際交流会館」という。
- (2) 所在地は、鹿児島市坂之上8丁目34番2号とする。

(目 的)

第3条 会館は、本学に在学する外国人留学生・学術交流協定に基づく交換留学生（以下「留学生」という。）、特別科目等履修生及び日本人学生が、快適な住環境のもとで勉学に専念できる宿舎を提供し、かつ、本学の国際交流活動の促進に資することを目的とする。

(施 設)

第4条 会館に、留学生、特別科目等履修生、日本人学生、その他学長が特に必要と認めた者のための居室並びに共用施設を設ける。

- 2 会館の居室数は、单身室38室、夫婦室1室、家族室1室の計40室からなる。

(所 管)

第5条 会館の施設・設備・備品等の維持管理は総務課の所管とし、会館の運営及び入居者の生活に関する事項は企画・国際課の担当とする。

- 2 会館には管理人を置き、次の事項を掌る。
 - (1) 施設・設備・備品等の管理保全に関すること。
 - (2) 入居者との諸事連絡に関すること。
 - (3) その他、総合企画部長が特に必要と認めたこと。

(審 議)

第6条 国際交流委員会は、第3条の目的を達成するため次の事項を審議する。

- (1) 入居及び退去に関すること。
- (2) 会館の管理運営及び予算に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

第2章 居 室

(入居資格)

第7条 会館に入居することができる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 本学に在学する留学生及びその家族
 - (2) 特別科目等履修生
 - (3) 日本人学生
 - (4) その他学長が特に必要と認めた者
- 2 ただし、入居に際しては留学生を優先する。

(入居許可及び取消)

第8条 会館に入居を希望する者は、所定の期日までに入居許可申請書を企画・国際課に提出し、国際交流委員会の審議を経て、学長の許可を受けなければならない。ただし、入居選考に関する規則は、別に定める。

- 2 入居を許可された者は、所定の手続及び別表に定める入居費・寄宿料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、寄宿料について月割納入を希望する者は願出のうえ、学長の許可を受けなければならない。許可された場合は、寄宿料を前月の25日までに納入するものとする。
- 3 学長は、所定の手続を終了した者に対して、入居許可通知書を交付する。

- 4 指定された居室を、他の者と許可なしで交換してはならない。
- 5 既納の入居費は、原則として返還しない。
- 6 入居を許可された者で、正当な理由なく第2項の手続を怠り、又は所定の期日までに入居しない者は入居許可を取り消すことができる。この場合において入居の許可を取り消された者が被る損失については、本学はその責任を負わない。
- 7 入居後所定の期日までに、所定の寄宿カードを企画・国際課に提出するものとする。

(入居・入居期間)

第9条 入居・入居期間は、次のとおりとする。

- 2 入居は、原則として4月又は10月とする。
- 3 入居期間は、原則として1年以内(4月入居の場合は翌年3月25日まで、10月入居の場合は翌年9月25日まで)とする。ただし、入居期間の更新を希望することができる。
- 4 前項の更新期間は、原則として1年以内とする。
- 5 入居期間の更新を希望するときは、所定の期日までに入居期間延長許可申請書を企画・国際課に提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、更新希望者が、次年度の許容入居室の範囲を超える場合においては、希望者全員による公開抽選を行い更新を決定する。
- 6 途中で空室を生じたときは、補充入居させることができる。

(門 限)

第10条 門限は23時とする。23時を超える場合は、事前に管理人に届け出ることとする。

(入居者以外の者の宿泊)

第11条 会館には、入居者以外の者の宿泊は認めない。ただし、家族が短期間滞在する場合は、願出のうえ総合企画部長の許可を受けるものとする。

(入居費・寄宿料等)

第12条 入居費・寄宿料及び納入期日は、別表のとおりとする。

- 2 途中退去する場合は、既納の寄宿料については月割で返還する。
- 3 各居室の光熱水費等は入居者が負担する。
- 4 入居費・寄宿料は変更することがある。

(退 去)

第13条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく退去しなければならない。ただし、本条項第3号の休学または停学の場合、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 入居の許可期間が満了したとき。
 - (2) 入居の資格を失ったとき。
 - (3) 休学又は停学の場合。
 - (4) 同居家族は、当該入居者が退去したときは、遅滞なく退去しなければならない。
- 2 前項の場合、本学が指定する期日までに退去届を企画・国際課に提出するものとする。
 - 3 入居許可期間内に特別の理由により退去しようとする者は、願出のうえ学長の許可を得るものとする。

(退去命令)

第14条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、退去させることができる。

- (1) 会館に関する規程等を守らない者。
 - (2) 寄宿料等を滞納(3か月以内に納入しない場合をいう。)し、督促しても納入しない者。
 - (3) 共同生活に不相当と認められる者。
 - (4) その他会館の運営上著しく支障があると認められるとき。
- 2 入居者を退去させるにあたっては、学長は退去命令書を本人に交付する。
 - 3 退去の命令を受けた者は、その日から7日以内に退去しなければならない。

(退去猶予)

第15条 総合企画部長は、帰国又は転居等に要する期間が必要と認められるときは、退去の猶予を許可することがある。

- 2 退去の猶予を希望する者は、退去猶予申請書を本学が指定する期日までに、総合企画部長に提出しなけ

ればならない。

3 総合企画部長は、退去猶予を許可したときは、退去猶予許可書を、本人に交付する。

（施設の検査）

第16条 入居者は、退去に当たって、総合企画部長が指定する者が行なう居室及び居室に属する施設・設備・備品等の確認・検査を受けなければならない。

2 前項の検査に際して、入居者はこれに立会うものとする。

（外泊の届出）

第17条 一時帰国、海外・国内旅行など外泊する場合は、期間に係らず、所定の外泊届を管理人に提出するものとする。

第3章 共用施設

（共用施設）

第18条 会館の共用施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) ロビー
- (2) 娛樂室
- (3) 自炊兼談話室
- (4) 洗濯室
- (5) 喫煙室
- (6) 和室
- (7) 談話室
- (8) 多目的ホール

（使用者）

第19条 共用施設を使用することのできる者は、入居者のほか総合企画部長の許可を得た者とする。ただし、入居者にあっても共用施設を専用しようとする場合は、総合企画部長の許可を受けなければならない。

（使用時間）

第20条 共用施設の使用時間は次のとおりとする。ただし、総合企画部長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 娛樂室、和室、多目的ホールの使用時間は、午前8時から午後11時までとする。
- (2) その他の共用施設の使用時間は、午前6時から午後11時までとする。

第4章 補 則

（施設・設備・備品の保全）

第21条 会館の施設・設備・備品の保全のために、入居者は次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 居室をそれ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室に工作を加えないこと。
- (3) 居室は、常に良好な状態を保つこと。
- (4) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (5) 会館内の貼紙は、所定の位置に掲示すること。
- (6) 防火・保健衛生・災害防止等に留意すること。

（賠償義務）

第22条 会館の施設・設備・備品等を故意又は過失により、破損・汚損したときは、管理人に届け出るものとする。この場合、原状回復に必要な経費を弁償させることがある。

2 管理人は、弁償させる必要があると認めたときは、その旨企画・国際課に報告するものとする。

（雑 則）

第23条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、国際交流委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 2 月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月 1 日から施行する。

別表（第12条の入居費・寄宿料及び納入期日）

項 目		金 額		納 入 期 日	備 考
入 居 費		留学生・特別科目等履修生 10,000円	日本人学生 30,000円	入居手続き締切日	入居時一回のみ
寄 宿 料					
		留学生・特別科目等履修生	日本人学生		
単身室A	前 期	60,000円 *月額10,000円	120,000円 *月額20,000円	入居手続き締切日	4月～9月分
	後 期	60,000円 *月額10,000円	120,000円 *月額20,000円	Ⅲ期学費納入締切日と同日とする。 (10月入居者：入居手続き締切日)	10月～3月分
単身室B	前 期	78,000円 *月額13,000円	156,000円 *月額26,000円	入居手続き締切日	4月～9月分
	後 期	78,000円 *月額13,000円	156,000円 *月額26,000円	Ⅲ期学費納入締切日と同日とする。 (10月入居者：入居手続き締切日)	10月～3月分
夫 婦 室	前 期	120,000円 *月額20,000円 (一人で使用する場合) 78,000円 *月額13,000円		入居手続き締切日	4月～9月分
	後 期	120,000円 *月額20,000円 (一人で使用する場合) 78,000円 *月額13,000円		Ⅲ期学費納入締切日と同日とする。 (10月入居者：入居手続き締切日)	10月～3月分
家 族 室	前 期	180,000円 *月額30,000円 (一人で使用する場合) 90,000円 *月額15,000円		入居手続き締切日	4月～9月分
	後 期	180,000円 *月額30,000円 (一人で使用する場合) 90,000円 *月額15,000円		Ⅲ期学費納入締切日と同日とする。 (10月入居者：入居手続き締切日)	10月～3月分

楽 器 借 用 規 則

1. 学生は学習の為、特に必要があると認められるときは、本学所有の楽器を借り受けることができる。
2. 前項により借り受けた楽器は、これを転貸してはならない。
3. 楽器の借用に際しては、原則として1日限り（8時30分から16時55分まで）とし、備えつけの貸し出し帳に必要事項（楽器名・楽器ナンバー・氏名等）を記入すること。
4. 特別に2日以上にわたる楽器借用の際は、楽器借用願に必要事項を記入し、学長の許可を得ること。
5. 返還期日は厳守すること。ただし事情により途中で返還を命じられたときは、直ちにこれを返還すること。
6. 2日以上借り出した楽器を返還の際は、必ずその担当教員の検閲を受けること。
7. 借り受けた楽器を破損した場合は、自己の責任において完全に修復し、その担当教員の点検を受けること。また、紛失もしくは修理不能のときは、本学の指示に従い弁償すること。
8. 借り受けた楽器は授業に支障のないように配慮すること。
9. 本学の備品検査の期間（夏季休業期間）の楽器の貸し出しは、一切禁止する。
10. 楽器使用後は、直ちに手入れをして楽器ケースにしまうこと。楽器は所定の位置に返還すること。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

音 楽 練 習 室 使 用 規 則

- 第1条** 8号館に付設する「音楽練習室」（以下「練習室」という。）とは、「ピアノ練習室」及び「管弦打楽器などの練習のために使用する教室」をいう。
- 第2条** 練習室使用希望者は、前後期毎に別に定める使用料を収めるものとする。
- 第3条** 納入した使用料は、どのような理由があっても返還しない。
- 第4条** 練習室の使用時間は次のとおりとする。
- (1) ピアノ練習室の使用時間は7時から21時までとする。ただし、屋外1階ピアノ練習室の使用時間は、開講期のみ平日8時30分から17時50分まで、土曜日8時30分から12時までとする。
 - (2) 「管弦打楽器などの練習のために使用する教室」は、8時30分から21時までとする。
 - (3) 練習室の使用時間は原則として2時間以内とする。
 - (4) 練習室の使用時間は、申し込みの人数により割りあてることがある。
- 第5条** 練習室使用者は、次の遵守事項及び別に定める「音楽練習室使用心得」の注意事項を守らなければならない。
- (1) 練習室に荷物を置いたまま練習室を離れないこと。
 - (2) 練習室はそれぞれ責任をもって清潔にし、飲食・喫煙など厳禁とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、練習室ピアノ使用規則は廃止する。

音 楽 学 科 学 生 演 奏 会 主 催 お よ び 出 演 規 則

- 第1条** 学内学外を問わず学生が主催して演奏会を開こうとするときは、団体責任者は所定の様式により音楽学科長の許可を得て学長に願い出ることとする。
- 第2条** 学外出演は、すべて所定の様式により、音楽学科長の許可を得て学長に願い出ることとする。
- 第3条** 前条の願い出があるときは、学長は以下各号に該当すると認められる場合に限りこれを許可する。
- (1) 学習上、有意義であると認められる場合
 - (2) 音楽教育上、有意義であると認められる場合
 - (3) 本学の授業に支障をきたさないと認められる場合
- 第4条** 学生が上記の許可なくして演奏会を主催又は学外出演した場合は学則第41条を適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学学友会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、鹿児島国際大学学友会と称し、本部を鹿児島国際大学（以下「本学」という。）内に置く。
- 第2条 本会は、自主自立の精神にのっとり、学理の探究に努め、本会の部会活動及び事業活動を通じて、会員相互の親睦融和をはかり、学生生活の向上をめざし、もって明朗健全なる学園の建設に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために体育及び学術文化の振興に関する事業、福利厚生に関する事業、その他目的達成に必要な種々の事業を行う。
- 第4条 本会は、正会員及び特別会員をもって組織する。
- 2 正会員は、本学学生とし、特別会員は、本学専任教職員とする。

第2章 組 織

- 第5条 本会に、会長1名・副会長1名を置く。
- 2 会長・副会長は、別に定める選出方法で、正会員の中から選ぶものとする。
- 第6条 会長は、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第7条 会長・副会長の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。
- 第8条 本会に、顧問（学長・学生部長・事務局長）の3名を置く。
- 2 顧問は、本会の運営における相談・助言を行うものとする。
- 第9条 本会は、第3条の事業を行うために各機関及び各サークル（部・同好会・愛好会）を設ける。
- 第10条 本会運営のために、次の機関を設ける。
- (1) 代 議 員 会
 - (2) 総 会
 - (3) 総務委員会（体育会・学術文化会）
 - (4) 合同協議会
 - (5) 大学祭実行委員会
 - (6) 監査委員会
 - (7) 備品検査委員会
 - (8) 選挙管理委員会

第3章 代 議 員 会

- 第11条 代議員会は、本会の最高決議機関であり、正会員及び特別会員から選出された代議員をもって構成する。
- 第12条 代議員の選出方法は、別にこれを定める。
- 第13条 代議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、代議員会解散後選出された代議員及び補欠選挙によって選出された代議員の任期は、前任者の残り期間とする。
- 第14条 代議員会は、互選により議長、副議長、書記長をそれぞれ1名選出し、その他必要に応じて役員を置くことができる。
- 第15条 代議員会の開催は、次のとき、議長がこれを招集する。
- (1) 定例会議 原則として毎月1回（長期休業中は除く。）
 - (2) 臨時会議
 - ア 総務委員会の要求があったとき
 - イ 代議員の5分の1以上の要求があったとき
 - ウ 正会員の10分の1以上が連署をもって要求したとき
 - エ 各委員会の要求があったとき
 - オ 議長が必要と認めたとき
- 第16条 議長は、代議員会開催日の3日前までに日時、場所、議題を告示しなければならない。ただし、緊急のときは、この限りではない。
- 第17条 代議員会は、学内において公開とする。ただし、議長又は代議員の3分の2以上の要求があったときは、非公開代議員会を開くことができる。

第18条 代議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数の賛成を要し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、委任代理人の決議権は認めない。

第19条 代議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 新役員の承認
- (2) 本会会則の制定改廃
- (3) 本会運営に関する基本方針
- (4) サークルの新設・昇格及び廃止
- (5) 学友会予算及び決算
- (6) その他重要事項

第20条 書記長は、議事録を作成し、会議の次第及び出席代議員の氏名を記載しなければならない。

2 議事録には、議長及び副議長が署名押印の上、代議員会がこれを保存する。

第21条 議長は、代議員会の議決事項を代議員会終了後3日以内に会員に告示しなければならない。

2 前項の告示と同時に代議員は、代議員会の議決事項を各クラス又は各ゼミナールにおいて報告しなければならない。

第22条 正当な理由なくして、3回以上の代議員会に無届け欠席した代議員は、その資格を失う。また、代議員を選出したクラス又はゼミナールの正会員が過半数の連署をもってリコールを決議した場合、その代議員は資格を失う。

第23条 代議員会は、会員総数の過半数が連署をもって要求したとき、解散する。

第24条 前条により代議員会が解散したとき及び任期満了により代議員会が機能しないときには、新たな代議員会が成立するまで総務委員会がこれを代行する。

第25条 代議員会において必要と認めたときは、随時、特別委員会を設けることができる。

第4章 総 会

第26条 総会は、全会員をもって構成される。

第27条 総会は、次の事項に従い、会長がこれを招集する。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
 - ア 代議員会が必要と認めたとき
 - イ 総務委員会が必要と認めたとき
 - ウ 正会員の6分の1以上が連署をもって要求したとき

第28条 会長は、総会の開催日5日前までに日時、場所、議題を告示しなければならない。

第29条 総会は、互選により議長1名、副議長1名、書記2名を選出する。ただし、議長と副議長は、会長・副会長及び各機関の役員を除いた正会員の中から選出するものとする。

第30条 総会は、会員の6分の1以上をもって成立する。

第31条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 新役員承認
- (2) 代議員会及び総務委員会の提出議題
- (3) 決算及び予算
- (4) その他重要事項

2 総会の審議の結果は、本会の運営にあたって充分尊重されなければならない。

第5章 総 務 委 員 会

第32条 総務委員会は、本会の執行機関であり、会務を誠実に管理し、各サークルを統率する。

第33条 総務委員会は、委員長のほか総務委員として副委員長・書記長及び会計・企画・渉外・広報・庶務・体育・文化の各部長をそれぞれ1名置く。なお、必要に応じて補佐を置くことができる。

第34条 総務委員長の選出方法は、別にこれを定める。

2 総務委員は、総務委員長の指名に基づき、代議員会の承認を得るものとする。なお、体育・文化の各部長は、体育会・学術文化会の中から総務委員長が指名する。

第35条 総務委員長は、総務委員会を統轄し、これを代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第36条 総務委員の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。ただし、総務委員会解散後選出された総務委員の任期は、前任者の残り期間とする。

第37条 総務委員会が行う定例会については、別にこれを定める。

第38条 総務委員会は、次のときに解散する。

- (1) 代議員会が不信任案を可決したとき
- (2) 正会員の過半数が連署をもって要求したとき
- (3) 総務委員会が総辞職したとき

第39条 前条により総務委員会が解散したときは、代議員会が次期任命までこれを代行する。

第40条 総務委員会に事務職員を置くことができる。

第6章 削 除

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

第47条 削除

第48条 削除

第49条 削除

第7章 体 育 会

第50条 総務委員会のもとに、体育会を置く。

第51条 体育会は、体育系サークルの部員をもって会員とする。

第52条 体育会は、サークルの一般活動及び体育に関する事業活動を行うものである。

第53条 体育会は、前条に定める活動を遂行するために、体育会本部を設ける。

第54条 体育会本部に、会長・副会長・統制長及び会計・企画・書記・渉外の各部長それぞれ1名を置く。

なお、必要に応じて補佐を置くことができる。これらすべてを本部役員とする。

2 会長は、必要に応じて役員を増減することができる。

第55条 体育会会長は、第33条により任命された体育部長が兼任するものとする。体育会副会長及びその他の役員は、体育会会員の中から体育会会長が指名する。

第56条 本部役員の任期は12月1日から翌年11月30日までとする。ただし、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第57条 体育会は、必要に応じてその活動内容を総務委員会に報告しなければならない。

第58条 体育会は、体育会本部との連絡を密にするために、各サークルに連絡委員1名を置くことができる。

第8章 学 術 文 化 会

第59条 総務委員会のもとに、学術文化会を置く。

第60条 学術文化会は、文化系サークルの部員をもって会員とする。

第61条 学術文化会は、サークルの一般活動及び学術文化に関する事業活動を行うものである。

第62条 学術文化会は、前条に定める活動を遂行するために、学術文化会本部を設ける。

第63条 学術文化会本部に、会長・副会長及び会計・企画・書記・渉外の各部長それぞれ1名を置く。なお、必要に応じて補佐を置くことができる。これらすべてを本部役員とする。

2 会長は、必要に応じて役員を増減することができる。

第64条 学術文化会会長は、第33条により任命された文化部長が兼任するものとする。学術文化会副会長及びその他の役員は、学術文化会会員の中から学術文化会会長が指名する。

第65条 本部役員の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。ただし、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第66条 学術文化会は、必要に応じてその活動内容を総務委員会に報告しなければならない。

第67条 学術文化会は、学術文化会本部との連絡を密にするために、各サークルに連絡委員1名を置くことができる。

第9章 合同協議会

第68条 合同協議会は、本会と大学当局との意志疎通を図り、本会運営を円滑にするための協議機関である。

第69条 合同協議会は、総会並びに代議員会、総務委員会及び各機関において生じた重要事項について報告審議する。

第70条 合同協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 本会からは、①会長及び副会長 ②代議員会の正副議長 ③総務委員会の正副委員長及び各部長 ④大学祭実行委員会の正副委員長とする。
- (2) 大学当局からは、①学長 ②学生部長 ③事務局長 ④学生委員会の委員 ⑤特別代議員とする。

2 前項の他に、会議内容に関連のある者の出席を求めることができる。

第71条 合同協議会は、会長を議長とする。

第72条 合同協議会は、次の事項に従い、会長がこれを招集する。

- (1) 定期合同協議会（毎期1回）
- (2) 臨時合同協議会
 - ア 会長が必要と認めたとき
 - イ 合同協議会員の過半数が必要と認めたとき
 - ウ 代議員会、総務委員会及び各機関の要求があったとき

第73条 会長は、合同協議会開催日3日前までに日時、場所、議題を告示しなければならない。ただし、緊急のときは、この限りではない。なお、合同協議会員の過半数が会議の公開を認めたときは、会長は、これを掲示しなければならない。

第74条 合同協議会において必要と認めたときは、随時、特別委員会を設けることができる。

第10章 大学祭実行委員会

第75条 大学祭実行委員会は、大学祭を企画運営する機関である。

第76条 大学祭実行委員会は、実行委員長・副実行委員長及び企画・書記・会計・渉外・庶務の各部長それぞれ1名を置く。また必要に応じて補佐を置くことができる。なお、その他、各企画ごとに担当者を置く。これらすべてを常任委員とする。

2 サークル・クラス・ゼミナールにそれぞれ1名の非常任委員を置く。

第77条 大学祭実行委員長の選出方法は、別にこれを定める。副実行委員長及びその他の常任委員は、正会員の中から実行委員長が指名する。

第78条 常任委員の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第79条 非常任委員は、実行委員長が招集する非常任委員会に出席しなければならない。

第11章 サークル（部・同好会及び愛好会）

第80条 本会は、第2条の精神に基づき体育系・学術文化系の各サークルを設ける。

2 各サークルの名称については、別にこれを掲げる。

第81条 本会の各サークルに部長及び主将を置く。また監督（又はコーチ）を置くことができる。

2 部長は、特別会員の中からサークルの推薦に基づき学長がこれを委嘱する。

3 主将は、サークル部員の互選により決定する。

4 サークルは、主務・会計その他役員を必要に応じて置くことができる。役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

第82条 サークルの主将は、合同で主将会議を構成する。

2 前項に定める主将会議のほか、サークルの部門代表者による代表者会議を構成することができる。

第83条 主将会議及び代表者会議は、各サークルの運営に関する問題及び各機関の連絡事項を審議する。

第84条 部への昇格は、原則として3年以上の同好会活動をもち、次の事項を記載した書類に署名押印の上、10月末日までに体育会・学術文化会本部を通じて総務委員会に提出し、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 名称
- (2) 部長及び主将の氏名
- (3) 規約（内規）
- (4) 同好会の活動状況
- (5) 会員名簿

2 昇格を認められた同好会は、4月1日から部として発足するものとする。

第85条 同好会への昇格は、原則として2年以上の愛好会活動をもち、次の事項を記載した書類に署名押印の上、10月末日までに体育会・学術文化会本部を通じて総務委員会に提出し、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 名 称
- (2) 部長及び主将の氏名
- (3) 規約（内規）
- (4) 愛好会の活動状況
- (5) 会員名簿

2 昇格を認められた愛好会は、4月1日から同好会として発足するものとする。

第86条 愛好会の設立は、5人以上の活動人員を要し、次の事項を記載した書類に署名押印の上、9月末日までに学生部に提出し、総務委員会の承認及び代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 名 称
- (2) 部長及び主将の氏名
- (3) 規約（内規）
- (4) 会員名簿

2 設立を認められた愛好会は、4月1日から発足するものとする。

第87条 総務委員会が部の主将・部門代表者を招集しても何ら連絡がないとき又は活動状況が6ヵ月以上不明のときは、代議員会の議決を経て、その部の予算は停止される。

2 1年間前項のような状況が継続した場合は、代議員会の議決を経て、会長はその部を廃止することができる。

第88条 総務委員会が同好会・愛好会の主将・部門代表者を招集しても何ら連絡がないとき又は活動状況が6ヵ月以上不明のときは、総務委員会により、その同好会・愛好会に警告がなされる。

2 1年間前項のような状況が継続した場合は、代議員会の議決を経て、会長はその同好会・愛好会を廃止することができる。

第12章 会 計

第89条 本会の会計年度は、12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

第90条 本会の会費は、入会金、年会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第91条 本会の入会金及び年会費は、別にこれを定める。

第92条 本会の予算は、総務委員会が作成し、代議員会の審議及び承認を得なければならない。ただし、部の予算については、各部の意見を尊重して体育会・学術文化会本部が作成し、総務委員会に提出する。

2 大学祭の予算は、大学祭実行委員会において作成し、代議員会の審議及び承認を得なければならない。

第93条 本会の会計事務は、総務委員会の会計部長が担当する。

2 会計事務の詳細については、別に定める。

第94条 各機関及び各サークルの会計担当者は、常に出納簿を備えて金銭出納を明らかにしなければならない。

第95条 各機関及び各サークルは、毎会計年度末および監査委員会の要求があったときは、所定の様式に従い、会計報告書を監査委員会に提出しなければならない。

第96条 総務委員会は、本会全体の収支決算を12月中に作成し、監査委員会の監査を経て、代議員会の審議及び承認を得なければならない。

第13章 監 査 委 員 会

第97条 監査委員会は、本会活動のすべてについて会計監査を行う。

第98条 監査委員会は、正会員の中から選出された7名と特別会員1名で構成し、委員長は委員の互選により決定する。

2 委員の選出方法は、別にこれを定める。

第99条 監査委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第100条 監査委員は、各機関又は各サークルの会計を兼任することはできない。

第101条 監査委員会は、必要に応じて審議事項に関係ある者の出席を求めることができる。

第102条 監査委員会は、会計監査の結果を代議員会に報告しなければならない。

第103条 会計監査基準は、別にこれを定める。

第14章 備品検査委員会

第104条 備品検査委員会は、毎会計年度末又は必要に応じて、各機関及び各部の備品検査を行う。

第105条 備品検査委員会は、正会員の中から選出された5名で構成し、委員長は委員の互選により決定する。

2 委員の選出方法は、別にこれを定める。

第106条 備品検査委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第107条 備品検査委員会は、備品検査の結果を代議員会に報告しなければならない。

第108条 備品検査基準は、別にこれを定める。

第15章 選挙管理委員会

第109条 選挙管理委員会は、本会役員の選挙に関する一切の事務を行い、選挙を公正に管理する。

第110条 選挙管理委員会は、正会員の中から選出された5名で構成し、委員長は委員の互選により決定する。委員長は、必要に応じて委員を増員することができる。

2 委員の選出方法は、別にこれを定める。

第111条 選挙管理委員の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。ただし、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第112条 選挙管理委員が学友会役員に立候補するときは、選挙管理委員を辞任しなければならない。

第113条 選挙管理委員会は、選挙の結果を代議員会に報告しなければならない。

第114条 選挙管理委員会は、職務の遂行上必要と認められる事項を、随時定めることができる。

第115条 本会選挙規則は、別にこれを定める。

第16章 賞 罰

第116条 会長は、本会の運営に貢献した会員又は団体に感謝状を贈る。感謝状の贈呈は、副会長兩名の推薦に基づき、会長がこれを決定する。

第117条 会長は、年間の活動を通じて本会の名誉を高める顕著な功績のあった会員又は団体に表彰状を贈る。表彰状の贈呈は、学友会表彰者選考委員会において、これを決定する。

2 学友会表彰者選考委員会は、会長を委員長とし、次の委員をもって構成する。ただし、学生部の職員は委員会に出席し、意見を述べることができる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 代議員会議長
- (4) 総務委員長
- (5) 体育会会長
- (6) 学術文化会会長
- (7) 大学祭実行委員長

第118条 会長は、本会の会員又は団体において本会の名誉を著しく損なう行為のあったとき、代議員会の議決を経て次の処分を行う。

- (1) 戒 告
- (2) 予算の停止
- (3) 次年度予算の削減
- (4) 一定期間のサークル活動停止
- (5) サークルの廃止

第17章 改 廃

第119条 本会則の改廃は、合同協議会の審議を経て、代議員総数の3分の2以上が出席した代議員会において、出席代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

本会則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

本会則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

(別表1) サークル一覧

	体 育 系 サ ー ク ル	学 術 文 化 系 サ ー ク ル
部	アーチェリー, 空手道, 弓道, 剣道, 硬式庭球, 硬式野球, サッカー, 射撃, 柔道, 水泳, ソフトテニス, ソフトボール, 卓球, ダンス, 軟式野球, バスケットボール, バドミントン, バレーボール, ハンドボール, フットサル, ボクシング, よさこい創生児, ヨット, 陸上競技	合唱, 器楽, 国際文化交流クラブ(ICE), 写真, 書道, 吹奏楽, そよかぜ, 美術, フォークソング, ふれあい, 放送, ロック
同好会	モータースポーツ, ライフセービング	ESS, イラスト・デザイン, こども文化サークルおひさま, 茶道, しゅわ, スペシャルオリンピックス
愛好会	合気道, 自転車, ラケットスポーツ	ICT, おこしんちゅ, さつま⊕, Spice Project, みつばち, 留学生会, Rainbow Sea

(別表2) 入会金および年会費

費 目			金 額
入 会 金	正 会 員	学 部 学 生	1,000円
		大 学 院 生	
	特 別 会 員		—
年 会 費	正 会 員	学 部 学 生 (留 年 生)	8,000円 (7,000円)
		大 学 院 生 (留 年 生)	5,000円 (3,000円)
	特 別 会 員		3,000円

鹿児島国際大学学友会選挙規則

[改正 平成26年4月1日]

第1条 本会役員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 本会役員の選挙に係る告示・選挙方法等詳細については、別に定める。

第2条 会長の選出は、正会員の選挙によって行い、単記無記名投票とする。

(1) 正会員の3分の1以上の投票がなければ無効とする。

(2) 投票総数の過半数の得票者を当選者とする。ただし、得票者全員が過半数を満たさなかった場合は、最多得票者を当選者とする。

(3) 立候補が1人の場合も選挙を行い、上記(1)に従う。

(4) 立候補がいなかった場合、もしくは、上記(1)の場合は、会長が推薦し、代議員定例会において承認する。

第3条 副会長の選出は、第2条により選出された次期会長が推薦し、代議員定例会において承認する。

第4条 代議員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 学部の1・2年は、各クラスごとに1名選出する。

(2) 学部の3・4年は、各ゼミナールごとに、3・4年合同で1名を選出する。ただし、ゼミナールに所属しない正会員は、各学科1名の代議員を選出することができる。

(3) 大学院の場合は、各研究科ごとに1名選出する。

第5条 特別会員から選出される代議員は5名（大学院1名・各学部1名・事務局1名）とし、特別会員の互選による。

第6条 代議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠選挙を行う。

第7条 総務委員長の選出は、前総務委員長が推薦し、代議員定例会で承認する。

第8条 総務委員会が解散したとき、選挙管理委員会は2週間以内に総務委員長を選出する手続きをとらなければならない。

第9条 大学祭実行委員長の選出は、前大学祭実行委員長が推薦し、代議員定例会で承認する。

第10条 監査委員・備品検査委員・選挙管理委員の選出は、立候補又は会長の指名に基づき、代議員会の承認を得るものとする。ただし、立候補が定数を超えた場合は、代議員の投票により決する。

2 特別会員の監査委員の選出については、特別会員の互選による。

第11条 代議員が次の役員に立候補するとき又は指名を受けてそれを受諾したときは代議員を辞任しなければならない。

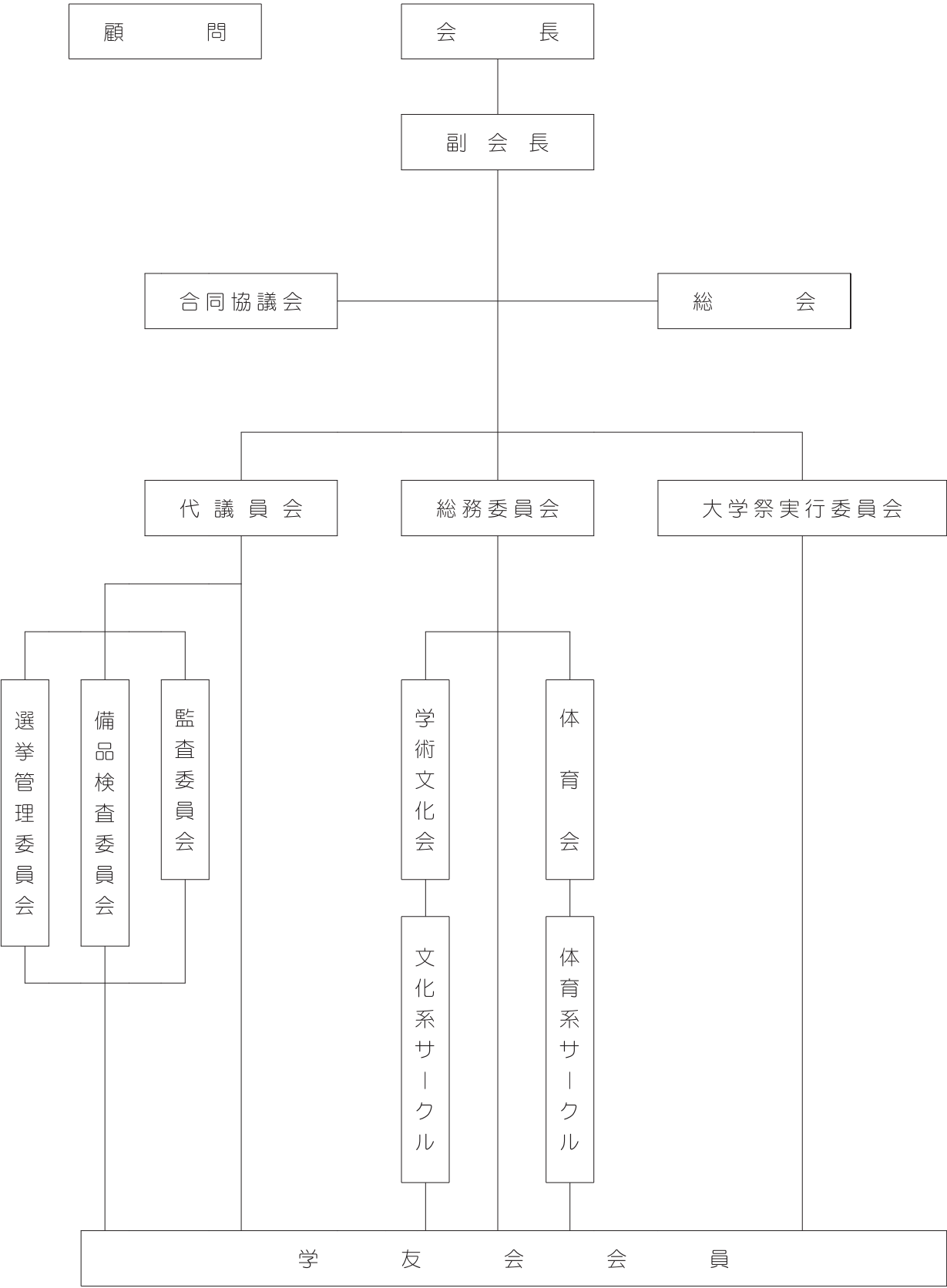
(1) 会長及び副会長

(2) 総務委員

(3) 大学祭実行委員長

(4) 選挙管理委員

学友会組織図



台風等非常時における授業・学期末試験等の取扱に関する申合せ

この申合せは、鹿児島県薩摩地方に暴風警報、大雨警報、洪水警報等（以下「警報」という。）が発令された場合および不測の事態が生じた場合に、学生の事故防止を目的として、授業・学期末試験等（以下「授業等」という。）の取扱に関し、必要な事項を定める。

1. 休講等措置の決定

休講等の措置は、教務部長が2に定める判断基準に基づき決定し、学長に報告する。

2. 授業等の取扱

(1) 授業等開始前

午前6時30分の時点で警報が発令され、かつ、路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合は、午前中（1，2時限目）の授業等を休講とする。

ただし、午前11時時点で警報が解除され、かつ、路線バスが運行した場合は、午後（3時限目）から授業を行う。

なお、午前11時時点で警報が継続し、かつ、路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合は、午後の授業等も休講とする。

(2) 授業等開始後

(1)の判断基準に準じて取り扱う。

(3) その他

(1)および(2)の取扱により、授業等が休講とならなかった場合でも、学生が公共交通機関（路線バス、鹿児島中央駅発着のJR、桜島フェリーまたは垂水フェリー）の運休等の影響を受け、やむを得ず授業等に遅刻し、または授業等を欠席（早退を含む。）したときは、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

(注) ①警報は鹿児島地方気象台の発表によるものとし、警報の発令・解除および路線バスの運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

②研究指導など少人数の授業については、担当教員と学生が相談して授業を行うことがある。

③教育実習・介護等体験実習・福祉実習・保育実習・学芸員等実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

3. 休講等措置の連絡方法

(1) 総務部は、教職員に対してインフォメーションにより速やかに連絡する。

(2) 総合企画室は、学生、保護者および一般社会に対してホームページ等により速やかに連絡する。

(3) 教務部および学生部は、学生に対して学生ポータルにより速やかに連絡する。ただし、授業等期間中の場合は、学内放送、掲示および担当教員等を通じて連絡する。

(4) 当日の授業等担当教員（非常勤講師を含む。）に対しては、教務部から電話等により速やかに連絡する。

(5) (1)～(4)に定める方法により連絡がない場合、担当教員は2「授業等の取扱」に基づき各自で判断するものとする。その場合は、必ず教務部に報告するものとする。

4. その他

(1) この申合せにより休講した場合は、必ず補講するものとする。また、学期末試験期間の場合は、協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(2) 大雪、地震等不測の事態が生じた場合も、2「授業等の取扱」に準ずる。

5. 申合せの期日

この申合せは、平成24年7月25日から実施する。

XII ． 鹿児島国際大学大学院学則及び諸規程

1. 鹿児島国際大学大学院学則

鹿児島国際大学大学院学則

第1章 総 則

(学則の目的)

第1条 この学則は、鹿児島国際大学学則第5条第2項により、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本大学院の目的)

第2条 本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論および応用を教授研究し、創造的な知性と豊かな人間性を培い学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条の2 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うにあたっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに適切な体制を整えて行う。

3 自己評価に関する詳細は、別に定める。

(FD活動)

第2条の3 本大学院は、本研究科に係る授業および研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究（以下「FD活動」という。）を実施するものとする。

2 FD活動に関する詳細は、別に定める。

(本大学院の課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期および後期に区分し、前期は博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）、後期は博士後期課程と称する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取扱う。

(博士前期課程)

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 組織および教育課程

(研究科)

第6条 本大学院に次の研究科を置く。

経済学研究科

福祉社会学研究科

国際文化研究科

(教育研究上の目的の公表等)

第6条の2 本大学院は、研究科ごとに人材養成および教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 研究科ごとの目的は以下のとおりである。

(1) 経済学研究科は、経済学・経営学に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、経済学・経営学に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

(2) 福祉社会学研究科は、福祉社会学に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、福祉社会学に関する研究者として自立した研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

- (3) 国際文化研究科は、国際文化に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、国際文化に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

(専攻)

第7条 研究科には、次の専攻を置く。

経済学研究科	博士前期課程（修士課程）	地域経済政策専攻
経済学研究科	博士後期課程	地域経済政策専攻
福祉社会学研究所	博士前期課程（修士課程）	社会福祉学専攻
福祉社会学研究所	博士後期課程	社会福祉学専攻
国際文化研究科	博士前期課程（修士課程）	国際文化専攻
国際文化研究科	博士後期課程	国際文化専攻

(収容定員)

第8条 研究科の学生入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

経済学研究科	博士前期課程（修士課程）	入学定員10名	収容定員20名
経済学研究科	博士後期課程	入学定員 3名	収容定員 9名
福祉社会学研究所	博士前期課程（修士課程）	入学定員10名	収容定員20名
福祉社会学研究所	博士後期課程	入学定員 3名	収容定員 9名
国際文化研究科	博士前期課程（修士課程）	入学定員10名	収容定員20名
国際文化研究科	博士後期課程	入学定員 3名	収容定員 9名

(修業年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は5年とする。

- 博士課程の前期は2年、後期は3年とする。
- 博士前期課程において優れた業績を上げた認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 博士後期課程において優れた業績を上げた認められる者については、博士課程に3年（博士前期課程および修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。当該課程の在学期間が2年に満たない場合は、その在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(最長在学年限)

第10条 本大学院における同一研究科の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

(学年、学期および休業日)

第11条 本大学院の学年、学期および休業日については、鹿児島国際大学学則第56条、第57条および第58条を準用する。

(授業および研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 本大学院に開設する授業科目の種類、配当年次、単位数等は別表1、2、3、4、5、6のとおりとする。
- 前項の表に掲げるもののほか、研究科会議の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。
- 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な授業科目または研究指導を受けることを認めることができる。

(教育方法の特例)

第12条の2 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(単位)

第12条の3 授業科目の単位数を定めるに当たっては、鹿児島国際大学学則第12条を準用する。

(1年間の授業期間)

第12条の4 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第12条の5 各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教

育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（単位の授与）

第13条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

（研究科間の授業科目の相互履修）

第13条の2 本大学院博士前期課程においては、講義科目に限り3科目6単位の範囲で他研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の履修単位は修了所要単位として認めることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第14条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、博士前期課程・後期課程を通して10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学院または研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 本条第1項・第2項・第3項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第14条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（本大学院または他の大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、再入学および転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第1項および第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第14条の3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第9条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（履修方法）

第15条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

博士前期課程においては、当該研究科の定める科目から30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程においては、当該研究科の定める科目から12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

3 授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

（教育職員免許）

第16条 中学校教諭一種免許状または高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の各研究科の博士前期課程において取得できる免許状の種類および免許教科は次の表のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済学研究科	地域経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	商業
福祉社会学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉

国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語

第3章 課程修了および学位

（博士前期課程の修了要件）

- 第17条** 博士前期課程に2年以上在学し、当該期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文の審査および試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その可否は、審査委員会の報告にもとづき研究科会議が決定するものとする。

（博士後期課程の修了要件）

- 第17条の2** 博士後期課程に3年以上在学し、当該研究科において定める科目から12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められた者については、博士課程に3年以上（博士前期課程および修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。当該課程の在学期間が2年に満たない場合は、その在学期間を含む。）在学すれば足りるものとする。
- 2 博士論文の審査および試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その可否は、審査委員会の報告にもとづき研究科会議が決定するものとする。

（学位）

- 第18条** 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前第1項、2項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。
- | | |
|----------|-----------|
| 経済学研究科 | 修士（経済学） |
| 福祉社会学研究科 | 修士（社会福祉学） |
| 国際文化研究科 | 修士（国際文化学） |
| 経済学研究科 | 博士（経済学） |
| 福祉社会学研究科 | 博士（社会福祉学） |
| 国際文化研究科 | 博士（国際文化学） |
- 4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、留学、休学、復学、退学、再入学、転入学および転研究科等

（入学資格）

- 第19条** 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者。
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
 - (3) 文部科学大臣が指定した者。
 - (4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者。
 - (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと研究科会議が認めた者。
 - (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者。
 - (7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科会議が認めた者。
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者。
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者。
 - (3) 文部科学大臣が指定した者。
 - (4) 学校教育法第104条第4項の規定により修士の学位を授与された者。
 - (5) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学研究科が認めた者。

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めまたは学期の始めとする。

(入学志願)

第21条 入学志願者は、指定の期日までに、別に定める入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料については、別に定める。

(入学の許可)

第22条 入学志願者に対しては、入学者選抜を行い、その合格者に入学を許可する。入学者選抜については別に定める。

2 入学を許可された者は、所定の入学誓書を保証人連署の上、所定の期日までに学長あて提出しなければならない。

3 保証人は、入学者の保護者または後見人であって、在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。保証人が死去し、あるいはその資格を失ったときは、あらかじめ2週間以内に本条第2項の手続きを経なければならない。

(留学)

第23条 本大学院の学生が、外国の大学院への留学を願い出たときは、所属する研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本大学院の修業年限に算入することができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

(休学および復学)

第24条 休学および復学については、鹿児島国際大学学則第23条を準用する。ただし、休学期間は博士前期課程および博士後期課程のいずれにおいても通算して2年を超えることはできない。

(退学)

第25条 退学については、鹿児島国際大学学則第24条を準用する。

(除籍および復籍)

第26条 除籍および復籍については、鹿児島国際大学学則第25条の第1項第1号、第4号、第2項、第3項を準用する。

(再入学)

第27条 第25条、第26条により、退学および除籍された者が再入学を願い出たときは、当該研究科会議で審議のうえ、学長が入学を許可することがある。

2 再入学については、鹿児島国際大学学則第26条を準用する。

(転入学)

第28条 他大学院の学生が転入学を志願するときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学を許可された者の、すでに修得している授業科目の単位および在学年数の認定は、そのつど当該研究科会議の議を経て行う。

(転研究科)

第28条の2 本大学院の研究科に在学する者が、本大学院の他の研究科に転研究科（転専攻）を願い出たときは、選考のうえ、許可することがある。

2 前条の規定は、前項の転研究科（転専攻）を志望する場合に準用する。

第5章 科目等履修生、聴講生、研究生、委託生、特別聴講学生、特別研究学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本大学院において科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、履修希望科目の担当教員の許可を得たうえ研究科会議において選考し、科目等履修生としてこれを許可することがある。

第30条 科目等履修生として学修することができる者は、本大学院の入学資格を有する者でなければならない。

2 科目等履修生が選択した授業科目を履修して、その試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

第31条 科目等履修生として履修した授業科目は、本大学院の正規の授業科目として認定することができる。

(聴講生)

第32条 本大学院において聴講生として学修することを志望する者があるときは、研究科会議において選考し、聴講生としてこれを許可することがある。

(研究生)

第33条 本大学院において研究生として学修することを志望する者があるときは、研究科会議において選考し、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。
- 3 研究生は履修した授業科目について試験を受けることができる。ただし、単位は授与しない。

(委託生)

第34条 本大学院において他の大学または公共機関等から委託生として推薦された者が学修することを志望する場合は、研究科会議において選考し、委託生としてこれを許可することがある。

- 2 委託生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。
- 3 委託生は履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 4 前項に規定する試験を受けて合格した者には、成績を記載した証明書を交付する。ただし、単位は授与しない。

(特別聴講学生)

第34条の2 本大学院において他の大学の大学院または外国の大学院等の学生が、特定の授業科目を履修することを志望する場合は、当該大学または外国の大学院等との協議に基づき、研究科会議において選考し、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究学生)

第34条の3 本大学院において他の大学の大学院または外国の大学院等の学生が、研究指導を受けることを志望する場合は、当該大学または外国の大学院等との協議に基づき、研究科会議において選考し、特別研究学生としてこれを許可することができる。

(外国人留学生)

第35条 本大学院学則第19条に該当する外国人で、本大学院に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第6章 賞 罰

(賞罰)

第36条 本大学院学生の賞罰については、鹿児島国際大学学則第39条、第40条および第41条を準用する。

(指定事項による退学)

第37条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 成績劣等で修学の見込みがないと認められる者。
- (3) 本学の秩序をみだす者。

第7章 学 費

(入学金)

第38条 入学を許可された者は、定められた期日までに、入学金を納付しなければならない。

(授業料および教育充実費)

第39条 学生は、本学所定の授業料および教育充実費を納付しなければならない。ただし、休学中の者の授業料、教育充実費は免除する。

- 2 授業料および教育充実費の額については、別に定める。

第40条 既納の入学金、授業料および教育充実費などは、理由の如何にかかわらず返還しない。

第41条 授業料、教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。

第42条 指定の期日までに授業料、教育充実費を納付しない者は、除籍する。

第43条 実験、実習費ならびに免許および諸資格の取得に必要な履修費は、別に徴収する。

(授業料減免)

- 第44条** 学費等の支弁が困難な事情にあって、学業に精励している者については、授業料を減免することがある。
- 2 災害その他により学費の支弁に困難な事情が生じた者については、その学年の授業料を減免することがある。

(履修料)

- 第45条** 科目等履修生、聴講生、研究生および委託生の履修料については、別に定める。

第8章 奨 学

(奨学制度)

- 第46条** 本学に奨学制度を設ける。
- 2 奨学制度に関する規程は別に定める。

第9章 管理運営組織

(職員)

- 第47条** 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(研究科長)

- 第48条** 各研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。
- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長に事故があるときは、当該研究科から選出された大学評議員が職務を代行する。

(客員教授等)

- 第49条** 本大学院に客員教授および客員准教授を置くことができる。
- 2 客員教授および客員准教授に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

- 第50条** 本大学院の各研究科に研究科会議を置く。
- 2 研究科会議は各研究科に所属する専任の教授をもって構成し、研究科長が招集し、議長となる。
- 3 研究科会議には、各研究科に所属する専任の准教授および講師を加えることができる。

(研究科会議の審議事項)

- 第50条の2** 研究科会議は、当該研究科に関する次に掲げる事項を審議し、第1号から第3号の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要な事項
- (4) 学長、研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる事項
- (5) 学長、研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、研究科長等の求めがない場合でも意見を述べるができる事項
- 2 前項第3号及び第4号の学長が意見を求める事項は別に定める。
- 3 研究科会議は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
- 4 研究科会議に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長会議)

- 第50条の3** 本大学院に研究科長会議を置く。
- 2 研究科長会議に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 学則等の準用

(大学学則の準用)

- 第51条** この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表1、別表2の授業科目については、平成15年度以前の入学者は従前の学則による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表1、別表2の授業科目については、平成15年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の第9条、第13条、第14条、第15条、第17条の2の規定は平成19年度入学者にも適用する。その他の条項については、平成19年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月22日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については従前の学則による。なお、第50条の2第1項、第50条の2第2項については、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

本学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については従前の学則による。

付記 1. 平成11年度から平成15年度までの大学院学則改定にともなう附則は省略。

経済学研究科／地域経済政策専攻 博士前期課程（修士課程）授業科目

（別表 1）

区 分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			選択必修	選 択	
基 本 科 目	経済理論	1・2	2		①30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること（②、③の単位を含む）。 ②基本科目から4単位以上、演習科目（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）から8単位（修士論文を含む）を修得すること。 ③講義科目に限り3科目6単位の範囲で他の研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を履修することができる。
	経済政策	1・2	2		
	国際経済	1・2	2		
	経営管理	1・2	2		
	会計	1・2	2		
	国際経営	1・2	2		
地 域 経 済 系 科 目	計量経済	1・2		2	
	情報統計	1・2		2	
	国際金融	1・2		2	
	金融経済	1・2		2	
	産業経済	1・2		2	
	地域経済	1・2		2	
	都市経済	1・2		2	
	欧米経済	1・2		2	
	環境経済	1・2		2	
	保険経済	1・2		2	
	財政	1・2		2	
	経済史	1・2		2	
	税法Ⅰ	1・2		2	
	税法Ⅱ	1・2		2	
	民法	1・2		2	
	ワークショップⅠ（経済のグローバル化）	1・2		2	
経 営 管 理 系 科 目	経営戦略	1・2		2	
	人事管理	1・2		2	
	中小企業経営	1・2		2	
	財務管理	1・2		2	
	経営情報	1・2		2	
	産業経営	1・2		2	
	経営史	1・2		2	
	マーケティング	1・2		2	
	会計監査	1・2		2	
	管理会計	1・2		2	
	税務会計	1・2		2	
	観光ビジネス	1・2		2	
	観光マネジメント	1・2		2	
	ビジネス英語	1・2		2	
	経営管理特講	1・2		2	
	ワークショップⅡ（経営のグローバル化と直接投資）	1・2		2	
演 習 科 目	経済理論演習Ⅰ	1		2	
	経済理論演習Ⅱ	1		2	
	経済理論演習Ⅲ	2		2	
	経済理論演習Ⅳ	2		2	

区 分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			選択必修	選 択	
演 習 科 目	経済政策演習Ⅰ	1		2	
	経済政策演習Ⅱ	1		2	
	経済政策演習Ⅲ	2		2	
	経済政策演習Ⅳ	2		2	
	計量経済演習Ⅰ	1		2	
	計量経済演習Ⅱ	1		2	
	計量経済演習Ⅲ	2		2	
	計量経済演習Ⅳ	2		2	
	国際経済演習Ⅰ	1		2	
	国際経済演習Ⅱ	1		2	
	国際経済演習Ⅲ	2		2	
	国際経済演習Ⅳ	2		2	
	金融経済演習Ⅰ	1		2	
	金融経済演習Ⅱ	1		2	
	金融経済演習Ⅲ	2		2	
	金融経済演習Ⅳ	2		2	
	産業経済演習Ⅰ	1		2	
	産業経済演習Ⅱ	1		2	
	産業経済演習Ⅲ	2		2	
	産業経済演習Ⅳ	2		2	
	地域経済演習Ⅰ	1		2	
	地域経済演習Ⅱ	1		2	
	地域経済演習Ⅲ	2		2	
	地域経済演習Ⅳ	2		2	
	欧米経済演習Ⅰ	1		2	
	欧米経済演習Ⅱ	1		2	
	欧米経済演習Ⅲ	2		2	
	欧米経済演習Ⅳ	2		2	
	環境経済演習Ⅰ	1		2	
	環境経済演習Ⅱ	1		2	
	環境経済演習Ⅲ	2		2	
	環境経済演習Ⅳ	2		2	
	保険経済演習Ⅰ	1		2	
	保険経済演習Ⅱ	1		2	
	保険経済演習Ⅲ	2		2	
	保険経済演習Ⅳ	2		2	
	財政演習Ⅰ	1		2	
	財政演習Ⅱ	1		2	
	財政演習Ⅲ	2		2	
	財政演習Ⅳ	2		2	
	経済史演習Ⅰ	1		2	
	経済史演習Ⅱ	1		2	
	経済史演習Ⅲ	2		2	
	経済史演習Ⅳ	2		2	

区 分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			選択必修	選 択	
演 習 科 目	民法演習Ⅰ	1		2	
	民法演習Ⅱ	1		2	
	民法演習Ⅲ	2		2	
	民法演習Ⅳ	2		2	
	経営管理演習Ⅰ	1		2	
	経営管理演習Ⅱ	1		2	
	経営管理演習Ⅲ	2		2	
	経営管理演習Ⅳ	2		2	
	マーケティング演習Ⅰ	1		2	
	マーケティング演習Ⅱ	1		2	
	マーケティング演習Ⅲ	2		2	
	マーケティング演習Ⅳ	2		2	
	会計演習Ⅰ	1		2	
	会計演習Ⅱ	1		2	
	会計演習Ⅲ	2		2	
	会計演習Ⅳ	2		2	
	会計監査演習Ⅰ	1		2	
	会計監査演習Ⅱ	1		2	
	会計監査演習Ⅲ	2		2	
	会計監査演習Ⅳ	2		2	
	税務会計演習Ⅰ	1		2	
	税務会計演習Ⅱ	1		2	
	税務会計演習Ⅲ	2		2	
	税務会計演習Ⅳ	2		2	
	中小企業経営演習Ⅰ	1		2	
	中小企業経営演習Ⅱ	1		2	
	中小企業経営演習Ⅲ	2		2	
	中小企業経営演習Ⅳ	2		2	
	産業経営演習Ⅰ	1		2	
	産業経営演習Ⅱ	1		2	
	産業経営演習Ⅲ	2		2	
	産業経営演習Ⅳ	2		2	
	経営史演習Ⅰ	1		2	
	経営史演習Ⅱ	1		2	
	経営史演習Ⅲ	2		2	
	経営史演習Ⅳ	2		2	
	経営情報演習Ⅰ	1		2	
	経営情報演習Ⅱ	1		2	
	経営情報演習Ⅲ	2		2	
	経営情報演習Ⅳ	2		2	
	観光ビジネス演習Ⅰ	1		2	
	観光ビジネス演習Ⅱ	1		2	
	観光ビジネス演習Ⅲ	2		2	
	観光ビジネス演習Ⅳ	2		2	
実習科目	インターンシップ	1・2		2	

経済学研究科／地域経済政策専攻 博士後期課程授業科目

(別表2)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単位 (選択)	備 考
特 殊 研 究 科 目	応用経済学（ミクロ・マクロ）特殊研究	1・2・3	2	①12単位以上（研究指導科目8単位を含む）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	国際金融特殊研究	1・2・3	2	
	国際経済特殊研究	1・2・3	2	
	金融経済特殊研究	1・2・3	2	
	財政特殊研究	1・2・3	2	
	地域経済特殊研究	1・2・3	2	
	欧米経済特殊研究	1・2・3	2	
	マーケティング特殊研究	1・2・3	2	
	会計特殊研究	1・2・3	2	
	会計監査特殊研究	1・2・3	2	
	税務会計特殊研究	1・2・3	2	
	経営管理特殊研究	1・2・3	2	
	経営戦略特殊研究	1・2・3	2	
	経営科学特殊研究	1・2・3	2	
	産業経営特殊研究	1・2・3	2	
	観光経営特殊研究	1・2・3	2	
	観光マネジメント 特殊研究	1・2・3	2	
	ワークショップ（国際経済経営）	1・2・3	2	
研 究 指 導 科 目	応用経済学（ミクロ・マクロ）特殊研究演習	1～3	8	
	国際経済特殊研究演習	1～3	8	
	金融経済特殊研究演習	1～3	8	
	財政特殊研究演習	1～3	8	
	地域経済特殊研究演習	1～3	8	
	欧米経済特殊研究演習	1～3	8	
	マーケティング特殊研究演習	1～3	8	
	会計特殊研究演習	1～3	8	
	会計監査特殊研究演習	1～3	8	
	税務会計特殊研究演習	1～3	8	
	経営管理特殊研究演習	1～3	8	
	経営科学特殊研究演習	1～3	8	
	産業経営特殊研究演習	1～3	8	

福祉社会学研究科／社会福祉学専攻 博士前期課程（修士課程）授業科目

（別表3）

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必 修	選 択	
専 門 科 目	対人援助学特講	1・2		2	①30単位以上（必修8単位、選択22単位以上）修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。
	社会福祉方法論特講	1・2		2	
	保健福祉学特講	1・2		2	
	健康福祉学特講	1・2		2	
	高齢者福祉学特講	1・2		2	②講義科目に限り3科目6単位の範囲で他の研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を履修することができ、その修得単位は修了所要単位（選択単位に含める）として認める。
	障害者福祉学特講	1・2		2	
	児童福祉学特講	1・2		2	
	保育学特講	1・2		2	
	保育方法学特講	1・2		2	
	精神医学特講	1・2		2	
	精神保健福祉学特講	1・2		2	
	臨床発達心理学特講	1・2		2	
	地域リハビリテーション論特講	1・2		2	
	生涯教育学特講	1・2		2	
	職業教育学特講	1・2		2	
	介護福祉学特講	1・2		2	
	社会保障論特講	1・2		2	
	社会福祉法制特講	1・2		2	
	社会福祉政策特講	1・2		2	
	地域福祉学特講	1・2		2	
	社会病理学特講	1・2		2	
	社会福祉調査特講	1・2		2	
実習科目	フィールドワーク実習	1・2		1	③演習科目8単位には修士論文を含む。
演習科目	特別研究（演習）修士論文指導	1～2	8		

福祉社会学研究科／社会福祉学専攻 博士後期課程授業科目

(別表4)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必 修	選 択	
特 殊 講 義 科 目	社会保障特殊講義	1・2・3		2	①12単位以上（必修8単位，選択4単位以上）を修得し，かつ，必要な研究指導を受けたうえで，博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	高齢者福祉特殊講義	1・2・3		2	
	障害者福祉特殊講義	1・2・3		2	
	生涯教育特殊講義	1・2・3		2	
	職業教育特殊講義	1・2・3		2	
	保健福祉特殊講義	1・2・3		2	
	地域リハビリテーション特殊講義	1・2・3		2	
	介護福祉特殊講義	1・2・3		2	
	地域福祉特殊講義	1・2・3		2	
	社会病理特殊講義	1・2・3		2	
	ソーシャルワーク特殊講義	1・2・3		2	
	児童家庭福祉特殊講義	1・2・3		2	
	社会福祉リサーチ特殊講義	1・2・3		2	
演 習 科 目	特別研究（博士論文指導）	1～3	8		

(別表 5)

— 352 —

科目 区分	分野名	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
				必 修	選 択	
専 攻 分 野	人 間 文 化	東アジアの歴史地理Ⅰ	1・2		2	
		東アジアの歴史地理Ⅱ	1・2		2	
		考古学特論Ⅰ	1・2		2	
		考古学特論Ⅱ	1・2		2	
		考古学論文研究Ⅰ	1・2		2	
		考古学論文研究Ⅱ	1・2		2	
フ ー ク シ ョ ッ プ		ワークショップ1（自然と環境）	1・2		2	⑤ワークショップ科目から修得した単位は、8単位を上限に修了所要単位として認める。
		ワークショップ2（考古学と情報科学Ⅰ）	1・2		2	
		ワークショップ3（考古学と情報科学Ⅱ）	1・2		2	
		ワークショップ4（音楽と表現Ⅰ）	1・2		2	
		ワークショップ5（音楽と表現Ⅱ）	1・2		2	
		ワークショップ6（音楽と舞台Ⅰ）	1・2		2	
		ワークショップ7（音楽と舞台Ⅱ）	1・2		2	
実 習	文化 研修	欧米文化研修	1・2		1	⑥実習科目から修得した単位は2単位を上限に修了所要単位として認める。
	考古学	考古学実習Ⅰ	1・2		1	
		考古学実習Ⅱ	1・2		1	
	インター ンシップ	国際インターンシップ	1・2		2	
外国語 海外 研修		実用英語現地学習	1・2		2	
演 習		国際文化研究演習	1～2	8		⑦研究指導教員の演習8単位（修士論文を含む）[早期修了生・早期修了候補生は4単位]を修得することとし、その単位は所属する分野の単位として認定する。

国際文化研究科／国際文化専攻 博士後期課程授業科目

(別表6)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必 修	選 択	
特 殊 研 究 科 目	英語教育法特殊研究	1・2・3		2	①12単位以上（必修8単位，選択4単位以上）を修得し，かつ，必要な研究指導を受けたうえで，博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	対照言語学特殊研究	1・2・3		2	
	欧米語学特殊研究Ⅰ（英文学）	1・2・3		2	
	欧米語学特殊研究Ⅱ（南ヨーロッパ比較言語学論）	1・2・3		2	
	欧米語学特殊研究Ⅲ（米文学）	1・2・3		2	
	近・現代ヨーロッパ表象文化特殊研究	1・2・3		2	
	音楽学特殊研究	1・2・3		2	
	比較思想特殊研究	1・2・3		2	
	日本古典文学特殊研究	1・2・3		2	
	日本史特殊研究	1・2・3		2	
	韓国・朝鮮史特殊研究	1・2・3		2	
	比較考古学特殊研究	1・2・3		2	②実習から修得した単位は2単位を上限に修了所要単位として認める。
	情報・理論考古学特殊研究	1・2・3		2	
実 習	欧米文化研修	1・2・3		1	
	国際インターンシップ	1・2・3		2	
演 習	国際文化研究指導	1～3	8		

2. 大学院履修に関する規程

鹿児島国際大学大学院履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第15条第3項に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職課程)

第2条 教育職員免許状取得希望者のため、博士前期課程（修士課程）に教職課程を置く。

2 本研究科において取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済学研究科	地域経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	商業
福祉社会学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語

3 免許状取得のためには、次の二つの条件を充たさなければならない。

(1) 修士の学位を有すること。

(2) 社会（中学）、公民（高校）、商業（高校）、福祉（高校）、英語（中学・高校）、国語（中学・高校）の一種免許状授与の所要資格を有し、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要単位を修得すること。

4 前項に定める修得すべき単位等は、別表第1、第2、第3のとおりとする。

5 社会（中学）、公民（高校）、商業（高校）、福祉（高校）、英語（中学・高校）、国語（中学・高校）の一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教職課程」の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。その場合の身分は、学部の科目等履修生となる。

(履修登録)

第3条 学生は、学期の始めの指定登録日までに、所定の履修届を教務部に提出し、履修科目を登録しなければならない。ただし、登録日までに登録できなかった場合でも正当な理由があれば研究科長が登録を許可することがある。

2 登録済みの科目の取消しおよび履修科目の追加登録は、後期開始時の履修登録修正期間に原則として2科目を上限として行うことができる。この期間以外に、登録済みの科目の取消しおよび履修科目の追加登録はできない。ただし、正当な理由があればこれを許可することがある。

3 演習については、当該演習の担当教員の許可を受けて登録しなければならない。

(履修の禁止)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 届出をしていない授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 既に単位を修得した授業科目

第5条 削除

(授業科目修了の認定)

第6条 授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等（以下「試験」という）により行う。

(単位の授与)

第7条 前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、原則として単位を与えない。

(履修の方法)

第7条の2 履修の方法については、本大学院学則第15条に則り、大学院履修指導のとおりとする。

(試験に関する不正行為)

第8条 試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および研究科会議において定める授業科目についてその年度の単位を与えないほか、本大学院学則第36条の規定により懲戒することができる。

(再履修)

第9条 単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、研究科長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の追試験は、追試験願に、病気にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付して、当該試験期間中または試験期間終了後2日以内に研究科長に提出しなければならない。

(成績の判定基準)

第11条 優・良・可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 優 80点以上
- (2) 良 70点以上 80点未満
- (3) 可 60点以上 70点未満
- (4) 不可 60点未満

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については従前の規程による。

付記 1. 平成11年度以降平成15年度までの履修規程改正にともなう附則は省略。

別表第 1

専修免許状に必要な専門教育科目（経済学研究科）

専攻	専 修 免 許 状	免 許 法 施 行 規 則 に 定 め る 科 目 区 分		左 記 に 対 応 す る 開 設 科 目		
				科 目	単 位	必要単位数
地 域 経 済 政 策 専 攻	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状 （ 社 会 ） （ 公 民 ）	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	経済理論	2	24
				経済政策	2	
				国際経済	2	
				金融経済	2	
				都市経済	2	
				欧米経済	2	
				環境経済	2	
				経済史	2	
				民法	2	
				ワークショップ I （経済のグローバル化）	2	
				経営史	2	
				経済理論演習 I	2	
				経済理論演習 II	2	
				経済理論演習 III	2	
				経済理論演習 IV	2	
				経済政策演習 I	2	
				経済政策演習 II	2	
				経済政策演習 III	2	
				経済政策演習 IV	2	
				国際経済演習 I	2	
				国際経済演習 II	2	
				国際経済演習 III	2	
				国際経済演習 IV	2	
				金融経済演習 I	2	
				金融経済演習 II	2	
				金融経済演習 III	2	
				金融経済演習 IV	2	
				欧米経済演習 I	2	
				欧米経済演習 II	2	
				欧米経済演習 III	2	
				欧米経済演習 IV	2	
				環境経済演習 I	2	
				環境経済演習 II	2	
				環境経済演習 III	2	
				環境経済演習 IV	2	
				経済史演習 I	2	
				経済史演習 II	2	
				経済史演習 III	2	
				経済史演習 IV	2	
				民法演習 I	2	
				民法演習 II	2	
				民法演習 III	2	
				民法演習 IV	2	
				経営史演習 I	2	
				経営史演習 II	2	
				経営史演習 III	2	
				経営史演習 IV	2	

専攻	専修免許状	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設科目		
				科目	単位	必要単位数
地域経済政策専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	マーケティング	2	24
				会計	2	
				経営管理	2	
				国際経営	2	
				人事管理	2	
				中小企業経営	2	
				経営情報	2	
				産業経営	2	
				会計監査	2	
				管理会計	2	
				税務会計	2	
				観光ビジネス	2	
				ワークショップⅡ （経営のグローバル化と直接投資）	2	
				マーケティング演習Ⅰ	2	
				マーケティング演習Ⅱ	2	
				マーケティング演習Ⅲ	2	
				マーケティング演習Ⅳ	2	
				会計演習Ⅰ	2	
				会計演習Ⅱ	2	
				会計演習Ⅲ	2	
				会計演習Ⅳ	2	
				経営管理演習Ⅰ	2	
				経営管理演習Ⅱ	2	
				経営管理演習Ⅲ	2	
				経営管理演習Ⅳ	2	
				会計監査演習Ⅰ	2	
				会計監査演習Ⅱ	2	
				会計監査演習Ⅲ	2	
				会計監査演習Ⅳ	2	
				税務会計演習Ⅰ	2	
				税務会計演習Ⅱ	2	
				税務会計演習Ⅲ	2	
				税務会計演習Ⅳ	2	
				中小企業経営演習Ⅰ	2	
				中小企業経営演習Ⅱ	2	
				中小企業経営演習Ⅲ	2	
				中小企業経営演習Ⅳ	2	
				産業経営演習Ⅰ	2	
				産業経営演習Ⅱ	2	
				産業経営演習Ⅲ	2	
				産業経営演習Ⅳ	2	
				経営情報演習Ⅰ	2	
				経営情報演習Ⅱ	2	
				経営情報演習Ⅲ	2	
				経営情報演習Ⅳ	2	

別表第2

専修免許状に必要な専門教育科目（福祉社会学研究科）

専攻	専修免許状	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設科目		
				科目	単位	必要単位数
社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状（福祉）	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	対人援助学特講	2	24
				社会福祉方法論特講	2	
				健康福祉学特講	2	
				高齢者福祉学特講	2	
				障害者福祉学特講	2	
				児童福祉学特講	2	
				精神保健福祉学特講	2	
				臨床発達心理学特講	2	
				介護福祉学特講	2	
				社会保障論特講	2	
				社会福祉法制特講	2	
				社会福祉政策特講	2	
				地域福祉学特講	2	
				社会福祉調査特講	2	

別表第3

専修免許状に必要な専門教育科目（国際文化研究科）

専攻	専修免許状	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設科目		
				科目	単位	必要単位数
国際文化専攻	高等学校教諭専修免許状（英語） 中学校教諭専修免許状（英語）	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	英語特殊講義Ⅰ	2	24
				英語特殊講義Ⅱ	2	
				アメリカ文学Ⅰ	2	
				アメリカ文学Ⅱ	2	
				イギリス文学Ⅰ	2	
				イギリス文学Ⅱ	2	
				イギリス演劇Ⅰ	2	
				イギリス演劇Ⅱ	2	
				時事英語	2	
				英語論文研究Ⅰ	2	
				英語論文研究Ⅱ	2	
				日欧比較言語論	2	
				欧米文化研修	1	
				実用英語現地学習	2	
				英語教育法Ⅰ	2	
				英語教育法Ⅱ	2	
国際文化専攻	高等学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（国語）	大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	対照言語学特殊講義	2	24
				国語表現法Ⅰ	2	
				国語表現法Ⅱ	2	
				日本語学特殊講義	2	
				日本語教育特殊講義	2	
				日本古典文学Ⅰ	2	
				日本古典文学Ⅱ	2	
				日本近代文学Ⅰ	2	
				日本近代文学Ⅱ	2	
				中国文学Ⅰ	2	
				中国文学Ⅱ	2	
				漢文学	2	
				日本語史	2	
				日本文化と国語教育Ⅰ	2	
				日本文化と国語教育Ⅱ	2	

鹿児島国際大学大学院学位規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 学校教育法および学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、鹿児島国際大学（以下「本学」という。）において授与する大学院の学位については、本学大学院学則によるほか、本規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する大学院の学位は、修士および博士とする。

(専攻分野の名称)

第3条 学位を授与する者に、以下の専攻分野名を付記するものとする。

(1) 修士の学位に次の専攻分野名を付記する。

経 済 学
社会福祉学
国際文化学

(2) 博士の学位に次の専攻分野名を付記する。

経 済 学
社会福祉学
国際文化学

(学位の名称)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第2章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第5条 修士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に行う。

(修士学位請求論文の提出)

第6条 前条により、修士学位請求論文（以下「修士論文」という。）を提出できる者は、博士前期課程の修業年限2年を満たす者または満たす見込みの者で、所定の授業科目について30単位以上を修得見込みの者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第9条第3項により、博士前期課程において優れた業績を上げたと認められる者については、博士前期課程修業年限2年に満たない場合であっても修士論文を提出できるものとする。

3 修士論文の審査を受けようとする者は、修士学位請求論文審査願〔別表第1(5)〕に修士学位請求論文作成要領により当該研究科が定める部数の修士論文および修士論文要旨を添えて、当該研究科が定める期日までに教務部を通じて研究科長へ提出しなければならない。

4 前項の修士学位請求論文作成要領については、各研究科において定める。

(修士論文審査の方法)

第7条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科会議に付託する。

2 研究科会議は、論文ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

3 審査委員会は、演習担当者を含む2人以上の審査委員をもって構成する。

4 主査は、当該論文の審査および最終試験を総括する。

5 受理した修士論文は、返付しない。

(最終試験の方法)

第8条 最終試験は、修士論文の審査終了後、審査委員会が当該修士論文を中心として、口述または筆記試験によって行う。

(修士授与の審査)

第9条 審査委員会は、修士論文の審査および最終試験の結果を、修士学位請求論文審査および最終試験の

結果報告書〔別表第 1(7)〕により、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、前項の報告を研究科会議に諮り、可否を議決する。

（学長への報告）

第10条 研究科長は、前条の議決の結果を学長に修士学位請求論文審査結果報告書〔別表第 1(9)(10)〕をもって報告する。

（修士学位の授与）

第11条 学長は、前条の報告に基づき、修士学位を授与し、別表第 1(1)に定める様式により学位記を授与して、これを証明する。

第3章 博士の学位

（博士の学位授与の要件）

第12条 博士の学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に行う。

2 前項のほか、本大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、前項の同課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

（博士学位請求論文の提出）

第13条 前条第 1 項により、博士学位請求論文（以下、「博士論文」という。）を提出できる者は、博士後期課程の修業年限 3 年以上を満たす者または満たす見込みの者であり、当該研究科において定める科目から必要な単位を修得した者または修得見込みの者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第 9 条第 4 項により、博士後期課程において優れた業績を上げたと認められた者については、博士後期課程 3 年に満たない場合であっても博士論文を提出できるものとする。

第14条 第12条第 1 項に該当する者にあつては、在学期間中に提出できるものとし、その期日は各研究科において定める。

第15条 博士論文を提出しようとする者は、次の各号のいずれかにより、提出することとする。

(1) 第12条第 1 項により博士論文を提出しようとする者にあつては、博士学位請求論文審査願〔別表第 1(6-1)〕に当該研究科が定める書類を添えて、教務部を通じて研究科長へ提出しなければならない。

(2) 第12条第 2 項により博士論文を提出しようとする者にあつては、博士学位請求論文審査願〔別表第 1(6-2)〕に当該研究科が定める書類と学位論文審査手数料〔別表第 1(4)〕を添えて、教務部を通じて研究科長へ提出しなければならない。

(3) 本学大学院博士後期課程の修業年限 3 年以上を満たし、当該研究科において定める科目から必要な単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえで退学（以下「満期退学」という。）した者が、博士論文を提出しようとする場合も前号の規定によるものとする。

2 審査を受けるため提出する博士論文は、1 篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 受理した博士論文等および学位論文審査手数料については、返付しない。

（博士論文の受理）

第16条 第12条第 2 項により博士論文の提出があつたときは、研究科長は、当該研究科会議に付託してこれを受理すべきか否かを諮らなければならない。

2 研究科長は、前項の規定により当該博士論文を付託された研究科会議が受理すべきものと議決した博士論文に限り、これを受理する。

3 研究科長は、前項の規定により博士論文を受理したときは、すみやかに当該博士論文を受理すべきことを議決した研究科会議の審査に付する。

4 研究科長は、博士論文を受理した旨を受理の日付を付した文書をもって提出者に連絡しなければならない。

（論文審査の方法）

第17条 当該研究科会議は、博士論文の審査および最終試験または学力の確認を行うため、論文ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

2 審査委員会は、研究指導教員を含む 3 人以上の審査委員をもって構成するものとし、主査 1 名、副査 2 名以上とする。ただし、審査委員には、他の大学院・研究所等の教員等を加えることができる。

（最終試験の方法）

第18条 最終試験は、博士論文の審査終了後、提出された博士論文を中心として、口述または筆記試験によつ

て審査委員会が行う。

（学力の確認）

第19条 第12条第2項に定める学力の確認は、専攻学術および外国語について口述または筆記試験によって行う。ただし、満期退学後3年以内に博士論文を提出する者については、学力の確認を免除することができる。

（学位請求の却下）

第20条 博士論文を受理した場合であっても、審査委員会が学位請求者について大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力がないことを確認したときは、当該研究科会議の議を経て、博士論文の審査を省略し、直ちに学位授与の請求を却下することができる。

（審査および最終試験または学力の確認の期間）

第21条 博士論文の審査ならびに最終試験または学力の確認は、原則として博士論文を受理してから1年以内に終了するものとする。

（博士授与の審査）

第22条 審査委員会は、博士論文の審査および最終試験または学力の確認が終了したときは、その結果を博士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書〔別表第1(8)〕により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、前項の報告を研究科会議に諮り、可否を議決する。

3 前項の議決は、当該研究科会議博士後期課程構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の賛成を必要とする。

（学長への報告）

第23条 研究科長は、前条の議決の結果を学長に博士学位請求論文審査結果報告書〔別表第1(11-1)、(11-2)、(12)〕をもって報告する。

（博士学位の授与）

第24条 学長は、前条の報告に基づき、博士学位を授与し、別表第1(2-1)、(2-2)、(3)に定める様式により、学位記を授与してこれを証明する。

（博士学位論文要旨等の公表）

第25条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文内容の要旨および論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（博士学位論文の公表）

第26条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

（学位授与の報告）

第27条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第4章 学位の取消、その他

（学位の授与の取消）

第28条 学位の授与を受けた者で、不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は当該研究科会議の議を経て、既に授与した学位を取り消すことがある。

2 前項の議決に関しては、構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の賛成を必要とする。

(学位論文の保存)

第29条 この規程の定めるところにより、修士および博士の学位を授与した学位論文の原本は、本学図書館において保存する。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、各研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の第5条、第6条、第7条、第11条、第13条、第14条、第15条、第17条、第24条の規定は平成19年度入学者にも適用する。その他の条項については、平成19年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則

この規程は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、第13条、第14条、第15条は従前の規定による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第6条，第9条，第10条，第11条，第15条，第22条，第23条，第24条関係）

(1) 学位記の様式（第11条による）

○修第 号	学位記	氏名	年 月 日生	平成 年 月 日	鹿児島国際大学大学院○○○○研究科長 印	本学大学院○○○○研究科長の認定により 修士（○○○○学）の学位を授与する 平成 年 月 日 鹿児島国際大学長 印	したことを認める	本学大学院○○○○研究科○○○○専攻 の博士前期課程（修士課程）において所定の単 位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したことを認める

(2-1) 学位記の様式（第24条による）

○博第 号	学位記	氏名	年 月 日生	平成 年 月 日	鹿児島国際大学大学院○○○○研究科長 印	本学大学院○○○○研究科長の認定により博士 （○○学）の学位を授与する 平成 年 月 日 鹿児島国際大学長 印	したことを認める	本学大学院○○○○研究科○○○○専攻 の博士後期課程において所定の単位を修得し必 要な研究指導を受けかつ学位論文の審査及び最 終試験に合格したことを認める

ただし，経済学研究科については平成23年度以降入学者

(2-2) 学位記の様式（第24条による）

（経済学研究科） ※平成22年度以前入学者

経博第 号	学位記	氏名	年 月 日生	本学大学院経済学研究科地域経済政策専攻 の博士後期課程において必要な研究指導を受け かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した ことを認める	平成 年 月 日 鹿児島国際大学大学院経済学研究科長 印	本学大学院経済学研究科長の認定により博士 （経済学）の学位を授与する	平成 年 月 日 鹿児島国際大学長 印

(3) 学位記の様式（第24条による）

○博第 号	学位記	氏名	年 月 日生	本学大学院○○○○研究科において学位論 文の審査ならびに所定の試験に合格したことを 認める	平成 年 月 日 鹿児島国際大学大学院○○○○研究科長 印	本学大学院○○○○研究科長の認定により 博士（○○○○学）の学位を授与する	平成 年 月 日 鹿児島国際大学長 印

(4) 学位論文審査手数料（第15条による）

学 位 授 与 申 請 者		手 数 料
第12条第1項によるもの	本学大学院博士後期課程在学者	0円
第12条第2項によるもの	本学大学院を満期退学後3年以内に博士論文を提出する者	0円
	本学大学院を満期退学後3年を超えて博士論文を提出する者	50,000円
	本学園の設置する学校の専任教職員	150,000円
	上記以外の者	300,000円

(5) 修士学位請求論文審査願の様式（第6条第3項による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学大学院
○○○○○研究科長 殿

研究科名
専攻名
学籍番号
氏名
印

修士学位請求論文審査願

このたび鹿児島国際大学大学院学位規程第6条第3項により、下記のとおり学位
請求論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

(6-1) 博士学位請求論文審査願の様式（第15条第1項第1号による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学大学院
〇〇〇〇〇研究科長 殿

研究科名
専攻名
学籍番号
氏名 印

博士学位請求論文審査願

このたび鹿児島国際大学大学院学位規程第15条第1項第1号により、下記のとおり学位請求論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

(6-2) 博士学位請求論文審査願の様式（第15条第1項第2号による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学大学院
○○○○○研究科長 殿

住所

所属（勤務先）
氏名

印

博士学位請求論文審査願

このたび鹿児島国際大学大学院学位規程第15条第1項第2号により、下記のとおり学位請求論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

(7) 修士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書の様式（第9条第1項）による

平成 年 月 日

鹿児島国際大学大学院
〇〇〇〇〇研究科長 殿

修士学位請求論文審査委員

主査 印

副査 印

副査 印

修士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書

このたび、審査委員会として、修士学位請求論文の審査および最終試験が終了しましたので、その結果について鹿児島国際大学大学院学位規程第9条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

研究科・専攻	
学籍番号	
氏名	
研究指導教員	

論文題目			
審査要旨			
	成績評価	修士学位論文	合格 不合格
		最終試験	合格 不合格

以上

(8) 博士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書の様式（第22条第1項による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学大学院
〇〇〇〇〇研究科長 殿

博士学位請求論文審査委員

主査 印

副査 印

副査 印

博士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書

このたび、審査委員会として、博士学位請求論文の審査および最終試験が終了しましたので、その結果について鹿児島国際大学大学院学位規程第22条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

研究科・専攻 (所 属)	
学 籍 番 号 (現 住 所)	
氏 名	
研究指導教員	

() は、鹿児島国際大学大学院学位規程第15条第1項第2号による論文提出の場合

論文題目			
審査要旨			
	成績評価	博士學位論文	合格 不合格
		最終試験	合格 不合格

以上

(9) 修士学位請求論文審査結果報告書（第10条による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学長

殿

〇〇〇〇〇研究科長

印

修士学位請求論文審査結果報告書

鹿児島国際大学大学院学則および鹿児島国際大学大学院学位規程に定めるところにより実施しました修士学位請求論文審査の結果を、下記により別紙のとおり報告します。

記

1. 学位論文合格者数 〇〇名
2. 授与しようとする学位の種類 修士（〇〇学）
3. 学位を授与しようとする年月日 平成〇〇年〇月〇日

(10) 修士学位請求論文審査結果報告書（第10条による）別紙

修士学位請求論文審査結果合格者一覧

○○○○○研究科

[illegible]

(11-1) 博士学位請求論文審査結果報告書の提出について（第23条による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学長

殿

〇〇〇〇〇研究科長

印

博士学位請求論文審査結果報告書の提出について

下記の者は、本研究科において所定の年限在学し、（所定の単位を修得かつ）必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出しました。本大学院研究科会議の当該論文審査および最終試験においても合格しましたので、別紙報告書を提出いたします。

記

1. 博士学位論文合格者

専攻	氏名	学位の専攻分野

ただし、当該合格者が平成22年度以前の経済学研究科博士後期課程入学者の場合には、（ ）内を省略する。

(11-2) 博士学位請求論文審査結果報告書の提出について（第23条による）

平成 年 月 日

鹿児島国際大学長

殿

〇〇〇〇〇研究科長

印

博士学位請求論文審査結果報告書の提出について

下記の者は、博士学位請求論文を提出し、本研究科において当該論文審査および所定の試験に合格しましたので、別紙報告書を提出いたします。

記

1. 博士学位論文合格者

氏

名

学位の専攻分野

ただし、当該合格者が平成22年度以前の経済学研究科博士後期課程入学者の場合には、（ ）内を省略する。

(12) 博士学位請求論文審査結果報告書（第23条による）

博士学位請求論文審査結果報告書

〇〇〇〇〇研究科

氏名	
授与しようとする 学位の種類	
授与しようとする 年 月 日	
学位の授与の要件	
学位論文の題目	
論文審査の結果の 要旨およびその 担当者氏名	
最終試験の結果の 要旨およびその 担当者氏名	
学位論文審査機関 の名称および組織	
審査終了年月日	
判定の経過	
備考	

大学院科目等履修生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第29条に関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は修了見込みの者。
- (4) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院研究科が認めた者。

(入学の時期・履修期間)

第3条 科目等履修生の入学は原則として学年又は学期の始めとし、履修期間は当該年度内とする。

- 2 引き続き履修を希望する者はあらかじめ願い出て許可を受けなければならない。ただし、この場合には選考試験を免除することができる。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として出願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。すでに納入した検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (1) 科目等履修願（本学所定のもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 外国人の場合、日本語能力認定書（本学所定のもの）
 - (6) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
 - (7) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）
- 2 引き続き履修を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、この場合には検定料を免除することができる。
 - (1) 科目等履修願（本学所定のもの）

(選考試験・履修の許可)

第5条 出願した者に対しては選考試験を行い、学長が履修を許可する。ただし、授業科目によっては、履修を許可しないことがある。

- 2 選考試験については、書類審査（第4条の提出書類）、小論文、面接により行う。
- 3 本学大学院在学者については、選考試験を免除することができる。

(履修料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに別に定める履修料を納入しなければならない。すでに納入した履修料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 本学大学院在学者については、履修料は徴収しない。

(単位授与)

第7条 科目等履修生が授業科目を履修したときは、試験の上単位を与えるものとする。

- 2 科目等履修生が履修できる単位は1年を通じて16単位以内とする。

(証明書の発行)

第8条 科目等履修生が願い出たときは、成績証明書又は単位修得証明書を発行する。

(身分証明書の交付)

第9条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。ただし、期間が終了したとき又は履修を辞退したときはすみやかに科目等履修生証を返還しなければならない。

(在学年限への不算入)

第10条 大学院の科目等履修生であった者が本大学院に入学した場合、科目等履修生であった期間は、本大学院学則第9条に定める在学年限に算入しない。

(学則の準用)

第11条 科目等履修生には本大学院学則，その他学内諸規程を準用するものとし，学則に違反したときは科目等履修生の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は，各研究科会議及び大学評議会の審議を経て，学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は，平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年 1 月30日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年 3 月17日から施行する。ただし，平成21年 1 月31日から適用する。

附 則

この規程は，平成21年 5 月27日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年11月 1 日から施行する。

大学院聴講生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第32条に関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 聴講生として出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は修了見込みの者。
- (4) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院研究科が認めた者。

(許可の時期・聴講期間)

第3条 聴講生の許可は原則として学年又は学期の始めとし、聴講期間は当該年度内とする。

- 2 引き続き聴講を希望する者はあらかじめ願い出て許可を受けなければならない。ただし、この場合には選考試験を免除することができる。

(出願手続)

第4条 聴講生として出願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。すでに納入した検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (1) 聴講願（本学所定のもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 外国人の場合、日本語能力認定書（本学所定のもの）
 - (5) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
 - (6) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）
- 2 引き続き聴講を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、この場合には検定料を免除することができる。
 - (1) 聴講願（本学所定のもの）

(選考試験・聴講の許可)

第5条 出願した者に対しては選考試験を行い、学長が聴講を許可する。ただし、授業科目によっては、聴講を許可しないことがある。

- 2 選考試験については、書類審査（第4条の提出書類）、面接により行う。
- 3 本学大学院在学者については、選考試験を免除することができる。

(聴講料)

第6条 聴講生は、所定の期日までに別に定める聴講料を納入しなければならない。すでに納入した聴講料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 本学大学院在学者については、聴講料は徴収しない。

(単位)

第7条 聴講生は聴講した科目について試験を受けることはできるが単位は与えない。

(身分証明書の交付)

第8条 聴講生には、聴講生証を交付する。ただし、聴講期間が終了したとき又は聴講を辞退したときはすみやかに聴講生証を返還しなければならない。

(学則の準用)

第9条 聴講生には本大学院学則、その他学内諸規程を準用するものとし、学則に違反したときは聴講生の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、各研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 1 月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3 月17日から施行する。ただし、平成21年 1 月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年 5 月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

大学院研究生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第33条に関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 研究生として出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は修了見込みの者。
- (4) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院研究科が認めた者。

(入学の時期・研究期間)

第3条 研究生の入学は原則として学年又は学期の始めとし、研究期間は当該年度内とする。ただし、特別な事情のある場合には、この限りではない。

- 2 引き続き研究を希望する者は、あらかじめ願い出て許可を受けなければならない。ただし、この場合には選考試験を免除することができる。

(出願手続)

第4条 研究生として出願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。すでに納入した検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (1) 研究生願（本学所定のもの）
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (3) 最終学校の成績証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 研究計画書（本学所定のもの）
 - (6) 希望研究指導教員の推薦書（本学所定のもの）
 - (7) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
 - (8) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）
 - (9) 検定料振込済みを確認できるものの写し
- 2 引き続き研究を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、この場合には検定料を免除することができる。
 - (1) 研究生継続願書（本学所定のもの）
 - (2) 当初の研究計画に変更がある場合、研究計画書（本学所定のもの）

(選考・許可)

第5条 出願した者に対しては選考試験を行い、学長が研究生として許可する。

- 2 選考試験は、書類審査（第4条の提出書類）によって行う。ただし必要に応じて面接を行うことがある。
- 3 本学大学院在学者については、選考試験を免除することができる。

(入学金及び研究指導料)

第6条 研究生は、所定の期日までに別に定める入学金及び研究指導料等を納入しなければならない。すでに納入した入学金及び研究指導料等は理由の如何にかかわらず返還しない。

- 2 引き続き研究を許可された者には入学金を免除することができる。

(身分証明書の交付)

第7条 研究生には研究生証を交付する。ただし、研究生としての期間が終了したとき又は研究生を辞退したときは、すみやかに研究生証を返還しなければならない。

(学則の準用)

第8条 研究生には本大学院学則、その他学内諸規程を準用するものとし、学則に違反したときは研究生の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、各研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成11年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。ただし、平成21年1月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

大学院委託生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第34条に関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 委託生は本大学院学則第19条の各号のいずれかに該当する者で、公の機関または団体・企業等から推薦された者とする。

(許可の時期・学修期間)

第3条 委託生の許可は原則として学年または学期の始めとし、学修期間は当該年度内とする。

2 引き続き学修を希望する者はあらかじめ願い出て許可を受けなければならない。ただし、この場合には選考試験を免除することができる。

(出願手続)

第4条 委託生として出願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。すでに納入した検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (1) 委託生願（本学所定のもの）
- (2) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 所属長の推薦書
- (5) 外国人の場合、日本語能力認定書（本学所定のもの）
- (6) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
- (7) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）

2 引き続き学修を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、この場合には検定料を免除することができる。

- (1) 委託生願（本学所定のもの）
- (2) 所属長の推薦書

(選考試験・学修の許可)

第5条 出願した者に対しては選考試験を行い、学長が学修を許可する。ただし、授業科目によっては、学修を許可しないことがある。

2 選考試験については、書類審査（第4条の提出書類）、面接により行う。

(単位)

第6条 委託生は履修した授業科目について試験を受けることができるが単位は与えない。

(証明書の発行)

第7条 委託生が願い出たときは、成績証明書を発行する。

(委託料)

第8条 委託生は所定の期日までに別に定める委託料を納入しなければならない。すでに納入した委託料は理由の如何にかかわらず返還しない。

(身分証明書の交付)

第9条 委託生には委託生証を交付する。ただし、委託生としての期間が終了したときまたは委託生を辞退したときは、すみやかに委託生証を返還しなければならない。

(学則の準用)

第10条 委託生には本大学院学則、その他学内諸規程を準用するものとし、学則に違反したときは委託生の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、各研究科会議および大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 1 月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3 月17日から施行する。ただし、平成21年 1 月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年 5 月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

大学院特別聴講学生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第34条の2に関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 特別聴講学生として出願することのできる者は、他の大学院または外国の大学院等に在学する者とする。

(許可の時期・特別聴講期間)

第3条 特別聴講学生の入学は原則として学年または学期の始めとし、期間は当該年度内とする。ただし、特別な事情のある場合には、この限りではない。

2 引き続き特別聴講を希望する者があるときは、これを許可することがある。この場合においては、所属する大学院等を経由し、許可期間満了の日の1月前までに、特別聴講学生延長願（本学所定のもの）を提出しなければならない。

3 前項の特別聴講期間の延長は、他の大学院からの協議に基づき、当該研究科会議の審議を経て、学長が許可する。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として出願する者は、所属する大学院等を経由し、入学しようとする1月前までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。すでに納入した検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(1) 特別聴講学生願（本学所定のもの）

(2) 健康診断書

(3) 外国人の場合、日本語能力認定書（本学所定のもの）

(4) 日本国内在住の外国人の場合、住民票

(5) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）

2 引き続き聴講を希望する者には検定料を免除することができる。

(選考試験・聴講の許可)

第5条 出願した者に対しては、他の大学院等からの協議に基づき、当該研究科会議の審議を経て、学長が特別聴講学生として許可する。

(特別聴講料)

第6条 特別聴講学生は、所定の期日までに別に定める特別聴講料を納入しなければならない。すでに納入した特別聴講料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(単位)

第7条 特別聴講学生は、特別聴講した科目について、他の大学院等からの協議に基づき試験を受け単位を取得することができる。

(身分証明書の交付)

第8条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。ただし、聴講期間が終了したときまたは特別聴講学生を辞退したときは、すみやかに特別聴講学生証を返還しなければならない。

(学則の準用)

第9条 特別聴講学生には本大学院学則、その他学内諸規程を準用するものとし、学則に違反したときは特別聴講学生の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、各研究科会議および大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。ただし、平成21年1月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年 5 月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

大学院特別研究学生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第34条の3に関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 特別研究学生として出願することのできる者は、他の大学院または外国の大学院等に在学する者とする。

(入学の時期・研究指導期間)

第3条 特別研究学生の入学は原則として学年または学期の始めとし、研究指導期間は当該年度内とする。ただし、特別な事情のある場合には、この限りではない。

- 2 引き続き研究を希望する者があるときは、これを許可することがある。この場合においては、所属する大学院等を経由し、研究終了の日の1月前までに、特別研究学生研究指導延長願（本学所定のもの）を提出しなければならない。
- 3 前項の研究指導期間の延長は、他の大学院からの協議に基づき、当該研究科会議の議を経てこれを許可する。

(出願手続)

第4条 特別研究学生として出願する者は、所属する大学院等を経由し、入学しようとする1月前までに次の書類を提出し、別に定める検定料を納入しなければならない。すでに納入した検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (1) 特別研究学生願（本学所定のもの）
 - (2) 健康診断書
 - (3) 研究計画書（本学所定のもの）
 - (4) 外国人の場合、日本語能力認定書（本学所定のもの）
 - (5) 日本国内在住の外国人の場合、住民票
 - (6) 外国人の場合、身元保証書（本学所定のもの）
- 2 引き続き研究を希望する者には検定料を免除することができる。

(選考・許可)

第5条 出願した者に対しては、他の大学院等からの協議に基づき、当該研究科会議の審議を経て、学長が特別研究学生として許可する。

(入学金および研究指導料)

第6条 特別研究学生は、所定の期日までに別に定める入学金および研究指導料等を納入しなければならない。すでに納入した入学金および研究指導料等は理由の如何にかかわらず返還しない。

(身分証明書の交付)

第7条 特別研究学生には、特別研究学生証を交付する。ただし、特別研究学生としての期間が終了したときまたは特別研究学生を辞退したときは、すみやかに特別研究学生証を返還しなければならない。

(学則の準用)

第8条 特別研究学生には本大学院学則、その他学内諸規程を準用するものとし、学則に違反したときは特別研究学生の許可を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、各研究科会議および大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から施行する。ただし、平成21年1月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年 5 月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

鹿児島国際大学大学院長期履修制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第14条3項の規程に基づき、博士前期課程（修士課程）に入学する学生の長期にわたる教育課程の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修学生の申請をすることができる者は、一般入学試験又は社会人入学試験の合格者であって、現に職業を有している等の事情により、標準修業年限内での修了が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学時において職業を有している等の事情により著しく学修時間の制約を受ける者。
- (2) 出産・育児・介護等の特別な事情により著しく学修時間の制約を受ける者。
- (3) その他、上記(1)・(2)と同等の事情にあると研究科会議で認められた者。

(履修期間)

第3条 長期履修期間は、入学から3年とする。ただし、休学期間は、これに算入しない。

(在学期間)

第4条 在学期間は、最長在学年限を超えることはできないものとする。

(申請)

第5条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書
 - (2) 理由書
 - (3) 長期履修計画書
 - (4) 在職証明書または、在職又は出産・育児・介護等の証明が確認できるもの
 - (5) その他当該研究科が必要と認める書類
- 2 履修の作成にあたっては、修得すべき科目とその単位数、受講年次、受講時期などにつき、事前に、入学後に指導を希望する研究指導教員（以下「研究指導教員」）の指導を受けるものとする。
- 3 「長期履修学生申請」等の提出にあたっては、事前に研究指導教員の承認を得るものとする。

(申請時期)

第6条 入学試験出願時の長期履修希望申し出に基づき、入学試験合格後に所定の期間内に申請を行うものとする。

(長期履修の許可)

第7条 前条の申請があった場合は、長期履修学生選考委員会が推薦し、研究科会議の議を経て、学長が許可する。

- 2 長期履修学生選考委員会は、当該研究科長、当該研究科の研究科長代理、研究指導教員、教務部長および事務局長で構成する。
- 3 各研究科においては、前項の許可に当たり、長期履修期間中の各学期の修得単位数の上限を設けることができる。

(長期履修の授業料等)

第8条 長期履修を許可された学生の授業料等納入金は、本大学院学則第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条の定めるところによる。

- 2 長期履修学生の授業料等は、標準修業年限に相当する授業料等の総額を長期履修期間の年数で除して納付する。ただし、許可された長期履修期間を超えて在学する場合は、通常の額を納付する。
- 3 授業料等の額については、別に定める。

(学則等の遵守)

第9条 長期履修学生は、特別の定めがない限り、本大学院学則及びその他学内諸規程を遵守しなければならない。

(長期履修の許可の取消し)

第10条 長期履修学生が本大学院学則および諸規定に違反したとき、学生の本分に反する行為をしたとき、または長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、当該研究科会議の議を経て、長期履修の

許可を取り消すことができる。

補 則

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、各研究科会議および大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学大学院外国人留学生規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第35条に定める外国人留学生（以下「留学生」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において留学生とは、出入国管理及び難民認定法別表1に定める「留学」の在留資格を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 大学院留学生 外国の国籍を有し、修士又は博士の学位を取得することを目的として本大学院に入学した者
- (2) 交換留学生 本学と交換留学の協定を締結した外国の大学院に在籍する者で、本大学院の特定の授業科目を履修すること、又は資料収集を目的として本大学院に派遣された者

第2章 大学院留学生

(入学資格)

第3条 博士前期課程（修士課程）に大学院留学生として入学できる者は、日本国籍及び日本における永住資格を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本の大学を卒業した者
 - (2) 日本において学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者
 - (6) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科会議が認めた者
- 2 博士後期課程に大学院留学生として入学できる者は、日本国籍及び日本における永住資格を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 日本の大学において修士の学位を取得した者
 - (2) 日本において学校教育法第104条第4項の規定により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科会議が認めた者
- 3 前第1項第6号、第2項第5号の学力審査は、研究科会議がこれを行う。

(出願)

第4条 大学院留学生として入学を希望する者は、本大学院所定の入学願書および入学試験に必要な提出書類に別に定める入学検定料を添えて所定の期日までに、学長に願い出なければならない。

(入学者選考)

第5条 入学者の選考は、提出書類の審査と、筆記試験、面接試験、日本語能力審査等により総合的に行う。

- 2 前項に定める日本語能力については、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N1（旧1級）あるいは、それと同等以上の日本語能力を有することを条件とする。

(入学許可)

第6条 入学の許可は、当該研究科会議において選考の上、学長がこれを行う。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、次の各号に掲げる書類に、所定の授業料等納入金を添えて所定の期日までに、手続をしなければならない。

- (1) 身元保証人連署の入学誓書（所定用紙）
- (2) 卒業（修了）証明書及び成績証明書（ただし、出願時に「卒業（修了）見込証明書」を提出した者のみ）
- (3) その他、入学に必要な書類

(証明書の提出)

第8条 大学院留学生は、学長が必要と認めた時は、適法に日本国に在住し、学業に専念できることを証明

するに足りる外国公館、又は、日本国の官公署が発行する証明書を提出するものとする。

（入学時期）

第9条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（納入金）

第10条 大学院留学生の授業料等納入金については、本大学院学則第39条、40条、41条、42条の規定による。

（授業料減免）

第11条 大学院留学生で経済的理由により、授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には授業料を減免することがある。

2 前項の授業料減免に関する規程については、別に定める。

（学則等の遵守）

第12条 大学院留学生は、特別の定めがない限り、本大学院学則及びその他学内諸規程を遵守しなければならない。

第3章 交換留学生

（交換協定）

第13条 交換留学生の本大学院への受け入れは、あらかじめ外国の大学との間で締結された協定により行うものとする。

（入学許可）

第14条 入学の許可は、国際交流委員会において選考の上、研究科会議の審議を経て、学長がこれを行う。

2 本大学院での学業を遂行するために必要とされる日本語能力（財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験N 1（旧 1 級）あるいは、それと同等以上）を有することを入学の条件とする。ただし、研究科会議が認めた場合はこの限りではない。

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（受け入れ期間）

第16条 受け入れ期間は半年間又は 1 年間とする。

（所属研究科）

第17条 交換留学生の在籍研究科は関係する研究科会議の審議を経て決定する。

（履修）

第18条 交換留学生は在籍研究科の研究指導教員のもとで研究を行わなければならない。

2 年間の履修単位は16単位（各期 8 単位）までとする。なお、演習科目については、単位の認定は行わないが、研究指導教員の同意を得て、半年間又は 1 年間履修できるものとする。

3 資料収集を目的とする場合、研究テーマに関連する科目を 1 科目以上履修することができる。

4 交換留学生の履修に関しては、大学院学則及び履修規程を準用する。

（授業料の免除）

第19条 交換留学生の授業料は免除する。

第4章 補 則

（細則）

第20条 この規程に定めるものの他、留学生の取り扱いについて必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

第21条 この規程の改廃は、国際交流委員会、各研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成13年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については従前の規程による。

鹿児島国際大学大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第44条第1項に基づき、本学大学院に在籍する私費外国人留学生に対して授業料を減免することによって、経済的負担を軽減し学業の継続を援助することを目的とする。

(減額対象者)

第2条 減免の対象となる者は、本学大学院に外国人留学生として在籍し、経済的理由により修学が困難であると認められた者とする。

(申請)

第3条 授業料の減免を希望する者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 学長は学期の始めに研究科会議の審議を経て、減免対象者を決定する。選考基準については別途定める。

(授業料の減免)

第5条 授業料の減免は、前・後期それぞれに納入すべき授業料にこれを充当する。ただし、新入生の減免については、入学後行うこととする。

2 減免額は前・後期それぞれの授業料（教育充実費等その他の納入金を除く）の30%とする。

(減免期間)

第6条 減免期間は修了に必要な通常の在学期間とする。

(減額の打ち切り)

第7条 学長は授業料の減免を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、研究科会議の審議を経て減免を打切るものとする。

- (1) 出席状況を勘案し、学業継続の意思がないと認められたとき。
- (2) 学業成績が不振で成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 留年したとき。ただし、病気その他やむを得ない事由によるときは、この限りではない。
- (4) 経済的に恵まれていると認められたとき。
- (5) 虚偽の申請をしたとき。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生委員会、各研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度入学者の減免額は、前・後期それぞれの授業料（教育充実費等その他の納入金を除く）の25%とし、平成25年度以前の入学者については従前の規程による。

鹿児島国際大学大学院生国外留学規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第23条に基づき、本大学院生の国外への留学について必要な事項を定める。
- 2 本大学院生が、休学して国外で学修する場合は、この規程を適用しない。

(留学の定義)

- 第2条 この規程による留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 本学と協定している外国の大学（以下「協定校」という。）へ、本大学院の許可を得て留学する場合
- (2) 協定校以外の外国の大学へ、本大学院の許可を得て留学する場合
- 2 前項第1号により留学する大学院生を交換留学生、第2号により留学する大学院生を認定留学生という。

(留学の出願資格)

- 第3条 留学を希望する者は、本大学院に在学し、所定の単位を修得し、研究指導教員の許可を得なければならない。

(出願の手続)

- 第4条 留学を希望する者は、所定の様式により、学長に願い出なければならない。

(留学の決定)

- 第5条 本学が留学を希望する者を選考のうえ留学させるときは、国際交流委員会及び当該研究科会議の審議を経て、学長が決定する。

(留学の期間)

- 第6条 留学期間は、1年または半年とする。
- 2 留学期間の始期は4月1日または10月1日、終期は3月31日または9月30日とし、これらの日の前後に出国または帰国する場合、いずれかの日に読み替えることとする。

(単位の認定)

- 第7条 留学期間中に修得した授業科目の単位の認定は、当該研究科会議が行う。

(留学の取り消し)

- 第8条 留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、国際交流委員会及び当該研究科会議の審議を経て、学長は留学を取り消すことができる。
- (1) 留学先において成業の見込みがない者
- (2) 本学の学費の納入を怠った者
- (3) 留学生としてふさわしくない行為を行った者
- (4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(学費の減免)

- 第9条 学費の減免は、別に定める。

(支援金)

- 第10条 支援金は、別に定める。

(交換留学生への特例)

- 第11条 交換留学生の取扱については、大学間協定の内容に基づき、特別の取扱をすることがある。

(施行細則)

- 第12条 この規程の施行について必要な事項は、施行細則で定める。

(規程の改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、国際交流委員会、各研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学大学院生国外留学規程施行細則

（学費の減免）

第1条 認定留学生の中で、特に学力・人物が優れている場合、留学期間中の鹿児島国際大学大学院の授業料を減額又は免除する。

（支援金）

第2条 交換留学生及び認定留学生には、留学生支援金を給付することができる。

2 前項の貸与又は給付は、特に学力・人物が優れている者について行う。

3 第1項の貸与又は給付は、国際交流委員会の審議を経て、学長が決定する。

（留学生の募集及び選考）

第3条 留学生の募集及び選考は、企画・国際課が募集を立案・実施し、国際交流委員会が選考する。

2 選考は、書類審査、語学試験（留学先の言語）及び面接試験による。

3 留学生は、国際交流委員会及び当該研究科会議の審議を経て学長が決定する。

（出国の準備）

第4条 留学生は、企画・国際課が行う留学の準備に関するオリエンテーションを受け、留学に必要な手続きを行わなければならない。

（学習状況報告書）

第5条 留学生は、留学期間中、毎月所定の学習状況報告書を企画・国際課を通じて、当該研究科の研究科長に提出しなければならない。

（帰国届の提出）

第6条 留学生は、定められた期間内に帰国し、帰国後速やかに所定の帰国届を企画・国際課を通じて、当該研究科の研究科長に提出しなければならない。

2 留学生は帰国後、単位認定願を企画・国際課を通じて、教務部に提出しなければならない。

3 留学生は、定められた期間内に帰国できないときは、あらかじめ帰国変更届を企画・国際課を通じて当該研究科の研究科長に提出しなければならない。

（施行細則の改廃）

第7条 この施行細則の改廃は、国際交流委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この施行細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会規程

(設置)

第1条 鹿児島国際大学（以下「本学」という。）に教育研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は本学の教育研究者（大学院生を含む）が人間を直接対象とする調査・研究（以下、「研究」という。）を行うに際し、倫理的配慮が図られているか審査することを目的とする。

2 委員会が調査審議する必要があると認めた事項について、倫理的・法的・社会的な観点から専門的に調査審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 学長
 - (2) 副学長 1名
 - (3) 医学・医療を専門とする者 1名
 - (4) 倫理学又は法律学を専門とする者 1名
 - (5) 申請当該学部・研究科から選出された者 1名
 - (6) その他、学長が必要と認める者 1名
- 2 第1項第5号の委員は、審査する研究内容によって学長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長と副委員長を置く。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ副委員長を指名し、委員会の実務を委任することができる。

(委員の委嘱及び任期)

第5条 委員は、大学評議会の審議を経て、学長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員が交代する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育研究者)

第6条 本規程の適用を受ける教育研究者とは、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の専任教員（教授、准教授、講師、助教）
- (2) 本学の大学院生
- (3) 共同研究者等

(審査事項等)

第7条 委員会は、教育研究者から申請があった研究計画について、次の各号に掲げる事項に留意して審査を行うものとする。

- (1) 研究対象者（家族を含む）の人権の擁護
 - (2) 研究によって生じる、研究対象者にとっての不利益あるいは危険性に対する配慮
 - (3) 研究対象者（必要のある場合には、その家族等を含む。）に理解を求め同意を得る方法
 - (4) 研究の結果予測される学問上又は社会への貢献に関する事項
- 2 委員会の審査結果は、出席委員全員の合意によるものとし、第2号から第4号までに該当する場合は、その理由又は条件等を明記しなければならない。
- (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当

(委員会)

第8条 委員会は委員長が召集し議長となる。

2 委員会は、構成員の3分の2以上の委員が出席し、申請者が所属する学部・研究科の委員のうち少なくとも1名の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 委員は、自己に係る申請の審査に加わることはできない。

4 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見を聴くことができる。

(申請の手続き)

第9条 申請者は、第2条に規定する研究を行おうとする場合において、倫理的配慮を図る必要があると思慮される場合は、委員会開催期日の3週間前までに委員会が定める倫理審査申請書を委員会に提出するものとする。

2 第6条第2号の教育研究者については、その指導教員が必要と判断する場合に申請を義務付ける。申請書の提出は前項に準ずる。

3 委員会は、申請のない研究計画についても必要と認めたときは、申請を求めることができる。

(審査議事録等の保存)

第10条 委員会は、審査の経過及び判定の記録を保存する。委員会が特に必要と認める場合には、申請者及び研究対象者等の同意を得て審査経過及び内容を公表することができる。

(審査結果通知)

第11条 委員会は、審査終了後速やかに、その結果を審査結果通知書により、申請者に通知しなければならない。

2 前項の通知において、審査の判定が第7条第2項の第4号に該当する場合は、その理由を明記しなければならない。

(再審査)

第12条 申請者は、審査の判定結果に対し不服がある場合は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して2週間以内に、委員会に対して1回限り再審査を申請することができる。

2 再審査の請求は、委員会が定める再審査申請書により行わなければならない。

3 再審査及びその結果通知は、当初の審査の方法に準ずる。

(研究の中止の報告)

第13条 教育研究者は、審査対象となった研究を中止した場合、速やかに委員会が定める研究中止報告書を委員会に提出しなければならない。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は、総務部において行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3. その他留意事項

「教育研究倫理審査委員会」について

本学の教育研究者（大学院生を含む）が「人間を直接対象とする調査・研究」を行う場合、調査実施前に「鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会」の審査を受けて、「承認」の認定を受ける必要があります。その「承認」を得ていなければ、調査・研究の成果を学会報告や学術論文として公表することはできません。

本学の大学院生（特に「福祉社会学研究科」の院生）は、「鹿児島国際大学教育研究倫理審査委員会規程」を熟読し、倫理審査の意義を理解したうえで、各自の調査・研究に取り組んでください。調査・研究の開始後あるいは終了後に「倫理審査」を受けようとする大学院生がいますが、それでは手続き遅滞となり、承認を得られない可能性があります。

なお、倫理審査の申請窓口は、鹿児島国際大学総務課です。必ず調査・研究の開始前に総務課で申請手続きをしてください。

大学院履修指導

【経済学研究科 博士前期課程（修士課程）】

次に定める方法により、30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査に合格すること。

- ① 基本科目から4単位以上、演習科目（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）から8単位（修士論文を含む）を修得すること。
- ② 演習科目のうち、修了所要単位として認められた8単位以外の修得単位については、これを教職免許状に必要な単位として認定することができる。
- ③ 講義科目に限り3科目6単位の範囲で他の研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を履修することができ、その修得単位は修了所要単位として認める。
- ④ 修士論文を提出できる者は、修士論文作成に必要な演習8単位を修得見込みの者とする。

【経済学研究科 博士後期課程】

- ① 12単位以上（研究指導科目8単位を含む）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

【福祉社会科学研究科 博士前期課程（修士課程）】

次に定める方法により、30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査に合格すること。

- ① 専門科目および実習科目から22単位以上、演習科目の中から1科目8単位（修士論文を含む）を修得すること。
- ② 講義科目に限り3科目6単位の範囲で他の研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を履修することができ、その修得単位は修了所要単位（選択単位に含める）として認める。
- ③ 修士論文を提出できる者は、修士論文作成に必要な演習8単位を修得見込みの者とする。

【福祉社会科学研究科 博士後期課程】

- ① 12単位以上（必修8単位、選択4単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。

【国際文化研究科 博士前期課程（修士課程）】

次に定める方法により、30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、審査に合格すること。

- ① 所属する分野から16単位（演習8単位を含む）以上を修得すること。
- ② 他の分野の科目については、6単位以内を修了所要単位として認める。
- ③ ワークショップ科目については、8単位以内を修了所要単位として認める。
- ④ 実習科目については、2単位以内を修了所要単位として認める。
- ⑤ 研究指導教員の演習8単位（修士論文を含む）を修得すること。ただし、早期修了生・早期修了候補生は4単位とする。
- ⑥ 講義科目に限り3科目6単位の範囲で他の研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を履修することができ、その修得単位は修了所要単位として認める。
- ⑦ 修士論文を提出できる者は、修士論文作成に必要な研究指導教員の演習8単位（早期修了・早期修了候補生は演習4単位）を修得見込みの者とする。

【国際文化研究科 博士後期課程】

- ① 12単位以上（必修8単位、選択4単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
- ② 特殊研究科目および実習から2科目（4単位）以上を修得すること。
- ③ 実習から修得した単位は2単位を上限に修了所要単位として認める。
- ④ 演習の単位は、研究指導と博士論文作成を合わせて8単位とすること。

講義時間表

時 限	時 間
1 限	9：10～10：40
2 限	10：50～12：20
3 限	13：00～14：30
4 限	14：40～16：10
5 限	16：20～17：50
6 限	18：00～19：30
7 限	19：40～21：10

修士学位請求論文の作成および提出について

1. 修士学位請求論文提出要件

修士学位請求論文を提出できる者は、博士前期課程（修士課程）の修業年限2年以上を満了する者または満了の見込みの者で、研究科所定の授業科目について30単位以上を修得見込みの者とする。

2. 論文題目（テーマ）の提出期限および提出場所

11月末（9月修了予定者については5月末）の当該研究科が定める日時までに、届出票により教務課大学院分室に提出すること。届出票には、研究指導教員の承認印をもらうこと。

3. 修士学位請求論文の提出期限および提出場所

修士学位請求論文審査願に修士学位請求論文を添えて、当該研究科が定める日時までに教務課大学院分室に提出すること。

論文の中表紙に必ず研究指導教員の承認印をもらうこと。

4. 修士学位請求論文の様式

- (1) 論文の分量は、40,000字程度とし、原則として横書きとするが、縦書きでも可とする。
- (2) 用紙サイズはA4判とし、原則として片面印字とする。上・下・左・右の余白は30mm以上とする。
- (3) 論文には、論文要旨を添付する。

5. 提出部数

経済学研究科……2部

福祉社会学研究科・国際文化研究科…3部

6. その他

論文作成の際には、各研究科発行の修士学位請求論文作成要領を熟読のうえ作成すること。

博士学位請求論文の作成および提出について

1. 博士学位請求論文提出要件

博士学位請求論文を提出できる者は、博士後期課程の修業年限3年以上を満了する者または満了の見込みの者で、当該研究科において定める科目から必要な単位を修得した者または修得見込みの者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2. 予備審査論文の提出期限および提出場所

予備審査願に予備審査論文および当該研究科が定める書類等を添えて、当該研究科が定める日時までに教務課大学院分室に提出すること。

3. 博士学位請求論文の提出期限および提出場所

博士学位請求論文審査願に博士学位請求論文および当該研究科が定める書類等を添えて、当該研究科が定める日時までに教務課大学院分室に提出すること。

4. 博士学位請求論文の様式

- (1) 論文の分量は、日本語論文の場合80,000字程度、英語論文の場合40,000語程度とする。
- (2) 用紙サイズはA4判とする。
- (3) 論文には、論文要旨を添付する。

5. 提出部数

当該研究科の定める部数を提出する。

6. その他

論文作成の際には、各研究科発行の「博士学位請求論文（課程博士）提出の手引」を熟読のうえ作成すること。

学位論文（修士・博士）審査基準

○修士学位論文

修士の学位の授与に関しては、学位申請者が提出した修士学位請求論文を主査・副査の審査委員が当該論文に関する最終試験（口頭試問）により審査し、「修士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書」を修士論文審査委員会（当該研究科会議）に提出する。それに基づき同委員会が学位授与の可否を決定する。その審査基準は以下のとおりである。

〔審査基準〕

1. 研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 情報収集の度合い：当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
3. 研究方法の適切性：研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資料、作品、例文などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
4. 論旨の妥当性：全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること。
5. 論文作成能力：文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関しての体裁が整っていること。

○博士学位論文

博士の学位の授与に関しては、学位申請者が提出した博士学位請求論文を主査・副査（学外者を含む）の審査委員が当該論文に関する最終試験（口頭試問）により審査し、「博士学位請求論文審査および最終試験の結果報告書」を博士論文審査委員会（当該研究科会議）に提出する。それに基づき同委員会が学位授与の可否を投票によって決定する。その審査基準は以下のとおりである。

〔審査基準〕

1. 研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
2. 情報収集の度合い：当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
3. 研究方法の適切性：研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資料、作品、例文などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切かつ主体的に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること。
4. 論旨の妥当性：全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること。
5. 論文作成能力：文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関しての体裁が整っていること。（以上 1. ～ 5. は修士論文審査基準と共通）
6. 上記の基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見（学術的価値）が見出せること。また、その点に基づいて申請者が近い将来、自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。

※専攻領域あるいは論文テーマの特徴から判断して、さらに以下の項目も修士学位請求論文・博士学位請求論文の審査基準として付加することがある。

◇倫理的配慮：研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

付 録

校舎等建物平面略図

付

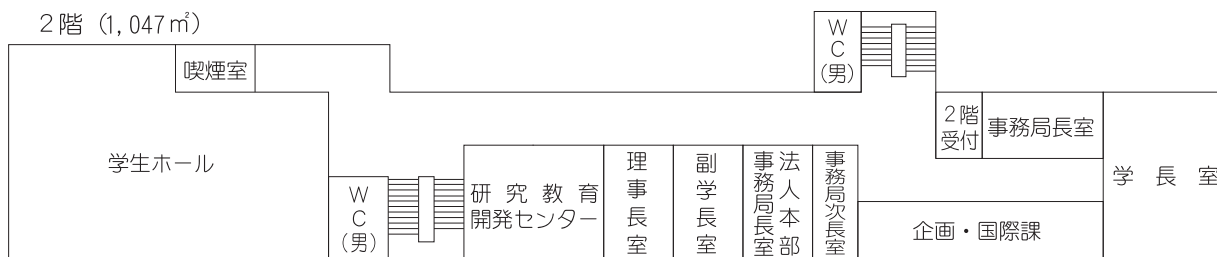
録

1号館 (本館)

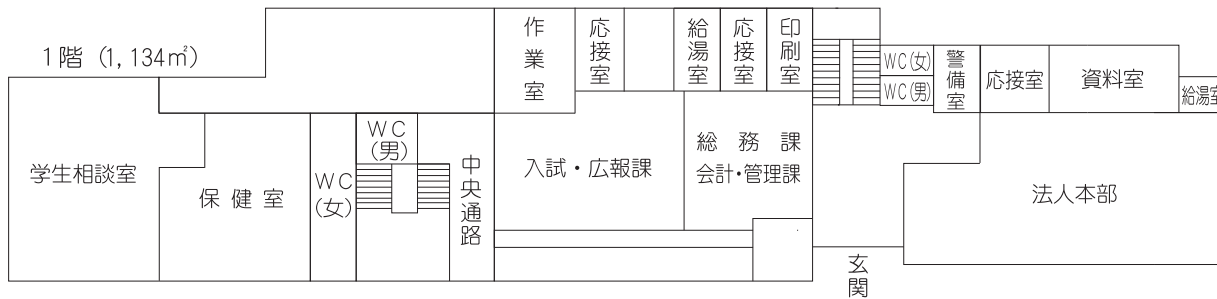
3階 (1,047 m²)



2階 (1,047 m²)

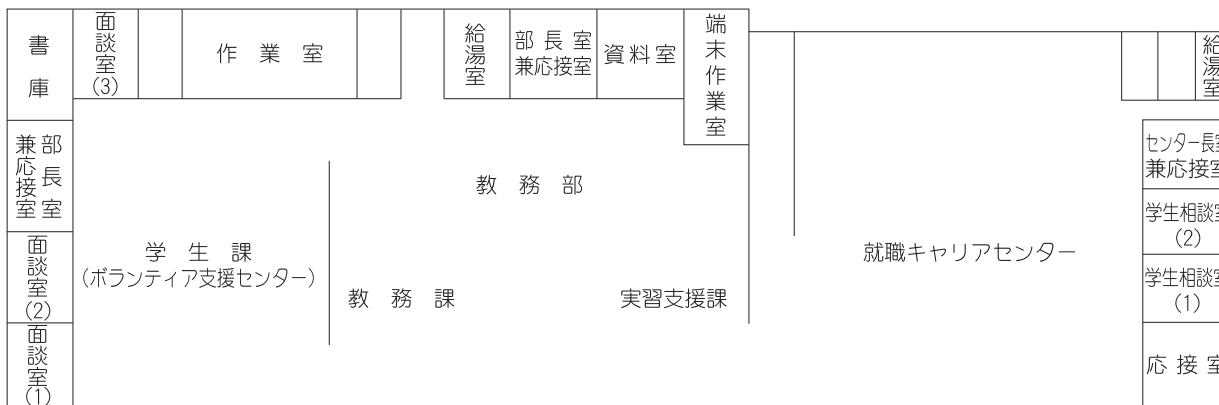


1階 (1,134m²)

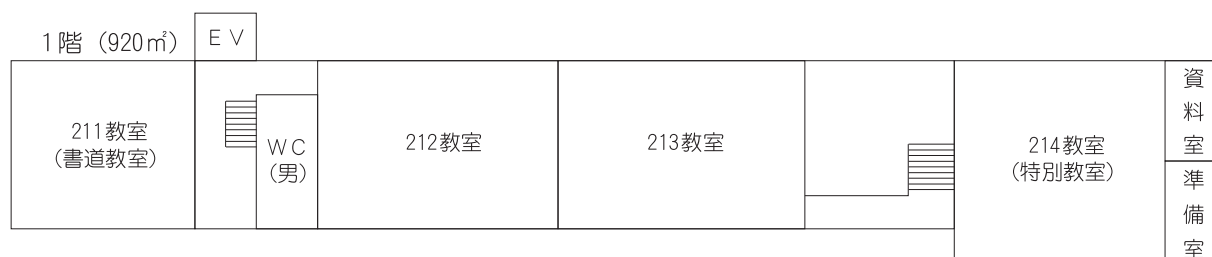
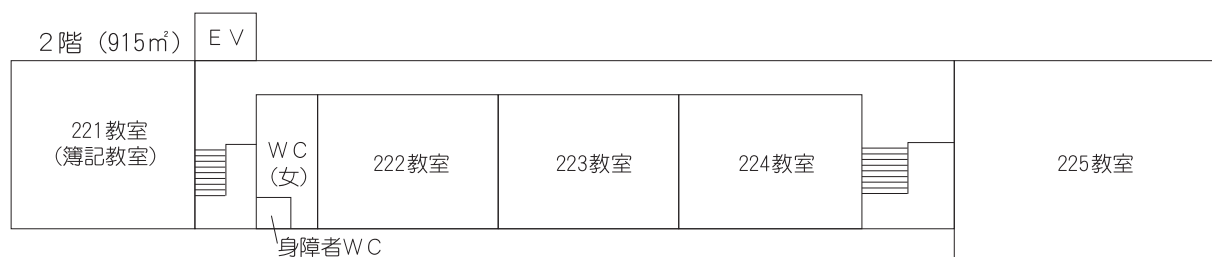
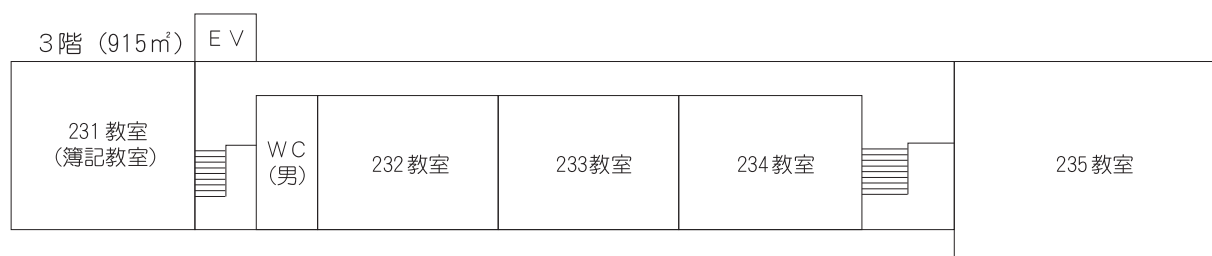


学生総合支援センター

(798 m²)

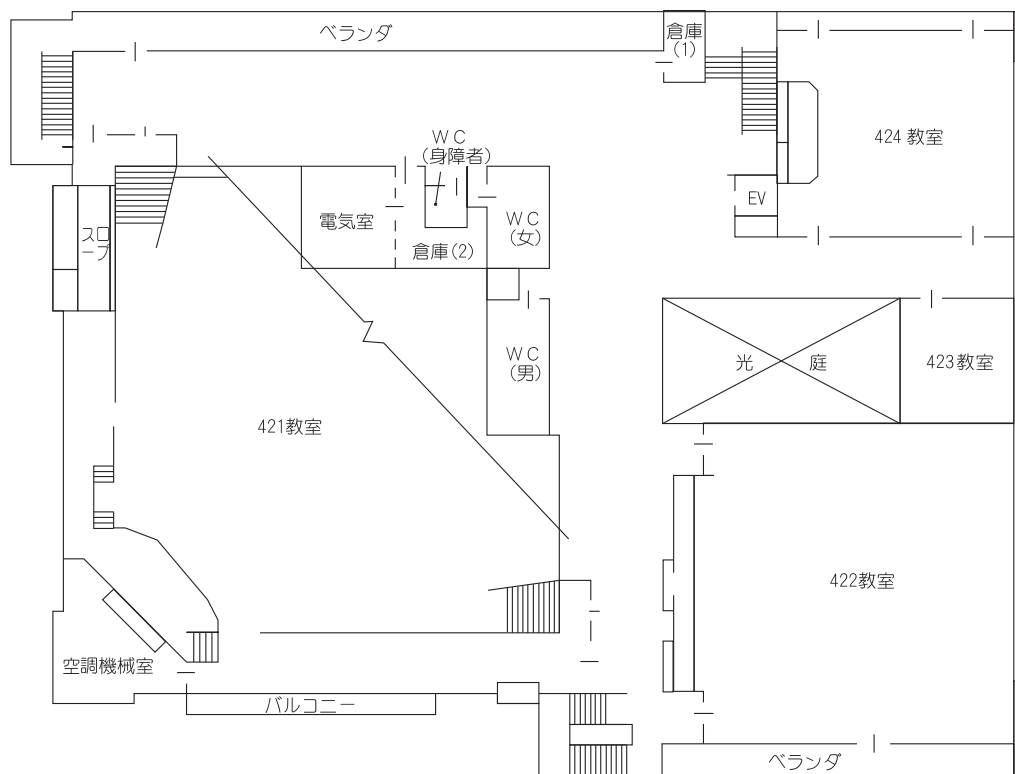


2 号 館

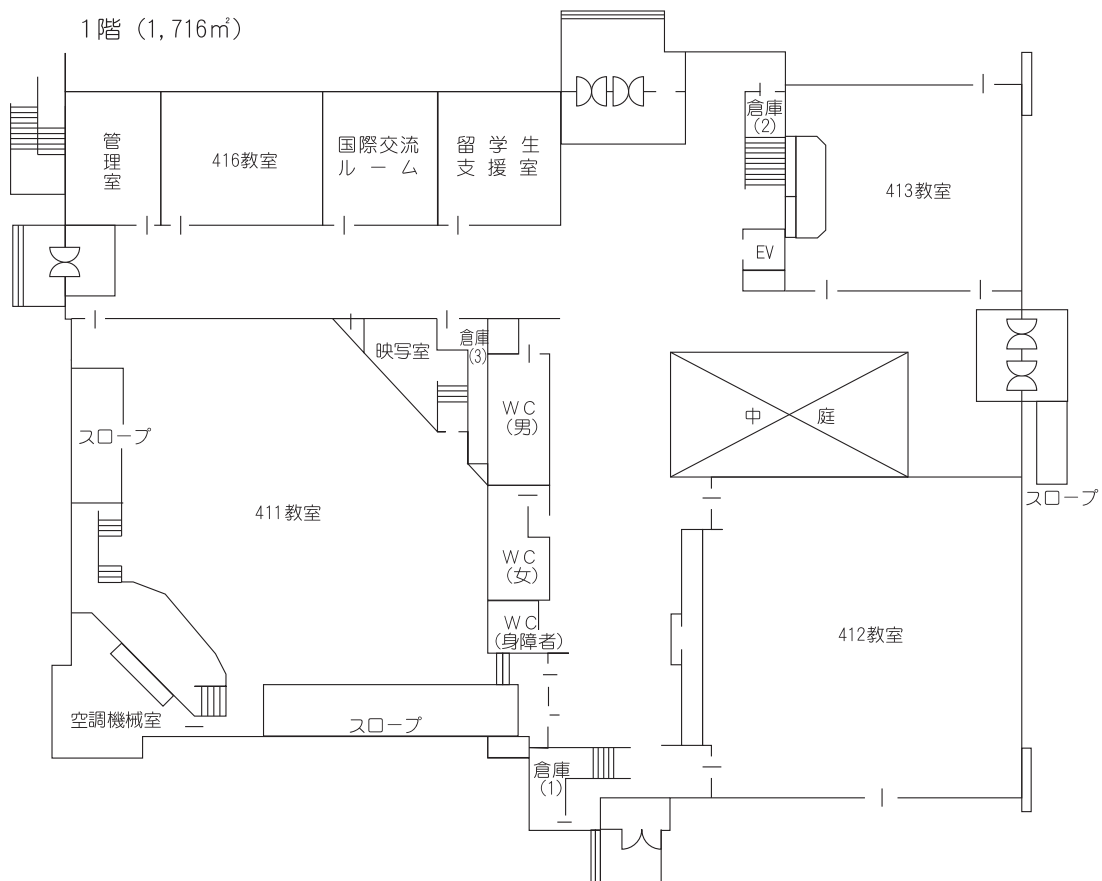


4 号 館

2 階 (1,732㎡)

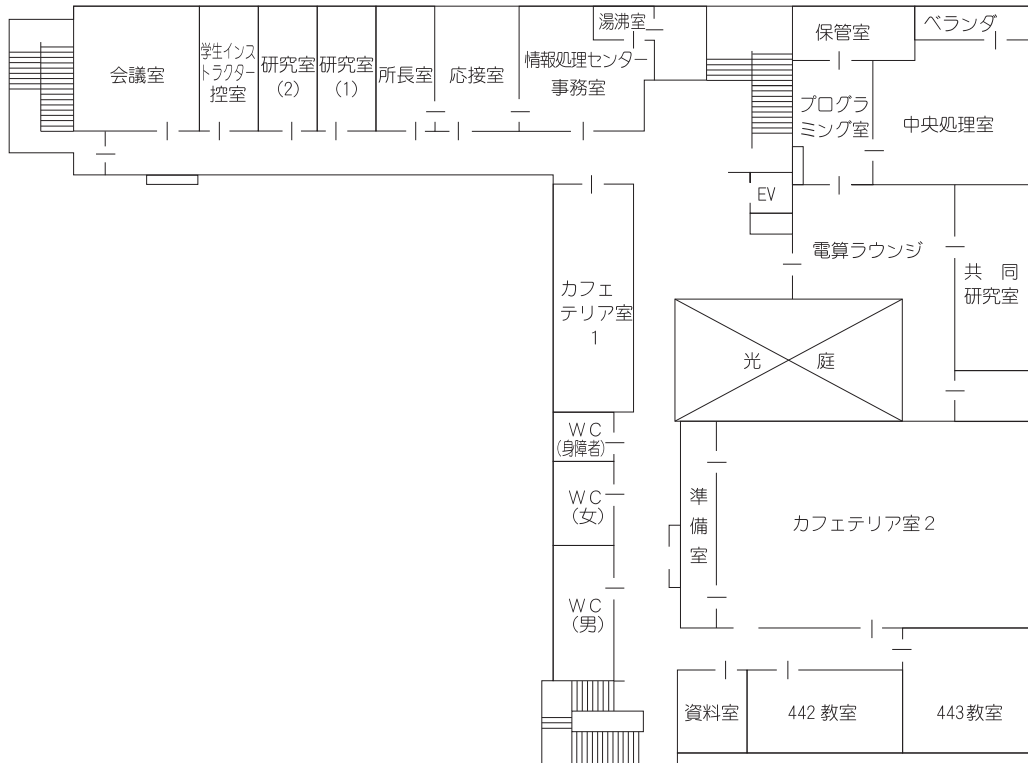


1 階 (1,716㎡)

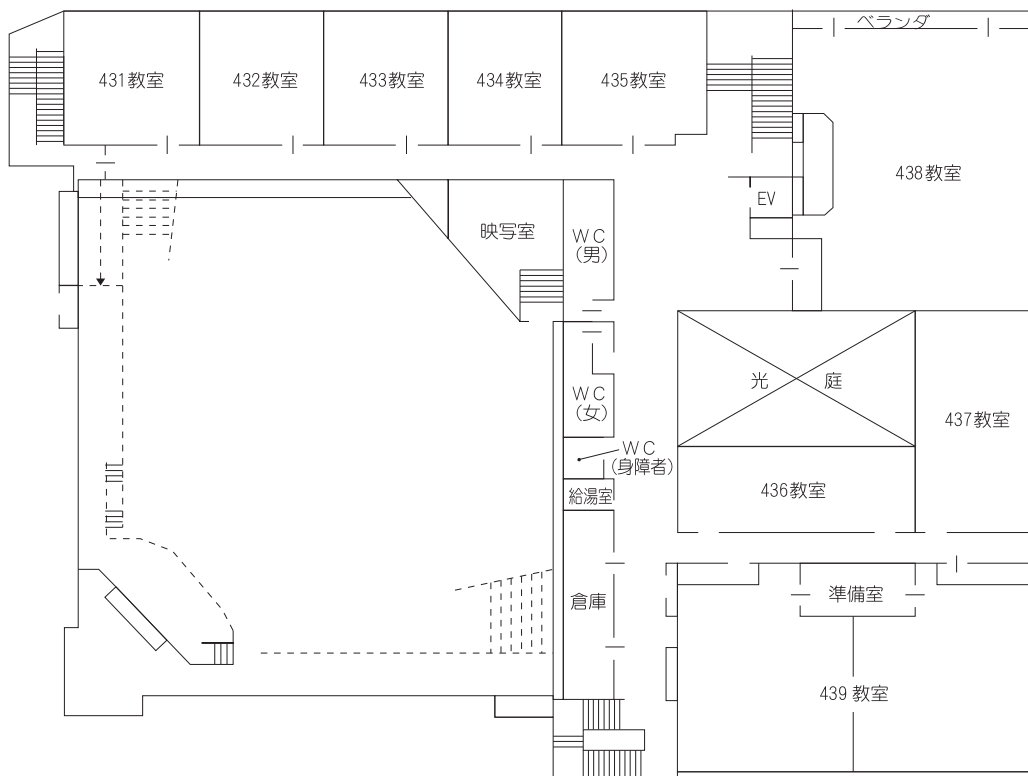


4 号 館

4階 (1,153㎡)



3階 (1,141㎡)



5 号 館

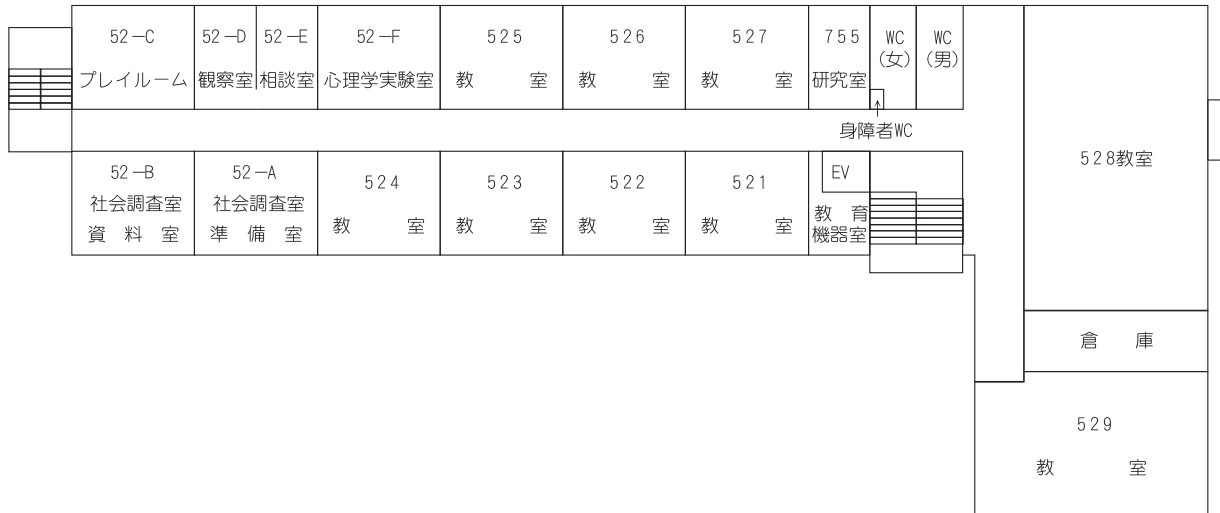
4 階 (939㎡)



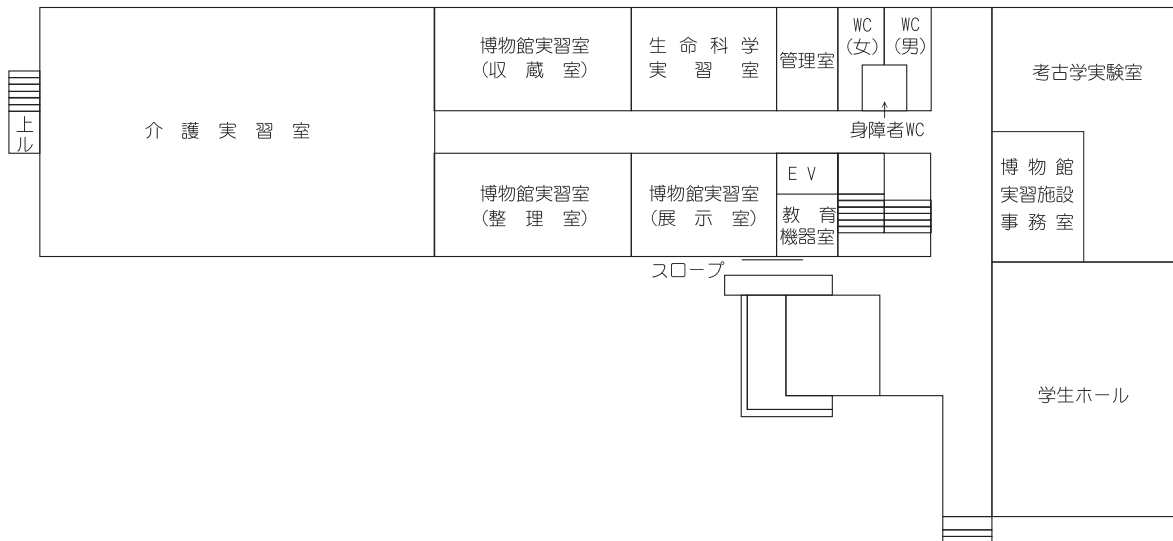
3 階 (939㎡)



2 階 (1,152㎡)

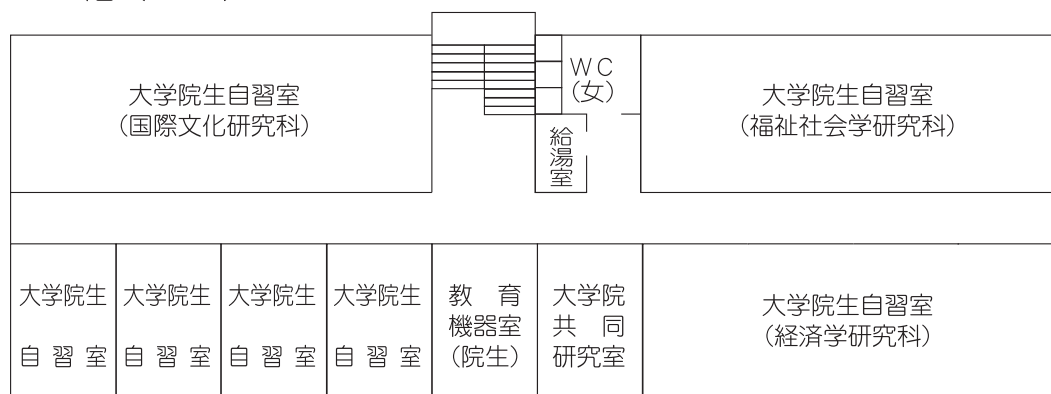


1 階 (1,195㎡)

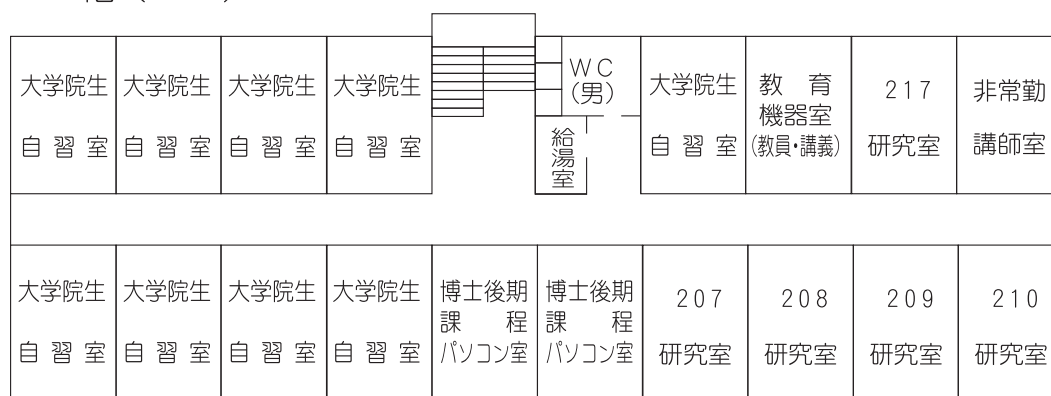


6 号 館

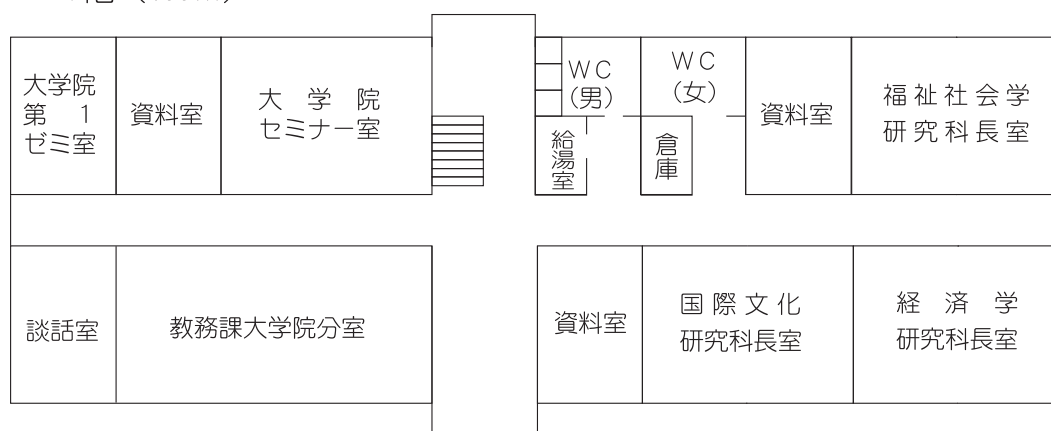
3 階 (463m²)



2 階 (463m²)

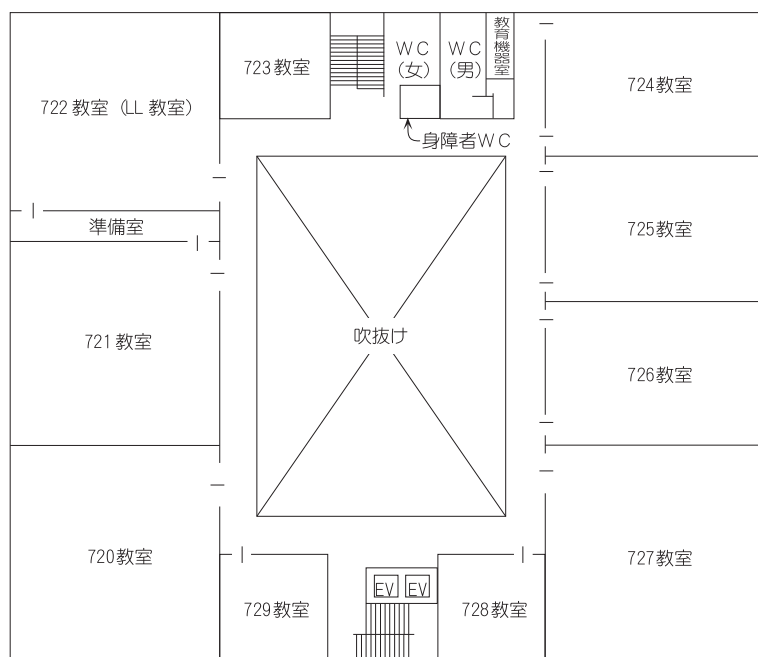


1 階 (466m²)

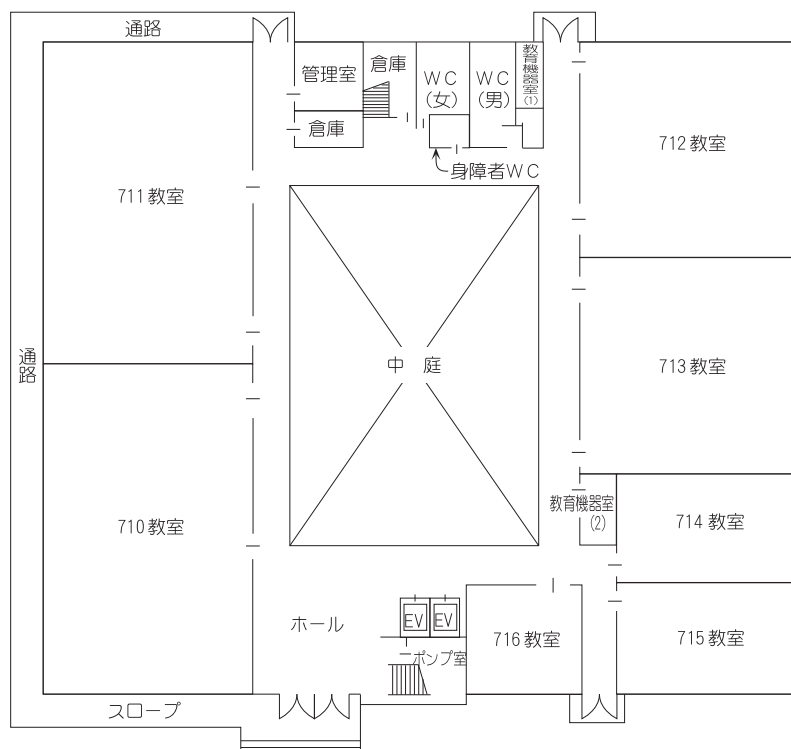


7 号 館

2 階 (1,690㎡)

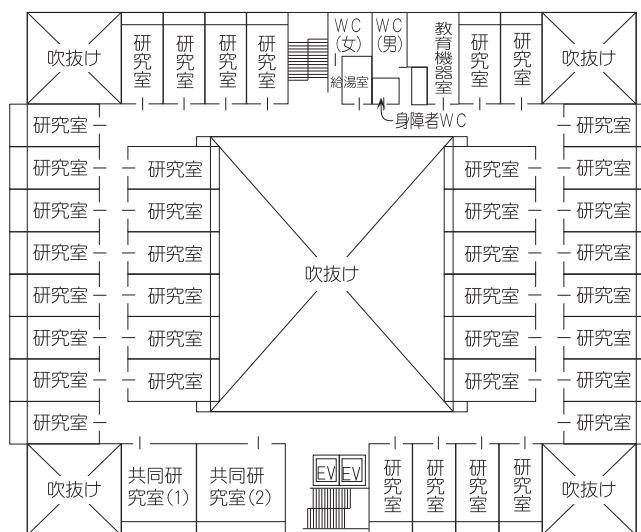


1 階 (1,690㎡)

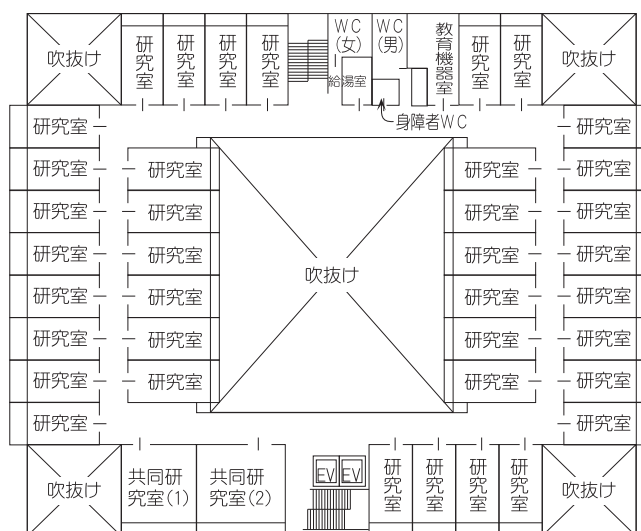


7 号 館

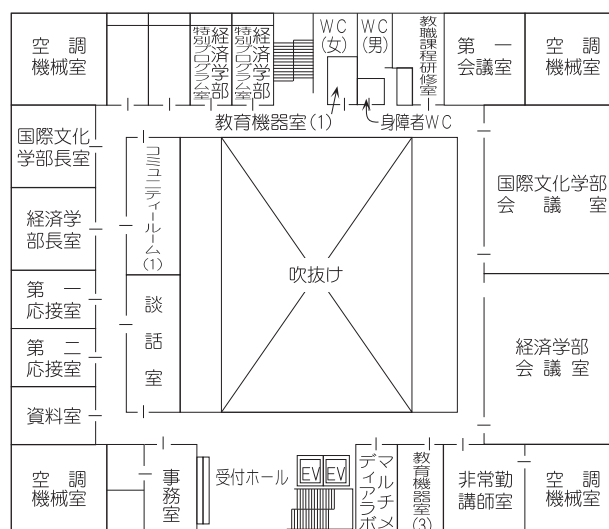
5 階 (1,396㎡)



4 階 (1,396㎡)



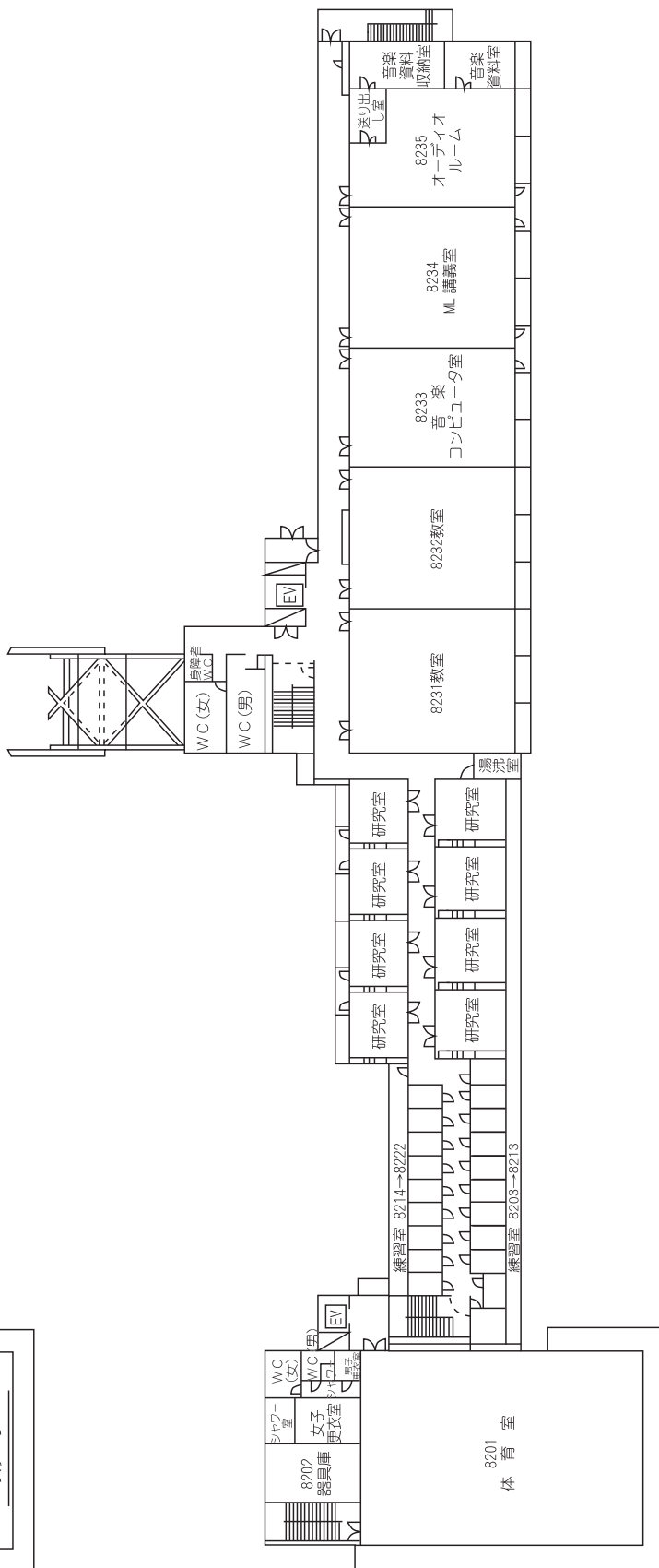
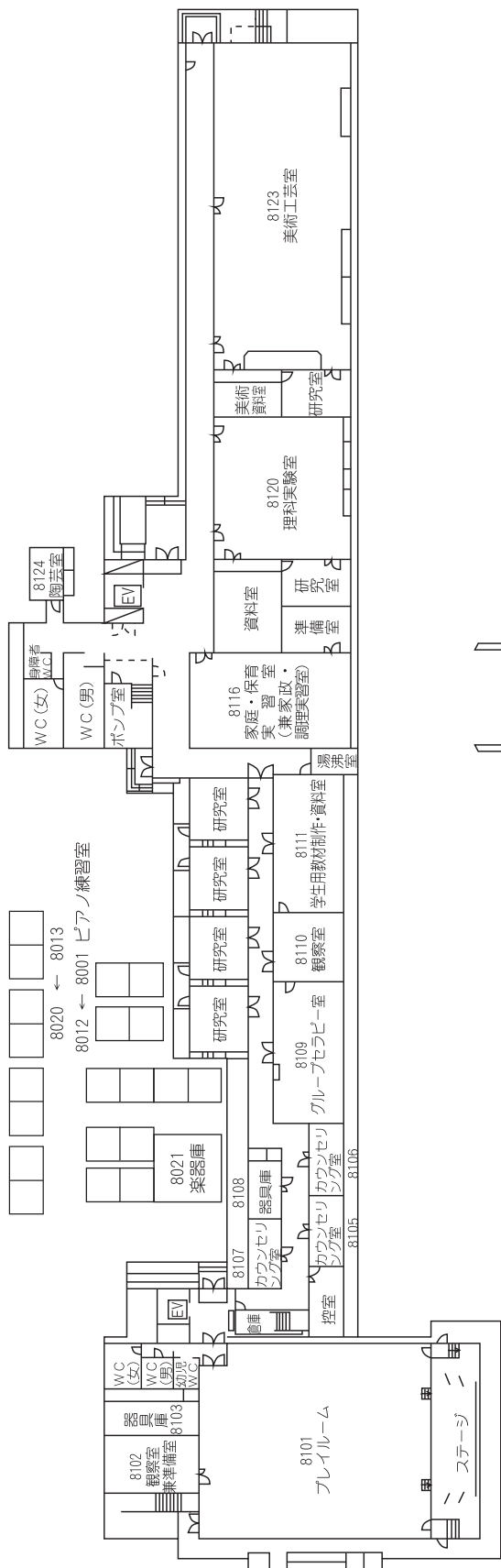
3 階 (1,319㎡)



8 号 館

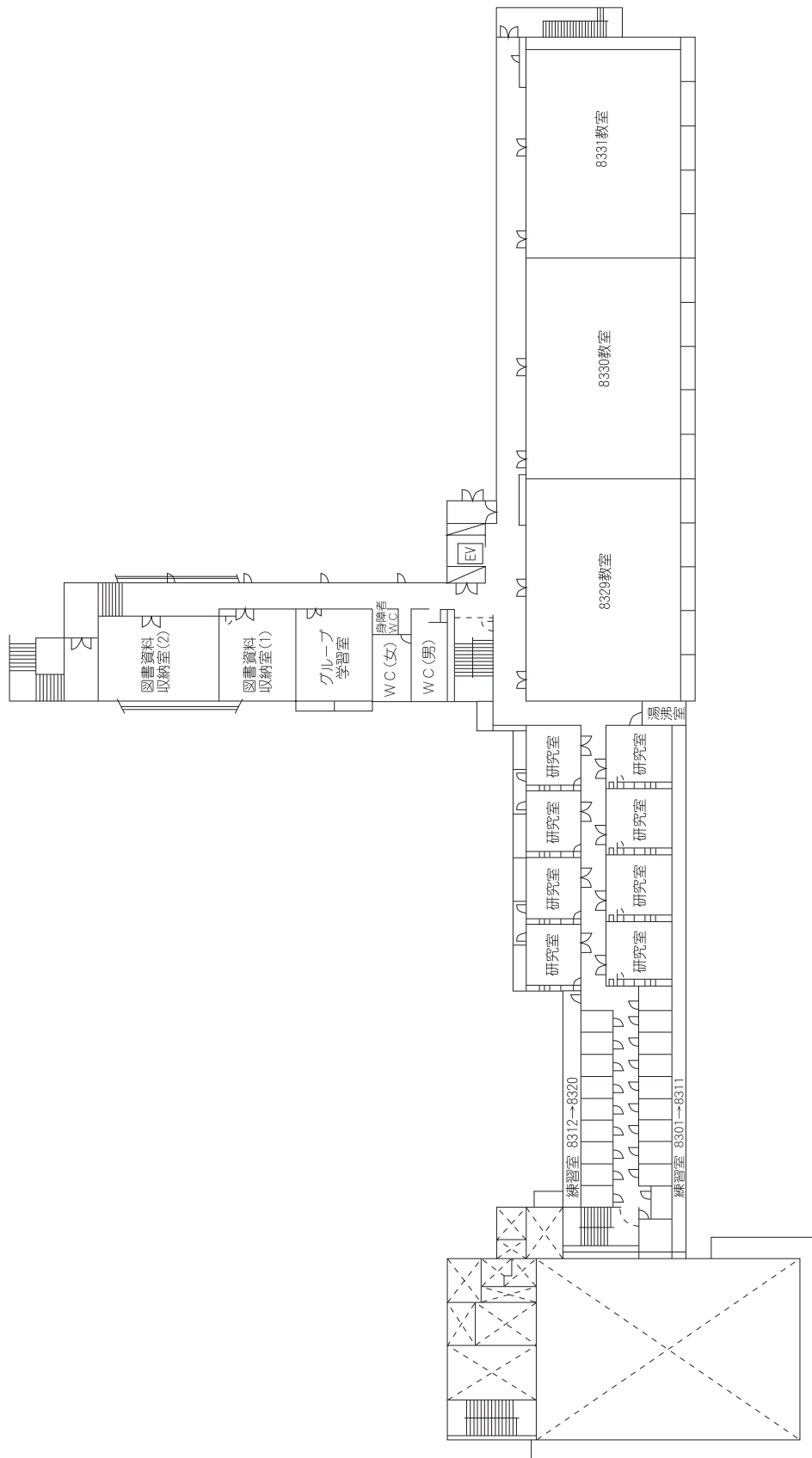
1 階 (2,135m²)

2階 (2, 248m²)



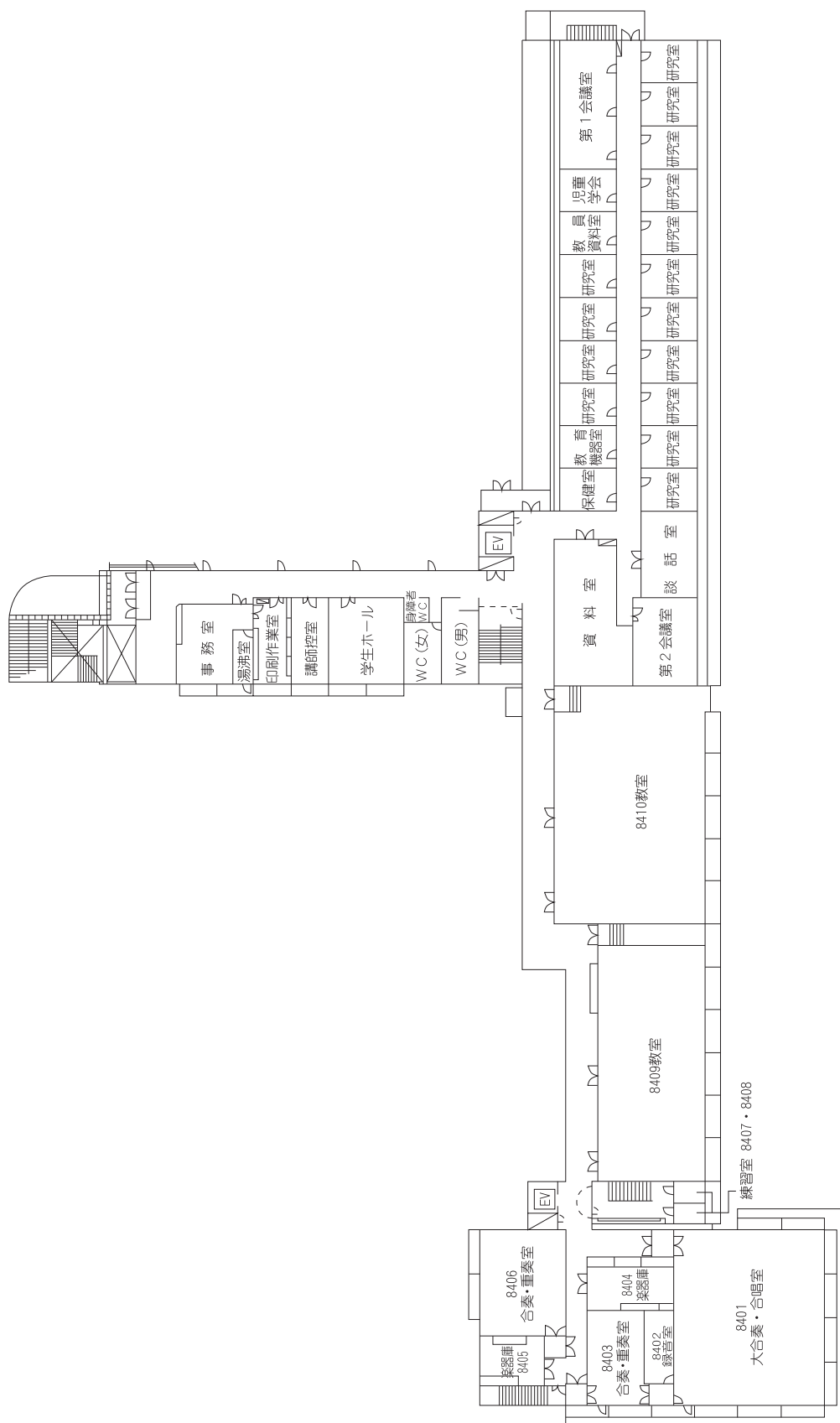
8 号 館

3階 (1, 999m²)



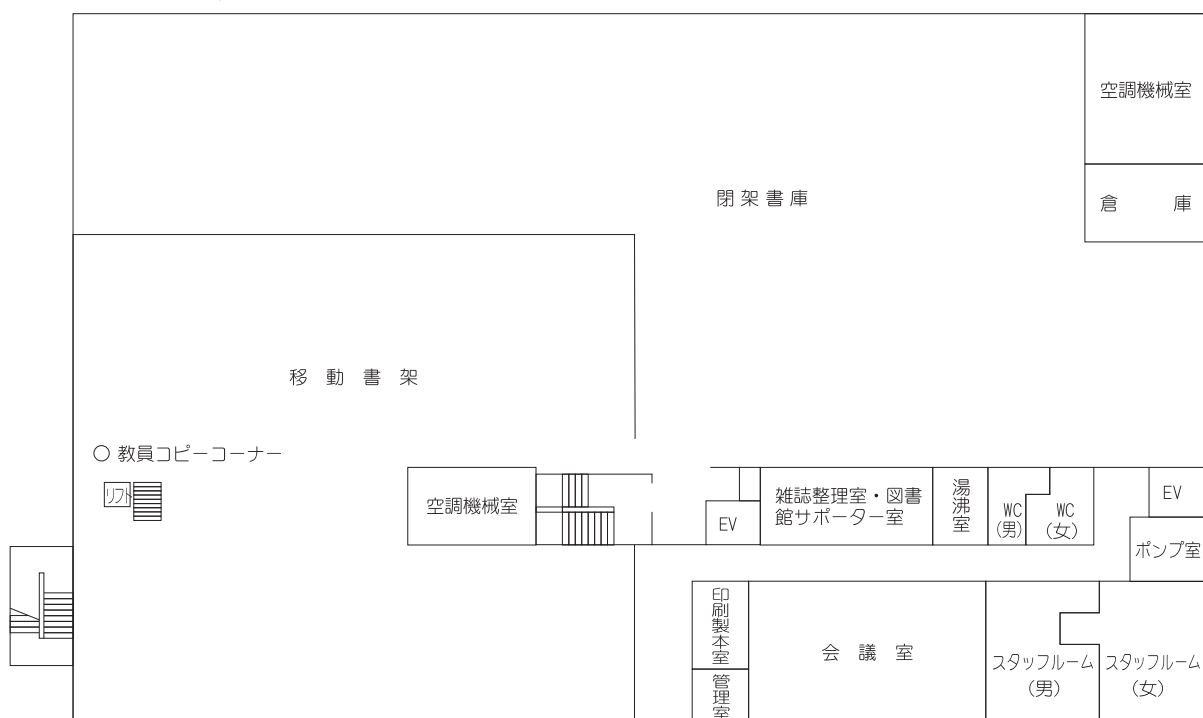
8 号 館

4階 (2,517 m²)

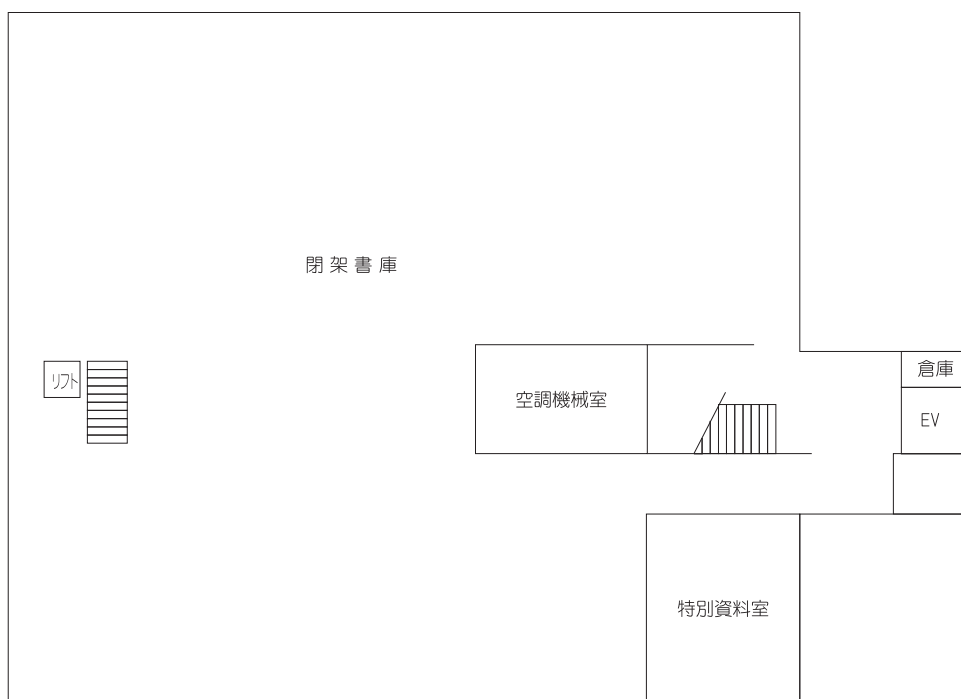


附 属 図 書 館

1 階 (1,864㎡)

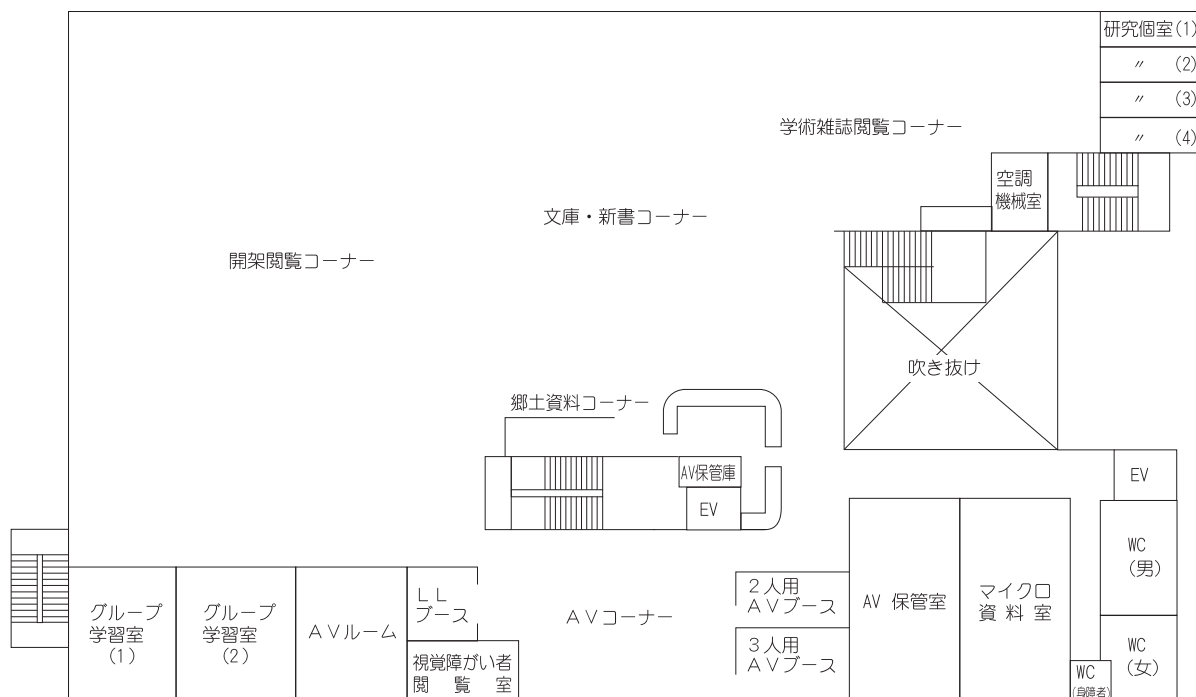


地 階 (678㎡)

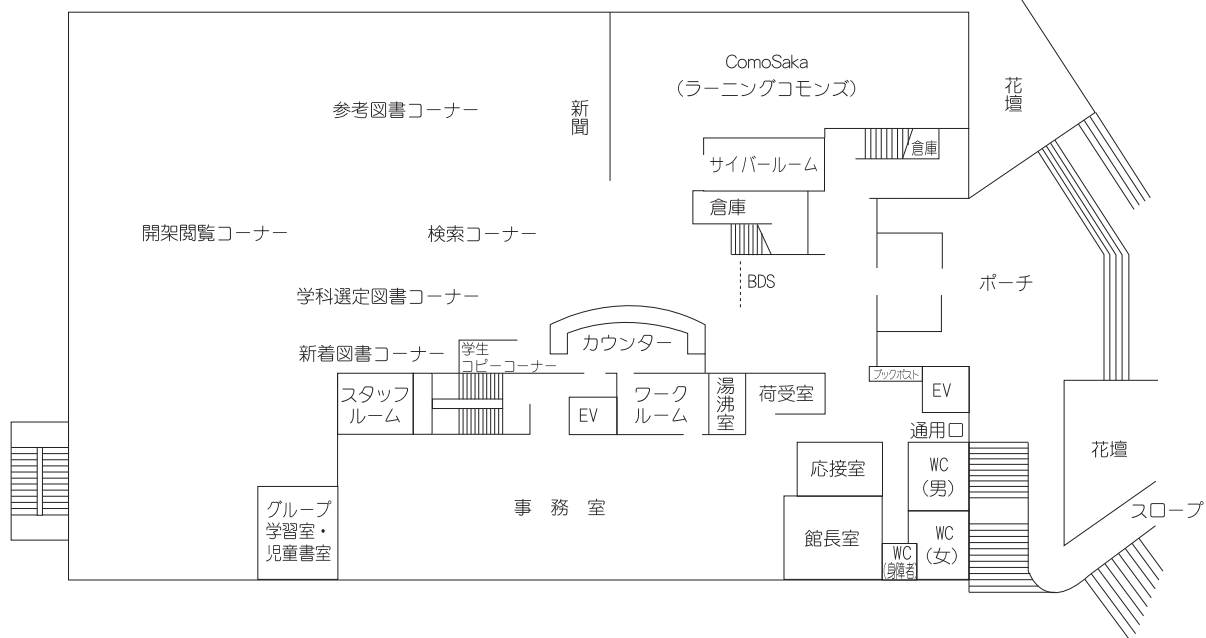


附 属 図 書 館

3 階 (1,691㎡)

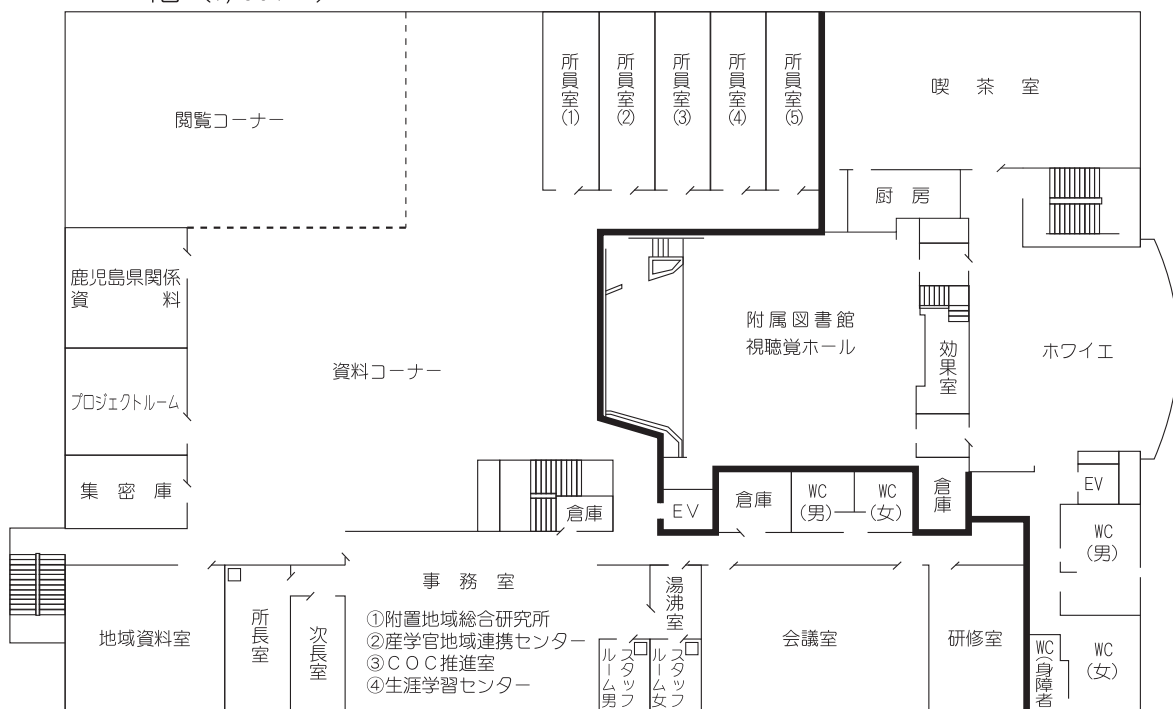


2 階 (1,807㎡)



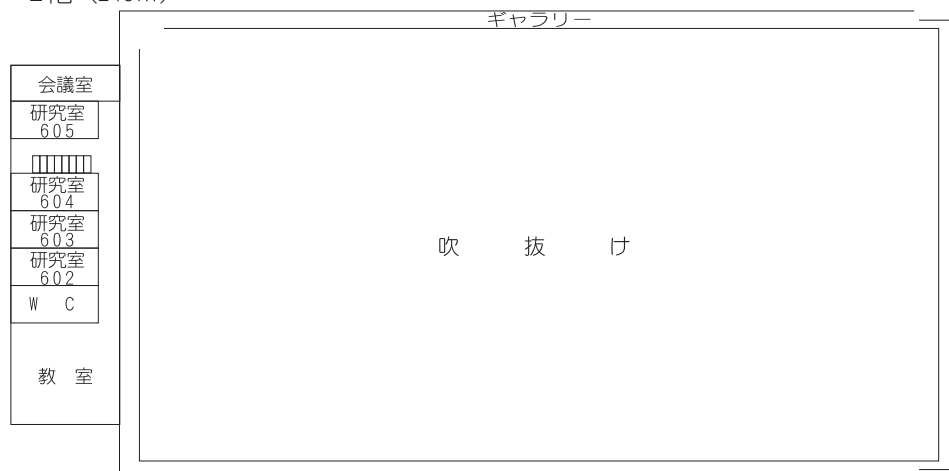
附置地域総合研究所
産学官地域連携センター
生涯学習センター
C O C 推進室
附属図書館
〔視聴覚ホール〕

4 階 (1,861m²)

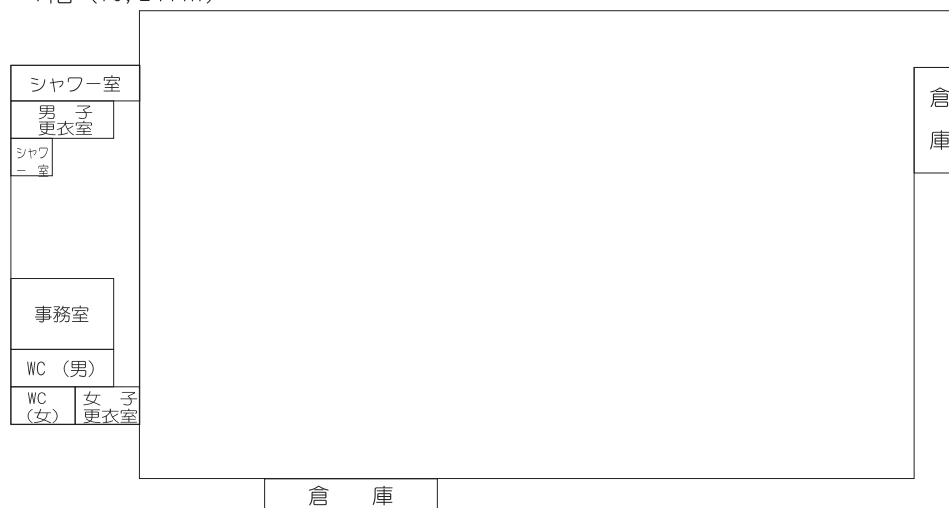


体育館（フィールドハウス）

2階（243㎡）

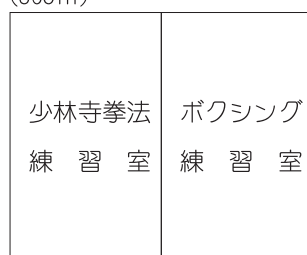


1階（10,241㎡）



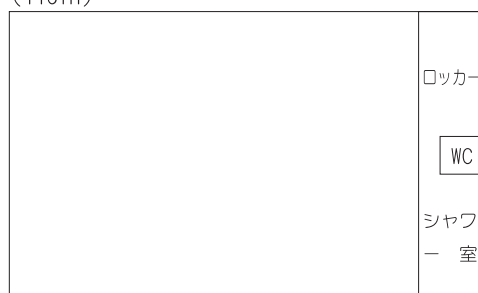
体育練習室

(368㎡)



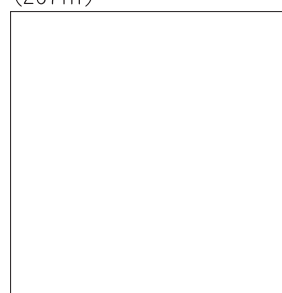
柔道場

(446㎡)



体育ホール

(267㎡)



体育練習室

(132㎡)

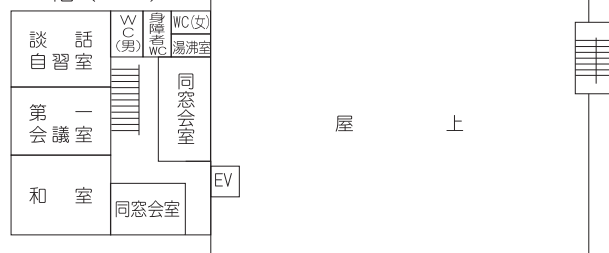


(800㎡)

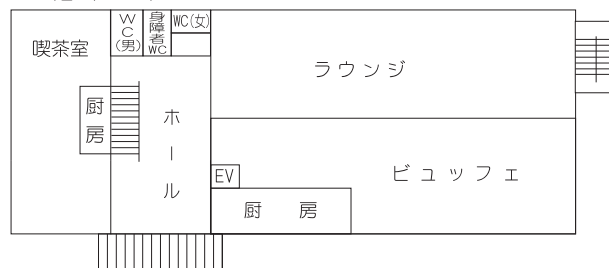


ユーカリ会館

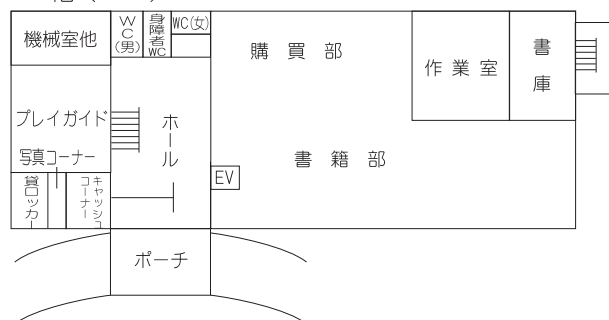
3階 (307㎡)



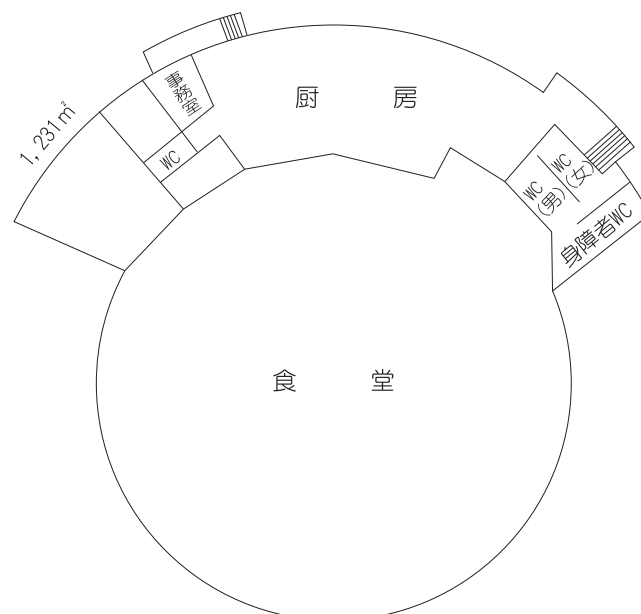
2階 (848㎡)



1階 (857㎡)

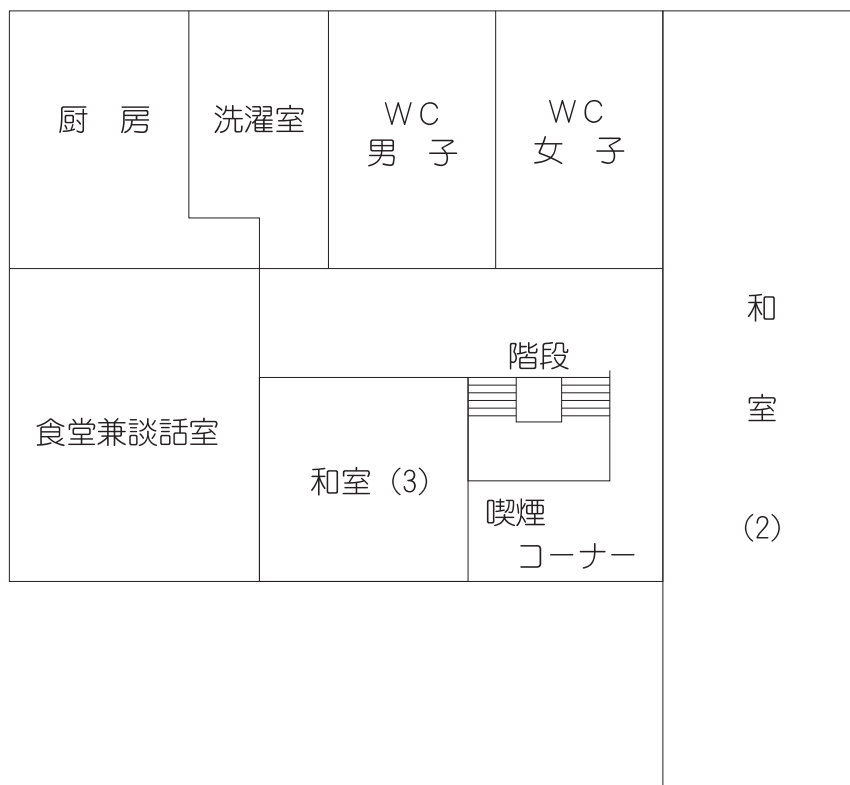


大学食堂 (Vina Vina)

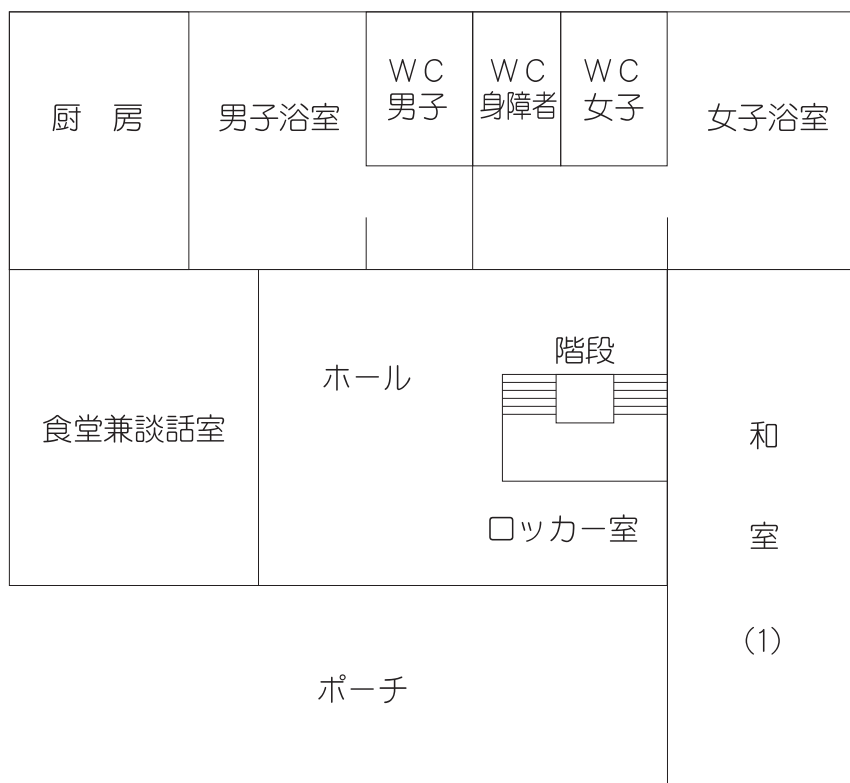


合宿研修所

2 階 (279m²)



1 階 (280m²)



文化系サークル棟

2 階 (374㎡)

部 室	部 室	部 室	W C	部 室	部 室	部 室
部 室	部 室	部 室	部 室	部 室	部 室	部 室

1 階 (374㎡)

会 長 副会長室	部 室	部 室	通	W C	部 室	部 室	部 室
部 室		部 室	路	部 室	部 室		

体育系サークル棟

(518㎡)

部室	部室	部室	部室	部室	部室	部室	通	W C	部室	部室	部室	部室	部室	部室
部室	部室	部室	部室	部室	部室	部室	路	シャワー	部室	部室	部室	部室	部室	部室
								洗濯室						

サークル棟

2 階 (217㎡)



1 階 (217㎡)



学友会機関棟

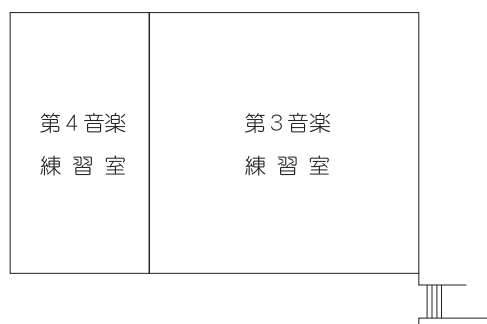
2 階 (462㎡)



1 階 (457㎡)



地下 (162㎡)



校舎等建物配置図

校舎等建物配置図

